【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 2021年 3 月30日

[事業年度] 自 2019年10月1日 至 2020年9月30日

【会社名】 ビザ・インク

(Visa Inc.)

【代表者の役職氏名】 ダグラス・スチュワート

ヴァイス・プレジデント兼秘書役補佐

(Douglas Stewart, Vice President and Assistant Secretary)

【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国94128-8999カリフォルニア州

サンフランシスコ、私書箱8999

(P.O.Box 8999, San Francisco, CA 94128-8999 U.S.A.)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 吉井 一浩

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 上石 涼太

弁護士 樋口 政隆 弁護士 吉田 満利恵

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1367

03-6775-1544 03-6775-1660

【縦覧に供する場所】 該当なし。

- (注1)文脈上他の意味に解すべき場合を除き、本有価証券報告書(以下「本書」という。)において、「ビザ」、「会社」または「当社」とは、ビザ・インクまたはその子会社を指す。
- (注2)本書において、「ドル」、「米ドル」、「US\$」または「\$」は米国の通貨をいい、「ユーロ」はユーロ圏の通貨をいい、「円」または「/」は日本の通貨をいう。
- (注3)便宜上、本書において円で表示されている金額は、2021年3月1日現在の株式会社三菱UFJ銀行が提示した対顧客電信直物売買相場仲値である1米ドル=106.49円の為替レートで換算された金額である。
- (注4)本書中の表において記載されている計数は四捨五入されているため、合計が計数の総和と一致しない可能性がある。
- (注5)本書には、1995年米国私募証券訴訟改革法で定義する「将来の見通しに関する記述」が記載されており、これ は、とりわけ、当社の将来の財政状態、営業成績およびキャッシュフローに対する新型コロナウイルス感染症 (以下「COVID-19」という。)の影響、見通し、進展、戦略および当社の事業成長、特定の国々において予定さ れる当社商品の展開、産業の発展、当社の取得に期待された利益、訴訟事件、調査および訴訟手続に関する予 想、株式買戻しのタイミングおよび金額、流動性の源泉および資金源の十分性、当社のリスク管理プログラムの 有効性ならびに直近の会計基準書が当社の連結財務諸表に与える影響に係る予想に関連している。将来の見通し に関する記述は、概して、「考える」、「見積る」、「予想する」、「意図する」、「かもしれない」、「予定 する」、「可能性がある」、「すべきである」、「するつもりである」、「継続する」および他の類似の表現に より識別される。歴史的事実に関する記述を除くすべての記述は、将来の見通しに関する記述になり得るが、あ くまで記述日現在の話をしており、将来のパフォーマンスを保証するものではなく、また多くが当社には制御不 能かつ予測困難な特定のリスク、不確実性およびその他の要因にさらされている。当社は、実際の業績を、「第 一部 - 第2 - 3事業の内容」、「第一部 - 第3 - 2事業等のリスク」および「第一部 - 第3 - 3 - (3) - 財政 状態および経営成績に関する経営陣の考察および分析」における将来の見通しに関する記述のいずれかに記載さ れるまたは示唆される業績から大きく乖離させ得るリスクおよび不確実性について記述している。さらに、当社 は法に基づき義務付けられる場合を除き、新しい情報、将来発生する事由またはその他の結果として、将来の見 通しに関する記述を更新または修正する予定はない。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

1【会社制度等の概要】

(1) 【提出会社の属する国・州等における会社制度】

ビザ・インクは、アメリカ合衆国デラウェア州法に基づき設立された。アメリカ合衆国では、民間企業の 設立を対象とする連邦法が銀行等の特殊な例外を除き存在しないため、事業法人はいずれかの州またはコロ ンビア特別区の法に準拠して設立されている。

デラウェア州法に基づく会社は、会社の株式の所有者である株主とは別個の独立の法人格を有する。デラウェア州法に基づく会社は、その定款の規定するところに従い、一種もしくは数種の株式を発行することができ、かかる株式は、一種または数種の普通株式または優先株式(以下に定義される。)およびあらゆるクラス株式内の一種もしくは数種のシリーズによって構成される。また、株式の全部または一部について額面株式または無額面株式とすることができ、全部または一部について議決権株式または無議決権株式とすることもできる。そして、優先株式は、一定率による配当および清算時の残余財産の分配において普通株式に優先するものとすることができる。通常、デラウェア州法に基づく会社が、資本金を払い込まれた後は、株主は、自己の行為または行動を理由とするものを除き、同社の負債について責任を負わない。

デラウェア州法に基づく会社は、通常、年次株主総会において株主により選任された取締役会により運営される。一般的に、会社の事業その他の事項は、取締役会が広範な権限と裁量のもとに管理している。株主の権限は、通常次の事項を含む。

(a) 取締役の選任

(b) 定款の変更

(c)合併、結合、解散、整理または資産の全部もしくは実質的に全部の譲渡等、会社の事業に関する重 大な変更の承認

取締役会は、会社の日常業務を遂行する主要な役員を選任する。取締役会は、会社の付属定款の定める時期に、その定める手続に従って定期的に開催される。

主要な役員の義務は、一般的に当社の改定再録付属定款(以下「付属定款」という。)に規定されており、付属定款は所属する州の州法または定款に反しない形で、取締役会または株主総会によって改正される。

(2) 【提出会社の定款等に規定する制度】

ビザ・インクの会社制度は、デラウェア州法によって定められるところに加えて、会社の改定再録基本定款(以下「基本定款」という。)および付属定款にも示されており、一定の事項について現在は以下のとおり定められている。

(a)株式に関する情報概要

下記の概要は、当社株式の重要な要項について記載している。この概要は完全なものではなく、デラウェ ア州法ならびに当社の基本定款および付属定款を参照することを前提としている。

()授権資本

当社の授権資本の構成は以下のとおりである。

- ・クラスA普通株式2,001,622,245,209株(1株当たり額面 0.0001米ドル)
- ・クラスB普通株式622,245,209株(1株当たり額面 0.0001米ドル)
- ・クラス C 普通株式1,097,165,602株 (1株当たり額面 0.0001米ドル)
- ・優先株式25,000,000株(1株当たり額面0.0001米ドル)(以下「優先株式」という。)。ビザ・ヨーロッパ・リミテッド(Visa Europe Limited)(以下「ビザ・ヨーロッパ」という。)の取得に関連して、2016年6月20日、当該優先株式より以下のシリーズが創設および授権された。
 - ・シリーズA転換条項付参加型優先株式4,000,000株(1株当たり額面 0.0001米ドル)(以下「シリーズA優先株式」という。)
 - ・シリーズB転換条項付参加型優先株式2,480,500株(1株当たり額面 0.0001米ドル)(以下「シリーズB優先株式」という。)

・シリーズC転換条項付参加型優先株式3,157,000株 (1株当たり額面 0.0001米ドル) (以下「シリーズC優先株式」という。)

当社の議決権付株式の議決権の過半数を有する者は、当社の優先株式のすべてのシリーズ(シリーズB優先株式およびシリーズC優先株式を含む。)、またはクラスA普通株式、クラスB普通株式もしくはクラスC普通株式の授権株式数を増加もしくは減少させることができる。ただし、当該優先株式または普通株式の当該時点における発行済株式数を下回ることはできず、かつ、当該増減にあたっては、いかなる優先株式または普通株式の保有者による優先株式のシリーズ別または普通株式のクラス別の決議は必要とされない。

()普通株式の内容

議決権

クラスA普通株式の各株主は、当人が名義上保有するクラスA普通株式1株当たり1票の議決権を有し、当該議決権の対象は当社の株主が通常議決に参加できるすべての事項に及ぶ。

クラスB普通株式の各株主とクラスC普通株式の各株主は、株主が通常議決に参加できる事項についてかかる株主が株主名簿上保有する(規定どおり。)クラスB普通株式またはクラスC普通株式に係る議決権を持たない。ただし、他の法律で定められた一定の事項に関する議決権に加え、クラスB普通株式またはクラスC普通株式が発行済みである限りにおいて、次のとおりとする。

- ・新設合併、吸収合併、企業結合その他の取引で、同取引においてクラスA普通株式の株式が他の株式もしくは有価証券、または現金その他の財産を受領できる権利と交換されるか、それらに転換されるか、またはそれらに変更されるものの承認については、クラスB普通株式およびクラスC普通株式の過半数議決権(次に説明するとおり「転換後基準」とする。)の保有者が単一のクラスとして当社株式の他のすべてのクラスまたはシリーズとは別に合同で賛成票を投じることを必要とする(当該決議にはクラスA普通株式の株主は参加しない。)。ただし、クラスB普通株式およびクラスC普通株式が、同じ交換、または変更の対象となり、かつ1株当たりの株式、有価証券、現金もしくは他の財産(実際に適用があるものに限る。)の価額が、クラスA普通株式1株の交換、転換または変更時の価額と等しい場合はこの限りではない。
- ・当社事業の中核をなす決済事業からの撤退(すなわち、消費者向けデビット/クレジット決済事業の 運営を以後行わないこと。)については、すべてのクラスとシリーズの普通株式の議決権を80%以上 保有する保有者が単一のクラスとして当社株式の他のすべてのクラスまたはシリーズとは別に合同で 賛成票を投じることを必要とする。

転換

クラスB普通株式およびクラスC普通株式のクラスA普通株式への転換

発行済クラス B 普通株式またはクラス C 普通株式の中に、2007年10月3日の直後に、普通株式のうち地 域別クラス株式の実質株主に該当しないもしくはしなかった者、またはビザUSA・インク (Visa U.S.A. Inc.) (以下「ビザUSA」という。)、ビザ・ヨーロッパ、ビザ・カナダ・コーポレーション (Visa Canada Corporation)のメンバーもしくはそれらの関係者(当社はこれを「ビザ・メンバー」と称す る。)に該当しないもしくはしなかった者に対して移転された株式があった場合、当該株式は、移転の直 前に、当該移転時の転換率に基づいてクラスA普通株式に自動的に転換されるものとし当社またはクラス B普通株式もしくはクラスC普通株式の株主の決議を必要としない。ただし、譲渡の日に、以下の各号の いずれかに関連しない限り、いかなる場合も、クラスB普通株式またはクラスC普通株式はクラスA普通 株式に転換されない。() クラス A 普通株式が上場される証券取引所における、1933年証券法(その後 の改正を含む。)に基づくルール144(g)に定義される「ブローカー取引」による当該株式の売却、ま たは()ビザ・メンバーもしくはビザ・メンバーの関係者のいずれにも該当しない者に対する当該株式 の私募発行。また、基本定款に定める当該株式に適用されるすべての譲渡制限が解除されるまでかかる転 換は実施されない。かかる転換後のクラスB普通株式およびクラスC普通株式は未償還株式ではなくな り、爾後、当社は当該株式を発行することはできない。クラスB普通株式およびクラスC普通株式のクラ スA普通株式への転換は譲渡に際してのみ行うことができるのであって、クラスB普通株式またはクラス C普通株式の株主はいつでも当該株式のクラスA普通株式への転換を自ら行いまたは当社に転換を要求す る権利を有さないことをここに明記する。

クラスA普通株式のクラスC普通株式への転換

2008年3月25日以後に、ビザ・メンバーまたは同様の者がクラスA普通株式を取得した場合、当該各株式はクラスC普通株式1株に自動的に転換され、当社またはクラスA普通株式の株主の決議を必要としない。しかしながら、上記の自動的な転換は、ビザ・メンバーが取得したクラスA普通株式のうち、当該ビザ・メンバーが投資家本人としてその勘定にて取得したもの(または投資家本人として行為する当該ビザ・メンバーの関係者の勘定にて取得したもの)以外の株式に関しては適用されないものとする。上記を

制限することなく、上記の自動的な転換は、クラスA普通株式のうち、ビザ・メンバー、類似の者もしくはそれぞれの関係者が、自らの仲介業務、値付け業務、保管業務、投資運用業務もしくは類似業務に関連して取得もしくは保有する株式、またはビザ・メンバー、類似の者もしくはそれぞれの関係者が管理する投資ファンドが取得した株式には適用されないものとする。上述のように転換されたクラスA普通株式はすべて未償還株式ではなくなり、爾後、当社は当該株式を発行することはできない。

適用転換比率

適用転換比率は以下のとおりとする。

- () クラスC普通株式については、1株につきクラスA普通株式1.00株とし、基本定款に定めると おり適宜調整を加える。
- () クラスB普通株式については、1株につき、(x)2008年3月25日から対象訴訟(基本定款に 定義する。)の結審までの間は、1.00×(A-B-D)相当のクラスA普通株式数、(y)対 象訴訟の結審および2008年3月25日の後は、1.00×(A-B-D+C)相当のクラスA普通株 式数とする。
 - (A) = 1.6228
 - (B) = 基本定款に従って随時発行されるクラスA普通株式の株式数(収益は対象訴訟に係る債務の返済に充当されることが予定されており、取締役会が当該株式を「損失補填株式」に指定したもので、「損失補填株式」と呼ばれているもの)を分子とし、245,513,385(当社ではこれをクラスB数値という。)を分母とする分数。
 - (C) = 対象訴訟の結審後に対象訴訟に係る和解または判決に伴う支払金に充当するために 設定されたエスクロー口座から当社に支払われる資金(損失分担契約に関連する一 定の租税の分配および払い戻しを除く。)を、0.01米ドルまたは対象訴訟の結審日 の3取引日前までの90日間(取引日)のクラスA普通株式1株の出来高加重平均価 格のいずれか大きいほうの数値で除した商を分子とし、クラスB数値を分母とする 分数。
 - (D) = エスクロー契約および基本定款の条項に従い適宜エスクロー口座に預託される (x)損失補填資金株式相当額(基本定款に定義する。取締役会はこれを「損失補 填資金」として指定し、損失補填資金と呼ばれている。)を分子とし、(y)クラ スB数値を分母とする分数。

適用転換比率は、すべてのクラスの普通株式の再分類、分割および再分割について、基本定款に定めるとおり適宜通常行われる調整の対象となる。

新株引受権

原則として、当社普通株式の株主は、当社株式については、そのクラスまたはシリーズを問わず、新株引受権を持たない。ただし、当社取締役会が採択した特定のシリーズの株式発行を定める決議、または当社と当社株主との間の契約に定めがある場合はこの限りではない。現在、当社取締役会の決議をもって、または当社株主との契約を通じて新株引受権の付与を行う計画はない。

端株

いずれのクラスの普通株式を他のクラスの普通株式に転換する場合、またはいずれの普通株式を償還する場合においても、転換先の普通株式について端株の発行は行わない。端株の代わりに、当社は当該端株に、場合に応じて、当該株式の転換先となるクラスの普通株式の転換日現在の1株当たりの公正市場価額、または償還される当該クラスの普通株式の償還日現在の1株当たりの公正市場価額(当社の取締役会が誠実にかつその単独の裁量にて決定したか、同取締役会が設けた手続に従って決定された金額とする。)を乗じた金額を現金にて支払うものとする。同じ株主がいずれかのクラスの普通株式を一度に複数転換または償還した場合、転換時に発行される株式数は当該株主が当該時点で転換または償還した普通株式の総数に基づいて算出する。基本定款に基づく償還の際のクラスB普通株式およびクラスC普通株式の公正市場価額の決定については(当該目的に限る。)、クラスB普通株式およびクラスC普通株式はそれぞれ該当する償還の直前の適用転換比率に基づいてクラスA普通株式に転換されたものとみなす。

配当および分配権

デラウェア州一般会社法(以下「DGCL」という。)および基本定款に含まれる制限、ならびに発行済みのいずれのシリーズの優先株式、または配当の支払に関して普通株式に優先する権利もしくは普通株式と共に参加できる権利を備えた株式のクラスもしくはシリーズの株主の権利に含まれる制限に服したうえ

で、クラスA普通株式、クラスB普通株式およびクラスC普通株式の株主は、普通株式に基づき支払われる配当もしくは分配につき、比率に応じて(クラスB普通株式またはクラスC普通株式の株主の場合は、下記のとおり、転換後の株数に基づき)その分配を受け取ることができる。配当もしくは分配の宣言および支払は、普通株式のどのクラスもしくはシリーズに基づいて行うかを問わず、普通株式の他のすべてのクラスおよびシリーズに基づく同等の配当の宣言および支払が同時に行われない限り行えないものとする。

残余財産分配請求権

当社の自発的または非自発的な清算、解散または整理の場合、当社普通株式の株主は、当社の負債その他の債務の支払後に株主に対して分配が可能となった純資産につき、比率に応じて(転換後の株数に基づき)その分配を受け取ることができる。ただし、発行された優先株式があれば、これに劣後する。当社のすべてもしくは実質的にすべての財産もしくは資産の自発的な売却、譲渡、または現金、株式、有価証券もしくは他の対価による交換もしくは移転、または当社と他社(1社か複数社かを問わない。)との統合または合併のいずれも、自発的もしくは非自発的な清算、解散または整理としてはみなされないものとする。ただし、上記の自発的な売却、譲渡または交換もしくは移転が、当社事業の解散もしくは清算に関連して行われる場合はこの限りではない。

合併、統合等

当社が、新設合併、吸収合併、企業結合その他の取引で、同取引において普通株式が他の株式もしくは 有価証券、または現金その他の財産を受領できる権利と交換されるか、それらに転換されるか、またはそれらに変更されるものを行った場合、当該普通株式の当該交換、転換または変更後の株式、有価証券、現金もしくは他の財産の1株当たりの価額は、他のクラスの普通株式それぞれの交換、転換または変更時の価額と等しいものとする(転換後の価額をその根拠とする。)。

「転換後」の意義

上記「配当および分配権」、「残余財産分配請求権」および「合併、統合等」において、「転換後の」とは、クラスB普通株式の各株主またはクラスC普通株式の各株主が、(×)配当権の場合は、配当もしくは分配、(y)残余財産分配請求権の場合は、分配可能な資産、または(z)新設合併、吸収合併、企業結合その他の取引の場合は、株式、有価証券、もしくは現金その他の財産を、一定の比率に応じて受け取ることができることを意味する。ただし、いずれの場合も、その根拠となるのは、クラスB普通株式もしくは(事情に応じて)クラスC普通株式(当該株主が実質であるものを指す。)が転換可能な転換先のクラスA普通株式の株数とし、かつ、当該配当もしくは分配、清算、解散もしくは整理を対象とした投票、または当該新設合併、吸収合併、企業結合その他の取引の成立を対象とした決議の直前において、クラスB普通株式およびクラスC普通株式の全発行済株式が、当該時点の転換率に応じてクラスA普通株式に転換されることをその前提とする。

当社クラスC普通株式の移転に適用される転換率は、常に1対1とする(すなわち、クラスC普通株式1株が、移転時にクラスA普通株式1株に転換されることとなる。)。ただし、株式分割、資本の再構成および同様の取引があった場合は、その調整を行う。

当社の発行済クラスB普通株式に適用される転換率は、上記「適用転換比率」に記載のとおり、株式分割、資本の再構成および類似の取引があった場合は、その調整を行う。この転換率は、損失補填株式に指定されているクラスA普通株式の発行された時点(純収益はエスクロー口座に預託される。)および損失補填資金がエスクロー口座に預託された時点で自動的に調整される。適用転換比率は対象訴訟の結審時および当該時点でのエスクロー口座の残余の預託金の出金時にも調整される。

対象訴訟がすべて結審した日以降は、エスクロー口座の対象訴訟関連の残余の預託金は当社に出金され、クラスB普通株式の譲渡の際に適用される転換率はクラスB普通株式の株主に有利になるように自動的に調整される(すなわち、クラスB普通株式をクラスA普通株式1株に転換するためにはこれより少ない数しか必要とされない。)。ただし、上述のとおり、当該時点のクラスA普通株式の加重平均取引価格を考慮に入れた上で、エスクロー口座から当社に出金された総額の範囲内とする。

譲渡制限

対象訴訟は2011年3月25日に結審せず、いつ結審されるのか正確に見積もることができない。そのため当社は、クラスB普通株式に係る譲渡制限がいつ終了するのか予測不可能である。当社のクラスC普通株式の株式は、譲渡制限が解除され、2011年2月7日に市場での売却が可能となった。上述の譲渡に関する制限には以下の例外が適用される。

- ・当社によるクラスB普通株式の最初の株主への譲渡。
- ・当社によるいずれの者もしくは組織に対する譲渡、または当該株主による当社への譲渡。

- ・クラスB普通株式の、クラスB普通株式を保有する他の株主または当該株主の関係者に対する譲渡。
- ・クラスB普通株式の任意の株式の、当該株主の関係者に対する譲渡。
- ・損失分担契約(基本定款に定義する。)の条件に従った普通株式の譲渡。
- ・ビザ・インターナショナル・サービス・アソシエーション (Visa International Service Association) (以下「ビザ・インターナショナル」という。)のグループメンバー(ビザ・インターナショナルの第2定款細則の定義による。)に該当する者が、当該グループメンバーの株主、構成員またはその他の持分保有者に対して行うクラスB普通株式の譲渡。ただし、当該譲渡が、適用ある証券関連法に従って行われており、かつ各譲渡先がグループメンバーの配当もしくは他の分配に対して持つ資格に応じた一定の比率により、グループメンバーの組織構成文書に従って行われることを条件とする。
- ・クラスB普通株式の株主が、当該株主のすべてもしくは実質的にすべての資産を承継する者に対して 行う譲渡。なお、その原因が合併、統合、実質的にすべての資産の売却または他の同様の取引にある か否かを問わない。
- ・クラスB普通株式の株主が、ビザブランドを冠した当該株主の商品決済ポートフォリオのすべてもしくは実質的にすべてを当該株主から取得した者に対して行う譲渡。
- ・ビザ・インターナショナルのメンバーのうち持分を持たず、プリンシパル・カテゴリーのメンバー資格を有する者が行う普通株式の譲渡で、その譲渡先が、ビザ・インターナショナルのメンバーでビザ・インターナショナルのメンバー資格を有し、かつ上記の持分を持たないプリンシパル・カテゴリーのメンバーのスポンサー支援を受ける者であるもの。
- ・ビザ・インターナショナルのメンバーのうち持分を持たず、プリンシパル・カテゴリーのメンバー資格を有する者が行う普通株式の譲渡で、その譲渡先が、発行人としてビザ決済システムに参加し、かつ当該持分を持たないメンバーのスポンサー支援を受けるか、当該持分を持たないメンバーのスポンサー支援を受ける准メンバーのスポンサー支援を受けるか、または(当該持分を持たないメンバーがグループメンバーである場合は)当該持分を持たないメンバーの所属メンバーのスポンサー支援を受ける者であるもの。

当社取締役会は当社クラスB普通株式の譲渡に関する制限の例外的な取扱いを承認できる。ただし、当該例外はクラスB普通株式のすべての株主に対して、一定の比率に応じて均等に適用されることをその条件とし、また、もし当該例外が均等かつ一定の比率に応じた形で適用されない場合は、当該例外は、さらに当社の独立取締役の少なくとも75%の承認も得るものとする。

当社取締役会は、取締役会の過半数の賛成決議をもって、クラスB普通株式の発行済株式の一部について、譲渡制限期間の3年の部分を、当該期間が本来終了すべき日から1年を上限として延長できる。ただし、以下をその条件とする。

- ・当該クラスB普通株式の一部に関する当該延長と同時に、当社取締役会が当該クラスB普通株式の他の部分に関する譲渡制限期間について、1つ以上の短縮をすでに承認しており、その結果、常に、クラスB普通株式のすべての発行済株式に関する譲渡制限期間の加重平均期間が3年間以内に留まること。
- ・当該延長が、当社クラスB普通株式のすべての株主に対して、一定の比率に応じて均等に適用されること、また、もし当該延長がクラスB普通株式のすべての株主に対して均等かつ一定の比率に応じた形で適用されない場合は、当該延長は、さらに当社の独立取締役の少なくとも75%の承認も得ること。

()優先株式の内容

概要

当社は、25,000,000株まで優先株式を発行できる権限を与えられている。当社取締役会は、基本定款により、これらの株式を1つ以上のシリーズで発行する権限、随時各シリーズに含めることとなる株数を設定する権限、ならびに当該各シリーズの株式の指定、議決権、優先権および権利ならびにその資格、制限および制約を決定する権限を与えられており、株主の承認を要さない。優先株式に関する指定証書(以下「指定証書」という。)に別段の定めがない限り、当社取締役会は、任意のシリーズにつき、その株数の増減を行うことができる。ただし、当該シリーズの当該時点における発行済株式の株数を下回ることはできない。当社取締役会は、普通株式のいずれのクラスもしくはシリーズの権利もしくは特典につき、普通株式の他のクラスもしくはシリーズとの関係において、これに不利でかつ不相応な影響を及ぼす優先株式の発行を許諾することはできない。

原則として、優先株式の株主はいかなるクラスまたはシリーズの当社新株引受けについても優先権を有しない。ただし、優先株式の指定または当社と当社株主の間の契約に別途の定めのある場合はこの限りではない。当社は、現在、株主との契約により新株引受権を付与することは予定していない。

優先株式の詳細

 $\underline{>}$ リーズA、 $\underline{>}$ リーズBおよびシリーズC優先株式に関する権利、優先権、特権、制限およびその他の事項は以下のとおりである。

・順位

<u>シリーズA</u>、シリーズBおよびシリーズC優先株式は、残余財産分配後の配当の支払いおよび分配の権利について、優先劣後もなく、同順位株式と同等である。<u>シリーズA</u>、シリーズBおよびシリーズC優先株式は、配当の支払いおよび分配の権利については劣後株に優先するが、下記「残余財産分配優先権」および関連する指定証書に別途規定されるクラスA普通株式を除き、普通株式とは優先劣後なく同等であるものとする。<u>シリーズA、</u>シリーズBおよびシリーズC優先株式は、その条件により残余財産分配後の配当の支払いおよび分配の権利について<u>シリーズA、</u>シリーズBまたはシリーズC優先株式(場合による)に明確に優先する、今後創設される当社の株式の一切のシリーズに劣後し、また、当社のすべての既存および将来の債務およびその他の負債に劣後する。

・配当

クラスA普通株式に係る普通現金配当および四半期現金配当が取締役会により決議された場合、取締役会は同時に<u>シリーズA、</u>シリーズBおよびシリーズC優先株式の各株式についても、それぞれ配当を決議するものとし、かかる配当は、()クラスA普通株式の各株式に関して決議および支払が行われる1株当たりの配当と()クラスA普通株式相当数(転換により発行可能な潜在的クラスA普通株式数またはこれに代わって転換により発行可能なシリーズA優先株式の数をいう。<u>シリーズA優先株式の当初転換比率は100、シリーズBおよびシリーズC優先株式の当初転換比率は13.952であった。</u>)の積と同額である。

残余財産分配優先権

- (a) 当社の事業が任意または強制にかかわらず、清算、解散または整理される場合には、当社の負債 およびその他の債務の支払および支払の引当後、株主は、保有されるシリーズA、シリーズBま たはシリーズC優先株式(場合による)の各株式に関し、()第一に、普通株式のいずれかの クラスもしくはシリーズまたは劣後株のいずれかのその他のクラスもしくはシリーズの株主に対し、支払が行われるか資産が分配される前に、シリーズA、シリーズBまたはシリーズC優先株式(場合による)1株当たり0.01米ドル(以下「残余財産分配優先権」という。)に相当する金額ならびに()第二に、残余財産分配優先権を差し引き、普通株式および同順位株式と同順位で、かつ普通株式または劣後株にも優先しない条件で、かかる株主が、かかる残余財産分配の直前に、かかるシリーズA、シリーズBまたはシリーズC優先株式(場合による)およびその他の優先株式の各株式がクラスA普通株式に転換された場合にかかる残余財産分配の結果として受領できたであろう分配と等しい金額を受領する権利が付与される。
- (b)残余財産分配において、残余財産分配優先権の支払に充当可能な資産が上記(a)()に規定される、シリーズA、シリーズBまたはシリーズC優先株式(場合による)およびシリーズA、シリーズBまたはシリーズC優先株式(場合による)の残余財産分配権において優先劣後しない当社の株式のその他のクラスまたはシリーズの株主への優先額全額の支払を許可するに不十分な場合、すべての残余財産は当該時点で発行済みの関連する優先株式および当該時点で発行済みの関連する優先株式の残余財産分配権において優先劣後しない当社の株式のその他のクラスまたはシリーズの株主の間で、各々の残余財産分配優先権の合計に応じて、比例按分で分配される。

・議決権

- (a)適用ある法律により別途義務付けられるかまたは本項に明示的に規定される場合を除き、株主は 一切の議決権を有さず、かかる株主が登録上保有するシリーズA、シリーズBおよびシリーズC 優先株式のそれぞれに関し、当社の株主が投票する権利を有する一切の事項について投票する権 利は一切付与されない。
- (b)上記(a)の規定にかかわらず、<u>シリーズA、</u>シリーズBまたはシリーズC優先株式(場合による)が発行済みかつ未償還である限り、当社の株式のその他のすべてのクラスまたはシリーズとは別々に単一のクラスとして共同で投票する関連する優先株式の発行済株式の議決権の過半数の株主による賛成票なくして、当社は、一切の統合、合併、結合またはクラスA普通株式がその他の株式もしくは有価証券もしくは現金、もしくはその他の財産を受領する権利と交換、またはそれらに転換もしくは変更される類似の取引を行わないものとする。ただし、指定証書に規定される例外を除く。

- (c)上記(a)の規定にかかわらず、株主の権利、優先権、特権または議決権に悪影響を及ぼす、指定証書の規定の一切の変更、修正または撤回(合併、法律の運用またはその他による場合を含む。)の承認には、当社の株式のその他のすべてのクラスまたはシリーズとは別々に単一のクラスとして共同で投票するシリーズA、シリーズBまたはシリーズC優先株式(場合による)の発行済株式の議決権の過半数の株主による賛成票が必要となる。ただし、指定証書に規定される例外を除く。
- (d)本項に従って、株主に議決権が認められる一切の事項について、各株主は1株当たり議決権1個が与えられる。

・ 譲渡の制限

 $\frac{>$ リーズA、>リーズBまたはシリーズC優先株式は、以下の場合を除き、譲渡できないものとする。 (a) ビザ・ヨーロッパ取得の対価として $\frac{>}{>}$ リーズBまたはシリーズC優先株式を受け取る権利を有する個人への譲渡、(b) 株主からクラスB普通株式またはクラスC普通株式(場合による)を保有する権利を有する者に対する譲渡、(c) 当社から個人への譲渡または株主から当社への譲渡ならびに(d) 株主から(1) 直接的もしくは間接的にかかる株主を完全所有する個人、(2) 直接的もしくは間接的にかかる株主に完全所有される個人または(3) 直接的もしくは間接的にかかる株主を完全所有する個人によって直接的もしくは間接的に完全所有される個人に対する譲渡。ただし、指定証書に規定される例外を除く。

· 転換調整

シリーズB優先株式およびシリーズC優先株式に関し、転換調整は、(A)潜在的なU.K.&Iおよびヨーロッパカバード・クレームに関連する、シリーズB優先株式またはシリーズC優先株式(場合による)の形態で保持される補償の金額(米ドル建て)(もしあれば)の減額合計を、(B)発行済みのシリーズB優先株式またはシリーズC優先株式(場合による)の株式数で除した商を、(C)クラスA普通株式の公正市場価格で除した商に一致するものとする。

・ 償還、買戻しまたは再取得された株式;償還

当社によって償還、買戻しまたは再取得されたシリーズA、シリーズBまたはシリーズC優先株式(場合による)は、将来の発行が可能になるよう、承認済み、未発行かつ未設定の状態に戻されるものとする。当社は、クラスA普通株式相当数をゼロに減少させたうえで、上記「転換調整」に基づく調整の結果であるか、関連する指定証書に定められるその他の調整の結果であるかにかかわらず、その選択により、株主に償還通知を交付して、1株当たり0.0001米ドルの償還率でシリーズA、シリーズBまたはシリーズC優先株式(場合による)のすべて(一部は不可)を償還することができ、その結果、かかる時点の後に発行済みの関連する優先株式は存在せず、また、かかる株式のすべては、将来の発行が可能になるよう、承認済み、未発行かつ未設定の状態に戻されるものとする。

()株式の追加発行に対する制限

当社の基本定款および訴訟管理契約(基本定款に定義する。)は、国際的組織再編合意書(基本定款に定義する。)により明確に意図されている場合を除き、対象訴訟の結審までの間、当社または当社子会社のいずれも、(訴訟管理契約に基づく契約上の権利および義務にしたがって行為する。)訴訟委員会の過半数の委員の事前の書面による同意がない限り、いかなる者にも株式の発行は行えない旨を定めている。ただし、以下の株式の発行を除く。

- ・基本定款の日付である2008年12月16日以前に行われる普通株式(または当社子会社の場合は該当する他の持分)の発行。
- ・国際的組織再編合意書または当社の組織再編に関連して締結された他の文書に基づき2008年12月16日より後に行われる普通株式(または当社子会社の場合は該当する他の持分)の発行。この対象株式には、損失補填株式および国際的組織再編合意書の条件に基づき発行された普通株式の転換もしくは交換時に発行された有価証券で、普通株式への転換もしくは普通株式との交換が可能なものが含まれる(疑義が生じることを避けるため、クラスB普通株式またはクラスC普通株式の転換時に発行されるクラスA普通株式が含まれることをここに明記する。)。
- ・当社取締役会が承認したオプション・プランまたは他の従業員報奨計画に基づく普通株式(または当社子会社の場合は該当する他の持分)の発行。オプションまたは転換有価証券が直接的もしくは間接的に転換された時に発行されるものが含まれる。
- ・プット・オプションまたはコール・オプション(ビザ・ヨーロッパ・プット・コール・オプション契約に定義する。)の行使後、オプション行使価格の全額または一部の支払に際して行われる株主代表者に対する普通株式の発行。

- ・クラスB普通株式およびクラスC普通株式の株主が保有する普通株式の所有比率の総計を50%未満に減少させるために望ましいと当社取締役会が誠実に判断したクラスA普通株式の募集(新規株式公開(以下「IPO」という。)を含むがこれに限定されない。)につき、これに関連して行われるクラスA普通株式の発行。
- ・株式の募集において売却されるクラスA普通株式(当該株式が損失補填株式を構成するものか否かを問わない。)の発行のうち、その手取金の使途が、当社取締役会の誠実な判断に従って行われる営業損失その他の特別損失もしくは債務(訴訟もしくは和解に伴う損失を含むがこれに限定されない。)の資金手当にあるか、または当社取締役会の誠実な判断に従って行われる他の緊急事態への対応にあるもの。
- ・合併もしくは資本の再構成にあたり対価として発行されるか、当社による他社もしくは他社の資産の 取得にあたり対価として発行される普通株式または優先株式(または当社子会社の場合は該当する他 の持分)の発行。
- ・普通株式または優先株式(または当社子会社の場合は該当する他の持分)の発行のうち、その個々者の当該株式の累計総数が(当該発行の直後において)それぞれ当社株式のすべてのクラスおよびシリーズの発行済株式数の10%を超えないもの。ただし、その発行先となる者との関係が、当社取締役会の誠意ある判断によれば当社にとって重要な戦略上の利益をもたらす可能性がある場合に限る。
- ・当社取締役会が承認する資金調達取引の一環として行われる普通株式または優先株式(または当社子会社の場合は該当する他の持分)の発行のうち、当該株式の累計総数が(当該発行の直後において)当社株式のすべてのクラスおよびシリーズの発行済株式数の3%を超えないもの。ただし、当該有価証券が当該資金調達取引の重要な構成要素となっていない場合に限る。
- ・当社の有価証券の保有者全員に対し保有比率に応じて割り当てられる当該有価証券の株式分割または 株式配当に関連して行われる普通株式(または当社子会社の場合は該当する他の持分)の発行。

()支配権の異動に対する制限

当社の基本定款および付属定款ならびにDGCLの中のいくつかの条項について、その要約を以下に記載する。これらの条項は、当社の支配権の異動を遅らせ、繰延べもしくは妨げる効果または取得予定者による当社株主に対する申込を抑止する効果を持ち得るものである。これは、たとえ当社株主の過半数が当該支配権の異動やその申込により利益を得る可能性がある場合でも起こり得る。以下の要約は完全なものではないため、米国証券取引委員会(以下「SEC」という。)への提出文書およびDGCLを参照されたい。

事前通知要件

当社の付属定款は、取締役候補者の任命またはその他の株主総会議題に関連した株主提案に関し、事前通知手続を設けている。これらの手続は、当該株主提案の通知が、それを諮る総会の前に、当社事務局に対し書面にて適時に提出されなければならない旨を定めている。この事前通知要件を適時にみたすためには、一般的に当該通知は、株主総会開催日から起算して90日以上120日前までに、当社本店において受理されなければならない。ただし、100日前より後に総会日の通知が当社株主に交付されたかまたは事前に公への開示が行われた場合、株主による適時の通知は総会日の通知が郵送された日または他の方法で公開された日のうちいずれか早い方の日の10日後の営業時間終了時までに受理されなければならない。通知には、当社付属定款に規定される一定の情報が記載されなければならない。

臨時株主総会

基本定款および付属定款は、当社取締役会、取締役会議長(もしくは、基本定款の定めに応じて、共同 議長(もしいれば))または最高経営責任者が臨時株主総会の招集を行える旨を定めている。

15%株式所有制限

当社取締役会の事前の承認がない限り、いかなる者も、次のいずれについても実質的に所有することはできない。

- ・当社クラスA普通株式の発行済株式総数または議決権総数の15%超。
- ・クラスA普通株式、およびその時点で発行済みのクラスA以外の普通株式(他の普通株式という。) のすべての転換を前提として、それらの他の普通株式の合計が、転換ベースでクラスA普通株式の 15%超を表す他の普通株式。

前述の所有制限にかかわらず、()いかなるビザ・メンバーも、組織再編に際して受領した株式については、その受領の結果この所有制限の違反を犯したとはみなされず、()ビザ・ヨーロッパのいかなる譲渡先も、ビザ・ヨーロッパが最初の当該ビザ・ヨーロッパの譲渡先に対して初めてクラスC普通株式の譲渡を行った直後においては、当該クラスC普通株式の株数を所有した結果この制限の違反を犯したと

はみなされず、() いかなるビザ・メンバーも、普通株式の買戻しその他の当社の行為を理由としてこの制限の違反を犯したとはみなされず、() 当社クラスA普通株式または他の議決権株式(または当該有価証券への転換もしくはそれとの交換が可能な有価証券)につき、それらの株式の募集に参加する引受人、またはそれらの私募発行にあたり、主要な買手もしくは最初の買手として参加する引受人は、当該株式の募集または私募発行の便宜を図るのに必要な範囲で有価証券を実質的に所有することができる。

譲渡が意図的に行われ、かつ当該譲渡が成立した場合に本項の制限違反となる可能性がある場合は、予定された譲渡先はこの制限を超える株式について一切権利を取得せず、かつ当該超過分の株式につき意図された譲渡は無効とする。

5%株式所有制限

当社と競合する一般的決済システムの運営者である者、またはその者の子会社は、発行済クラスA普通株式の合計(他の普通株式がすべてクラスA普通株式に転換されることを前提として。)の5%超を実質的に所有してはならない。

譲渡が意図的に行われ、かつ当該譲渡が成立した場合に本項の制限違反となる可能性がある場合は、予定された譲渡先はこの制限を超える株式について一切権利を取得せず、かつ当該超過分の株式につき意図された譲渡は最初から無効とされる。

定款の改定

特定のクラス別議決権に対する要件に加えて、当社の基本定款は、普通株式の特定の権能、優先権および特別な権利の改定についても、その改定が、単一のクラスとして個別に(他のクラスと一緒でなく。)決議する、クラスA普通株式、クラスB普通株式およびクラスC普通株式のクラスもしくはシリーズの権利に不利な影響を及ぼす可能性がある場合は、普通株式の当該クラスの株主が持つ議決権の過半数以上の承認が必要である旨を定めている。改定についてのこれらの要件により、当社基本定款の買収防止条項の変更がより困難になっている。当社の基本定款および付属定款は、当社取締役会に対して、株主の関与なくいつでも付属定款を改定する権限も付与している。ただし、当社株主が採択した当社付属定款の条項を当社取締役会が改定した場合、当該改定は、株主が当該条項を採択した日から365日が経過するまで発効しない。

優先株式

当社取締役会が優先株式の発行ならびに当該優先株式に関連する議決権、指定、優先権およびその他の 権利の設定を行うため、優先株式の指定および優先株式の発行を行った場合、支配権の異動が遅れまたは 妨げられる可能性がある。

デラウェア州買収等規制条項

当社は、DGCL第203条の適用対象会社である。特定の例外規定の適用はあるものの、第203条は、デラウェア州の公開会社が、その「利害株主」となった者との間で、その者が利害株主となった後3年間、「企業結合」を行うことを禁じている。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- ・当該企業結合、または株主が利害株主となった取引につき、当該利害株主がその立場を得る前に当社 取締役会により承認されている場合。
- ・株主が利害株主になった取引成立の時点で、当該利害株主が、当該取引開始の時点で発行済みであった当社議決権付株式(取締役と従業員を兼任する者が所有する株式、および従業員持株会(加入従業員が、持株会の条件拘束を受けるその保有株式につき、これを公開買付もしくは株式交換提案に差出すか否かの判断を内密には行うことができないものに限る。)が所有する株式を除く。)の少なくとも85%を所有していた場合。
- ・対象者が利害株主となった時点もしくはそれ以降において、企業結合が当社取締役会により承認され、かつ年次株主総会または臨時株主総会において、当該利害株主が所有しない発行済株式の3分の2以上の賛成票を得て承認された場合。

「企業結合」には、利害株主の経済的な利益をもたらす合併、資産売却、およびその他の取引が含まれる。いくつかの例外はあるものの、原則として「利害株主」とは、当人の関係者および関連会社と合わせて、発行済議決権付株式の15%以上を当該時点で所有しているか、過去3年以内に所有していたことがある者を指す。

(b)株主総会

株主総会の開催場所

株主総会は、取締役会が指定するデラウェア州内外の場所において開催される。取締役会による指定がない場合、株主総会は当社本部において開催される。

株主総会の通知

株主が、株主総会において措置を講ずることを要求されるか、または認められている場合には、株主に対し、招集通知が送付される。同招集通知には、株主総会の開催場所および日時、ならびに臨時株主総会の場合には、招集目的が記載されるものとする。法律により別段の定めがある場合を除いて、書面による招集通知は、株主総会開催日の60暦日前から10暦日前までの間に、当該株主総会における議決権を有する各株主に対して付与されるものとする。

通知は、()郵便による場合には、当社の株主名簿に記載された株主の住所における株主宛に、郵便料金前払いで合衆国の郵便局に委ねられたとき、()ファクシミリによる場合には、株主が通知の受取場所として同意済みの番号宛に送信されたとき、()電子メールによる場合には、株主が通知の受取場所として同意済みの電子メールアドレス宛に送信されたとき、()電子ネットワーク(ウェブサイトまたはチャットルーム等)に登録し、かかる特定の登録について株主に対し別途通知する場合には、(A)当該登録がなされた時点または(B)当該登録について別途通知が行われた時点のいずれか遅い時点、また()上記以外の電子的通信手段による場合には、株主により同意された方法により当該株主に対して通知が宛てられたときに付与されたものとみなされる。電子的通信により株主に対して付与された通知が有効となるためには、かかる特定の電子的通信手段により当社が通知することに当該株主が同意しなければならない。株主は、当社に対し、書面により通知することにより、電子的通信による通知の受領についての同意を撤回できる。当社が、2回続けて電子的通信により通知できず、かかる状態が当社の秘書役または秘書役補佐、名義書換代理人、その他通知を行う責任を負う者の知るところとなった場合には、電子的通信による通知による株主の同意は自動的に撤回したとみなされる。

年次株主総会

年次株主総会は、取締役会により随時定められ、招集通知に記載された日時に開催される。各年次株主総会において、株主は、取締役の選任および年次株主総会に適切に提案された議題のみを取扱う。年次株主総会において、適切な提案として取扱われるためには、議題(取締役選任のための候補者の指名およびその他株主による検討を要する議題を含む。)は、() 取締役会によりまたは取締役会の指示により付与される招集通知(もしくはその補足文書)に明記されるか、() 取締役会によりまたは取締役会の指示により株主総会に提案されるか、または()付属定款第2.3条、第2.5条および第2.6条に従い、株主総会において議決権を有する当社の登録株主により、株主総会に適切に提案されなければならない。

前項()号に基づいて、株主は、指名またはその他の議題を年次株主総会に適切に提案するためには、当社の秘書役に対して、適切な時期に、当該指名またはその他の議題を書面で通知しなければならず、かつその他当該議題は株主による議決の対象として付属定款第2.5条および第2.6条に従った適切な事項でなければならない。いかなる場合にも、()取締役会が総会の通知において取締役被指名者を記載した事実は、株主による取締役被指名者の氏名を当社が行った通知で特定された場合を除き、当該株主による取締役被指名者について通知を行ったといいうるにたるものではなくまた、株主通知に関連する付属定款の要件をみたすものではなく、()年次株主総会の延会または延期の公示により、株主通知の付与のための期間が新たに開始されることはない(延長されることはない。)。

「年次株主総会」、「臨時株主総会」、「株主通知要件」という見出しの条項の趣旨から、「公示」とは、ダウ・ジョーンズ・ニュース・サービス(Dow Jones News Service)、アソシエイテッド・プレス(Associated Press)またそれらに比類する全国的ニュースサービスにより報じられるプレスリリース、1934年米国証券取引所法(その後の改正を含む。)(以下「証券取引所法」という。)第13条、第14条または第15条(d)項に基づいて当社がSECに対して正式に提出する書類、当社のウェブサイトへの掲示または情報を公衆の閲覧に供することのできる他の手段における開示をいう。

他のいかなる規定にもかかわらず、年次総会に先立ち取締役会選任の指名または他の議題を提示しようとする株主は、当該株主が当該議題を当社が配布する委任状に含めるよう求めることを意図するか否かにかかわらず、付属定款第2.5条および第2.6条の要件を遵守しなければならない。

臨時株主総会

当社のいずれのクラスまたはシリーズの優先株式の株主の権利にも抵触しない限り、当社の取締役会、取締役会議長もしくは最高経営責任者によるかまたはそれらの指示においてのみ、その目的を問わず、臨時株主総会を招集することができる。ただし、臨時株主総会において審理される議題は、招集通知に記載された目的に限られる。

法律により別段の定めがある場合を除いて、臨時株主総会の場所、日時および招集の目的を記載した書面による臨時株主総会の招集通知が、開催日の60暦日前から10暦日前までの間に、当該総会における議決権を有する各株主に対して付与されるものとする。

取締役会の一員となる候補者の指名は、取締役が選任される臨時株主総会において、() 取締役会の指示によるかもしくはその指示がある場合、または() 付属定款第2.5条に規定する通知手続に従い当社の秘書役に適切な時期に株主通知を行った当社の株主による取締役候補を、取締役会が招集通知において当該総会において取締役を選挙すべき旨を記載した場合に行うことができる。いかなる場合にも、() 取締役会が総会の通知において取締役候補者を記載した事実は、株主による取締役候補者の氏名を当社が行った通知で特定された場合を除き、当該株主による取締役候補者について通知を行ったといいうるにたるものではなくまた、株主通知に関連する付属定款の要件をみたすものではなく、() 臨時株主総会の延会または延期についての公示により、付属定款第2.5条および第2.6条に規定する株主通知の付与のための期間が新たに開始されることはない(延長されることはない。)。

本書と異なるいかなる規定にもかかわらず、臨時株主総会に先立ち取締役会選任の指名または他の議題を 提示しようとする株主は、当該株主が当該議題を当社が配布する委任状に含めるよう求めることを意図する か否かにかかわらず、付属定款第2.5条および第2.6条の要件を遵守しなければならない。

株主通知の要件

年次株主総会または臨時株主総会における、取締役選任のための指名および当該株主総会前に提案される 議題は、当社の招集通知に基づくか、取締役会の指示によるかもしくはその指示のある場合、または付属定 款において定められた通知付与の時点において登録株主である当社株主によってのみなされ、かかる株主は 当該株主総会における議決権を有し、当社の付属定款に定められた通知手続を遵守するものである。

株主は、当社の秘書役に対して適切な時期に適切な書面により通知した場合に限り、付属定款に基づいて、株主総会において選任される取締役を指名(複数名の場合を含む。)、または株主総会で審理すべき議題を提案できる(またはその両方を行うことができる。)。株主による通知が適切な時期になされるためには、当該株主総会の120日前から90日前までの間に、当社の主たる事務所に交付されるかまたは郵送され受領されなければならない。ただし、総会開催日について100日前を過ぎてからの通知またはその他の事前公示が株主になされた場合、株主による通知を適切な時期になされたものとするには、総会開催日の通知が郵送された日かまたはその他の公示がなされた日のうち早い日の10日後の営業終了時までに受領されなければならない。株主から秘書役に対する通知が適切なものとされるためには、当該株主が提案する各事項について、下記の記載がなされる必要がある。

- ()提案される議題および/または被指名者の簡単な説明、ならびに当該議題の提案または当該指名の 理由
- () 当該議題の提案または当該指名を行う株主の当社株主名簿に記載された名称および住所、ならびに 受益株主のために提案がなされる場合には受益株主の名称および住所
- () 当該登録株主が実質的にかつ名簿上保有している当社株式、および実質株主のために提案がなされる場合には当該実質株主が実質的に保有している株式のクラスおよび数
- ()指名に関して、(A)当該株主、各被指名者および他の者(その名称を記載すること。)の間で交わされ、指名の条件を示すすべての取決めおよび約束(書面によるか否かを問わない。)の説明、(B)当該被指名者の氏名、年齢、事業場所および住所、(C)当該被指名者により実質的および登録上所有されている当社の株式のクラス、シリーズ、および株式数、ならびに(D)勧誘資料に氏名を掲載されること、および選任された場合には取締役としての任務を行うことについての被指名者の書面による同意
- ()当社もしくは当社子会社または当社もしくは当社子会社の資産または有価証券にかかわるTOB、株式公開買付、交換買付、合併、統合、企業結合、資本再構成、事業再構築、清算、解散、分配、株式購入またはその他の特別な取引に関して、過去2年間に株主またはその関係者およびその他の者(その身元を記載すること。)との間で交わされた交渉、取引または接触の内容
- ()株主からの委任状もしくは同意を得るための勧誘、株主提案、当社もしくは当社子会社の取締役もしくは執行役員の選任、解任もしくは任命、または当社もしくは当社子会社の方針、業務もしくは戦略に関して、過去2年間に株主またはその関係者およびその他の者(その身元を記載すること。)との間で交わされた交渉、取引または接触の内容
- () 各被指名者または提案される議題について委任状勧誘において記載されるべきであるか、または証券取引所法に基づく規則第14Aに従い各場合において別途必要とされるその他の情報

デリバティブ・ポジションおよびその他の持分に関する情報

1 名もしくは複数の者を取締役として指名し、もしくは株主総会において審議すべき議題を提案し、またはその双方を行う株主および当該指名または提案がその利益のために行われる受益株主は、当社の要求により、秘書役に対し当該株主および受益株主に関して以下の情報を書面にて提供しなければならない。当該株主または受益株主が直接または間接に所有するオプション、ワラント債、転換可能証券、株式評価益権、または当社の株式のクラスもしくはシリーズに関連した価格または当社の株式のクラスもしくはシリーズの価値から全部もしくは一部が導かれた価値での行使、転換特権、資金決済、もしくは仕組みを有する同様の権

利(当該商品または権利が当社の原資本株式のクラスまたはシリーズの決済に服するか否かを問わない。)あるいはその反対のもの(以下「デリバティブ商品」という。)で、当社の株式の価値の増減から利益を得るまたは当該利益の分配を受ける直接もしくは間接の機会、代理権、契約、取り決め、合意または当該株主もしくは受益株主が当社の有価証券の持分について議決権を行使することができる関係、当社の有価証券の空売り持分(付属定款においては、契約、取決め、合意、関係その他により、対象有価証券の価値の下落により利益を得るまたは当該利益の分配を受ける機会を有する場合、直接もしくは間接的に有価証券の空売り持分を有するものとみなす。)、当該株主もしくは受益株主がジェネラル・パートナーであるまたは直接もしくは間接にジェネラル・パートナーの持分を所有するジェネラルもしくはリミテッド・パートナーシップが、直接もしくは間接に保有する当社株式もしくはデリバティブ商品の比例持分ならびに当該株主もしくは受益株主が当社の株式もしくはデリバティブ商品の価値の増減に基づいて享有する業績連動型報酬(資産連動型報酬を除く。)(当該株主もしくは受益株主の家計を同じくする家族が保有する持分を含むがこれに限定されない。)。

定足数と休会

あらゆる株主総会における議事進行のための定足数は、法令または基本定款による別段の定めがある場合を除き、発行済みかつ株主総会における議決権を有する株主の議決権の過半数である(代理人による出席も含む。)。ただし、株主総会において出席者が定足数に満たない場合、総会の議長または出席している株主は、法律で認められる限りにおいて、他の株主が自らまたは代理で出席することにより定足数をみたすまでの間、継続会が開催される場合における、その日時および場所について、株主総会における告知以外に通知を行うことなく、随時休会できる。定足数の株主が自らまたは代理により出席する継続会においては、当初株主総会において取扱われる予定であったいずれの議題をも取扱うことができる。休会が30暦日間を超える場合、または休会後、継続会のための基準日が新たに設定される場合、継続会の通知は継続会において議決権を有する各登録株主に対して行われるものとする。上記にかかわらず、クラスまたはシリーズごとの決議が必要とされる場合には、当該クラスまたは当該シリーズの発行済株式の過半数の保有者による自らまたは代理による出席が、当該事項にかかわる議決に参加する権利を与えられた定足数を構成するものとする。

投票手続および委任状

株主総会における議決権を有する各株主は、()当該株主により署名され当社の秘書役に対し提出される委任状、または()委任状の保有者となる者、または委任状勧誘会社、代理支援業務組織、もしくはDGCLの第212条(c)項の(2)の規定に基づき送達を受けることを委任状の保有者となる者により正当に授権された上記に類する代行者に対する電子メールの送信またはその他電子的手段による送達またはかかる送達を授権することにより、他の者(複数の者である場合を含む。)に対して、自らのために投票する権利を授権できる。委任状の日付から3年経過後は、それ以上の期間が委任状において定められていない限り、代理者は投票その他の行為を行わないものとする。株主またはその代理人により株主の名称が(手書き、タイプ、電子メールまたはその他の電子的通信手段により)委任状に付された場合に、委任状は署名されたものとみなされる。取消不能である旨が紙面に記載されている委任状の取消可能性は、DGCLの第212条(c)項の規定によるものとする。基本定款に別段の定めがない限り、各株主は、付属定款の第2.11条において定められたとおり取締役会により設定された基準日において当社株主名簿に当該株主の名において登録されている議決権付き各株式につき1票を保有する。

(c)役員

当社の役員には、最高経営責任者、財務部長および秘書役を含むものとし、社長、最高執行責任者、最高 財務責任者、および取締役会または最高経営責任者または社長が随時任命する他の役員が含まれる場合もあ る。基本定款または付属定款により別段に定められていない限り、同一人物が複数の職位を兼務できる。上 記の役員は、随時選任、任命され、各々の後任者が正当に選任され資格を付与されるまで、または死亡、資 格剥奪、辞任もしくは解任までの間、任務に就くものとする。

取締役会は、当社の事業遂行上必要であるかまたは望ましいその他の役員および代行者を随時選任もしくは任命すること、またはかかる任命の権限を最高経営責任者もしくは社長に付与することができる。付属定款に定める職務に加え、上記のその他役員および代行者は、任命に関連して取締役会または任命役員により決定される義務を負い、これらにより決定される期間その任務に就くものとする。

取締役会議長

取締役会は、取締役会議長を選任するものとし、取締役会議長は、取締役会の管理下におかれ、すべての 取締役会の議長を務めるものとする。取締役会議長は、すべての取締役会の議長を務めるものとする。取締 役会議長は、取締役会または付属定款により随時課される上記以外の職務を負い、これを遂行し、随時付与 される権限を行使するものとする。

最高経営責任者

取締役会は、取締役会の監督下に置かれる当社の最高経営責任者を選任する。最高経営責任者は、() 当社の事業および業務全般ならびに取締役会の方針および指示の履行について主たる責任を負い、() 取締役会議長が不在であるかまたは行為能力を欠いているときに、すべての取締役会の議長を務め、付属定款第3.8条の規定を除き、() 当社の通常の業務過程において当社を代表して契約を締結する権限を有し、また() 取締役会により随時課される上記以外の義務を履行するものとする。

社長

社長は、() 最高経営責任者が不在であるかまたは行為能力を欠いているときに、当社の事業運営全般ならびに取締役会の方針および指示の履行について主たる責任を負い、() 当社の通常の業務過程において当社を代表して契約を締結する権限を有し、また() 最高経営責任者または取締役会により随時課される上記以外の義務を履行するものとする。

最高執行責任者

最高執行責任者は、取締役会、最高経営責任者または社長により随時課される義務を履行し、取締役会、 最高経営責任者または社長により随時付与される権限を有するものとする。また、取締役会または適法に授 権された取締役会の委員会の権利および権限に服することとして、最高執行責任者は、最高経営責任者の職 位に付随する職務を行い権限を有するものとし、これらには当社の経営陣が展開した戦略を日常的に執行 し、当社の目的および長期目標を設定し、当社を業界において発展させるよう最高経営責任者および経営陣 と協力する責務および権限が含まれるがこれらに限定されない。

秘書役

秘書役または秘書役によって指名された者は、すべての取締役会および株主総会に出席し、当社のかかる会議および取締役会のすべての議事を記録し、かかる記録が記録の維持を目的として保管される台帳において維持されるよう手配し、必要なときには常設委員会のために上記と同様の義務を履行する。秘書役は、すべての株主総会および特別取締役会の通知を付与するかまたはかかる通知が付与されるよう手配する。秘書役は当社の社印を保管し、秘書役または秘書役補佐は、社印の押捺を要する文書に同じ社印を押捺する権限を有するものとし、社印が押捺されたときには、当該文書は秘書役または秘書役補佐の署名による証明を受けることができる。取締役会は、当社の社印を押捺し、署名することにより証明する全般的権限を秘書役以外の役員に付与することができる。秘書役は、その職位に付随するすべての義務、ならびに付属定款において定められているかまたは取締役会もしくは最高経営責任者により随時課されるその他の義務を全般的に履行する。

秘書役補佐

秘書役補佐(秘書役補佐が複数存在する場合には、取締役会により決定された序列またはかかる決定がない場合には選任された順番による。)は、秘書役が不在であるかまたは秘書役が行為能力を欠いているかもしくは任務を拒否している場合、秘書役の義務を履行し、権限を行使し、取締役会または付属定款により随時定められるとおり、その他の義務を履行し、その他の権限を保有するものとする。

最高財務責任者

最高財務責任者は、取締役会、最高経営責任者または社長により随時課される義務を履行し、取締役会、 最高経営責任者または社長により随時付与される権限を保有する。さらに、取締役会または正当に授権され た取締役会の委員会の権能および権限を条件として、最高財務責任者は、その職位に付随する義務を履行 し、その職に付随する権限を保有する。かかる義務および権限には、当社のすべての資金および証券を保管 しそれらについて責任を負い、当社の財務および会計記録を維持し、授権されたとおり保管人に当社の資金 を預託し、授権されたとおり当社の資金を払い出し、当社の資金についての財務書類を適切に作成し、当社 のすべての取引および財務状況にかかわる財務書類を取締役会により要求されたとおり提供する義務および 権限が含まれるが、それらに限定されない。

財務部長

財務部長は、取締役会、最高経営責任者または社長により随時課される義務を履行し、取締役会、最高経営責任者または社長により随時付与される権限を保有する。さらに、取締役会または正当に授権された取締役会の委員会の権能および権限を条件として、財務部長は、その職位に付随する義務を履行し、その職に付随する権限を保有する。かかる義務および権限には、当社のすべての資金および証券を保管しそれらについて責任を負い、当社の財務記録を維持し、授権されたとおり保管人に当社の資金を預託し、授権されたとおり当社の資金を払い出し、当社の資金についての財務書類を適切に作成し、当社のすべての取引および財務

状況にかかわる財務書類を取締役会により要求されたとおり提供する義務および権限が含まれるが、それらに限定されない。

(d) 取締役会

取締役会の構成

「第5-3-(2)役員の状況」を参照のこと。

(e) コーポレート・ガバナンス

「第5-3コーポレート・ガバナンスの状況等」を参照のこと。

2【外国為替管理制度】

米国においては、米国非居住者による国内会社の株式の取得、当該非居住者への配当および売却代金の送金および会社清算に際しての資産の分配に対し、いかなる外国為替管理上の制限も存在しない。

3【課税上の取扱い】

(1) 当社クラスA普通株式の非米国株主についての米国の課税上の取扱い

本書日付当日における非米国株主(以下に定義される。)による当社クラスA普通株式の取得、所有および処分に関し、当該株主にその適用がある米国連邦所得税法上の重要な検討事項について、その概要を以下に述べる。本章の内容は一般的な情報の提供に留まり、税務上の助言を行うものではない。したがって、当社クラスA普通株式の保有を検討している非米国株主はすべて、当社クラスA普通株式の取得、所有および処分がもたらす米国内の連邦、州、地方自治体および米国外の税務面の効果に関し、自身の税務アドバイザーに相談されたい。本章において、「非米国株主」とは、当社クラスA普通株式の実質的な株主のうち、米国連邦所得税法上、パートナーシップにも、また以下のいずれにも該当しない者をいう。

- ・米国の市民または居住者(または以前米国市民であった者もしくは長期の居住者)または、米国連邦所 得税法上、米国の居住者として取り扱われる個人。
- ・米国内で創設もしくは設立されたか、米国もしくはその任意の州もしくはコロンビア特別区の法律に基づき創設もしくは設立された法人または、米国連邦所得税法上、法人としての課税対象となるその他の組織。
- ・相続財団のうち、その所得が米国連邦所得税法上、総所得に算入されるもの(その源泉が何であるかを問わない。)。
- ・信託のうち、(A)次の()および()の要件を同時にみたすもの。()当該信託の事務管理について米国の裁判所が主たる監督権限を有していること、および()信託の実質的な決定のすべてについて、米国人(1名か複数名かを問わない。)がこれを支配できる権限を有していること、または(B)その適用を受ける米国財務規則のもとで、米国人としての取扱いを受けることができる有効な選択肢を持っているもの。

パートナーシップ(または米国連邦所得税法上パートナーシップとしての取扱いを受ける他の組織)が当社クラスA普通株式を保有する場合、当該パートナーシップのパートナーについての税務上の取扱いは、一般的には当該パートナーの身分およびパートナーシップの活動内容に左右される。当該パートナーまたはパートナーシップは、その税務上の効果について税務アドバイザーに相談されたい。

本章における説明は、米国1986年内国歳入法(その後の改正を含む。)(以下「歳入法」という。)、および同法の下で制定された米国財務規則(現行規則およびその規則草案ならびに臨時規則をいう。)、ならびに現在の行政府の決定および裁判所の判断(いずれも、本書の日付の時点で効力を持ち、入手可能なものに限る。)をその根拠としており、これらはすべて、変更されるまたは異なる解釈を受ける可能性があるものであり、かつその効果も遡って適用されることがあり得る。これらに何か変更があった場合、本書にて説明された非米国内株主に及ぶ効果に変動が生ずる可能性がある。

本章に記載した、米国連邦所得税法上の非米国株主向け検討事項の対象は、当社クラスA普通株式を資本 資産として保有することを予定している非米国株主に限られる。本章の説明は、特定の非米国株主につい て、当該非米国株主の個々の事情に応じて適用される可能性がある米国連邦所得税または相続税のすべての 局面について触れるものではない。また米国の州もしくは地方自治体の税法または国外の税法について触れ るものでもない。また、本章の説明は、非米国株主に適応される可能性がある具体的な事実や状況について 検討を加えるものではなく、次に列挙した特定の非米国株主(および一定の他の株主)に適用がある特別な 税務規則について触れるものでもない。

- ・保険会社
- ・不動産投資信託、規制対象となる投資会社またはみなし自益信託

- ・非課税団体
- ・金融機関
- ・有価証券または通貨を取扱うブローカーまたはディーラー
- ・パートナーシップまたはその他のパススルー組織
- ・被支配外国法人、パッシブ運用をする外国投資会社および米国連邦所得税回避のために内部留保を行う 企業
- ・退職金制度
- ・当社クラスA普通株式の5%超の所有またはみなし所有を行う者
- ・裁定取引の一種であるストラドル、ヘッジ、コンバージョン取引、シンセティック証券または他の集合 投資の一環として当社クラスA普通株式を保有する株主
- ・役務提供の対価として当社クラスA普通株式を受取る人
- ・米ドル以外の機能通貨を持つ人
- ・特定の旧米国市民または旧米国居住者

上記に該当する株主は、米国の連邦税、州税、地方税または他の税金について、当該人に及ぶ可能性があるその効果の判断にあたり是非ご自身の税務アドバイザーにご相談いただきたい。

さらに、下記に記載があるものを除き、本章の説明は、当社クラスA普通株式の取得、所有および処分がもたらす米国連邦相続税、贈与税および世代飛ばし移転税または代替ミニマム税上の効果については触れていない。

米国内国歳入庁(以下「内国歳入庁」という。)が本書に記載される1つ以上の税法上の効果を問題にしないとの保証はなく、また当社は、当社クラスA普通株式の取得、所有および処分が非米国株主に対してもたらす米国連邦所得税または相続税上の効果に関して、法律顧問の意見や内国歳入庁の判断を得たことはなく、今後もその予定はない。

当社クラスA普通株式の取得、保有および処分にあたって検討すべき米国連邦、州、地方および国外の所得税その他の税金の問題に関しては、是非ご自身の税務アドバイザーにご相談いただきたい。

クラスA普通株式に基づく分配

当社クラスA普通株式に基づく分配は、米国連邦所得税法上、当社の当期利益もしくは内部留保利益をその原資とする限り(その判定は米国連邦所得税法の原則に従って行われる。)配当となる。分配が当社の当期利益または内部留保利益を超える場合(その判定は米国連邦所得税法の原則に従って行われる。)、その超過分は、まず当社クラスA普通株式における株主の修正課税標準額の非課税還付分として扱われ、その後はキャピタルゲインとして扱われる。ただし、下記「当社クラスA普通株式の売却、交換またはその他の課税対象処分」にその説明がある税務上の取扱いに従う。

一般に(ただし、下記「米国不動産保有会社の資格」および「予備源泉徴収および情報報告」において述べる例外を参照のこと。)非米国株主の場合、分配として受取った現金その他の財産は、米国連邦所得税法上、30%(または米国との租税条約により低い税率が定められている場合は当該税率)の源泉徴収の適用を受ける。非米国株主の場合は、適用を受ける米国との租税条約において利用可能な特典につき、ご自身の税務アドバイザーと相談されたい。

非米国株主が米国内で取引や事業を行う場合、当該取引や事業の実行に事実上関連する配当に対して、また、その適用がある米国との租税条約によっては当該株主が米国内に置く恒久的施設をその根拠とする配当に対して、原則として通常の税率により米国連邦所得税法が課せられる(純所得額が基準価額となる。)。この場合、上記源泉徴収の対象とはならない。非米国法人の場合は30%の「支店利益税」の適用も受ける可能性がある。ただし、適用がある米国との租税条約においてより低い税率の適用を受ける資格がある場合はこの限りではない。

摘要がある米国との租税条約の特典を求め、または所得が米国内の取引や事業の実行に事実上関連することを理由としてその適用がある源泉徴収の免除を受けるには、分配に先立ち、租税条約の特典については適切に整えた内国歳入庁書式W-8 BENを、事実上関連する所得については内国歳入庁書式W-8 ECI(または内国歳入庁が指定するその後継書式)を提出する必要がある。これらの書式は定期的な更新を必要とする。非米国株主の場合、内国歳入庁に対して適切な還付申請を適時に行うことで、超過源泉分の払戻を受けられる。

当社クラスA普通株式の売却、交換またはその他の課税対象処分

一般に(ただし、下記「米国不動産保有会社の資格」および「予備源泉徴収および情報報告」において述べた例外を参照のこと。)非米国株主の場合、当社クラスA普通株式の売却、交換またはその他の課税対象

処分により得た所得については、米国連邦所得税または源泉徴収税の適用を受けない。ただし以下の場合を除く。

- ・当該利益が、米国内の取引や事業の実行に事実上関連している場合(かつ、適用を受ける米国との租税条約にその旨の定めがあるときは、当該利益が米国内の当該人の恒久的施設に帰すことができる場合。)。この場合、対象者に対しては、米国人に対して適用されるのと同じ米国連邦所得税上の累進課税が適用され、非米国法人の場合は、上記「クラスA普通株式に基づく分配」で既述された支店利益税が追加適用されることがある。
- ・対象者が、売却、交換またはその他の処分の課税対象年度内に、米国内に183日以上滞在した個人である場合で、他のいくつかの条件が同時に満たされる場合。この場合、対象者は、処分から得られた純所得に対して30%の課税を受ける。なお、対象者において、米国内にその源泉がある資本損失があれば、これを相殺することが可能である。ただし適用ある米国の租税条約に基づき当該税の免除を求めることができる場合はこの限りではない。

米国不動産保有会社の資格

当社クラスA普通株式の売却、交換またはその他の処分から得た利益、およびこれに関する基準価額を超 えた分配は、対象株主が非米国株主の場合は、たとえ当該株主が米国との間に他に何の関係も持たなくと も、() 当該株主が当社クラス A 普通株式を保有する期間、または() 当該売却、交換もしくはその他 の処分(基準価額を超えた分配)が行われた日から遡る5年間のうち、より短い期間中の任意の時点で、当 社が「米国不動産保有会社」(米国連邦所得税法上のものを指す。)に該当しているか、該当していた場合 は、一定の状況下において、米国連邦所得税法の適用を受ける可能性がある。ただし、当社クラスA普通株 式が常設の証券市場で定常的に取引されており、かつ対象者が直接的および/または間接的に保有する当社 クラスA普通株式が、発行済当社クラスA普通株式の5%以下の場合はこの限りではない。もし当社が米国 不動産保有会社との判定を受け、上記の例外の適用がない場合は、非米国株主から当社クラスA普通株式を 購入した買手は、譲渡代金のうち、15%を源泉徴収する義務を負う可能性が生じ、また一般的に、当該対象 者が処分から得た純利益に対し、米国人に対して適用されるのと同じ米国連邦所得税上の累進課税が適用さ れることとなる。一般的に、特定の企業が米国不動産保有会社となるのは、その米国不動産持分の適正市場 価額が、その全世界を対象とした不動産資産持分の適正市場価額に、取引および事業に利用される(または 当該利用のために保有される。)その他の資産を加えた額の50%以上になる場合に限られる。保証はできな いものの、当社は自らが米国不動産保有会社に該当する(または過去該当したことがあった。)とは考えて おらず、かつ将来もこれに該当することがあるとは考えていない。さらに、上記規則の適用のため、当社の 株式が常設の証券市場で定常的に取引されることについては、いかなる保証も与えられるものではない。

米国連邦相続税

当社クラスA普通株式のうち、米国市民もしくは居住者(米国連邦相続税法上、特に設けられた定義に従う。)のいずれにも該当しない個人が死亡時に所有していたもの、または所有していたとして取扱われるものは、米国連邦相続税上、米国をその所在地とする資産とみなし、かつ当該個人の総遺産に組込まれる。したがって当該株式は、適用がある相続税またはその他の条約に別途の定めがない限り、米国連邦相続税の適用を受ける可能性がある。

予備源泉徴収および情報報告

特定の非法人株主に対する支払は、一般的に米国の予備源泉徴収税および情報報告要件の適用を受ける。情報報告が適用される支払とは、一般的には、非課税対象である受取人(これには法人の他、適切な証明書を提出する米国人ではない受取人および他の特定の人々が含まれる。)に該当しない普通株式の株主に対して米国内でなされる、普通株式の配当の支払もしくは当該普通株式の売却もしくは償還から得られる手取金の支払、または米国人である支払人もしくは米国人である仲介人が行う支払である。支払人は、当該株主がその正しい納税者識別番号の提出を怠るか、その他、当該予備源泉徴収要件の遵守またはその免税措置の確保を怠った場合、配当または手取金の当該支払から、予備源泉徴収税額を源泉徴収する義務を負う。予備源泉徴収の税率は現在24%である。

予備源泉徴収税は、新たに追加される税金ではない。予備源泉徴収税規則に基づき非米国株主に対する支払から源泉徴収された金額は還付を受けることが可能であり、また、非米国株主が米国連邦所得税法上の納付債務を負っている場合は、これとの相殺が可能である。ただし、必要な情報が内国歳入庁に対して適時に提出されていることが条件である。

上記の説明は、当社クラスA普通株式の取得、所有および処分に関する税務上の効果すべての完全な分析を構成するものではない。特定の事情がもたらす税務上の効果に関しては、税務アドバイザーと相談されたい。

(2)日本国の課税上の取扱い

ビザ・インク(Visa Inc.)(E15692)

有価証券報告書

「第8-2-(4)本邦における配当等に関する課税上の取扱い」を参照のこと。適用ある租税条約、所得税法、法人税法、相続税法その他日本の現行関連法令の遵守および制限に従い、日本国の個人または日本国の法人は、日本における納付すべき租税から、上記米国の課税上の取扱いに記載のとおり当該個人または法人の所得(および個人に関しては、相続財産)に対して課せられた米国の租税につき、税額控除を受けることができる。

4【法律意見】

ビザ・インクの秘書役補佐であるマーガレット・フィッツパトリック(Margaret Fitzpatrick)より、次の趣旨の法律意見書が提出されている。

- () 当社は、デラウェア州法に準拠して適法に設立され、株式会社として有効に存続している。
- ()本書に記述されるアメリカ合衆国およびデラウェア州の法令に関する記載は真実かつ正確である。
- ()本書に添付される第七再録基本定款、シリーズA、シリーズBおよびシリーズC転換条項付参加型 優先株式指定証書ならびに改定再録付属定款は真実かつ正確な写しである。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

下記の表はビザ・インクの2020年度、2019年度、2018年度、2017年度および2016年度の経営指標の抜粋を示している。下記のデータは「第3-3-(3)-財政状態および経営成績に関する経営陣の考察および分析」ならびに「第6-1財務書類」に含まれるビザ・インク2020年度連結財務書類およびその注記と併せて読まれるものとする。

(単位:上段は百万米ドル、下段は百万円、1株当たりのデータおよび人員のデータを除く。)

	・ダおよい人員のテータを除く。)					
年度	ビザ・インク 2020年度	ビザ・インク 2019年度	ビザ・インク 2018年度	ビザ・インク 2017年度	ビザ・インク 2016年度	
	2020年及	2019年及	2010年度	2017年度	2010年度	
	9月30日	9月30日	9月30日	9月30日	9月30日	
会計期間	5月30日 に終了した	に終了した	F	5月30日 に終了した		
	12ヶ月間	12ヶ月間	12ヶ月間	12ヶ月間	に終了した	
114 114 1 구 프트 -	129 万国	129 万国	129 万国	129 万国	12ヶ月間	
営業活動:						
純収益	21,846	22,977	20,609	18,358	15,082	
™C1∕V	2,326,381	2,446,821	2,194,652	1,954,943	1,606,082	
営業費用	7,765	7,976	7,655	6,214	7,199	
吕未貝用	826,895	849,364	815,181	661,729	766,622	
学 类利益	14,081	15,001	12,954	12,144	7,883	
営業利益	1,499,486	1,597,456	1,379,471	1,293,215	839,461	
7.0.4.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1	(291)	(117)	(148)	(450)	129	
その他収益(費用)	(30,989)	(12,459)	(15,761)	(47,921)	13,737	
11, HD (++ T) 24	10,866	12,080	10,301	6,699	5,991	
当期純利益	1,157,120	1,286,399	1,096,953	713,377	637,982	
クラス A 普通株式	4.90	5.32	4.43	2.80	2.49	
1株当たり利益・基本	522	567	472	298	265	
クラス A 普通株式	4.89	5.32	4.42	2.80	2.48	
1株当たり利益・希薄後	521	567	471	298	264	
財務状況:	02.			200	201	
#31771706 •	40.000	7 000	0.400	0.074	5.040	
現金および現金同等物	16,289	7,838	8,162	9,874	5,619	
	1,734,616	834,669	869,171	1,051,482	598,367	
流動資産合計	27,645	20,970	18,216	19,023	14,313	
702372211	2,943,916	2,233,095	1,939,822	2,025,759	1,524,191	
長期投資有価証券	231	2,157	4,082	1,926	3,931	
	24,599	229,699	434,692	205,100	418,612	
資産合計	80,919	72,574	69,225	67,977	64,035	
	8,617,064	7,728,405	7,371,770	7,238,871	6,819,087	
未払訴訟債務	914	1,203	1,434	982	981	
小江山水山县街	97,332	128,107	152,707	104,573	104,467	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	14,510	13,415	11,305	9,994	8,046	
流動負債合計	1,545,170	1,428,563	1,203,869	1,064,261	856,819	
~ 次★ ☆ \$	36,210	34,684	34,006	32,760	32,912	
資本合計	3,856,003	3,693,499	3,621,299	3,488,612	3,504,799	
	1.200	1.000	0.825	0.660	0.560	
1株当たり配当宣言・支払額	128	106	88	70	60	
資金関係:						
営業活動により生じた	10,440	12,784	12,941	9,317	5,574	
(に使用した)現金(純額)	1,111,756	1,361,368	1,378,087	992,167	593,575	
投資活動により生じた	1,427	(591)	(3,084)	735	(10,916)	
(に使用した)現金(純額)	151,961	(62,936)	(328,415)	78,270	(1,162,445)	
財務活動により生じた	(3,968)	(12,061)	(10,790)	(5,924)	7,477	
(に使用した)現金(純額)	(422,552)	(1,284,376)	(1,149,027)	(630,847)	796,226	
	(722,002)	(1,207,070)	(1,170,027)	(000,077)	700,220	

補足情報:					
従業員数	20,500	19,500	17,000	15,000	14,200

2 【沿革】

2007年の組織再編以前、ビザは会員制団体の集合体として運営しており、各地域に会員金融機関を有し、グローバルな枠組みの中でビザ・プログラムを管理していた。2007年にビザは、ビザ・ヨーロッパを除くすべての地域と共に組織再編し、デラウェア州の会社としてビザ・インクが設立された。ビザ・ヨーロッパは、欧州の会員金融機関により引続き所有された。

2016年6月21日、当社はビザ・ヨーロッパを取得した。当社は、取得により、規模の拡大、事業の統合による効率性の向上、およびビザ・ヨーロッパの会員所有団体から営利目的企業への転換に関連する利益の増大を通じた付加価値の創出が可能になると考えている。当社は、ビザのグローバルな能力を欧州の顧客にもたらし、1つのグローバル企業としてよりシームレスな体験を提供し、またその地域における当社の事業を拡大する予定である。取得の一環として、当社は、ビザ・ヨーロッパの株式資本100%を、12.2十億ユーロ(13.9十億米ドル)および5.3十億ユーロ(6.1十億米ドル)の優先株式、ならびに2019年6月21日に支払われた追加の1.0十億ユーロおよび年率4%の複利によって取得した。

3【事業の内容】

(1)概要

ビザは、電子決済において世界を牽引する企業の1つである。当社の指針は、最も革新的で信頼のおける安全な決済ネットワークで世界を結び、個人、企業および経済を繁栄させることである。当社は、革新的な技術により、200を超える国々および地域において、グローバルな消費者、加盟店、金融機関、企業、戦略的パートナーおよび政府機関の間の電子決済を促進している。

1958年の設立から、ビザは、消費者と企業間の決済を促進する事業に携わってきた。新しい決済方法と共に、当社は「信頼できる商取引のエンジン(Trusted Engine of Commerce)」となるグローバル企業へと進化し、世界中のすべての人々に対し、決済ソリューションを提供している。当社は、製品およびサービスの新しい提供方法ならびにビザ・ネットワークおよびその他におけるあらゆる決済取引を促進するための唯一の接続点となるための新しい方法を探しながら、所有するネットワークであるビザネット(VisaNet)の拡大、強化および投資に焦点を当てている。

- ・当社は、金融機関顧客、加盟店、消費者と、安全で信頼のおける簡便な取引を行っている。当社は、従来これを「4当事者」モデルと称していた。決済エコシステムが進化するにつれて、当社は、デジタルバンク、ウォレットおよび金融技術会社(fintechs)、政府ならびに非政府組織を幅広く含めるために、当該モデルを拡大してきた。当社は、ビザネットを通じて、当社の金融機関顧客および加盟店顧客に対し、取引処理サービス(主に認証、清算および決済)を提供している。2020年度中に処理されたビザブランドの決済取引および現金取引は、204十億件、すなわち1日当たり平均559百万件であった。合計204十億件の取引のうち、141十億件がビザによって処理された。
- ・当社は、15,400社の金融機関顧客が個人、企業および政府のアカウント保有者に対してクレジットカード、デビットカード、プリペイドカードおよび現金アクセス・プログラムを含む中核的なビジネス・ソリューションを開発および提供するための幅広いビザブランドの決済商品を提供している。2020年度中、ビザの決済高および現金取扱高は合計11.3兆米ドルであり、3.5十億件の信用性情報が世界中で利用可能となり、約70百万ヶ所の加盟店の所在地において利用された。
- ・当社は、オープンなパートナーシップアプローチを用いて、アプリケーション・プログラミング・インターフェース(以下「APIs」という。)を通じた当社の技術能力の提供等当社のグローバル・ネットワークへのアクセスを可能にすることによる価値の提供を追求している。当社は決済エコシステムの革新および拡大のため、従来の関係者および新興の関係者のいずれともパートナーシップを結んでおり、これにより当該関係者は、その事業をより素早く効率的に拡大し成長させるために当社のプラットフォームの資源を活用することができる。また、当該パートナーシップにより、より包括的なエコシステムが創出され、過疎地および銀行口座を持たない人々も対象とし得る商品が提供されている。
- ・**当社は、デジタル決済への移行を加速させ**、ビザを「ネットワークのネットワーク」へと進化させることで、ビザネットの内外における金銭の移動を可能にしている。ビザの「ネットワークのネットワーク」アプローチは、個人間(P2P)、企業・消費者間(B2C)、企業間(B2B)、企業・中小企業間(B2b)および政府・消費者間(G2C)の決済を促進することにより、機会を創出している。
- ・**当社は、**顧客に対し、発行会社および消費者向けソリューション、加盟店および加盟店獲得会社向けソリューション、不正管理およびセキュリティ・サービス、データ・ソリューションならびにビザ・コンサルティング・アンド・アナリティクス (Visa Consulting & Analytics)を通じたコンサルティングを含む付加価値サービスを提供している。
- ・**当社は、**顧客およびパートナーの利益のために、特にFIFA、国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会およびナショナル・フットボール・リーグにおける広告、宣伝およびスポンサー活動を通

じて、**当社のブランドに投資し、その認知度を高めている。**当社は、これらのスポンサーシップ資産を、決済技術の革新を披露する目的でも利用している。

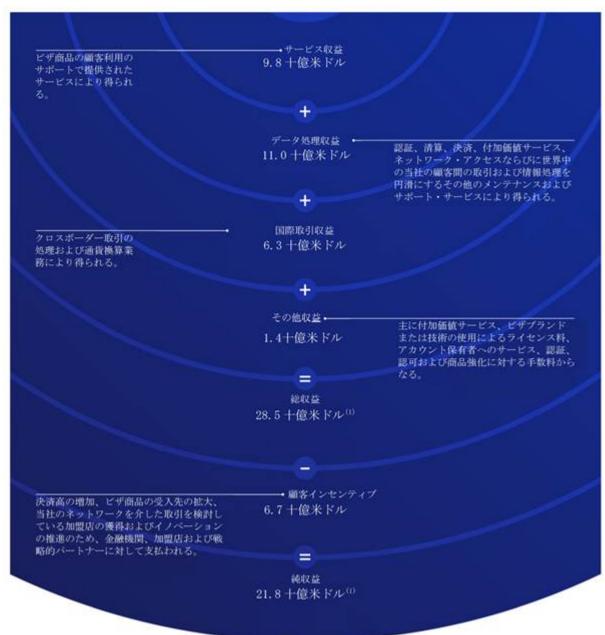
(2)2020年度の主要な統計



(注1)非GAAP財務業績の調整については、「第3-3-(3)-財政状態および経営成績に関する経営陣の考察および 分析」を参照のこと。

収益の詳細

純収益は、サービス収益、データ処理収益、国際取引収益およびその他収益の合計から、顧客インセンティブの取決めに基づいて負担した費用を差し引いたものである。当社の報告セグメントは、「ペイメント・サービシズ(Payment Services)」1つである。ビザは、革新的な技術を通じて、200を超える国々および地域におけるグローバルな消費者、加盟店、金融機関、企業、戦略的パートナーおよび政府機関の間の決済を円滑にすることにより収益を得ている。



(注1)四捨五入されているため、表中の数値のとおりには計算できない可能性がある。

ビザは金融機関ではない。当社は、ビザの商品のアカウント保有者に対してカードを発行せず、信用供与せず、また利率および手数料を設定しない。これらは当社の顧客である金融機関の任務である。当社は、ビザの商品においてアカウント保有者により支払われた利息または手数料からの収益を稼得せず、またそれらに関して信用リスクを負わない。インターチェンジ払戻手数料は、当社の決済ネットワークに参加している金融機関間の価値の移動を表している。当社は、決済プロセスを通じて、インターチェンジ払戻手数料の回収および送金を管理するが、通常、インターチェンジ払戻手数料に関連した収益を受け取らない。また、当社は、加盟店獲得会社による受領について加盟店が直接負担した手数料からの収益を一切受領しない。

(3) 当社事業の加速:2020年度の重点的取組分野

2020年度およびCOVID-19は、前代未聞の課題ならびに広範囲にわたる経済的および社会的な変化をもたらした。同時に、昨年度には、当社の戦略の強さおよび復元力ならびに決済エコシステムの中心における当社の重要な役割が示された。また、eコマースへの移行および非接触型決済の需要の促進等の進展も加速され、当社の戦略に沿った多大な機会がビザに提供された。当社は金銭の移動の唯一の接続点となることをグローバルで目指しており、その成長には消費者決済、新たなフローおよび付加価値サービスの3つの主要な手段がある。また、当社は、顧客に対して価値を付加し、事業の基礎を強化できるような技術、セキュリティ、ブランドおよび有能な人材等の新たな機能の構築および獲得も行っている。

1.消費者決済

数十年間におけるビザの成長は、当社の主力事業ソリューション、クレジット、デビットおよびプリペイド商品、そして当社のグローバルなATMネットワークの強みが原動力となっていた。変化の速度が年々増しているため、技術の進歩ならびに当社が対面およびeコマースの両方の環境における決済の使い勝手を重視していることにも助けられ、当社は、成長の持続に向けて多大な機会があると考えている。当社は、まだ現金および小切手で行われている約18兆米ドルの消費者支出をカードおよびビザ・ネットワーク上のデジタル信用性情報に移行させる取組みを加速している。

消費者決済

当社は、18 兆米ドルの消費者支出を現金および小切手からデジタル決済に移行する取組みを加速させている。



主力事業

クレジット:クレジットカードおよびデジタル信用性情報は、ビザの顧客により発行され、消費者および企業が商品およびサービスに対してクレジットで支払うことを可能にする。クレジットカードは、金融機関顧客、共同ブランドパートナー、金融技術会社およびアフィニティパートナーが運営するプログラムと提携している。ビザは、アカウント保有者に対する信用枠の供与は行わないが、発行機関が自身の金融プログラムを利用可能にするために利用する、技術、認証サービス、不正防止ツールおよびブランド・サポートを提供する。当社はまた、当社の顧客が自身の顧客ニーズに応じた商品およびサービスを提供できるよう支援するため、商品設計、消費者区分および消費者経験に関して顧客と協力している。

デビット:デビットカードおよびデジタル信用性情報は、金融機関で発行され、消費者および中小企業が自身の銀行口座に保有している資金を利用して商品およびサービスを購入することを可能にする。デビットカードは、アカウント保有者が、対面、オンラインまたはモバイル経由で、現金または小切手を持たずに、また信用枠を使用せずに取引することを可能にする。ビザは、デビットの提供の最適化において発行会社を支援するため、強力なブランド、ネットワーク基盤(処理、認知度、商品の機能およびサポート、リスクツールおよびサービスを含む。)ならびに業界の専門知識を提供する。

プリペイド:プリペイドカードおよびデジタル信用性情報は、個人、企業または政府により資金提供される指定の残高から引き出される。プリペイドカードは、様々な利用場面およびニーズ(繰り返しチャージ可能な汎用型、給与支払、政府および法人の支払、ヘルスケア、ギフトならびに交通を含む。)に対応することができる。ビザブランドのプリペイドカードは、金融包括においても重要な役割を担っており、従来の金融商品の利用を制限されているかまたは利用できない者に対する決済ソリューションを提供している。

海外ATM:ビザ/プラス海外ATM(Visa/PLUS Global ATM)ネットワークは、金融機関および独立したATM運営会社の双方に対してカード発行と加盟店の獲得により、アカウント保有者が世界中の200を超える国々および地域において現金を引き出し、その他の銀行取引機能を利用することを可能にしている。

連携

eコマース

25年超前にビザ・ネットワーク上で最初のオンライン購入が行われて以来、eコマースは進化を遂げてきた。2020年度には、COVID-19のパンデミックが一因となり、現金からデジタル形式での決済への移行が大幅に加速した。eコマースは全世界の小売販売の約14%を占めるにすぎず、eコマースの成長には依然として多大な機会がある。当社は、ビザ・クリック・トゥ・ペイ(Visa Click to Pay)の導入に伴いセキュリティを強化すると共に摩擦を除去することにより、デジタル精算の変革を促進している。クリック・トゥ・ペイは、EMV®セキュア・リモート・コマース(EMV® Secure Remote Commerce)仕様によって可能となったもので、精算経験を簡易化し、消費者はオンライン決済を行う度に毎回、支払の詳細を入力する必要がなくなる。これは、どの支払方法を選択するかを問わず、精算における一貫性が増し、手順が簡

ビザ・インク (Visa Inc.) (E15692)

有価証券報告書

便化することを意味する。消費者は、ビザが使用可能で、定型の早送りアイコンであるクリック・トゥ・ ペイのアイコン「 「 VISA 」がある場合、安心してビザでのクリック決済を行うことができる。 (1)

2020年度中、クリック・トゥ・ペイは、米国において一部の加盟店ならびに決済業者および決済プラッ トフォームで展開され、オーストラリア、カナダ、中国、コロンビア、香港、マレーシア、メキシコ、 ニュージーランド、ポーランド、カタール、シンガポール、南アフリカ、ウクライナ、アラブ首長国連邦 および英国を含む新たな地域において利用可能となった。

(注1)セキュア・リモート・コマース(SRC)決済のアイコンは、EMV[®]セキュア・リモート・コマース仕様の実行に関 連して利用できる。

タッチ決済

当社が対面環境におけるユーザー経験の向上を追求していることから、非接触型のカードまたはモバイ ル機器で端末を触れることにより支払を行うタッチ決済は、世界中の多くの市場における消費者の間で好 まれる精算方法となった。非接触型決済の普及は、2020年度において世界中のすべての対面取引の43%に まで増加した。加えて、ビザは、決済業界のパートナーおよび政府と提携し、タッチ決済取引でカード保 有者の認証が必要となる非接触型決済の支払限度額の引上げを世界中の市場において支援した。2020年度 において、より多くの個人がこの決済方法を利用できるよう、欧州、中東、アフリカおよびカナダ全域の 50を超える市場でかかる措置が取られた。

米国はタッチ決済の成長にとって最も大きな機会の1つである。今年、米国におけるタッチ決済の認識 および導入は加速しており、その需要は引続き増加するものと当社は予想している。米国においてレジ精 算時の対面取引の70%超は非接触型決済が利用可能な加盟店で行われており、取引数において上位100の加 盟店のうち80超はタッチ決済に対応している。

受入れ

当社が事業を拡大する方法の重要な構成要素は、世界中での当社商品へのアクセスの増大および当社商品 の受入れの増加に注力することである。携帯電話の普及、固定回線インフラに縛られない新しいカード読取 装置、および新しいパートナーシップにより、カード受入率が低いカテゴリーの代表である賃貸、駐車場お よび自動販売機においてもビザ決済が可能となりつつある。当社は、いくつかの方法によってこの目標を達 成する。

追加的な成長の発掘のための新しい受入カテゴリーの推進

当社は、自動販売機、クリーニング、ゲーム、駐車場、電気自動車の充電、賃貸および授業料等のカテ ゴリーにおいて、企業および機器によるビザ・ネットワークを経由した資金の送金および受領を可能にす るため、成熟市場および新興市場の両方において、受入実績を拡大し続けている。たとえば、新興市場で は、国の国内総生産(GDP)の40%は中小・零細販売業者によるものであるが、これらの販売業者のうち、 現在デジタル決済に対応しているのは10%未満である。2020年1月、ビザは、販売業者が追加のハード ウェアなしにデジタル決済を受け入れられるよう、タップ・トゥ・フォン (Tap to Phone)技術を発表し た。かかる技術により、零細企業は、デジタル決済の受入れにソフトウェア端末に代わりスマートフォン を使用することが可能となる。

包摂的な金融アクセスの促進

世界銀行によると、世界全体で1.7十億人の成人は正式な金融サービスへのアクセスがなく、これは、こ の人々が自らの経済生活の成長を促進するのに役立ちうるサービスを利用できないでいることを意味す る。世界銀行の目標である「ユニバーサル金融アクセス」を支援して、ビザは2015年、2020年までに世界 中の500百万人に対し、デジタル決済アカウントへの初めてのアクセスを提供することを約束した。当社は 2019年に予定よりも早くこの目標を達成した。当社は、銀行口座を持てない/持たない人々のための技能 開発ならびにネットワークおよび金融サービスの利用を支援するプログラムを通じて、女性の地位向上、 中小企業および金融包括の拡大を支援することにより、かかる取組みを継続している。たとえば、6月、 COVID-19のパンデミックを受けて、当社は地域事業を支援するために世界で50百万社の中小・零細企業を 回復させるためのグローバルな取組みを発表した。かかるグローバルな取組みの一環として、ビザは、中 小・零細企業が直面するパンデミックの課題ならびに人種および性別による機会格差の縮小等の経済的お よび社会的な問題に重点を置くビザ・エコノミック・エンパワーメント・インスティトゥート(Visa Economic Empowerment Institute) も設立した。

信用性情報

金融技術会社/オープン・パートナーシップ・モデル

決済エコシステムが拡大するにつれて、ビザのパートナーシップ・モデルもまた拡大する。金融技術会社 は、新たな決済経験および新たな決済フローの重要な援助者である。当社と金融技術会社との提携は、新規 受入箇所の開設、新たなデジタルバンキング経験の創出、国境を越えた金銭の移動、企業間(B2B)フローへ

のビザの組込み、給与支払の迅速化および当社サービスへのデジタル・ウォレット顧客によるアクセスの確保に役立っている。

金融技術会社がビザとの提携を好む理由は、ビザの領域、諸機能およびセキュリティにある。現在、ビザは、デジタル・ウォレット、ネオバンク、「後払い購入(Buy Now, Pay Later)」、企業間(B2B)決済、海外送金、決済インフラストラクチャーおよび個人間(P2P)決済を含む分野において金融技術会社と提携している。

金融技術会社に対してより良いサービスを提供できるよう、ビザは、一連の能率化された商業プログラムおよびデジタル・オンボーディング・ツールを作成した。当社のフィンテック・ファスト・トラックプログラム (Fintech Fast Track program)では、認定された金融技術会社が自身のプログラムを迅速に立ち上げ、規模を拡大することが可能となる。同プログラムは前年比で360%成長しており、数百社の金融技術会社が積極的にプログラムを利用している。初期段階の企業は、当社のスタートアップ連携プログラム、すなわち、ビザ・エブリウェア・イニシアチブ (Visa Everywhere Initiative) およびインクルーシブ・フィンテック50 (Inclusive Fintech 50) により、当社の機能に基づいた決済方法を構築することができる。当社のすべての金融技術会社のリソースは、パートナーによるAPIsへのアクセス、プログラムへの申込み、オンラインでの認定プロセスの完了、および新たなフローの構築を支援するための関連するパートナーの検索が可能な、包括的な一連のサービスおよびリソースを提供するビザ・パートナー (Visa Partner) においてオンラインで利用可能である。

2.新たなフロー

新たなフローは185兆米ドルの機会を示している。ビザのネットワーク・オブ・ネットワークスの手法は、個人間(P2P)、企業・消費者間(B2C)、企業間(B2B)、企業・中小企業間(B2b)および政府・消費者間(G2C)決済の促進により、全世界の消費者、企業および政府によるデジタル決済を可能にする機会を創出している。現在、パートナーによるビザのネットワークのインフラストラクチャーおよび機能の利用が増大しているため、ビザは、市場機会の成長に向けて突破口を開くことができる。

新たなフロー

当社は、当社のパートナーによる人々および企業への必要に応じた自由な金銭の移動の提供を可能にすることで、 当社のネットワークを拡大し、185 兆米ドルの市場機会を切り開いている。







(B2B)





ビザ・ダイレクト(Visa Direct)

グローバルなリアルタイム⁽²⁾ プッシュ式決済プラットフォームであるビザ・ダイレクトは、決済のオリジネーターが自らの加盟店獲得会社を通じ、資金をカードに直接プッシュできるようにすることで、従来型のカード決済フローを逆向きにしており、また、アースポート(Earthport)の買収により、ビザ・ダイレクトは現在1.5十億の追加の銀行口座にも直接プッシュ支払を行うことができる。このようにして、ビザ・ダイレクトは、企業、政府および雇用者への支払、個人間(P2P)決済、リアルタイムの加盟店決済ならびに140を超える国々への迅速なクロスボーダー決済機能を含む様々な決済の利用場面について、65兆米ドルと推定される消費者および企業の資金移動を支援している。

ビザ・ダイレクトにより、ビザは2020年に約3.5十億件のグローバル取引で新たなフローを獲得することができている。この成長は、既存の利用場面の拡大、既存の利用場面の新たな国々への拡張、新たな利用場面の開拓ならびに全世界でのパートナーシップの構築および深化により支えられた。個人間(P2P)決済は引続き大きく貢献しており、個人間(P2P)決済プロバイダーは世界で100を超え、世界の個人間(P2P)取引は前年比で75%増加した。加えて、当社は、今年、多数のパートナーと共に国内およびクロスボーダーの機能での個人間(P2P)決済を全世界で拡大した。

在庫を購入するために運転資金にリアルタイムでアクセスし、給与を支払い、また、リアルタイムの加盟店決済および貸出実行といった事業継続のためのその他のキャッシュ・フローの需要に対しサービスを提供するため、多くの企業もビザ・ダイレクトを活用している。2020年度中、ビザ・ダイレクトは2.35百万社を超える米国の中小企業および中小販売業者への支払を迅速化し、キャッシュ・フローを改善するために資金への迅速なアクセスを提供した。COVID-19を受けて、より多くの政府がビザ・ダイレクトを導入し、資金を迅速で安全にかつ幅広く配分している(度々、銀行口座を持たない者にも届いている。)。

(注2)実際の資金の利用性は、被仕向金融機関、受取口座の種類、地域および取引が国内であるかまたはクロスボーダーであるかにより異なる。

企業間 (B2B)

当社は、企業間(B2B)決済についても当社のネットワークを拡張している。当社は、中小企業、法人(交通)カード、購入カード、バーチャルカードとデジタル信用性情報、カード不要型クロスボーダー企業間(B2B)決済オプション、および世界中の多くの主要な産業セグメントを対象とした出金口座を含むビジネス決済ソリューションのポートフォリオを提供する。ビジネス・ソリューションは、従業員の交通費から一貫した請求書ベースの支払にわたる中小企業ならびに商用および政府向けの決済処理に効率性、管理および自動化をもたらすために設計されたソリューションである。当社は、決済処理にとどまらず、包括的なデータ管理ソリューション、コンサルティングおよび解析サポートならびに統合機能を提供している。当社は、金融機関、支払債務業界のパートナーおよびテクノロジー企業が商用決済プラットフォームを構築および拡大する際にサポートする。

企業は推定で毎年120兆米ドルを支出している。当社が焦点とする3つの戦略分野には、カードベースの決済に投資し成長を図ること、クロスボーダーの非カード決済における取組みを加速化すること、および国内の買掛金/売掛金のプロセスをデジタル化することが含まれる。

当社の既存の商業カード・ソリューションは、2020年度において約1兆米ドルの決済高を発生させた。当社は、企業の他企業に対する決済の方法のデジタル化をさらに進めるため、当社の中小企業、旅行および娯楽、購入、車両ならびにバーチャルカードにわたるソリューションへの投資を継続している。

ビザB2Bコネクト (Visa B2B Connect) は、ビザネットとは別個に運用され、直接に仕向銀行から被仕向銀行へと企業間 (B2B) クロスボーダー取引を促進する多国間ネットワークである。このネットワークにより、金融機関は高額の企業向けクロスボーダー決済を世界中で迅速かつ安全に処理できるようになり、また、企業が世界各地の他企業に対して決済する方法の簡易化および迅速化に役立つ。ビザB2Bコネクトによる到達範囲は現在80市場であるが、当社は、今後18ヶ月から24ヶ月間に30の新規市場に拡大する予定であり、2022年までにその規模を達成することを目指している。当社は、将来の成長を促進し、当社の顧客が自身の顧客の国際決済のニーズを満たすことができるよう、当社の機能および関係の構築を継続している。

3 . 付加価値サービス

支払カテゴリーの対象範囲、規模および複雑性が進化および拡大する中、当社の顧客はますます見識を求めており、ビザは顧客のニーズをサポートするのに適している立場にある。付加価値サービスは、当社の顧客の事業の成長を当社が支援する機会を示し、多くの場合、当社の主力事業のさらなる成長につながる。加えて、付加価値サービスは、顧客との関係を深め、新たな収益源を提供する。今日において、当社は、発行会社および消費者向けソリューション、加盟店および加盟店獲得会社向けソリューション、不正管理およびセキュリティ・サービス、データ商品ならびにコンサルティング・アンド・アナリティクスを含む、一連の付加価値サービスを提供している。

付加価値サービス

付加価値サービスの収益は、前年度から 18%増加しており、この事業の回復力および顧客からのサポートに対する需要を 証明している。



発行会社および消費者向けソリューション

ビザ・デビット・プロセシング・サービス(Visa Debit Processing Services)(以下「DPS」という。)は、コールセンターサービス、データ分析、キャンペーンの管理、不正およびリスク・ソリューションならびにホワイトラベルブランドのモバイルアプリケーションを含む、幅広いデビット、プリペイドおよびクレジット付加価値サービスを顧客に提供している。当社の米国における顧客基盤は、ナショナル・バンク、コミュニティ・バンクおよび信用組合のほか、急速に増加している金融技術会社を含む。DPSは、米国および国際市場向けに使用される最新のAPIベースの発行会社処理ソリューションの能力を拡大し続けている。

当社はまた、アカウント制御、デジタル発行、ブランド化された消費者体験および分割払いといった幅広いその他のサービスおよびデジタル・ソリューションを発行会社に提供している。分割払いは、購入者が定

められた期間にわたり均等払いで購入金額を支払うことができる柔軟性を提供する。ビザは、支払戦略として分割払いへ投資しており、独自のソリューションであるビザ分割払い(Visa Installments)を構築することおよび当社の資産を活用してより幅広い分割払いオプションをサポートする革新的な分割払いプロバイダーと提携することの両方によって投資している。ビザ分割払いにより、発行会社である銀行は、ビザカード保有者が財布にすでに保有しているビザカードを使用して、支払時または支払後に、店舗およびオンラインで、合計購入金額を小額に分割するオプションを提供することができる。ビザのグローバル決済管理プラットフォームであるサイバーソース(Cybersource)を通じて、サイバーソースの加盟店の顧客にこの新しい支払方法を利用可能にするため、当社は加盟店獲得会社および金融技術会社の分割払いプロバイダーと協力している。

加盟店および加盟店獲得会社向けソリューション

サイバーソースのプラットフォームは、450,000を超える顧客に決済サービスを提供している。サイバーソースの中小企業向けソリューションは、北米におけるオーソライズ・ドット・ネット (Authorize.Net) ブランドにより表示される。

単一の統合によって、サイバーソースは、加盟店と決済プロセスを結ぶ従来のゲートウェイの機能とは異なるデジタル性能のモジュールを提供する。サイバーソースを利用すれば、あらゆる規模の加盟店も、顧客の関与および取引方法の改善、不正およびセキュリティリスクの軽減、運用コストの削減ができ、またビジネス上の要求の変動にも順応できるようになる。サイバーソースのグローバルな拠点により、加盟店は、世界中の190を超える国々および地域の決済に応じ、加盟店獲得会社および決済業者、決済の種類ならびにハードウェア部品の幅広い選択肢を持つ。

サイバーソースのホワイトラベル機能は、決済エコシステムにおけるイノベーションを推進し続け、より 良い顧客体験を可能にしている。サイバーソースはまた、コマース・プラットフォームとの新たな強化され た決済統合へ投資しており、販売業者および加盟店獲得会社がシームレスに組み込まれた決済で状況に応じ た商取引体験を提供することを可能にしている。

サイバーソースは、クラウドベースの構造によるオムニチャネルのソリューションを可能にし、販売時点においてより多くのイノベーションを提供している。当社のオムニチャネルのソリューションは、米国および欧州の複数の量販店において採用されている。

サイバーソースを通じて提供されるディシジョン・マネジャーは、販売業者の取引セキュリティをサポートする。ディシジョン・マネジャーは、ネットワーク全体の不正行為に関する洞察力を活用し、IPアドレス、デバイスフィンガープリント、注文の詳細および分析を含む、数百の標準的なAPI要素と組み合わせ、販売業者が不正取引とそうでない取引を区別できるよう、各取引の評価に加えて、260超の検知器を提示する。ディシジョン・マネジャーは、加盟店の収益および利益の両方を最適化するために重要な、加盟店が不正行為にさらされることを低減するよう支援する。

ビザは、紛争管理サービスへ引続き投資している。2019年度において、当社は、チャージバックを削減するための技術ソリューションの牽引役であるベリファイ(Verifi)を取得した。当該取得により、ビザはネットワークに依存しない付加価値ソリューションを提供することができるようになり、加盟店が単一の接続ですべての支払方法に関する紛争を管理することを可能にした。

不正管理およびセキュリティ・サービス

セキュリティおよびアイデンティティ

信用は、ビザの根幹を成すものである。ビザは、進化する重層的な取組みを通じて、自身のネットワークを定期的に監視しパートナーと情報を共有することにより、予測不可能とされる事象を予測することを目指している。当社の複数に枝分かれしたセキュリティ戦略は、より多くの情報に基づいたリスク決定を行うことができるようツール、資源および管理を通じて顧客および消費者を支援することに立脚している。当該ツールの提供のため、当社は、不正および認証のパフォーマンスを改善する情報および技術へ投資する。2020年度において、ビザ・アドバンスド・オーソライゼーション(Visa Advanced Authorization)は、500超のリスク要因にまたがる各取引を約1ミリ秒で、ビザが処理する141十億件の取引のリスク評価を行った。昨年において、金融機関は、ビザの人工知能(AI)を搭載したリスク評価エンジンにより25十億米ドル近くの不正を防止することができた。

当社は、セキュリティとは成長およびイノベーションのために不可欠な推進力であると確信している。 2020年度における複数の展開が、当社の取組みを示すことに寄与している。

・各取引に消費者情報を保護するワンタイムコードが付随するチップ技術は、継続して偽造不正の防止および実店舗において対面で発生する不正行為の減少に寄与している。たとえば、当社の最新データによると、2015年以降、米国においてチップ技術を使用可能な業者に対する偽造不正が87%減少した。非接触型決済カードは、チップカードと同じ信頼性を有するセキュリティを使用する。EMV®3Dセキュア(3DS)は、EMVCoの構成員およびその他産業参加者が開発した次世代のプロトコルであり、デスクトッ

プ、ラップトップ、携帯またはその他の接続機器を問わず、アカウントを不正使用から守るために設計 され、オンラインでの購入をより簡単かつ安全なものにしている。

・米国の金融機関が新規アカウントの不正行為に対抗し、消費者により大きな安心感を与える取組みを支援するため、新しいデジタル・ツールが導入された。アドバンス・アイデンティティ・スコア (Advanced Identity Score)は、ビザのAIおよび予測機械学習機能をアプリケーションおよびアイデンティティ関連データと組み合わせて、新規アカウントアプリケーションのリスク評価を生成することで、不正行為の減少、ブランド・ロイヤルティおよび信用への悪影響の防止ならびに修正による運用コストの削減を支援する。アドバンス・アイデンティティ・スコアは、盗まれたアイデンティティを使用して開設される新規アカウント数を削減し、合成IDまたはアカウント乗っ取り不正から消費者を保護し、時間を節約し、悪い顧客体験の排除を支援する。

また、ビザは、情報および技術への継続した投資を通じて、広範囲に及ぶ決済エコシステムの増加するサイバー脅威および不正行為からの保護を促進している。ビザは、決済エコシステムの安全性および健全性を保護するための一連のプログラムを運営しており、セキュリティ上の脅威を防止、検出および軽減するための情報および技術へ投資し、より良いリスク管理上の意思決定を行うために必要なツールおよびデータをパートナーに提供しており、これはビザ・ネットワークに加盟することの根幹的な利点である。当社のセキュリティ機能、プログラムおよび専門知識は、金融機関および加盟店を標的とした不正の脅威を検知および妨害することにより、決済エコシステムの完全性を守ることおよび最良の消費者体験を提供するためにエコシステムから有害因子を排除することに貢献している。これは、金融機関および加盟店による重大なセキュリティ上の課題を解決するため、決済およびサイバー・インテリジェンス、顧客/パートナーによる違反の調査から得た見識および知識ならびに法的処置への関与を組み合わせた取組みにより達成される。

ビザ・トークン・サービス

ビザ・トークン・サービス (Visa Token Service) は、モバイル決済および「インターネット・オブ・シングス (IoT)」決済を含む、対面取引および e コマースデジタル取引の両方における不正対策に役立つセキュリティ技術である。当該技術は、口座番号等の消費者のカードに関する機密情報を唯一無二のワンタイム識別子、またはトークンに置き換え、カードまたは購入者が物理的にいない場合でも、あらゆる方法で取引を保護している。2014年に開始されたトークン化は、過去 6 年間を通じて規模を拡大してきた。当社は、当年度においてトークン化を世界的に拡大し、1.4十億トークンのマイルストーンを突破し、8,300超の発行会社が192の市場において利用可能となった。

ラムバス (Rambus)のトークン事業の取得後、ビザは事業部門をトークンID - ビザ・ソリューション (Token ID - A Visa Solution)に名称変更した。トークンIDは、ビザのトークン化機能をビザ・ネットワーク上のカードによる決済だけでなく、国内カード、自動決済機関(以下「ACH」という。)およびリアルタイム決済ネットワークにも拡大し、より幅広い種類のグローバルな商取引において、安全な決済を促進する。

データ・ソリューション

データは、政府、金融機関、金融技術会社および加盟店が、顧客のニーズを満たし、新たな商品および体験を生み出し、セキュリティを強化し、顧客のロイヤルティを強化することを支援するために行う戦略的意思決定の中心にある。ビザは、当社の豊富なグローバルなデータセットの力を利用し、当社のエコシステムに役立つ見識、ベンチマークおよび予測モデルを提供する。

ビザのベンチマークおよび運営ソリューションにより、顧客は支出および認証率を向上させ、不正行為、紛争、チャージバックおよび運用コストを削減する機会を特定できる。ビザの一連のマーケティング・ソリューションは、ビザのデータを利用して、発行会社および加盟店がマーケティングのキャンペーンおよびコミュニケーションを計画、ターゲット化および測定することを支援する。ビザの引受ソリューションを通じて、ビザは、顧客がデータを活用して、与信枠の増加プログラム、融資商品のクロス販売および中小企業の運転資本管理等のポートフォリオ管理戦略を改善することを支援している。

ピザ・コンサルティング・アンド・アナリティクス

ビザ・コンサルティング・アンド・アナリティクスは、ビザの支払コンサルティングに係るアドバイザリー部門である。当該グループは、100を超える都市の550名超の決済コンサルタント、データ・サイエンティストおよび経済学者から構成される、顧客対応を行う国際的なチームである。当社の決済に係る深い専門知識、膨大なデータおよび経済の知識を組み合わせることで、顧客にとってより望ましいビジネス判断および測定可能な結果をもたらす実行可能な見解、提案および解決策の特定が可能となる。ビザ・コンサルティング・アンド・アナリティクスは、カスタマージャーニー全体に及ぶ発行会社、加盟店獲得会社、加盟店、金融技術会社およびその他にコンサルティングサービスを提供する。

4.基幹事業

当社事業の根幹は、当社の技術、セキュリティ、ブランドおよび人材から構成されている。



技術

ビザの技術プラットフォームは、ソフトウェア、ハードウェア、データセンターおよび大規模な電気通信 設備から構成されており、それぞれが多層的なセキュリティおよび保護技術に守られた固有の構造および操 作拠点を有している。これらのシステムが一体となり、当社の顧客および消費者がビザブランドに期待する 安全性、利便性および信頼性のあるサービスを提供する。

ソフトウェア

当社のグローバルな技術環境の一環として、当社は、多様な技術を駆使した数百の商用アプリケーションを構築しかつ安全に運用している。当社のソフトウェアは、認証、クリアリングおよび決済ならびにリスク評価を含む当社の取引処理の基幹機能ならびに当社の付加価値サービスの動力である。当該アプリケーションは、一体として決済エコシステムに対する本質的なサービスを提供する。

ハードウェア

当社は、当社のサービスに合わせて構築された多種多様かつ高度なインフラ・システムに依拠している。ビザのインフラストラクチャーは、多層的な冗長性を有するよう設計、構成されている。当社は、別個のハードウェア内で機能する当社のソフトウェアにつき複数のインスタンスを有しており、継続的な利用が可能となるよう設計している。当社の災害復旧機能は段階的になっており、これにより当社のリアルタイムの取引決済サービスは継続して利用可能となる。

データセンター

ビザは、4つのデータセンターを運用しており、当該データセンターは当社のグローバルな処理環境において重要な役割を果たし、またビザの増大する出力、冷却およびスペースの需要に応えるための能力を備えている。当社のすべてのデータセンターは、ネットワーク接続、出力および冷却において高い冗長性を有しており、システムの継続的な利用可能性を提供できるよう設計されている。当社は、LED照明、可変の気流自動制御ならびに温風および冷風のエア・コンテインメント技術を含む効率性の改善のための戦略を用いることで、当社のデータセンターの二酸化炭素排出量の削減を継続している。

電気通信

当社は、10百万ルートマイル超を対象とする膨大な電気通信ネットワークを通じて、当社の顧客およびパートナーをビザのデータセンターに接続している。各ネットワーク・ノードは、冗長なリンクを通じて接続されており、当社の製品およびサービスのための高いセキュリティ、利用可能性およびパフォーマンスを提供できるよう設計されている。

セキュリティ

広範な決済エコシステムのセキュリティ向上という当社の役割と並行して、ビザは、引続きサイバーセキュリティの推進に取り組んでいる。当社の多面的なセキュリティへの取組みには、ビザが決済のための最善の方法となるソリューションを提供する一方で、当社の顧客および消費者の安全を守るためのセキュリティ・ツールの活用が含まれる。

当社は、ビザのサイバーセキュリティに対する包括的な取組みに対して多額の投資を行っている。当社は、データの機密性、完全性および利用可能性に対するリスクからの保護のためにセキュリティ技術を活用しており、リスク・エクスポージャーを最小化する基幹的なサイバーセキュリティ機能を強化している。当社の徹底したセキュリティ対策は、単一管理の失敗のリスクを減らすための多層的な保護が適用されている。かかる取組みには、下記が含まれる。

- ・多様な暗号化の手段により、機密情報および / または個人情報の重要性を引き下げるための正式なプログラム
- ・ソフトウェア開発のライフサイクルへのセキュリティの組込み
- ・不正アクセスからの保護のためのアイデンティティ管理およびアクセス管理の統制
- ・高度なサイバー脅威の検出および対応能力の強化

たとえば、ビザは、当社ネットワークを監視し、当社を標的とした脅威を確認するためにAIおよびディープラーニングの技術を利用している。当社のプラットフォームは、毎日数十億のセキュリティログを収集し、ネットワーク全体および当社のインフラ内に知見を提供している。当社は、このデータを当社のデータセンターおよびネットワーク外において観察された脅威に関する外部情報と組み合わせる。当社は、機械学習を用いてリスクを内包すると見られる事象に注目し、当社のサイバーセキュリティ・チームによる介入を行っている。当社は、当該プラットフォームをグローバルに展開しており、複数のタイムゾーンに配置されたチームが1年365日週7日1日24時間、検出および対応を行っている。

ブランド

顧客および消費者の間で当社の強みは認識されている中、ビザブランドは、常に外部のブランド研究において上位を占めており、これには特にフォープスによる2019年の世界で最も高く評価される企業第1位、ブランドZ Top 100による2020年の最も価値のあるグローバル・ブランド第5位、フォーブスによる世界で最も価値あるブランドおよびインターブランドによるベスト・グローバル・ブランドが含まれる。

魅力的なブランド表現、幅広い商品およびサービスならびに革新的なブランドおよびマーケティングの取組みを通じて、ビザのブランドの強みにより、当社の顧客およびその消費者、金融機関、加盟店ならびにパートナーへ付加価値を提供することができる。

ビザは、すべての利害関係者の利益のために広範かつ多様なパートナーシップを構築するという当社のコミットメントに従い、FIFA、国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会およびナショナル・フットボール・リーグのスポンサーであった。ビザは、これらのすべての資産の主要なスポンサーを務める世界で唯一のブランドであり、世界女子サッカーの最も活動的なスポンサーでもある。2020年(2020年から2021年に延期された。)東京オリンピックおよびパラリンピックは、日本のデジタル決済の将来に関するビジョンを実現させるために、ビザが当社の商品および技術を特徴付ける際に、ビザブランドが全面的に表示されることが期待されている。

人材

当社の長期戦略の中心は、当社の成功を推進するための適切なスキルを備えた最高の人材を世界中から惹きつけ、育成し、保持することである。2020年度において、COVID-19のパンデミックは当社の人材管理に大きな影響を与えた。2020年後半を通じて、従業員の大半がリモートで作業しており、当社は現場で作業を継続している重要な従業員のために、安全手順および手続きを設定した。ビザは、2020暦年においてCOVID-19に直接関連する従業員の一時解雇は行わないと約束した。ビザの従業員は、2020年において過年度よりも遅いペースで増加しており、2019年度の約19,500名から2020年度には約20,500名に増加した。自主退職率(過去12ヶ月間の削減)は、2020年9月時点で6.3%であった。2020度末において、ビザの世界全体の従業員のうち59%が男性、41%は女性であり、ビザの指導者(ヴァイス・プレジデント以上と定義する。)のうち34%を女性が代表した。米国における従業員の民族性は、白人38%、アジア人42%、ヒスパニック11%、黒人6%およびその他3%であった。当社の米国における指導者の内訳は、白人63%、アジア人19%、ヒスパニック12%、黒人4%およびその他2%であった。

当社の文化は、一体性および多様性への揺るぎないコミットメントを含む当社の中核的価値によって支えられている。2020年において、当社は米国におけるヴァイス・プレジデント以上の少数派グループの従業員数を3年間で50%増加させ、米国の少数派グループの従業員数を5年間で50%増加させる目標を設定した。ビザの多様性のある採用活動へのコミットメントには、多様な人材のパイプラインを支え、発展させるための多数の非営利団体および地域団体との提携が含まれる。たとえば、ビザは、ブラック・スカラ・アンド・ジョブ・プログラム(Black Scholars and Job program)という、特に大学進学を希望する黒人学生を対象とした今後5年間にわたる専用のビザの奨学金支援プログラムを創立するための10百万米ドルの基金を設立した。卒業後、コミットメントを果たしたすべての受給者にビザでのフルタイムの仕事が保証される。ビザは、性別または人種/民族性に関わらず同一の賃金を支払っており、また毎年ペイ・エクィティの分析を行っている。

詳細は、2020年12月3日付でSECに提出済の最終版の株主総会招集通知の「人材および人材管理」セクションを参照のこと。

合併買収および戦略的投資

ビザは、当社の能力を拡大し、顧客に有意義な価値を提供する機会を継続的に追求している。合併買収および戦略的投資は、当社の内部開発を補完し、ビザの優先度に合わせて当社のパートナーシップを強化する。ビザは、当社のネットワークの差別化、付加価値サービスの提供および成長の加速を確保するために、当社の買収および投資に対して厳格な統合アプローチを適用している。

プレイド買収:2020年1月において、ビザは、人々が自身の金融口座を、自身の財務生活を管理するために使用するアプリケーションに安全に接続することを容易にするネットワークであるプレイド(Plaid)を買収する正式契約を締結した。プレイドの商品は、消費者が自身の財務情報を数千のアプリケーションおよびサービスに便利に共有することを可能にする。ビザによるプレイドの買収は、新規事業への参入およびビザの既存事業の補完的強化の両方を示す。当該買収は、規制当局の審査および承認を含む慣習法の完了条件に従う。

2020年11月5日、米国司法省は、当該買収提案は、クレイトン法第7条に違反して競争を大幅に減少させ、シャーマン法第2条に基づく独占を構成するとして、ビザによるプレイドの買収を阻止するための恒久的差止命令を求めて、カリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所に訴状を提出した。ビザは、かかる訴訟において積極的に抗弁する予定である。

(4)知的財産

当社は、受容性、安全性、利便性、迅速性および信頼性で知られているビザブランドを所有し、管理している。当社のビザが所有する商標のポートフォリオは、我々の事業にとって重要である。一般的に、商標登録は、それが使用されており、かつ/または保持されている限り無期限に有効である。当社と発行会社および加盟店獲得会社との契約を通じて、当社は、顧客にこれらの資産へのアクセスを認め、これにより当社の決済ネットワークへの参加と関連した当社の商標の使用が許可される。加えて、当社は、米国および国際的法域において、当社独自の技術および新しいイノベーションの特定の側面に関する特許出願を行っており、当社の事業に関する多数の特許、特許出願およびその他の知的財産を所有している。当社は、当社の専有技術を保護するため、米国およびその他の法域の特許、商標、著作権および営業秘密法ならびに秘密保持手続および契約条項に準拠している。

(5)競合

世界の決済業界は引続き動態的な変化の過程にある。消費者向けネットワークおよび決済ソリューションならびに金融機関および加盟店の参入をめぐって、既存および新規の競合企業がビザと競合している。技術およびイノベーションが消費者性向を変化させ、e コマース、モバイル決済、ブロックチェーン・テクノロジーおよびデジタル通貨における成長の機会を推進している。これらの進歩が新規企業の参入を可能にしており、その多くは伝統的なネットワーク決済モデルから離れたものとなっている。特定の国では、進化し続ける規制環境は、当社がどの様に競争するかを変化させ、現地でネットワークを構築し、または新たな決済処理の競争を可能にしている。

当社は、あらゆる決済方法と競合している。これには、紙媒体の支払(主に現金および小切手)ならびに あらゆる形式の電子決済が含まれる。当社の電子決済の競合には、主に下記が含まれる。

グローバル・ネットワークまたは多地域間ネットワーク:当該ネットワークは、通常、世界中の何百万ヶ所もの加盟店で使用できる、ブランド化された、幅広い汎用カード決済商品を提供する。たとえば、マスターカード(Mastercard)、アメリカン・エキスプレス(American Express)、ディスカバー(Discover)、JCBおよびユニオンペイ(UnionPay)があげられる。これらの競合企業は、日本におけるJCBや米国におけるディスカバー等、特定の地理的地域においてより集中していることや、特定の国で主導的な地位を有している場合がある。たとえば、ユニオンペイは、2020年度に国際ネットワークに対する最初の許可が下りて市場が開放されるまで、国際カードネットワークが中国国内での取引を処理することが許可されていなかったため、中国で最大のプレーヤーである。「第3 - 2 - (1) - 政府が国際決済システムに対して課す義務および/または制限により、当社は、中国、インドおよびロシア等の重要な市場を含む特定の国々のプロバイダーとの間で競争することができなくなる可能性がある。」を参照のこと。有効なデータに基づくと、ビザは世界中で利用されている最も大きな電子ファンド通信ネットワークの1つである。以下の表は、2019暦年において、当社とこれらの競合企業のネットワークとを比較したものである。(1)

ア	'メ	IJ	力	ン	•

	ピザ	マスターカード	エキスプレス	JCB	ダイナースクラブ
取引高(十億米ドル)	8,941	4,767	1,225	313	179
総取引高(十億米ドル)	11,757	6,468	1,241	320	194
総取引数(十億件)	207	122	9	4	3
カード枚数(百万枚)	3.454	2.172	114	140	66

(注1)マスターカード、アメリカン・エキスプレス、JCBおよびダイナースクラブ(Diners Club)/ディスカバーのデータは、ニルソン・レポート1178号(2020年6月)を出典とする。マスターカードにはマエストロ(Maestro)およびシーラス(Cirrus)の数値は含まれない。アメリカン・エキスプレス、ダイナースクラブ/ディスカバーおよびJCBには第三者の発行会社の事業が含まれる。JCBの数値にはその他の決済関連商品が含まれ、一部の数値は見積りである。

ローカル・ネットワークおよび地域ネットワーク:当該ネットワークは、多くの場合、政府の影響または 指令のサポートを受け、様々な国で運営される。場合により、それらは金融機関により所有されている。 これらのネットワークは、通常デビット決済商品に重点を置き、現地で強く支持され、認識されたブラン ドを有している場合がある。たとえば、米国のスター(STAR)、NYCEおよびPulse、カナダのインタラック (Interac)、オーストラリアのEFTPOSならびにロシアのミール(Mir)が含まれる。

代替決済プロバイダー: 当該プロバイダーは、多くの場合、 e コマースおよびモバイルチャンネルを通じた決済を可能にすることに主な重点を置いているが、実店舗にもサービスを拡大しているか、または拡大する可能性がある。これらの企業は、当事者間の組織内アカウント通信、ACHの様な電子ファンド通信ネットワーク、ビザの様なグローバル・ネットワークもしくはローカル・ネットワークまたはこれらを組み合わせたものを利用した決済を行うことができる。場合により、これらの事業体は、ビザにとってパートナーでもあり、競合企業にもなる。

ACHおよび即時決済 (RTP) ネットワーク: 当該ネットワークは、多くの場合、地方条例により規定されている。主に銀行間ネットワークに重点を置いており、その多くは、小口決済における競争力をより高めるための機能を追加している。当社はまた、クローズド・ループの決済システム、拡大する決済ネットワーク、電信送金および電子特典送金とも競合している。

決済業者: 当社は、ビザ取引の処理をめぐって決済業者と競合している。当該決済業者は、現地の規制に基づき取引を処理するよう要求する指令により利益を得る可能性がある。たとえば、インターチェンジ手数料規制(以下「IFR」という。)に基づく欧州での規制により、当社は、発行会社および加盟店獲得会社と直接ビザ取引を処理することができるその他のネットワーク、決済業者およびその他の第三者と競合する可能性がある。

当社は、認知性、安全性、利便性、迅速性および信頼性といった当社の基本的な価値の提案により、当社が主要な、競争力のある優位性を得ていると考えている。当社の成功の一因として、当社が従事している個々の市場におけるニーズを把握し、状況に応じたソリューションを提供する各地域の金融機関、加盟店、金融技術会社、政府、非政府機関および企業組織と提携していることが挙げられる。当社は、当社の世界的ブランド、幅広く多角的なビザブランドの決済商品およびビザネットを通じて安全かつ確実に処理された決済取引の記録により、ビザが競合企業との競争の中で優位な立場にあると考えている。

(6)季節性およびその他

当社の事業には、通常、顕著な季節的特徴はない。2020年度または2019年度のいずれの四半期も、個別に、当社のこれらの年度の純収益の30%超を占めることはなかった。

2020年度において、当社の顧客 2 社がそれぞれ純収益合計の11%および10%を占めた。当社は、これはパンデミックの結果としてクロスボーダー収益の減少を含む、収益比における前例のない変化の結果であると考えている。2019年度および2018年度において、当社の純収益合計の10%超の収益を上げた顧客はいなかった。

(7)運転資金

当社と金融機関顧客との間の資金決済は、日常的に相当な運転資金を要する可能性がある。大部分の米ドル建ての決済は同日内に行われ、受取額や支払額として口座残高に残ることはないが、米ドル以外の通貨建

ての決済は当該取引に係る業界の慣習に従って、一般的に1営業日から2営業日、受取りが遅れることとなる。

(8)政府規制

当社は、決済技術会社として、当社の商品およびサービスが使用されている様々な法域における、複雑かつ進化し続ける世界的な規制の対象となっている。当社の事業に影響を与える最も重大な政府規制は以下のとおりである。世界的な規制がどの様に当社の事業に影響を与えるかについての詳細は、「第3-2-(1)規制上のリスク」を参照のこと。

腐敗防止、マネー・ロンダリング防止、テロ対策および制裁措置:当社は、ビジネスの獲得もしくは維持または不当なビジネス上の便宜を得ることを目的として、外国公務員および政治家に対し、不適切な支払または贈与を一般的に禁止する、連邦海外腐敗行為防止法(FCPA)、英国賄賂防止法およびその他の法律を含む、腐敗防止に関する法律および規制を遵守している。当社はまた、米国銀行秘密法を含む、マネー・ロンダリング防止およびテロ資金対策の法律および規制を遵守している。さらに、米国財務省外国資産管理局(以下「OFAC」という。)により施行される、経済および貿易制裁プログラムを遵守している。したがって、当社は、包括的なOFACの貿易制裁の対象となる国もしくは領域(現在は、キューバ、イラン、北朝鮮、シリアおよびクリミア半島を指す。)に本社を有するか、もしくはOFACの特別指定国家および人物リストに含まれる金融機関もしくはその他の事業体が、ビザのカードを発行もしくは取得することまたは当社のサービスを利用して取引を行うことを許可していない。

政府が課す市場参加規制:中国、インド、インドネシア、ロシア、タイおよびベトナムを含む特定の政府は、自国のプロバイダーに有利な規制、決済業者に現地の所有要件を課す規制、データ・ローカライゼーションを義務付ける規制または自国内で処理を完了するよう命じる規制を課す等、自国の決済システムおよび/または特定の発行会社、決済ネットワークもしくは決済業者を発展させる措置を取っている。

インターチェンジ・レートおよびインターチェンジ手数料:ますます増加する世界中の法域で、その地域内のデビット・インターチェンジまたはクレジット・インターチェンジ払戻レートに対する規制が課されるか、影響が与えられている。たとえば、米国ドッド・フランク・ウォール・ストリート改革および消費者法(以下「ドッド・フランク法」という。)は、米国の特定のデビットカード取引に関するインターチェンジ払戻レートを制限しており、欧州連合(以下「EU」という。)のIFRは、欧州のインターチェンジ・レートを制限しており(詳細は以下に記載する。)、オーストラリア準備銀行(Reserve Bank of Australia)およびブラジル中央銀行(Central Bank of Brazil)は、インターチェンジの平均許容限度を規制している。

インターネット取引:多くの法域において、決済システム参加者に対し、インターネット上の一定の種類の決済取引(ギャンブルおよびタバコまたは酒類の購入)について、監視、識別、フィルター、制限またはその他の措置を講じることを求める規制が導入されている。

ネットワーク独占権およびルーティング:米国では、ドッド・フランク法により、デビット市場セグメントおよびプリペイド市場セグメントにおけるネットワーク独占権および優先ルーティングの取決めが制限されている。その他の法域においても、同一のカードに対する複数の決済ブランドまたは機能の搭載を防止する規制に関する欧州におけるIFRの禁止令等、同様の制限が設けられている。

割増金禁止規則:当社は、従来から加盟店に、他の手段に代わりビザの商品を用いて決済を行う消費者に対して、より高い価格の設定を禁止する規則を実施してきた。しかしながら、加盟店の割増金の度合いは、地域別市場やビザの商品の種類によって異なり、継続的に訴訟、規制および法律の影響を受けている。

プライバシーおよびデータ保護:当社の業務および事業のいくつかの側面は、プライバシー、データ利用およびデータ保護の規制の対象になっており、それらは当社によるデータの利用および取扱方法、商品およびサービスの運営方法、さらには商品またはサービスの提供能力に関しても影響を与える。加えて、監督機関は、ビザに特定のサイバーセキュリティおよびデータの取扱いに関する施策の導入、新たな個人のプライバシー権の設置および個人データを取り扱う企業に対するさらなる義務を課すことを要求する可能性のある、新たな法律または規制の導入を検討している。

決済業界に対する監視・監督: ビザは、事業を行う実質的にすべての法域において、金融セクターの監督 および規制の対象となっている。たとえば、米国では、適用ある連邦銀行法および政策の下、米国連邦金融機関検査協議会(以下「FFIEC」という。)が、米国の金融機関に対する技術サービス・プロバイダーとして、ビザの監督を行っている。FFIECを含む連邦銀行当局とは、連邦準備制度理事会、通貨監査官、連邦預金保険機構である。また、ビザは、ビザブランドの消費者向けクレジットカード商品およびデビットカード商品を発行する銀行に対するサービス・プロバイダーとして、全国信用組合管理機構および消費者金融保護局から個別に調査を受ける可能性がある。欧州、ロシア、ウクライナ、および英国(詳細は以下に記載する。)を含む、その他の国/地域における中央銀行は、様々な程度の金融安定規制の下、小口決済システムとして、ビザを承認または指定している。また、ビザはブラジルおよび香港等のその他の法域においても、銀行および金融セクターの当局の監督の対象となっている。

欧州および英国における規制および監視・監督:欧州のビザは、引続き、欧州経済領域(以下「EEA」という。)における事業に関し、複雑かつ進化し続ける規制の対象である。ビザ・ヨーロッパは、英国の公認決済システム(Recognized Payment System)として指定され、イングランド銀行の監督下にあり、英国の金融システムの安定性を維持するよう設計されたガバナンスおよびリスク管理等に関する要件を含む様々な要件の対象となっている。ビザ・ヨーロッパはまた、決済システムの安全性、操作上の信頼性および事業継続性を含む、ユーロ圏内の決済システムの円滑な運営に主な焦点を置く欧州中央銀行の監督の対象となっている。さらに、ビザ・ヨーロッパは、英国内での競争およびイノベーションの促進ならびにアカウント保有者のニーズをみたす決済の確保に関する当社の事業慣行、システム、規則および費用を審査する幅広い権力および権限を有する、英国の決済システム規制機関(以下「PSR」という。)により規制されている。また、PSRは、ビザ・ヨーロッパの英国内におけるIFRの遵守を監視することに関して責任を負う規制当局でもある。IFRは、欧州内のインターチェンジ・レートを規制しており、ビザ・ヨーロッパに対し、EU内の決算、組織および意思決定を行うための活動と決済カード・スキームに関する活動とを区別するよう要求し、ネットワーク独占権およびルーティングに関する制限を課している。EUにおける国家監督当局は、当局の市場におけるIFRの監視および実施に対して責任を担っている。

EUには、当社の事業に影響を与えるその他の規制(上記のプライバシーおよびデータ保護に関する規制、腐敗防止、マネー・ロンダリング防止、テロ対策および制裁措置を含む。)が存在する。第2次決済サービス指令(以下「PSD2」という。)等の欧州におけるその他の規制は、特に、当社の金融機関顧客が、新興の非金融機関参加者に対し特定の顧客口座へのアクセス権を付与することを要求している。さらに、PSD2には、ビザに操作上の複雑性を課し、また消費者の決済体験にマイナスの影響を与える可能性のある特定の取引に対しての顧客認証の強い要請がある。

下記「第3-2-(3)-英国のEU離脱は、当社の事業および業績に損害を生じさせる可能性がある。」に記載のとおり、Brexit(以下に定義される。)は、欧州でのさらなる法律および規制の複雑化につながる可能性がある。

追加規制の進展:世界中の様々な規制当局は、その他の多様な問題を引続き検討している。これには、当社の金融機関顧客および当社に影響を及ぼすモバイル決済取引、トークン化、非金融機関のアクセス権、送金、個人情報の盗難、アカウント管理ガイドライン、開示規則、セキュリティおよびマーケティングが含まれる。さらに、欧州でのPSD2の採択を受けて、オーストラリア、ブラジル、カナダ、香港およびメキシコ等の数ヶ国は、第三者の決済業者に対する様々な種類のアクセス権を承認するか検討しているか、またはすでに承認している。これは、当社の金融機関顧客が保持する消費者アカウントのデータへのアクセスを含んでおり、規制の枠組みおよび実施方法によっては、当社の事業に悪影響を及ぼす可能性がある。

(9)入手可能な情報

当社のウェブサイトは、(https://usa.visa.com/about-visa.html)である。証券取引所法に従い提出された当社のフォーム10-Kによる年次報告書、フォーム10-Qによる四半期報告書、フォーム8-Kによる最新報告書、株主総会招集通知およびこれらの訂正報告書は、電子ファイルによりSECに提出された後、実務上可能な限り速やかに、(http://www.sec.gov)および当社の投資家関連ウェブサイト(http://investor.visa.com)において閲覧可能である。さらに、当社は、投資家関連ウェブサイト(http://investor.visa.com)において、投資家にとって重要とみなされる可能性のある財務情報およびその他の情報を定期的に掲載している。当社の企業責任および持続性のための取組みに関する情報も、当社ウェブサイト(http://www.visa.com/responsibility)において閲覧可能である。本書において言及される当社ウェブサイトの内容はすべて、本書またはSECに提出したその他の文書において、参照により組み込まれていない。

4 【関係会社の状況】

2020年9月30日現在、当社は6社の主要な子会社を有している。当社の主要な子会社は以下のとおりである。

				ビザ・インクとの関係)関係
名 称	住 所	資本金の額 (千米ドル)	主要な 事業の内容	議決権の 保有割合	役員・ 取締役 の兼任数 ⁽¹⁾	事業関係 (流通等)	財政 支援
ビザ・インターナ ショナル・サービ ス・アソシエーショ ン (Visa International Service Association)	デラウェア州 (米国)	_(2)	グローバル決済事業	100%	17人	ビザ決済プロ	に対する企業 間融資および 配当
ビザUSA・インク (Visa U.S.A. Inc.)	デラウェア州 (米国)	_(2)	グローバル 決済事業	100%	17人	米国における ビザ決済プロ グラムの運営	ビザ・インク に対する企業 間融資および 配当
ビザ・ワールドワイ ド・ピーティー イー・リミテッド (Visa Worldwide Pte. Limited)	シンガポール	8,967,651	グローバル決済事業	ビザ・インターナショナル・ホール ディングス・ リミテッドに より100%保有	5人	アジア太平洋 地域における ビザ決済プロ グラムの運営	該当なし
ビザ・ヨーロッパ・ リミテッド (Visa Europe Limited)	英国	18,784,000	グローバル決済事業	100%	8人	世界中のビザ 決済プログラ ムの運営	ビタルデリオ・シー・シー・シー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー
ビザ・インターナ ショナル・ホール ディングス・インク (Visa International Holdings, Inc.)	デラウェア州 (米国)	_(3)	グローバル 決済事業	ビザ・インターナショナル・サービス・アソションにより100%保有	7人	持株会社	ビザ・インク に対する企業 間融資
ビザ・インターナ ショナル・ホール ディングス・リミ テッド (Visa International Holdings, Inc.)	英国	42,895,342	グローバル 決済事業	ビザのグルー プ会社により 100%保有	4人	持株会社	ビタルデリらタルデイるのザー・ィミビー・ィン企派・シホグッ・シース対融イョースドイョース対融活・シール・かンナル・す資

- (注1)流動的な経営陣の異動により、これらの数値は概算値で表示される。
- (注2) 当該関係会社は、非株式会社であり、資本金を有さない。
- (注3)かかる資本金の額は、千米ドル未満である。

5【従業員の状況】

2020年9月30日現在、当社の従業員は全世界で約20,500人である。うち約10,500人は米国、約10,000人は米国外である。当社の従業員との関係は良好と考えている。加えて、同時点において、約890人の契約社員または派遣社員、約440人のコンサルタントおよび約4,700人のベンダー(およびベンダー供給元)と契約関係にある。

第3【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1)経営方針・経営戦略等

「第2-3-(1)概要」および「3経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」を参照のこと。

(2)経営環境及び対処すべき課題

「2事業等のリスク」および「3経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」を参照のこと。

2【事業等のリスク】

以下、2020年9月30日時点で知り得る情報に基づき、当社および当社の事業に影響を及ぼすおそれのある 具体的なリスクについて述べる。2020年9月30日時点で当社の知らない、または重要でないと考えられる新 たなリスクや不確実な事実も、当社および当社の事業に重大な悪影響を及ぼすおそれがある。

(1)規制上のリスク

当社は、当社の事業および財務業績に悪影響を及ぼす可能性のある複雑かつ進化し続ける世界的な規制の対象となっている。

当社はグローバルな決済技術会社として、当社の事業を統制する複雑かつ進化し続ける規制の対象となっている。当社の事業に影響を与える最も重要な規制分野の詳細については、「第2-3-(8)政府規制」を参照のこと。これらの規制が当社、当社の顧客およびその他の第三者に与える影響により、当社は、決済システムの規則を施行する能力が制限され、新たな規則の採用または既存の規則の変更を要求される可能性があり、当社の既存の契約上の取決めに影響を及ぼし、当社のコンプライアンス費用が増加し、望ましくない方法で競合企業を含む第三者に当社の技術または知的財産を利用可能にすることが要求され、収益機会が減少する可能性がある。以下に詳述するとおり、当社は、インターチェンジ払戻レート、優先ルーティング、国内処理要件、通貨変換、POS規則および慣行、プライバシー、データ利用またはデータ保護、ライセンス要件ならびに関連する製品技術等に関する様々な規則および規制に直面する可能性がある。その結果、ビザ運営規則および当社の他の契約債務は、国ごとまたは商品提供ごとに異なる可能性がある。これらおよびその他の規制を遵守することにより、当社の費用負担が増加し、当社の収益機会が減少する可能性がある。

世界中で大きく異なる規制が存在することとなった場合、当社が事業を行う地域における当社の商品提供、サービス、手数料およびその他当社の事業の重要な側面を迅速に調整することが困難になる可能性がある。当社のコンプライアンス・プログラムおよび方針は、マネー・ロンダリング防止、腐敗防止、競争、プライバシーおよび制裁措置等の当社の幅広い規制ならびに法律の遵守を支援するために策定されているが、規制の発展に伴い、当社は継続的にコンプライアンス・プログラムの強化を行う。しかしながら、当社は、当社の慣行がすべての適用ある規制当局の要件を遵守しているとみなされると保証することはできない。当社が統制を怠った場合またはその他の理由により規制を遵守していないと判明した場合、当社は損害賠償、民事上および刑事上の罰則、訴訟、調査ならびに訴訟手続の対象となり、また当社の世界的ブランドおよび評判を傷つける可能性がある。さらに、決済業界に集中した規制の発展および拡大により、当社の顧客が発行するビザの商品の数、当社の決済高および当社の収益、当社のブランドおよび競争力、当社の商品おがサービスを差別化するための当社の知的財産の利用能力、当社が提供する商品およびサービスの質と種類、当社の商品が利用される国ならびに当社の商品を入手しまたは受け入れることのできる消費者および加盟店の種類が悪影響を受けるまたは減少する可能性があるが、これらはすべて当社の事業に損害を生じさせる可能性がある。

インターチェンジ払戻手数料、加盟店割引率、運営規則、リスク管理手続およびその他これに関連する慣行等、世界の決済業界に対する監督および規制の強化は、当社の事業に損害を生じさせる可能性がある。

世界中の規制当局は、決済業界のいくつかの側面を規制するための権限を確立または強化している。詳細については、「第2-3-(8)政府規制」を参照のこと。当社は、これまでに米国およびその他多くの法域において、デフォルト・インターチェンジ払戻手数料を設定している。当社は、一般的に決済取引においてインターチェンジ払戻手数料に関するいかなる収益も受領しないが(クレジットおよびデビット取引の場合には、インターチェンジ払戻手数料は加盟店獲得会社から発行会社に対して支払われる。ATM等の特定の取引については、逆となる。)、インターチェンジ払戻手数料は、当社が他の決済プロバイダーと競合する1つの要素となっており、したがって、当社が処理する取引高の重要な決定要因である。結果として、かかる手数料の変更は、それが任意なものであるか強制によるものなのかにかかわらず、当社の決済高および収益全般に大きな影響を及ぼす可能性がある。

インターチェンジ払戻手数料、運営規則およびこれに関連する慣行の一部は、依然として世界的に政府の 規制強化の対象となっており、多くの法域において、規制当局および中央銀行によって、かかる手数料、規 則および慣行がすでに審査され、または現在審査されている。たとえば、米国の連邦準備制度により導入さ れた規制では、大手金融機関が受領する米国のデビット・インターチェンジ払戻レートの上限を1取引当た り21セント・プラス・5ベーシス・ポイント(さらに1セントの不正防止対策費調整が加算される可能性が ある。)に設定している。ドッド・フランク法により、発行会社および当社がデビット・エリアおよびプリ ペイド・エリアにおいてネットワーク独占権および優先ルーティングを導入する能力も制限され、当社の事 業もまた影響を受けている。EUのIFRにより、EEA内の消費者向けクレジットおよび消費者向けデビットの国 内およびクロスボーダー両方の取引にかかるインターチェンジ手数料について実効上限(それぞれ30ベーシ ス・ポイントおよび20ベーシス・ポイント)が設定されている。EU加盟国は、その域内でこれらのインター チェンジ・レベルをさらに引き下げることができる。欧州委員会は、IFRの影響評価がかかる法律制定の拡大 を現時点では目的としていない一方、市場力学を引続き監視することを示していると判断した。ラテン・ア メリカを含む世界の他の地域の国々は、インターチェンジの上限を導入し、または検証している。2017年3 月に、アルゼンチンの中央銀行がクレジットおよびデビット取引でのインターチェンジ手数料を制限する規 制を導入した。2018年3月には、ブラジルがデビット取引でのインターチェンジの上限を導入し、2020年3 月には、コスタリカの国会で、中央銀行によりインターチェンジおよびその他の手数料の規制が可能となる 法案を可決した。最後に、オーストラリアでは、オーストラリア準備銀行が国内決済システム規制を監視中 であり、当社の事業に対するより低いおよび/または追加のインターチェンジの上限およびその他の制限が 生じる可能性がある。

当社がデフォルト・インターチェンジ払戻レートを最適なレベルに設定することができない場合、当社の決済システムは発行会社および加盟店獲得会社にとって魅力的でなくなる可能性がある。これにより、当社の競合他社が有する加盟店および消費者の両者と直結したクローズド・ループの決済システムのような他の決済システムの優位性が際立つことが考えられる。当社は、一部の発行会社がかかる規制に対し、消費者に新たな手数料もしくはさらに高額な手数料を賦課する、または一定の利益を削減するという反応を示し、その結果消費者にとっての当社の商品の魅力は低下すると考えている。一部の加盟店獲得会社は、ビザのインターチェンジ払戻レートにかかわらず、加盟店割引率(以下「MDR」という。)の引上げを選択することができ、これにより加盟店が当社の商品を受け付けなくなるか、顧客に他の決済システムまたは決済方法を案内するようになる可能性がある。また、決済プログラム費用の削減を図るために一部の発行会社および加盟店獲得会社は、当社が賦課する手数料の削減を含む当社からのインセンティブをすでに取得、また今後も継続的に取得する可能性があり、これにより当社の収益は直接的に影響を受ける可能性がある。

インターチェンジ払戻手数料に対する規制に加え、多くの規制当局が当社の決済事業のその他の側面に対する制限を課している。たとえば、多くの政府(インド政府およびトルコ政府を含むがこれに限定されない。)が、MDRをさらに引き下げる規制を適用しており、当社の取引の経済面に悪影響を及ぼす可能性がある。ペルーおよびチリ等のラテン・アメリカのいくつかの国々は、決済エコシステムおよび4当事者モデルの運営方法に影響を与える可能性のある反トラストに基づいた規制措置に依存している。PSRによる英国における市場の獲得の審査により、当社の事業にさらなる規制圧力がかかる可能性がある。また、加盟店によるロビー活動の増加に伴い、規制当局がネットワーク手数料についても関心を示し始める可能性がある。また、加盟店によるた、当社は、政府による規制または圧力により、他の決済ネットワークによるビザの商品またはサービスの支援を許可することや、当社の商品上に他のネットワークの機能性やブランド・マークを付加することを義務付けられる可能性がある。決済技術の革新により、当社は新たな商品およびサービスの展開が可能になったが、同時に規制上の影響が及び得る範囲も拡大した。たとえば、トークン化、プッシュ式決済およびカードベースでない決済フロー(B2Bコネクト(B2B Connect)等)を含む新たな商品および機能により、かかる商品または機能が提供される国々において許認可要件が増加する可能性がある。さらに、スキームおよびプロセスの分離を定めるEUの規定は、費用を増大させ、当社の商業、革新および商品戦略の実行に影響を及ぼしている。

また、当社はブラジル、ロシア、英国およびEU内を含む一部の市場において、中央銀行による監督の対象となっている。これにより、新たなガバナンス、レポーティング、ライセンス、サイバーセキュリティ、取引処理基盤、資本または信用リスク管理の要件がもたらされる可能性がある。当社は、各地でのリスク管理またはガバナンスとともに、各地で十分な資本および資金レベルを維持するための要件の増大を含む決済および流動性リスクの軽減を意図した方針ならびに活動が必要となる可能性もある。また、これらには、当社の決済システムに対する参与および加盟店のアクセスに関する新たな基準が含まれる可能性がある。さらに、他の法域における規制当局は、同様の規制原則に基づいたアプローチを検討または導入している。

世界中の規制当局は、決済業界の規制に関する相互の取組みについてさらに注目している。その結果、1つの法域における進展は、他の法域における規制上の取組みに影響を及ぼす可能性がある。1つの法域において新たな法令または規制上の結果によってもたらされるリスクは、当該法令または規制が同様に制定される可能性および当社の他の法域における事業または他の商品提供に関する事業に悪影響を及ぼす可能性を有する。たとえば、クロスボーダーのインターチェンジ・レートに関する当社と欧州委員会との和解は、世界の他の地域の規制当局から事前に注目を集めた。同様に、1つの商品提供について新たな規制が施行された場合、規制当局が当該規制を他の商品提供に拡大適用する可能性がある。たとえば、クレジット決済がデビット決済と同様の規制を受けることになる可能性がある(その逆の場合もある。)。たとえば、オーストラリア準備銀行は当初クレジット・インターチェンジを制限したが、のちにデビット・インターチェンジについても同様に制限を設けた。

政府が国際決済システムに対して課す義務および/または制限により、当社は、中国、インドおよびロシア等の重要な市場を含む特定の国々のプロバイダーとの間で競争することができなくなる可能性がある。

多くの法域の政府は、市場参入に障壁および優先的な国内規制を設けることにより、その国内の決済カード・ネットワーク、ブランドおよび決済業者を国際競争から保護している。かかる政策および規制は、様々な度合いで市場の競争条件に影響を与え、国際決済ネットワークの競争力を弱体化させている。規制当局は、国内のプロバイダーに有利となる規制上の要件を課す、または国内決済またはデータ処理をすべて自国内で処理することを命じる可能性があり、それにより、当社が一部の取引のエンド・ツー・エンドな処理を管理することが禁じられる可能性がある。

ロシアでは、法律制定により当社の国内取引での処理が効率的に妨げられている。全国的な決済カードシステム(NSPK)で管理された中央銀行は、国内で処理を許可された唯一の事業体である。中国においては、ユニオンペイ(UnionPay)が依然として国内における決済カード取引の唯一の決済業者であり、また国内唯一のアクセプタンス・マークによる運営を行っている。当社は、中国において銀行カード清算機構(以下「BCCI」という。)を運営するため、中国人民銀行(以下「PBOC」という。)に申請書を提出したが、承認時期および承認手続の段階は依然不透明なままである。かかる承認プロセスは数年を要し、BCCIを運営するための免許が認可される保証もないが、もし当社が免許を獲得できた場合、当社は国内の決済ネットワークとうまく競合できるようになる。

インドにおける規制イニシアチブ(政府が可決したデータ・ローカライゼーション義務を含む。)も、国家主義的な優先事項の拡大を示唆しており、当社のコストに影響し、当社が国内の決済プロバイダーと効率的に競争する能力に影響を及ぼす可能性がある。欧州では、欧州中央銀行の支援とともに、国際的なテクノロジー企業により仲介機能が排除されるリスクの低減および欧州域内におけるカード取引ための国際的な決済ネットワークへの継続的な依拠を意図して、欧州の銀行グループが欧州決済構想(EPI)という環欧州決済システムを立ち上げる意向を公表した。さらに、湾岸協力理事会(以下「GCC」という。)や東南アジアの多数の国々等の国家の地域グループが、地域における取引の処理への当社参入を制限する取組みを検討しているか、または検討する可能性がある。アフリカ開発銀行も、その金融包摂の拡大および地域金融安定の強化への取組みにおいて、国内決済システムの支援に関心を示している。最後に、南アフリカ等のいくつかの国では、国内取引のオンショア市場の処理を委託している。制裁措置、貿易摩擦または他の種類の活動を含む地政学的な事象によりこれらの動向の一部または全部が強まり、当社の事業に悪影響を及ぼす可能性がある。

当社は、特定の国々(ロシアおよびタイ等)において、カードによる取引のエンド・ツー・エンドな処理 を管理することができないため、当社の商品に関わる取引の効率的な処理を確実にするために、当社の顧客 または第三者決済業者との緊密な提携に依拠している。当社の上記能力は、取引のルーティングまたはオン ショア市場の処理に関連する規制上の要件および方針により、悪影響を受ける可能性がある。

共通のバッジ規制および居住規制は、ビザが発行およびルーティングのために国のネットワークと張り合う市場において、新たな課題をもたらす可能性がある。たとえば、中国では、中国国内の取引はユニオンペイで処理され、国外での取引は当社またはその他の国際的決済ネットワークで処理されるという二重ブランドカードを特定の銀行が発行している。PBOCは、中国国内の決済市場に参入するための新しい免許が国際的企業に発行されるとともに、二重ブランドカードが次第になくなる可能性があると考えている。そのため、当社は、海外渡航の際に使用できる(BCCIの免許取得後には国内取引にも使用できる)ビザのみのブランドのカードを発行するため、中国の発行会社と協力している。しかしながら、その努力にもかかわらず、二重ブランドカードの廃止は当社の決済高を減少させ、中国で当社が創出する収益を減少させる可能性がある。

ミール (Mir) およびユニオンペイは、それぞれロシアおよび中国で急激に成長しており、海外展開の計画を積極的に進めている。これは、当社の国際ルーティング規則(ビザカードの国際取引をビザネットを介して行うことを義務付けている。)に対する規制圧力に繋がる可能性がある。さらに、規制上の障壁は、ロシアおよび中国国内の競争からミールおよびユニオンペイをそれぞれ保護しているが、アリペイ(Alipay)およびウィーチャットペイ(WeChat Pay)等の代替決済プロバイダーは、e コマース、オフラインおよびクロスボーダー決済に急速に進出しており、中国で当社が免許を獲得したとしても、競合が困難になる可能性がある。最近、中国政府の強い支持を受け、ネッツユニオン(NetsUnion)として知られる新たなデジタル取引ルーティングのシステムが設立された。PBOCは、アリペイおよびその他のデジタル決済プロバイダーにネッツユニオンへの投資を許可した。ネッツユニオンおよびそのような他のシステムは、その他の国際的決済ネットワークと比較して競争上優位である可能性がある。

最後に、オーストラリア、ブラジルおよびロシアの中央銀行は、国内の即時決済ネットワークの展開または拡大過程にあり、これらのシステムによって多くの国内取引を処理することを目的としている。同様に、小口決済のための中央銀行のデジタル通貨を発行するコンセプトを探る法域が増加している。これらが展開に成功した場合、これらの国内決済プラットフォームおよびデジタル通貨は、仲介機能が排除される可能性を含むビザの国内およびクロスボーダー決済に重大な影響を与える可能性がある。

通常、国内のプロバイダーまたは処理を保護するもしくは支援する国内法によって、当社の費用が増加、 決済高が減少し、これらの国で創出する当社の収益に影響を与え、発行または処理されるビザの商品が減少 し、当社はグローバルな処理能力の活用および当社のブランドをサポートするサービスの質の管理ができな くなり、当社の活動が制限され、当社の成長ならびに新商品、サービスおよびイノベーションを導入する当 社の能力が限定され、当社が国々から撤退しなければならなくなり、新市場への参入が妨げられ、また新たな競合企業を生む可能性がある。これはすべて、当社の事業に悪影響を及ぼす可能性がある。

個人データおよび個人情報の取扱いに関する法律および規制は、当社のサービスへの妨げとなる、または 費用、当社に対する法的請求もしくは罰金を増加させる可能性がある。

当社の事業は、多くの法域でのデータ処理および国境を越えたデータ移転に依存する。個人データの収 集、保管、取扱い、使用、開示、提供および安全管理に関する法的な要請は発展を続けており、かかる領域 における規制上の監督は世界中で増加している。たとえば、2020年7月、欧州司法裁判所(以下「CJEU」と いう。)は、参加企業に対してEU加盟国から米国への個人データの提供を認める法的枠組みである、EU - US プライバシー・シールドを無効とする判決を下した。ビザは、データ提供のために、当該プライバシー・ シールドを過去に使用したことはないが、代わりに標準契約条項を用いている。しかし、CJEUの判決は、こ れらの提供メカニズムが同様に監督の追加対象となることを明らかにした。プライバシーおよびデータ保護 法の重要で不透明な存在は、国ごとに異なって解釈および適用されており、法的な要請が一貫性を欠き矛盾 する可能性がある。たとえば、EU一般データ保護規則(以下「GDPR」という。)は、EUデータ保護法の適用 範囲を拡大し、企業の所在地にかかわらず、EU居住者のデータを取り扱う全ての企業を対象としている。か かる法は、個人データの取扱いに関する広範囲の法的な要請を遵守するように企業に義務付けている。当社 は、当社の国際的事業に適用される要請に対応するグローバルなデータ・プライバシー・プログラムを有し ているが、当社のGDPRならびに急速に台頭したプライバシーおよびデータ保護法(カリフォルニア州消費者 プライバシー法およびブラジルの一般データ保護法等)を遵守するための進行中の取組みは、当社のコンプ ライアンス業務の複雑性を増加させ、多額の費用を伴い、その他のイニシアチブや計画の資金が流用される おそれがあり、当社が提供できるサービスを制限する可能性がある。データの場所、移転、収集、使用およ び管理を制限する一貫性のない地域的な規制は、特定の法域において当社の革新能力および競争力を制限す るおそれがある。たとえば、インドは、すべての決済システムの運営者に対して、国内の取引データをイン ドのみに保管することを義務付けるデータ・ローカライゼーション法を採択した。かかるデータ・ローカラ イゼーション義務は、当社のコストに影響し、当社がその国際ネットワークの効率性および価値を活用する 能力に影響を及ぼし、また当社の戦略に影響を及ぼす可能性がある。さらに、データの安全管理に係る事故 およびプライバシー侵害に関連して、規制当局による規制および調査は増加し続けている。さらなる制限 法、規則、規制の整備または将来の強制措置もしくは調査は、当社の事業における費用または制限の増加を 通じて、当社に対して影響を与える可能性があり、法令順守違反は規制上の罰則および重大な法的責任をも たらす可能性がある。

当社は税務調査もしくは税務争訟または税法の改正の対象となる可能性がある。

当社は、法人税およびその他の税金の支払のために、世界的規模の引当金を計算するうえで重要な判断を行っている。当社は、当社の見積税額が合理的であると確信しているが、多くの要素がその正確性を制限する可能性がある。当社は現在、内国歳入庁、英国の歳入関税庁およびその他の法域における税務当局による調査を受けているかまたはかかる当局と係争中であり、将来的にはさらなる調査および争訟の対象となる可能性がある。関連する税務当局は、一部の重要な項目に関する当社の課税措置に異議を唱え、これにより当社の納税義務が増加する可能性がある。これらの事項に関して当社の立場を維持することができない場合、当社のキャッシュ・フローおよび財政状態に悪影響が及ぶ可能性がある。さらに、米国の政権が交代した場合に起こりやすい米国もしくは米国外の法域における現行法律の一部改正、または経済協力開発機構の事業計画によってもたらされる一部改正で、利益配分および関連規則の改訂ならびに多国籍企業に対して最低限の税金を確実に納付させるシステムの構築に関するものは、当社の実効税率に重大な影響を及ぼす可能性がある。当社の納税額が著しく増加した場合、当社の財務成績に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。「第6-1財務書類・注記19法人税等」を参照のこと。

(2)訴訟リスク

当社は、一定の補償を受けることができるものの、訴訟または調査の結果により悪影響を受ける可能性がある。

当社は、とりわけ競争法、反トラスト法、消費者保護法、プライバシー法および知的財産法の違反を申し立てる民事訴訟の係争者、政府および執行機関が調査または主張する多くの訴訟事件、調査および訴訟手続(以下、総称して本項において「法的措置」という。)に関わっている。当社が直面する重要な法的措置の状況の詳細は、「第6-1財務書類-注記20法的事項」に記載されている。これらの法的措置は、不確実性が内在し、多額の費用を要し、当社の業務に悪影響を及ぼす。重大な法的措置(特に、米国での反トラスト法に基づく原告による三倍賠償請求等に関わる大規模な集団訴訟)において当社の責任が認定された場合または政府の調査に起因する責任を被った場合、当社は多額の損害賠償金、和解金または罰金の支払を余儀なくされる可能性がある。さらに、法的措置の結果としての和解の条件、判決または社会的圧力により、当社は、とりわけ設定するデフォルト・インターチェンジ払戻レート、ビザ運営規則もしくはこれらの規則の執行方法、当社の手数料もしくは価格設定または事業方法の変更を余儀なくされることにより、当社の事業に損害が生じる可能性がある。これらの法的措置またはその結果もまた、同様のまたはその他の法域における規制当局、調査当局、政府または民事訴訟の係争者に影響を及ぼすおそれがあり、その結果、ビザに対して

追加の法的措置がとられる可能性がある。最後に、当社はいくつかの商業協定に従い、他の事業体に対して 提起されている訴訟について、ビザが被告ではない場合であっても補償する義務を負っている。

「第6-1財務書類-注記5米国およびヨーロッパの遡及的責任計画」および「第6-1財務書類-注記20法的事項」で詳述される米国の対象訴訟またはビザ・ヨーロッパ域内の対象訴訟のような特定の法的措置について、当社は、各遡及的責任計画に基づく一定の金銭補償を受けることができる。2つの遡及的責任計画は、補償内容および当社が補償を受けるメカニズムが異なっている。これらの遡及的責任計画のいずれかまたは両方により、かかる和解、判決、損失または賠償責任の影響から当社を的確に防御できない場合、当社の財政状態またはキャッシュ・フローに重大な悪影響が及ぶ可能性があり、また当社が破産に陥る可能性もある。

(3)事業に関するリスク

COVID-19のアウトプレイクおよびこれを受けてとられた措置が当社の事業、経営成績および財政状態にどの程度影響を及ぼすかは、非常に不透明かつ予測困難な将来の動向に左右される。

COVID-19のアウトブレイクおよびウイルスの蔓延を抑制するために政府がとった関連措置による世界的な影響は、マクロ経済環境を圧迫し、経済の不透明感を著しく増大させ、経済活動を減少させている。アウトブレイクを受け、当局は、2020年度第2四半期に開始された渡航の禁止および制限、検疫、外出禁止令または都市封鎖令ならびに事業の制限および停止等、ウイルスを封じ込めるための多くの措置を講じている。

COVID-19の蔓延を受け、当社は事業慣行の変更(従業員の渡航制限、オフィス閉鎖の実施、2020年中の当社の従業員の在宅勤務、会議、イベントおよびカンファレンスへの物理的な参加の中止を含む。)を行い、政府当局により要求された場合または当社の従業員、顧客およびビジネスパートナーの最善の利益になると当社が判断した場合には、さらなる措置を講じる可能性がある。また、COVID-19のアウトブレイクは、ビザがスポンサーとなる予定されていたイベントに対しても影響を与え、イベントの主催者が国際社会の健康および福祉を優先させるよう健康専門家、政府当局およびその他の利害関係者と協議した。これにより、当社が予定していたいくつかの活動に変更が加えられ、当社の一部のマーケティング戦略に影響を与えた。

クロスボーダー取引高は、旅行の減少により引続き大きな影響を受けた。国際的なクロスボーダー取引の 収益は、当社の収益の大部分を占めている。さらに、当社は以下を含む多数の事業上の要因により、財務損 失を被る可能性がある。

- ・パンデミックにより非常に深刻な影響を受けた、特に小売、旅行およびホスピタリティ産業(航空会社、クルーズ船、ホテル、レストランおよび娯楽イベントを含む。)に関する加盟店、加盟店獲得会社および発行会社の破綻および信用決済リスク。これら数多くの事業の閉鎖および/または経営破綻は、当社の加盟店パートナーに対する財政的圧迫をもたらし、ビザの補償義務を生む決済不履行に繋がる可能性がある。また、これにより、当社の資産減損または債権償却をもたらすおそれがある破産に繋がる可能性がある。
- ・顧客の事業、決済高およびインセンティブに対するアウトブレイクの影響により、顧客が既存契約の再 交渉または早期の更新を求める可能性がある。
- ・ビザの顧客構成または特定の顧客との取引高が変化する可能性がある。
- ・ネットワーク・プロバイダー、コールセンターおよびその他の供給元の潜在的な供給停止を含む第三者 の障害
- ・オンラインバンキング、eコマースおよびその他のオンライン活動への移行や、アウトブレイクを受けて従業員の在宅勤務が増加したことを背景に、サイバー犯罪者がDDoSに関連した攻撃、フィッシング詐欺およびその他の妨害行為を企てることによるCOVID-19に関連したサイバーリスクおよび決済詐欺リスクの増加
- ・1 つまたは複数のCOVID-19のクラスターが当社のデータセンターで発生し、当社の従業員に影響を及ぼし、または発行会社、加盟店獲得会社もしくは加盟店のシステムもしくは従業員に影響を及ぼす可能性等、通常業務の変化による当社のネットワークの利用可能性および信頼性に関する課題
- ・たとえば支払手数料またはその他の費用を削減または廃止するための政府のイニシアチブまたは要請等、追加的な規制上の要件。多くの国がCOVID-19の経済的救済措置の一環として、一時的に電子決済におけるインターチェンジまたはその他の手数料に上限を定めるための対策を講じた。これらの一部またはすべての上限は、長期間にわたり常設されるか、政府が追加的および/または新たな価格上限を将来の経済救済イニシアチブに導入する可能性がある。さらに、インターチェンジおよび/またはMDR規制の支持者は、復興に向けた取組みを支援するために必要な政府介入を行わせようとする可能性がある。全体的にソフトな世界経済において、かかる価格政策は、当社の事業にさらなる財政的圧迫をもたらす可能性がある。

COVID-19が当社の事業に及ぼす影響について指針となるような最近の類似の事象が存在しないため、アウトブレイクの最終的な影響は非常に不透明であり、変動する可能性がある。当社は、雇用計画の規模縮小、渡航制限、マーケティングの支出および外部資源の利用削減等、当社の事業慣行を変更して営業費用を削減するために対策を講じているが、COVID-19が長期的に当社の事業、経営成績および財政状態にどの程度影響

を及ぼすかは、アウトブレイクの伝播性、重症度および期間、国民により自主的に行われるまたは政府もしくは公衆衛生局に要請されるソーシャル・ディスタンス対策もしくは行動の有効性、効果的な治療法もしくはワクチンの開発および有用性、当社の従業員および業務、当社の顧客、供給元およびビジネスパートナーの事業に対する影響ならびにその他の要因を含む、多くの不確実性のために予測困難なままである。

COVID-19により影響を受けて変化した消費者の行動は、COVID-19のアウトブレイクが沈静化した後も継続する可能性がある。たとえば、消費者は、裁量的支出を永続的または長期的に削減し、消費者が完全に社会的交流に戻ることをためらうことで、特定の産業(特に旅行または大規模な集会に依存する産業)は立ち直るまでに時間がかかる可能性があり、経済不安が続いた場合、消費者がクレジット商品に対する支出の削減を継続する可能性がある。これらすべてが当社の事業に悪影響を及ぼすおそれがある。

その結果、国内およびクロスボーダーの消費傾向の低下、信用枠、当社の流動性への悪影響ならびに持続する景気後退の状況ならびに本項「2事業等のリスク」に記載されているその他の既知のリスクの多くを悪化させる等、ウイルスが世界経済に及ぼした影響の結果として、当社の事業に引続き重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

当社は、業界における熾烈な競争に直面している。

世界の決済業界では、競争が過熱化している。技術の進化により、新たな競合企業または決済方法が出現し、既存の顧客および競合企業は異なる役割を担うと推測される。当社の商品は、現金、小切手、電子資金、仮想通貨による支払、世界的または多地域的なネットワーク、その他国内およびクローズド・ループの決済システムならびに主としてeコマースおよびモバイルチャンネルを介した支払を可能にすることに重点を置く代替決済プロバイダーと競合している。世界の決済業界がより複雑化するにつれ、当社は、eコマースおよびモバイルチャンネルにおけるオンライン活動を介した決済システムを開発した、当社の顧客、金融技術会社のような他の新興の決済プロバイダー、その他のデジタル決済企業、技術会社ならびに国の政策、即時決済ネットワークおよびその他の決済プラットフォームを開発、支援および/または運営している多くの法域における政府(ブラジル、インドおよびロシア等)との競争の激化に直面している。

当社の競合企業は、大幅に優れた技術を開発し、より幅広く適応するデリバリー・チャンネルを有し、また大規模な資金を有する可能性がある。これらの企業は、より効率的または革新的で幅広いプログラム、商品およびサービスを提供する可能性がある。また、これらの企業は、当社より効果的な広告およびマーケティング戦略を実施することにより、ブランド名の認知度の拡大、発行数および加盟店の受入れに関して利用増加を達成する可能性がある。これらの企業はまた、より質の高いセキュリティ・ソリューションの開発または低価格設定を行う可能性がある。さらに、もし当社が技術の変化および決済サービスの代替方法の増加に対して、これらの分野でのサービスを発展させて提供することでうまく適応したとしても、かかるサービスは、当社が現在ビザネット取引から獲得する利益よりも好条件でない可能性があり、当社の財務業績および業績見通しに悪影響を及ぼす可能性がある。

当社の特定の競合企業は、異なるビジネスモデルで事業を行い、異なる費用構造を有し、異なる市場セグ メントに参入している。これらのビジネスモデルは、最終的により大きな成功を収める可能性があり、また 規制上、技術上およびその他の変化に、より適応する可能性がある。いくつかの場合、これらの競合企業 は、当社が特定の国および地域において取引を獲得するために競うことを禁止、制限または阻止する政府指 令により支持されている。アメリカン・エキスプレス、ディスカバー、プライベート・レーベルカード・ ネットワーク、仮想通貨プロバイダーおよびデジタル資産の交換を可能にする技術会社、アリペイおよび ウィーチャットペイ等の特定の代替決済システム等の当社の競合企業の一部は、加盟店および消費者の両者 と直結し、クローズド・ループの決済システムを運営している。ドッド・フランク法、欧州のIFRまたは米連 邦準備制度のフェッドナウ(FedNow)もしくはブラジル中央銀行のPixシステム等の政府による即時決済イニ シアチブは、競合企業がこのようなビジネスモデルから優位性を得る機会を増加させる可能性があり、また 新たな競合企業(場合により、政府自体も含む。)を生み出す可能性がある。同様に、PSD2およびIFRが施行 された欧州における規制により、当社は追加的な参加者に対して当社のネットワークへのアクセスの解放お よび参加の許可を要求される可能性があり、またインフラストラクチャーの投資および競合企業に対する規 制上の負担を減じるよう要求される可能性がある。また、モバイルでの決済、代替支払クレデンシャル、そ の他帳簿技術または支払形式を含む新たな技術等の要因の他、取引処理に当社の決済ネットワークを使用し たくないと考える事業体間の二者間契約が増加しているため、当社の仲介機能は排除されるリスクを負って いる。たとえば、加盟店は発行会社との間で取引を直接処理する可能性があり、また決済業者は、発行会社 および加盟店獲得会社との取引を直接処理する可能性がある。

当社は、競合環境が以下のように引続き移行および進展する可能性があると予想している。

・当社は、当社の競合企業、顧客、ネットワーク参加者およびその他とともに、モバイル決済サービス、eコマース決済サービス、個人間(P2P)決済サービス、即時かつより高速の決済イニシアチプおよび消費者の当座預金に対するACHまたは直接引き落しサービス等の、取引処理において当社の役割を低減させるかもしくはその他仲介機能を排除するような代替決済ネットワークもしくは商品、またはかかる処理をサポートするために当社が提供している付加価値サービスを開発するか、またはこれに関与している。これらの例には、巨大な金融機関により構成される団体であり、独自の高速決済システムを発展させているクリアリング・ハウス(The Clearing House)、個人間(P2P)、企業と政府間の支払、ビル・ペイおよび預金確認取引を含む様々な決済方法における、より迅速な資金提供または即時決済の別のプ

ラットフォームを提供する銀行提供の代替ネットワークであるゼル(Zelle)を運営するアーリー・ ウォーニング・サービシズ(Early Warning Services)のイニシアチブならびに仮想通貨またはステー ブルコインに基づいた決済イニシアチブを含む。

- ・同様に、多くの国が、国内ネットワーク、スイッチおよび即時決済システムを開発または促進している (インド、ロシアおよび欧州等)。これらの政府が、現地の銀行および加盟店に対し、国内またはその 他の取引においてこれらのシステムを利用し受け入れることを義務付け、ビザのような国際的な決済 ネットワークがこれらのシステムに参加することを禁じ、かつ/またはかかる取引で提供する決済サー ビスの国際的な決済ネットワークに制限もしくは禁止事項を設ける限り、当社は、これらの国々におい て、事業の仲介機能を排除されるリスクに直面する可能性がある。たとえば、アルゼンチンでは、政府 が現地の加盟店に対して、政府後援である国の即時決済システム上で決済取引を開始できるデビット カードの認証情報の利用を義務付ける規制を最近公表した。さらに、一部の地域(東南アジアおよび中 東等)では、いくつかの国々が、東南アジア諸国連合およびGCC等の政府間組織を通じて、このような国 内システムをクロスボーダーに接続することを検討している。
- ・当社の取引を処理している当事者は、決済バリューチェーンにおける当社の地位を最小化および除外す るよう試みる可能性がある。
- ・顧客、技術ソリューションのプロバイダーまたはその他を含む当社の支払クレデンシャル、トークンおよび技術にアクセスする当事者は、支払方法を代替するかまたは代替決済方法およびプラットフォームの強化を確立または支援することを目的とする当社の支払クレデンシャル、トークンおよび技術を利用するためにアカウント保有者およびその他顧客を移行する可能性がある。
- ・決済業界への参加者は、合併、合弁会社の設立、現在の事業の強化を可能とする他の事業体との結合、 または当社のサービスと競合する新しい決済サービスの創設を行う可能性がある。
- ・個々の国、地域または国際標準化機構、米国国家規格協会、ワールド・ワイド・ウェブ・コンソーシアム、欧州カード標準化団体、PCI Co、NexoおよびEMVCo等の組織により定められる、オンラインでの精算およびWEB決済、クラウドベースの決済、トークン化またはその他の決済関連技術に関連する新しいまたは改定された業界基準により、ビザまたはその顧客に対して追加的な費用および支出が生じるかまたは当社の商品およびサービスの機能性および競合性が悪影響を受ける可能性がある。

競合環境がめまぐるしく進化するため、当社は新たな事業、商品、サービスおよび実務に関連して新たに発生したリスクについて十分に予見または対応できない可能性がある。当社は、当社の地方における規則および実務を調節すること、当社の決済サービスのいくつかの側面を開発しもしくはカスタマイズすること、または競合する目的で、ビザの占有技術および占有利益の保護が弱まるような事業上の取決めに合意することを要求される可能性があり、営業費用の増加および知的財産に関する訴訟リスクの増加に直面する可能性がある。当社がこれらの動向を踏まえて効果的に対応することができない場合、当社の事業および将来の成長見込みに損害が生じる可能性がある。

当社の収益および利益は当社の顧客および加盟店に左右され、これらの獲得、保持、維持の費用が増大する可能性がある。

当社の金融機関顧客および加盟店は、常に当社へのコミットメントを再評価することができ、または独自の競合サービスを開発することができる。当社は一定の契約上の保護を有しているが、いくつかの最大顧客を含む当社の顧客は、一般的にビザ以外の商品を発行する柔軟性を有している。さらに、特定の状況において、当社の金融機関顧客は、比較的短い通知期間で、多額の早期解約手数料を支払うことなく、当社との契約関係の解除を決定する可能性がある。当社の純収益の大部分は当社の大口顧客に集中しているため、かかる大口顧客との営業を1つでも喪失した場合、当社の事業、営業成績、財政状態に損害が生じる可能性がある。詳細については、「第6-1財務書類-注記14事業全体に関する開示および事業の集中」を参照のこと。

当社はまた、当社の金融機関顧客への価格設定において厳しい競争圧力に直面している。当社は、競争力を維持するため、価格調整を行うか、または決済高を増大し、新しい市場に参入し、規制の変更に適応し、ビザの商品およびサービスの使用先および受入れ先を拡大するためのインセンティブを当社顧客に提供しなければならない可能性がある。これらには、前払金の支払、手数料の割引、払戻し、クレジット、業績に基づいたインセンティブ、マーケティングならびに当社の収益および利益に影響を与えるその他のサポート決済が含まれる。これに加えて、当社は当社の商品がその他のネットワーク機能が利用可能であり、かつネットワークのルーティングオプションの選択肢を有する状況において、優先ルーティングを獲得するため、一定の加盟店または加盟店獲得会社にインセンティブを提供している。価格設定、インセンティブの提供、手数料の割引および払戻しに係る市場の圧力は、当社の成長を緩やかにする場合がある。当社が当社の事業のその他の分野における費用の抑制および生産性イニシアチブを実施できない場合またはこれらのインセンティブ、手数料の割引および払戻しの財政的な影響を相殺または吸収するその他の方法により取引を増加することができない場合、当社の純収益および純利益に損害が生じる可能性がある。

さらに、当社の競合企業と長期的な独占関係または独占に近い関係を有している金融機関もしくは加盟店 を獲得するかまたはこれらと事業を行うことは困難となるかまたは費用が増大する可能性がある。これらの 金融機関または加盟店が当社の既存の顧客または加盟店と比べてより大きな成功およびより早い成長を遂げ

有価証券報告書

る可能性がある。さらに、当社の最大顧客または共同ブランドパートナーの1社以上が、当社の競合企業の1つと深い提携関係を持つ金融機関顧客または加盟店によって合併または取得された場合、当社の事業が競合企業に移行し、これにより当社の事業が競争面で不利な立場に追い込まれ、損害が生じる可能性がある。

加盟店および決済業者が受入れに際する費用の削減および業界の慣習への抗議を引続き推進した場合、当社の事業に悪影響を及ぼす可能性がある。

ビザの商品の受入れを維持および拡大するために、当社は加盟店およびその加盟店と当社顧客との関係に -部依存する。一定の加盟店および加盟店系列グループは、米国、カナダおよび欧州等の特定の法域におけ るグローバル決済システムに関して影響力を与え、新たな法律へのロビー活動、規制による介入の追求、訴 訟の提起および、場合により、ビザの商品の受入れを拒否することにより、その受入れに関連した費用の削 減努力を行ってきた。かかる努力が成功した場合、当社はコンプライアンスおよび訴訟に係る費用の増加に 直面する可能性があり、発行会社は当社の商品の発行を削減して、消費者の当社商品に対する利用状況に悪 影響を与える可能性がある。たとえば、米国では、特定のステークホルダーが、決済セキュリティに係る規 格および規則がどのようにデビットのルーティング選択および決済カードの受入れに際する費用に影響し得 るのかに関して懸念を示している。米国におけるEMV仕様のカードおよびPOS端末への移行に関連する進行中 の訴訟に加えて、米国の加盟店関連グループおよび決算業者は、EMVの認証プロセスに関して懸念を示してお り、一部の政策担当者は、決済カード規格の策定におけるEMVCoおよびPCI Security Standards Council等の 企業体の役割に関して懸念を抱いている。さらに、一部の加盟店および決済業者は、販売時点における業界 の慣習およびビザの受入れ要件(加盟店が特定の種類のビザの商品のみの受入れを可能とすることを含 む。)を変更し、PIN認証された取引のみを義務付けること、他の金融機関により発行されたビザの商品の種 類間での差別化または誘導ならびに決済の形式としてビザの商品を提示している顧客への割増金の賦課を主 張してきた。これらの取組みが実施された場合、消費者による当社の商品の利用に悪影響が及び、規制強化 および/または訴訟の原因となり、当社のコンプライアンス費用および訴訟費用が増加し、また当社の事業 に損害を生じさせる可能性がある。

当社は、金融機関、加盟店獲得会社、決済業者、加盟店および他の第三者との関係に左右される。

上記のとおり、業界関係者と当社との関係は複雑なものであり、当社は複数の第三者の利害を調和させる ことが要求される。たとえば、当社は、当社のプログラムおよびサービスをサポートし、その結果市場にお いて効果的に競争するために、当社の金融機関顧客との関係ならびにそれらとアカウント保有者および加盟 店との関係に大きく依存している。当社は、優先ルーティングおよび受入増加の促進に向けたインセンティ ブを提供するために、加盟店、加盟店獲得会社、商用プラットフォームおよび決済業者との話し合いに従事 している。また、当社は加盟店との決済カードのブランド提携にも多数取り組んでおり、加盟店は当社から インセンティブを受領する。当社は、金融技術会社のような新たな参加者が決済業界に参入するたびに、当 該参加者らがエコシステムで果たす可能性がある役割(たとえば発行会社、加盟店、商用プラットフォーム またはデジタル・ウォレット・プロバイダー等)を検討するための話し合いに従事している。これらおよび その他の関係は、さらに広まりつつあり、また当社の事業にとって重要性が高まっているため、当社の成功 は、当社がこれらの関係を維持しかつ発展させることができるかにますます左右されるようになる。これに 加え、当社は、取引を適切に提示し、円滑に進め、処理し、当社を代理して当社の決済ネットワークに関連 する様々なサービスを提供し、またその他当社の運営規則および適用ある法律を遵守するために、当社顧客 および第三者(ネットワークパートナー、ベンダーおよび供給元を含む。)に依存している。かかる当事者 が適切なサービスを遂行せず、または提供しない限りにおいて、アカウント保有者その他がビザブランドの 決済商品を利用する際に不快な体験をし、当社の事業および評判が害される可能性がある。

当社が当社のプランドを維持および強化することができない場合、当社のブランドもしくは評判を損なう 可能性のある事象が発生した場合または当社のプランドの仲介機能の排除が行われた場合、当社の事業に 損害を生じさせる可能性がある。

当社のブランドは、世界的に認識されており、当社事業の主要資産である。当社は、当社の顧客およびアカウント保有者が当社ブランドを受容性、安全性、利便性、迅速性および信頼性と関連付けていると考えている。当社の成功は、主に当社が決済エコシステムにおける当社の商品およびサービスに関するブランドの価値および評判を維持することができるか、当社が新規および既存の商品、サービスおよびパートナーシップを通してブランドを高めることができるか、ならびに当社が当社の企業評判を守ることができるかに左右される。当社が技術会社および金融機関と共同で開発した商品の人気は、顧客の混乱またはPOSにおけるブランドの仲介機能の排除に繋がり、当社のブランドの価値を下げる可能性がある。当社のブランドの評判は、認証、清算および決済サービスの障害、データ・セキュリティの侵害、ビザ(当社の従業員、代理人、顧客、パートナーまたは供給元を含む。)によるコンプライアンス違反、当社の環境、社会的およびガバナンス(以下「ESG」という。)目標の未達成、当社の業界または当社顧客もしくはビザ取扱加盟店の業界の消極的なイメージ、顧客、パートナーまたはスポンサーシップ・パートナーもしくは共同ブランドパートナー等の他の第三者による行為に対する悪いイメージ、および当社の決済商品を利用した詐欺行為、リスクの高い行為、問題となる行為または違法行為を含む、多くの要因により悪影響を受ける可能性がある。当社が当社

の評判を維持できない場合、当社ブランドの価値が損なわれ、それにより当社の顧客、アカウント保有者および一般市民との関係を害し、または当社の事業に悪影響を及ぼす可能性がある。

世界中の経済、政治、市場、健康および社会の事象または情勢は、当社の事業に損害を生じさせる可能性がある。

当社の純収益の半分超は、米国外で獲得している。国際的なクロスボーダー取引による収益は、当社の収益の大部分を占め、成長戦略の要となっている。当社の収益は、消費者、政府および企業による決済取引の取引高に左右され、その消費傾向は経済、政治、市場、健康および社会の事象または情勢に影響される。景気後退、インフレーション、高い失業率、為替変動、事実上のもしくは予定される大規模な債務不履行または国際貿易の鈍化等のマクロ経済情勢の悪化は、消費者および企業の信用力を低下させ、消費者、中小企業、政府および企業の支出を減少させ、当社の収益に直接的な影響を与える可能性がある。さらに、病気、感染症またはその他の地域的もしくは世界的な健康に関する問題の発生や政治的な不確実性、世界的な耐力、武力紛争または社会不安、頻度が増えている異常気象現象を含む気候関連の事象および自然災害は、当社の業務、顧客、第三者の供給元および特定地域におけるまたは世界的な事業活動ならびに海外旅行および海外での消費に同様の影響を与える可能性がある。国家主義、保護貿易主義、および制限的なビザの要件に対する地政学的な傾向もまた、経済制裁、関税または貿易制限に係る継続活動および不確実性と同様に、これらの地域における当社の事業の拡大を制限する可能性がある。これらの要因の結果として、海外旅行および海外での消費の減少は、当社が取り扱うクロスボーダー取引高および為替業務に影響を及ぼし、当社の国際取引収益の減少に繋がる可能性がある。

経済、政治、市場、健康および社会情勢の減退は、当社顧客にも影響を与える可能性があり、かかる顧客の決定によりアカウント保有者のカード数、アカウント数および与信枠を削減する可能性があり、結果として当社の収益に影響を与える。また、マーケティング予算を削減もしくは廃止するコスト削減策を実施し、任意的なまたはより充実した、付加価値的サービスに対する支出を削減する可能性がある。金融市場機能の弱体化、クレジット市場の引締め、または当社の現在の信用格付けの引下げに繋がる事象もしくは状況により当社の将来的な借入コストは増加し、望ましい条件で資本市場および信用市場を利用する能力を損なう可能性がある。これにより、当社の流動資産および資本資産に影響が及ぶこととなり、また当社の資金コストを大幅に増大させる可能性がある。当社顧客が、決済義務の債務不履行に陥った場合、当社の流動性に影響を及ぼす可能性がある。かかる事項は、当社の取引高および収益に悪影響を与える可能性がある。

当社顧客の決済損失に対する当社の補填義務は、当社を重大な損失のリスクにさらし流動性を減少させる可能性がある。

当社は、ビザ運営規則に従い、発行会社および加盟店獲得会社が他の発行会社または加盟店獲得会社による決済義務の不履行により被る可能性のある決済損失を補填する。特定の場合、取引が当社のシステムによって処理されたものではない場合でも、発行会社または加盟店獲得会社に対する補填を行うこともある。この補填により、当社は支払取引日とその後の決済日との間のタイミングのずれから生ずる決済リスクを負う。当社の補填に係るエクスポージャーは、原則としてあらゆる時点における未決済のビザカード支払取引額および連続した前回の処理取引の調整と関連して減少した取引額に限定されている。2社以上の大口顧客もしくは何社もの小口顧客が同時期に決済不履行または支払不能に至った場合またはシステム上の不具合は、当社の財政状況に悪影響が及ぶ可能性がある。当社が決済不履行または支払不能を補うだけの十分な流動資金を確保していても、かかる支払分を回収することができない可能性がある。これにより、当社は重大な損失を被り、当社の事業に損害が生じる可能性もある。「第6-1財務書類-注記12決済保証の管理」を参照のこと。

英国のEU離脱は、当社の事業および業績に損害を生じさせる可能性がある。

2016年6月、英国の有権者は、英国がEUから離脱することを承認した(一般的に「Brexit」という。)。2017年3月、英国政府は、EU条約の第50条に基づき、英国とその他のEU加盟国による離脱条件の交渉期間を最大2年間として、EUからの離脱手続を開始した。その後、英国が公式にEUから離脱した2020年1月31日まで延期となった。以来、英国は、通商交渉を模索する間、貿易および経済の観点からEUに引続き参加している。通商交渉の合意期限は2020年12月31日である。英国のEUへの継続参加条件の不確実性は、英国およびその他欧州における政治的および経済的不確実性を引き起こす可能性があり、当社の事業および業績に損害が生じる可能性がある。

Brexitにより法的な不確実性が高まり、英国およびEUにおいて国家間で異なる法律および規制に繋がる。 英国で重要な業務を行う当社および当社顧客は、他のEU加盟国と異なる可能性のある規制枠組みに対応する ための追加費用が発生する可能性があり、結果として英国および他のEU加盟国における当社のビザ運営規則 および契約コミットメントに影響が及ぶ可能性がある。また、Brexitの移行期間後に、EU加盟国とは別に規制当局の承認または許可を申請する必要がある。かかる要因は、EUおよび英国での滞りのない業務および データ処理を行う能力に影響を及ぼす可能性がある。この問題およびその他のBrexit関連の問題により、英国およびEUにおける当社の法人構造および / または業務の変更が必要となる可能性がある。Brexitによるこれらの影響は、いずれもとりわけ当社の事業および業績に損害を生じさせる可能性がある。

(4)技術およびサイバーセキュリティリスク

決済業界における新しい技術について予測、適応し、追随できなかった場合、当社の事業に損害を生じさ せ、将来の成長に影響を与える可能性がある。

世界の決済業界はモバイルおよびその他の近接型ならびにアプリ内決済技術、eコマース、トークン化、クリプトカレンシー、分散型台帳、ブロックチェーン技術ならびに生体認証、3Dセキュア2.0および動的セキュリティコードまたはdCVV2等の新認証技術を含む著しいかつ急速な技術変化に直面している。その結果、当社は、当社のクロスボーダーB2B決済サービスであるビザB2Bコネクト等のビザにより開発されたものも含め、新たなサービスおよび技術が登場し、進化し続けると予想している。新たな技術の開発やその利用において、当社独自のイニシアチブおよび革新に加え、当社は、潜在的な競合企業を含め、第三者と密接に協力している。しかしながら、どの技術的発展または技術的革新が広く導入されるのか、またこれらの技術がどのように規制され得るのかを予測することは難しい。さらに、これらの新しい技術の一部は知的財産に関連した訴訟または請求の対象となり、潜在的に当社の開発努力に影響を与え、および/または許諾を得なければならないものとなる可能性がある。当社または当社のパートナーが適時に新しい決済分野の技術に適応および追随できなかった場合、当社の競争力に悪影響を与え、顧客に対する商品およびサービスの価値が下がり、当社の知的財産または許諾権に影響を与え、自社の事業に損害を生じさせ、かつ将来の成長に影響を与える可能性がある。

サイバー攻撃等による当社のネットワークまたはシステムの障害、故障または侵害により、当社の事業に 損害が生じる可能性がある。

当社ならびに金融機関、加盟店および第三者サービス・プロバイダーのサイバーセキュリティおよび処理システムは、限られた場合において、停電、ハードウェア、ソフトウェアおよびネットワークの故障、コンピューター・ウイルス、マルウェアもしくはその他の破壊的なソフトウェア、内部設計、マニュアルもしくは使用上のエラー、サイバー攻撃、テロ行為、社内における暴力もしくは不正、壊滅的な出来事、自然災害、悪天候ならびに気候変動によるその他の影響等、数多くの原因によるエラー、中断、遅延または損害に直面しており、また今後も継続的にこれらに直面する可能性がある。

さらに、世界的な決済業界における当社の知名度および役割によっても、当社はハッカーの標的となるリスクがより高まる可能性がある。当社は、その通常業務において悪意あるサイバー攻撃計画の標的となっていた。当社はまた、当社の金融機関、加盟店または第三者決済業者に対する攻撃およびデータ・セキュリティの侵害による影響を受けており、また今後も継続的にかかる影響を受ける可能性がある。当社はまた、国民国家が当社の一部の金融機関顧客に対する攻撃を支援した例、またその他にも、複数の加盟店および発行会社がその顧客(ビザのアカウント保有者を含む。)に影響を及ぼす重大なデータ・セキュリティの侵害を被った例を認識している。かかる攻撃および侵害は不正行為、ひいてはビザの顧客に対する財務損失を引き起こし、また今後も継続的にこれらを引き起こす可能性があり、将来における攻撃または侵害が当社の事業に及ぼす直接的または間接的影響を予測することは難しいと考えている。

とりわけ当社のインターネットアプリケーションに対する巧妙化した永続的なサイバー攻撃、フィッシン グおよびソーシャルエンジニアリングの手法等、数多くの進化し続けるサイバーセキュリティに対する脅威 は、当社のシステム内または当社の第三者サービス・プロバイダーのシステム内のデータの機密性、利用可 能性および完全性を侵害する可能性がある。不正アクセスを取得する技術やシステムを無効または低下させ る技術は、頻繁に変化し、より複雑で高度化しつつあり、長期間にわたって発見し難いため、当社はこれら の行為を予期できないまたは十分にもしくは適時に対応しない可能性がある。機密情報である消費者のデー タおよびその他の情報を保護するために当社、当社の金融機関顧客および加盟店顧客、その他の加盟店なら びに決済エコシステムにおける第三者のサービス・プロバイダーが講じているセキュリティ対策および手続 では、すべてのデータ・セキュリティ侵害、サイバー攻撃もしくはシステム障害に対応することができない か、または対応するには不十分である可能性がある。一部の場合において、軽減のための取組みが、契約上 の基準要件を満たしていない第三者、脆弱性の修復もしくはセキュリティ上の欠陥を適時に修正することが できない第三者、またはハードウェア、ソフトウェアもしくはネットワーク・サービスがエラー、欠陥、遅 延、停電または侵害もしくは情報漏洩事件を防ぐための適切なマルウェア対策の欠如の影響を受ける可能性 のある第三者に依拠する可能性がある。当社は、そのサイバーセキュリティおよび供給元のリスク管理に係 るプログラムに多大な資源を投じており、当社のシステムおよびデータを保護するため、また、データ・セ キュリティ事件を防止、発見して対応するためにセキュリティ対策を講じてきたが、当社の取組みがこれら の脅威を防止するという保証はない。

これらの事象は当社の業務に重大な障害をもたらし、当社の顧客および消費者に影響を及ぼし、当社の評判およびブランドを損ね、訴訟または請求、プライバシー法その他の適用法の違反および規制上の監視または監督、調査、措置、罰金または処罰の増加に繋がり、当社の事業慣行を損なうかまたは変更させ、当社商品の全体的な利用度および受容性を低下させ、当社の決済高、収益および将来の成長見込みを低下させ、多くの費用および時間が費やされ、修復困難な状況に繋がる可能性がある。これらの事象により当社の事業に損害または障害が生じた場合、当社はその重要な事業の機能、資産およびデータの全部を、事業継続計画を通じて、首尾良く迅速に回復することができない可能性がある。さらに、当社は保険に加入しているが、その補償範囲では発生しうるあらゆる種類の損失または請求を十分に補償することができない可能性がある。

(5)構造的および組織的リスク

当社が取得または戦略的投資により期待された利益を得ることができず、結果的にリスクおよび不確実性 に直面する可能性がある。

当社の全体的な事業戦略の一部として、当社は、取得および戦略的投資を行う。当社は、当社の現在および将来の取得および戦略的投資から期待される利益を達成できない可能性があり、これらには以下を含む大きなリスクおよび不確実性を伴う可能性がある。

- ・当社の現行事業の混乱(当社の既存事業からの資源および経営陣の注意の分散を含む。)
- ・想定より高い資源の投資または営業費用
- ・取得事業の適切な展開の失敗
- ・当社の取得企業、または当社が投資しているかもしくは提携している企業のデータ・セキュリティ、サイバーセキュリティおよびオペレーショナル・レジリエンスに係る姿勢が十分でない可能性がある。
- ・取得企業における支配、手続および方針の導入の難航、費用または失敗
- ・新規従業員、企業風土、業務システムおよび技術の統合についての課題
- ・取得事業の従業員、顧客またはパートナー留保の失敗
- ・外国企業の取得の場合において、異なる文化および言語にわたる業務の統合に関連するリスク
- ・取得もしくは戦略的投資に関する訴訟事件、調査または訴訟手続による混乱、費用、負債、判決、支払いもしくは企業圧迫。プレイド(Plaid)の買収案の詳細については、「第2-3-(3)-4-合併買収および戦略的投資」を参照のこと。
- ・訴訟事件、調査または訴訟手続の結果による取得事業の側面において推進不能となること
- ・政府またはその他の必要な承認を適時に、または厄介な条件もしくは制約なしで獲得できないこと
- ・新たな事業への参入または新たな地域もしくは国での事業展開に関連した経済、政治、規制リスクおよびコンプライアンス・リスク。規制リスクに関する詳細については、「第2-3-(8)政府規制」および上記「(1)規制上のリスク」を参照のこと。
- ・取得後または投資完了後における未確認事案および関連する負債の発覚
- ・取得事業の欠陥および負債を軽減することの失敗
- ・新たな有価証券が発行される場合の持分証券の希薄化発行
- ・負債の背負い込み
- ・当社の財政状態および/または損益計算書へのマイナスの影響
- ・投資または取得により期待される利益、相乗効果または価値の非実現

当社は、主要な経営陣を含む高度な資格を有する多様な従業員を惹きつけ、雇用し維持することができない可能性がある。

当社の従業員(特に当社の主要な経営陣)の才能および努力は、当社の成功にとって不可欠である。当社の経営陣チームは、業界での重要な経験を有しており、余人をもって代え難い。当社は、特に労働市場において競争力のある雇用条件を提供しない限り、それらを維持することも、他の高度な資格を有する従業員を惹きつけることもできない可能性がある。進行中の移民および作業認可に関する法および方針の変更は、当社が事業を展開する法域での従業員の労働または転勤をさらに困難にしており、当社の有能な従業員を惹きつけるおよび維持する能力を引続き損なわせる可能性がある。当社が高度な資格を有し、多様な才能を有する従業員を惹きつけ、雇用、育成し、意欲を起こさせ、維持することができない場合、経営陣に対する適切な後継者育成プランを策定し実施することができない場合、または革新性および協調性を育む企業風土を維持することができない場合は、当社の運営を妨げ、当社の事業および当社の将来の成功に悪影響を及ぼす可能性がある。

当社のクラスB普通株式およびクラスC普通株式またはシリーズA優先株式、シリーズB優先株式およびシリーズC優先株式がクラスA普通株式に転換された場合、当社の既存のクラスA普通株式の議決権が希薄化し、その市場価格にも影響する可能性がある。

当社のクラスA普通株式の市場価格は、様々な要因の結果下落する可能性がある。当社のクラスB普通株式およびクラスC普通株式ならびにシリーズA優先株式、シリーズB優先株式およびシリーズC優先株式の価値は、クラスA普通株式の価値に関係している。米国の遡及的責任計画に基づき、当社の米国における対象訴訟の最終解決時には、当社のクラスB普通株式はすべてクラスA普通株式に転換可能になる。2020年9月、当社は、転換価値7.3十億米ドルに相当する当社のシリーズB優先株式およびシリーズC優先株式を処分

し、かかる処分に関連してシリーズA優先株式を発行した。ビザは、既存の訴訟および潜在的な訴訟の進展に基づき、当社のヨーロッパの遡及的責任計画の下、シリーズB優先株式およびシリーズC優先株式を引続き段階的に処分する可能性がある。シリーズB優先株式およびシリーズC優先株式は、(保留となっている申立てを処理するために必要な預り金を確保することを条件として)シリーズA優先株式またはクラスA普通株式に2028年までに完全に転換可能となる。ビザは、特定の評価においてクラスB普通株式ならびにシリーズB優先株式およびシリーズC優先株式に対して措置を講じるおそれがあり、クラスA普通株式により決定される、クラスB普通株式およびクラスC普通株式ならびにシリーズB優先株式およびシリーズC優先株式の全体的な価値が、不測の状況のために後に下落するおそれがある。当社のクラスB普通株式およびクラスC普通株式がクラスA普通株式に転換された場合、またはシリーズA優先株式、シリーズB優先株式およびシリーズC優先株式がクラスA普通株式に転換された場合、またはシリーズA優先株式、シリーズB優先株式およびシリーズC優先株式がクラスA普通株式に転換された場合、発行済クラスA普通株式数が増加し、これにより当社の既存のクラスA普通株式の市場価格が悪影響を受け、既存のクラスA普通株式の株主の議決権が希薄化する可能性がある。

当社のクラスB普通株式およびクラスC普通株式の株主ならびにシリーズA優先株式、シリーズB優先株式およびシリーズC優先株式の株主は一定の重要な取引について、クラスA普通株式の株主の利害と異なる利害を有する可能性がある。

当社のクラスB普通株式およびクラスC普通株式の株主ならびに(一定の特別な状況において)シリーズ A 優先株式、シリーズB優先株式およびシリーズC優先株式の株主は、その議決権は限定されているものの、一定の重要な取引については議決権を行使することができる。当社のクラスB普通株式およびクラスC普通株式については、これらの取引には、統合または合併の提案、当社の主要事業である決済事業からの撤退の決定またはデラウェア州法に定められる他の決議事項が含まれる。当社のシリーズA優先株式、シリーズB優先株式およびシリーズC優先株式については、議決権の行使は、統合または合併の提案のうち、その結果としてシリーズA優先株式、シリーズB優先株式およびシリーズC優先株式の株主が該当するシリーズの優先株式の優先権、権利および特権と実質的に同一でない優先権、権利および特権が付された株式もしくはその他の持分証券を受け取るか、またはシリーズB優先株式およびシリーズC優先株式の株主については、当社のクラスA普通株式の株主が受け取ることになるものと異なる有価証券、現金もしくはその他の資産を受け取ることになるものに限定されている。クラスA普通株式の外ラス株式の株主は当社の現行および以前の金融機関顧客であるため、これらの株主は、クラスA普通株式の株主とは異なる利害を有する可能性がある。結果として、これらのクラス株式の株主は、クラスA普通株式の株主にとって望ましい事業を承認する動機を有さず、またその利害はクラスA普通株式の株主の利害に反する可能性がある。

デラウェア州法、当社の基本定款および付属定款で既定された条項ならびに当社の資本構成が合併、買収もしくは支配の変更を阻む可能性がある。

当社の基本定款および付属定款で規定された条項ならびに当社の資本構成により、当社株主が望み得る合併、買収または支配の変更が遅れるか、または妨げられるおそれがある。たとえば、下記の条項が挙げられる(少数の例外は除く。)。

- ・いかなる者も、当社のクラスA普通株式の15%(または転換ベースにおける全発行済普通株式の15%) 超を実質的に所有してはならない(ただし、前もって取締役会にてその取得が承認された場合を除 く。)。
- ・競合企業または競合企業の関連会社は、転換ベースにおける当社の全発行済普通株式の5%を超える当 社株式を所有してはならない。
- ・クラスB普通株式およびクラスC普通株式の株主ならびにシリーズA優先株式、シリーズB優先株式およびシリーズC優先株式の賛成票が、特定種類の統合または合併に要求される。
- ・当社の株主は株主総会の間にのみ行為することができ、書面により行為することはできない。
- ・取締役会、取締役会会長またはCEOのみが臨時株主総会を招集することができる。
- 3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】
- (1)業績等の概要
 - 「(3)財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」を参照のこと。
- (2) 生産、受注及び販売の状況
 - 「(1)業績等の概要」を参照のこと。
- (3)財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 財政状態および経営成績に関する経営陣の考察および分析

有価証券報告書

経営陣による本考察および分析では、当社および当社の子会社に関する過去の経営成績、財政状態、流動性、資本資源についての概観を記載し、最近の収益に影響を与えている要因および将来の収益に影響を与えるであろう要因について概説する。本考察および分析は、当社の連結財務書類および本書「第6-1財務書類」の注記と併せて読まれるものとする。

本項では2020年度と2019年度の比較を全般的に考察している。本書に記載されていない2019年度と2018年度の比較に関する考察は、2019年11月14日にSECに提出済の当社の2019年度に係るフォーム10-Kの「第二章-7財政状態および経営成績に関する経営陣の考察および分析」において入手できる。

(a)概観

当社は、200を超える国々および地域において、革新的、安全かつ信頼できる電子決済を可能とするグローバルな決済技術会社である。当社は、革新的技術により消費者、加盟店、金融機関、事業、戦略的パートナーおよび政府機関のグローバルなネットワーク間のデジタル決済を円滑にしている。当社の高度な取引処理ネットワークであるビザネットは、決済取引の認証、清算および決済を可能にし、これにより当社は金融機関および加盟店顧客に対する幅広い商品、プラットフォームおよび付加価値サービスを提供することができる。

財務業績の概要

当社の報告ベースの米国GAAPおよび非GAAPの当期純利益ならびに1株当たり利益(希薄化後)は、以下のとおりである。

	g	月30日終了年度	増減	率 ⁽¹⁾	
	2020年度	2019年度	2018年度	2020年度と 2019年度の 比較	2019年度と 2018年度の 比較
	(単位:ī	 百万米ドル、たた	 :し%および1株	<u>ーーーー</u> は当たりのデータ	
当期純利益(報告ベース)	10,866	12,080	10,301	(10) %	17 %
1 株当たり利益・希薄化後 (報告ベース)	4.89	5.32	4.42	(8) %	20 %
非GAAP当期純利益 ⁽²⁾	11,193	12,274	10,656	(9) %	15 %
非GAAP 1 株当たり利益・希薄化後 ⁽²⁾	5.04	5.40	4.58	(7) %	18 %

(注1)四捨五入されているため、表中の数値のとおりには計算できない可能性がある。増減率は、四捨五入前の数値に 基づき計算されている。

(注2) 非GAAPを完全に反映した当社の財務業績については、下記「非GAAP財務業績」における表を参照のこと。

新型コロナウイルス感染症

COVID-19は引続き世界中で影響を及ぼしている。当社はCOVID-19の世界的な拡散を積極的にモニタリングしてきたが、当社の事業についてCOVID-19が最終的にどの程度の影響を与えるかは依然として予測が難しい。当社は依然として、従業員、顧客および当社が所在し事業を行っている地域社会の安全を最優先事項としている。当社は、従業員を職場に復帰させるために慎重な姿勢で臨んでおり、2020年度の残りの期間も引続き従業員の大半をリモートで作業させる。当社は依然として世界中の従業員、顧客、パートナー、政府機関と緊密かつ定期的に連絡を取り、これらの困難な状況に対応できるように支援している。

2020年度下半期の収益は、当社の当年度の業績が好調となり、ほとんどの国で第4四半期において国内支出の成長率が安定して前年比でプラスになったにもかかわらず、COVID-19による取扱高および取引件数の減少の影響を受けた。しかしながら、クロスボーダー取引高は、国境の大半が引続き閉鎖されているため、旅行支出を中心に依然として落ち込んでいる。当社は事業慣行を修正し、営業費用を削減するための措置(雇用計画の縮小、出張の制限、マーケティング支出および外部リソースの利用の削減を含む。)を講じているが、COVID-19が当社の事業に及ぼす影響は、数多くの不確実性(アウトブレイクの伝播可能性、重大性および期間、市民が自主的に採用したかまたは政府当局もしくは公衆衛生当局から要求されたソーシャルディスタンスという方法または行動の有効性、効果的な治療法またはワクチンの開発および利用可能性、ならびに当社の従業員および業務、当社の顧客、仕入先および取引先の事業への影響を含む。)および「2事業等のリスク」において特定されるその他の要因のため、依然として予測が難しい。当社は引続き当社の事業への影響の性質および程度を評価する。

2020年度の要旨

2020年度の純収益は21.8十億米ドルだった。これは前年度から5%の減少であり、主に決済高、クロスボーダー決済高および取引処理件数の前年度からの減少によるものであり、かかる減少は2020年3月後半に始まったCOVID-19の世界的な拡散の影響を受けている。当社のヘッジ・プログラムによって一部緩和された、2020年度の為替変動は、当社の純収益の伸びに約0.5パーセント・ポイントのマイナス影響を及ぼした。

2020年度の営業費用合計はGAAPベースで7.8十億米ドルであり、前年度から3%減少した。これは訴訟引当金の減少および当社全体の経費削減戦略によるものであり、将来の成長のための当社戦略の支援への継続的投資による人件費および減価償却費の増加により相殺された。2020年度の営業費用合計は非GAAPベースで7.7十億米ドルであり、前年度から1%増加した。これは主に人件費が増加したためであったが、当社全体の経費削減戦略により相殺された。

非GAAP財務業績

当社は非GAAPベースの財務指標を使用しており、経常外のものであるかまたは現金科目への影響がないために、当社の継続的な事業活動を代表していないまたは長期的な事業動向を歪める可能性があると思われる特定の項目を除外している。当社は非GAAP指標について、当社の継続的な業績に関する経営陣の見解および評価をより透明性の高いものにするため、投資家にとって有用であると考えている。当社は2020年度より非GAAP方法を改訂し、当社の株式投資損益、取得した無形資産の償却額および2019年度以降に取得した取得関連費用の影響も除外した。過年度の金額は、当社の現在の表示に合わせて修正再表示されている。

・株式投資損益

株式投資損益には、定期的な非現金の公正価値の調整および投資売却損益が含まれる。これらの長期投資は本質的に戦略的であり、主に民間企業への投資である。これらの投資に関連する損益および関連する税効果は、当社が投資する会社の業績に連動しており、したがって、当社の事業の基礎となる業績には相関していない。

・取得した無形資産の償却額

取得した無形資産の償却額は、2019年度以降に実施した企業結合に関連して取得した開発技術、顧客との関係、プランド等の無形資産の償却である。取得した無形資産の償却額は非現金であり、当社の中核事業ではなく、当社による取得の時期、頻度、規模に大きく影響されていた。そのため、当社の現在の業績の評価と過去の業績との比較を容易にするために、当社はこの金額および関連する税効果を除外した。

・取得関連費用

取得関連費用は主に、当社の企業結合に関連する1回限りの取引費用および統合費用で構成されている。これらの費用には、専門家報酬、技術統合手数料、再編活動ならびに取得した事業体の購入および統合に関連するその他の直接費用が含まれる。また、取引の購入価格の一部として合意されているが、結合後に費用として計上されることが要求されている場合には、留保資本および繰延資本報酬も含まれる。これらの金額および関連する税効果は、費用が限定された期間に計上され、当社の事業の基本的な業績を反映していないため、除外している。

・訴訟引当金

2019年度および2018年度中、当社はそれぞれ370百万米ドルおよび600百万米ドルの訴訟引当金ならびにインターチェンジ広域係属訴訟(以下「MDL」という。)に関してそれぞれ83百万米ドルおよび137百万米ドルの当該訴訟引当金に伴う税制優遇を計上した。適用される連邦税率および州税率を訴訟引当金に適用して、税務上の影響が決定される。米国の遡及的責任計画に基づき、当社は、米国の対象訴訟に関連する金銭債務を、当社のクラスB普通株式のクラスA普通株式に対する転換率を引き下げることで補てんする。「第6-1財務書類-注記5米国およびヨーロッパの遡及的責任計画」および「第6-1財務書類-注記20法的事項」を参照のこと。

・慈善寄付

2018年度中、当社はビザ財団 (Visa Foundation)に対し投資有価証券を寄付し、非現金の一般管理費として195百万米ドル(税引前)を計上し、これらの投資有価証券の寄付に係る実現利益193百万米ドルを営業外収益として計上した。適用税率を適用して算出された関連する税制優遇は正味51百万米ドルであり、非GAAP純利益は49百万米ドルの減少であった。

・繰延税額の再測定

2020年度中、2020年4月1日付けで施行された19%から17%への税率引下げを撤回する英国の法律が制定されたことに関連して、当社は、当社の繰延税金負債(純額)を制定日現在で再測定し、329百万米ドルの経常外、非現金の法人税を計上した。2018年度中、減税および雇用法(以下「改正税法」という。)の法人所得税率の引下げに関連して、当社は、当社の純繰延税金負債を制定日現在で再測定し、

経常外、非現金の法人所得税の優遇として1.1十億米ドル計上した。「第6 - 1 財務書類 - 注記19法人税等」を参照のこと。

・国外における利益に係る移行課税

2018年度中、当社に非米国子会社の特定の課税対象外の国外における利益を、当社の2018年度の課税所得に含めることを求める改正税法の要件に関連して、当社は、約1.1十億米ドルの一時的な移行課税見積りを計上した。「第6-1財務書類-注記19法人税等」を参照のこと。

・税目の決議

2020年度中、当社は、当社IPO以前に取っていた税務申告に関する一定の見解に関して12年以上前に遡る長期未払税金に関する事項を決議した。当該事項の決議により、28百万米ドルの所得税の一括計上が行われたが、これは当社の継続的事業活動および現行の有効税率を示していないと当社は考えている。

非GAAP営業費用、営業外収益(費用)、法人税引当金、実効法人税率、純利益および1株当たり利益・希薄化後は、米国GAAPに従って計算されたものの代替とされるべきではない。下記の表は、当社の米国GAAPに従って計算された報告ベースの財務指標とそれぞれの非GAAPの財務指標を示している。

		2020年9月30日に終了した年度								
	営業費用	営業外収益 (費用)	法人税引当金	実効法人税率 ⁽¹⁾	純利益	1 株当たり利益・希 薄化後 ⁽¹⁾				
		(単位:百万米ドル	 人、ただし%お	 よび 1 株当たりのデ	ータを除く。)				
報告ベース	7,765	(291)	2,924	21.2%	10,866	4.89				
株式投資に係る(利益)損失										
(純額)	-	(101)	(23)		(78)	(0.04)				
取得した無形資産の償却額	(46)	-	11		35	0.02				
取得関連費用	(17)	-	4		13	0.01				
繰延税額の再測定	-	-	(329)		329	0.15				
税目の決議		<u> </u>	(28)	_	28	0.01				
∃EGAAP	7,702	(392)	2,559	18.6%	11,193	5.04				

		2	019年 9 月30日	に終了した年度		
	営業費用	営業外収益 (費用)	人税引当金	実効法人税率 ⁽¹⁾	純利益	1 株当たり利益・希 薄化後 ⁽¹⁾
		(単位:百万米ドル	 、ただし%お。	 よび1株当たりのデ	ータを除く。)
報告ベース	7,976	(117)	2,804	18.8%	12,080	5.32
株式投資に係る(利益)損失						
(純額)	-	(131)	(30)		(101)	(0.04)
取得した無形資産の償却額	(6)	-	1		5	-
取得関連費用	(4)	-	1		3	-
訴訟引当金	(370)	<u> </u>	83	_	287	0.13
∃EGAAP	7,596	(248)	2,859	18.9%	12,274	5.40

		2018年 9 月30日に終了した年度									
	営業費用	営業外収益 (費用)	法人税引当金		純利益	1 株当たり利益・希 薄化後 ⁽¹⁾					
		(単位:百万米ドル	 人、ただし%お	 よび 1 株当たりのデ	ータを除く。)					
報告ベース	7,655	(148)	2,505	19.6%	10,301	4.42					
株式投資に係る(利益)損失											
(純額)	-	(98)	(25)		(73)	(0.03)					
慈善寄付	(195)	(193)	51		(49)	(0.02)					
訴訟引当金	(600)	-	137		463	0.20					
繰延税額の再測定	-	-	1,133		(1,133)	(0.49)					
国外における利益に係る移行課											
税			(1,147)	_	1,147	0.49					
∃EGAAP	6,860	(439)	2,654	20.3%	10,656	4.58					

(注1)四捨五入されているため、表中の数値のとおりには計算できない可能性がある。実効法人税率、1株当たり利益・希薄化後の数値およびそれぞれの合計は、四捨五入前の数値に基づき算出されている。

2020年9月、当社はシリーズB優先株式およびシリーズC優先株式(それぞれ「U.K.&I優先株式」および「ヨーロッパ優先株式」とも称される。)のうち転換価格で7.3十億米ドルを処分し、ビザ・ヨーロッパ取得時に締結された訴訟管理証書により要求されるように、最初の強制処分の評価に関連してシリーズA優先株式374,819株を発行した。「第6-1財務書類-注記5米国およびヨーロッパの遡及的責任計画」および「第6-1財務書類-注記15株主資本」を参照のこと。

普通株式の買戻し

2020年1月、当社の取締役会は9.5十億米ドルの株式買戻計画(以下「2020年1月計画」という。)を承認した。2020年度中、当社は、公開市場でクラスA普通株式44百万株を8.1十億米ドルで買戻した。2020年9月30日現在、当社の2020年1月計画の承認済資金残高は5.5十億米ドルであった。「第6-1財務書類-注記15株主資本」を参照のこと。

シニア債

2020年度中、当社は、株式公開において、満期を7年から30年の間とする、元本総額7.3十億米ドルの固定利付シニア債を発行した。「第6-1財務書類-注記10借入金」を参照のこと。

取得

2020年1月13日、当社は、5.3十億米ドルでプレイド・インクを取得する正式契約を締結した。当社は、約4.9十億米ドルの現金ならびに約0.4十億米ドルの留保資本および繰延資本の対価を支払う予定である。かかる取得は、規制当局の審査および承認を含む慣習的な完了条件に従う。

2020年11月5日、米国司法省は、カリフォルニア州北部地区米連邦地方裁判所に対し、ビザによるプレイドの取得について、予定されている取得がクレイトン法第7条に違反して競争を大幅に縮小させ、シャーマン法第2条に基づく独占を構成すると主張し、これを阻止するために恒久的差止命令を求めて訴状を提出した。ビザは、当該訴訟に対して積極的に抗弁する予定である。「第6-1財務書類-注記2取得」および「第6-1財務書類-注記20法的事項」を参照のこと。

決済高および取引処理件数

決済高は当社のサービス収益の主要な要素となり、取引処理件数は当社のデータ処理収益の主要な要素となる。

2020年6月30日に終了した12ヶ月間および2019年6月30日に終了した12ヶ月間における米国における名目上の決済高の成長率は、それぞれ4%および10%であった。2020年6月30日に終了した12ヶ月間⁽¹⁾における1%の海外における名目上の決済高の減少は、米ドル高の全般的な強化によりマイナスの影響を受けた。為替相場の変動の影響を除外した不変ドルベースでの、2020年6月30日に終了した12ヶ月間および2019年6月30日に終了した12ヶ月間における当社の海外の決済高の成長率は、それぞれ2%および9%であった。取引処理件数の増加は、継続的な電子支払への世界的な移行を反映しているが、COVID-19の影響により一部相殺された。

下表は名目上の決済高および現金取扱高を示したものである。

	米国				海外		ピザ・インク		
	2020年 6月30日に 終了した	2019年 6月30日に 終了した		2020年 6月30日に 終了した	2019年 6月30日に 終了した		2020年 6月30日に 終了した	2019年 6月30日に 終了した	
	12ヶ月間 ⁽¹⁾	12ヶ月間 ⁽¹⁾	增減率(2)	12ヶ月間 ⁽¹⁾	12ヶ月間 ⁽¹⁾	增減率 ⁽²⁾	12ヶ月間 ⁽¹⁾	12ヶ月間 ⁽¹⁾	增減率 ⁽²⁾
				(単位:十億米	ドル、ただし%	 を除く。)			
名目上決済高 消費者クレジット	1,518	1,540	(1) %	2,361	2,484	(5) %	3,879	4,025	(4) %
_{/ 消費者} デビット ⁽³⁾	1,851	1,699	9 %	1,974	1,877	5 %	3,824	3,576	7 %
商用 ⁽⁴⁾	641	634	1 %	369	381	(3) %	1,010	1,015	- %
名目上決済高合計 ⁽²⁾	4,009	3,873	4 %	4,704	4,742	(1) %	8,713	8,615	1 %
現金取扱高	573	573	- %	2,046	2,261	(9) %	2,620	2,834	(8) %
名目上取引高合計 ^{(2) (5)}	4,583	4,447	3 %	6,750	7,003	(4) %	11,333	11,450	(1) %
		米国			海外		٤	゚゙゙゙゙゙゙゙゚゚゙・インク	

									日川皿ご
	2019年 6月30日に 終了した	2018年 6月30日に 終了した		2019年 6月30日に 終了した	2018年 6月30日に 終了した		2019年 6月30日に 終了した	2018年 6月30日に 終了した	
	12ヶ月間 ⁽¹⁾	12ヶ月間 ⁽¹⁾	增減率 ⁽²⁾	12ヶ月間 ⁽¹⁾	12ヶ月間 ⁽¹⁾	增減率 ⁽²⁾	12ヶ月間 ⁽¹⁾	12ヶ月間 ⁽¹⁾	增減率 ⁽²⁾
				(単位:十億米		を除く。)			
名目上決済高									
消費者クレジット	1,540	1,441	7 %	2,484	2,455	1 %	4,025	3,897	3 %
消費者デビット ⁽³⁾	1,699	1,521	12 %	1,877	1,792	5 %	3,576	3,313	8 %
商用 ⁽⁴⁾	634	564	12 %	381	364	5 %	1,015	927	9 %
名目上決済高合計 ⁽²⁾	3,873	3,526	10 %	4,742	4,611	3 %	8,615	8,137	6 %
現金取扱高	573	563	2 %	2,261	2,437	(7) %	2,834	3,000	(6) %
名目上取引高合計 ^{(2) (5)}	4,447	4,089	9 %	7,003	7,048	(1) %	11,450	11,137	3 %

下表は名目上の決済高、不変ドルベースの決済高および現金取扱高の増減率を示したものである。

	2020年 6 月30日に終了した 12ヶ月間と 2019年 6 月30日に終了した 12ヶ月間の比較 ⁽¹⁾		2019年 6 月30日に終了した 12ヶ月間と 2018年 6 月30日に終了した 12ヶ月間の比較 ⁽¹⁾		2020年 6 月30日に終了した 12ヶ月間と 2019年 6 月30日に終了した 12ヶ月間の比較 ⁽¹⁾		2019年 6 月30日に終了した 12ヶ月間と 2018年 6 月30日に終了した 12ヶ月間の比較 ⁽¹⁾			
	名目	不変ドルベース ⁽⁶⁾								
決済高増加率										
消費者クレジット増加率	(5)%	(2)%	1%	8%	(4)%	(2)%	3%	7%		
(3) 消費者デビット増加率	5%	9%	5%	11%	7%	9%	8%	11%		
(4) 商用増加率	(3)%	-%	5%	13%	-%	1%	9%	12%		
(2) 決済高合計増加率	(1)%	2%	3%	9%	1%	3%	6%	10%		
現金取扱高増加率	(9)%	(6)%	(7)%	-%	(8)%	(5)%	(6)%	-%		
(2) 取引高合計増加率	(4)%	(1)%	(1)%	6%	(1)%	1%	3%	7%		

- (注1)各四半期のサービス収益は、前四半期の名目上の決済高を基準として算定される。したがって、2020年、2019年 および2018年の9月30日に終了した12ヶ月間について報告されたサービス収益は、それぞれ2020年、2019年およ び2018年の6月30日に終了した12ヶ月間について当社の金融機関顧客より報告された名目上の決済高が基準に なっている。
- (注2)四捨五入されているため、表中の数値のとおりには計算できない可能性がある。増減率および合計は、四捨五入前の数値に基づき算出されている。
- (注3)前払いの消費者取扱高およびインターリンクの取扱高を含む。
- (注4)大企業および中小企業向けクレジットおよびデビットならびに前払いの商業取扱高を含む。
- (注5)名目上の取引高合計は、名目上の決済高合計および現金取扱高の合計である。名目上の決済高合計は、商品およびサービスのビザ、ビザ・エレクトロン、インターリンクおよびVペイ(V PAY)のブランドと提携しているカードでの購入取引の金銭価値総額である。現金取扱高には、一般に現金アクセス取引、残高アクセス取引、残高送金およびコンビニエンス・チェックが含まれる。名目上の取引高合計は、当社の金融機関顧客により、ビザの検証のうえ提供される。以前に提出された取引高情報が更新されることがある。前期の更新は重大ではなかった
- (注6) 不変ドルベースの成長率は、米ドルの外国為替相場の変動の影響を除外したものである。

下表は、当社ビザネット・システムが処理した取引件数(ビザのネットワークにおいて処理されたビザ、ビザ・エレクトロン、インターリンク、Vペイおよびプラスのブランドを冠したカードおよびその他のフォームファクタによる取引を含む。)を示したものである。

	9)	月30日終了年度				
	2020年度	2019年度	2018年度	2020年度と 2019年度の比較	2019年度と 2018年度の比較	
		 (単位:百7	 5件、ただし%	 を除く。)		
取引処理合計	140,839	138,329	124,320	2%	11%	

有価証券報告書

(注1)四捨五入されているため、表中の数値のとおりには計算できない可能性がある。増減率は、四捨五入前の数値に基づき算出されている。以前に提出された情報が更新されることがある。過年度の更新は重大ではなかった。

(b)財務情報

純収益

当社の純収益は、主として、ビザ商品で購入された商品およびサービスの決済高ならびに当社のネットワークにより処理された取引の件数によって定まる。当社は、ビザ商品のアカウント保有者が支払う利息や手数料からは収入を得ておらず、それらに関連する信用リスクを負ってもいない。カードおよびその他の決済商品の発行ならびにアカウント保有者が支払う利率と手数料を決定する責任は、当社の顧客である発行会社が負っている。当社は通常、カードの受入れについて加盟店獲得会社より加盟店に課される手数料(加盟店手数料を含む。)からは収入を得ていない。加盟店獲得会社は一般的に、加盟店勧誘に責任を負い、その手数料を決定し、収入としている。

以下は、当社の純収益の構成要素である。

サービス収益

サービス収益は主に、顧客によるビザ決済サービスの利用をサポートするサービスから得られる収益によって構成されている。今四半期のサービス収益は、主に前四半期の決済高に今四半期の時価決定算式を適用して算定される。サービス収益はまた、進行中の引受けおよび決済高増加イニシアチブを支援するための評価額を含み、それらは関連する取引が行われた同期間において計上されている。

データ処理収益

データ処理収益は、認証、清算、決済、付加価値サービス、ネットワーク・アクセス、ならびに世界中の 当社の顧客との間の取引と情報処理を円滑にするその他のメンテナンスおよびサポート・サービスから得ら れている。データ処理収益は、関連する取引が行なわれたまたはサービスが行なわれた同期間において計上 されている。

国際取引収益

国際取引収益は、クロスボーダー取引および通貨換算の処理から得られている。クロスボーダー取引は、 発行会社または取引を組成している金融機関と受益者の所在国が異なる場合の取引において発生する。国際 取引収益は、クロスボーダー取引が行われたまたはサービスが行われた同期間において計上されている。

その他収益

その他収益は、主に、付加価値サービス、ビザブランドまたはテクノロジーの使用によるライセンス料、アカウント保有者へのサービスに対する報酬、認証、認可ならびにアカウント保有者に対する保護およびコンシェルジュ・サービスの拡大のような商品の強化により構成される。その他収益は、関連する取引が行なわれたまたはサービスが行なわれた同期間において計上されている。

顧客インセンティブ

顧客インセンティブとは、決済高を伸ばし、ビザ商品の受入先を増加させ、加盟店の当社のネットワークを通じた取引を選定させ、革新を後押しするための多彩なプログラムについて、金融機関顧客、加盟店および戦略的パートナーとの間で締結される契約において提供されるインセンティブからなる。これらのインセンティブは主に、収益の減少として認識される。

営業費用

人件費

人件費は、給与、従業員給付、インセンティブ報酬費用、株式ベースの報酬、退職費用および受託業者費用を含む。

マーケティング費用

マーケティング費用には、広告宣伝およびマーケティングのキャンペーン、スポンサー活動ならびにビザブランドの宣伝活動が含まれる。

ネットワークおよびプロセシング費用

ネットワークおよびプロセシング費用は、主にメンテナンス、機器レンタル費およびその他のデータ処理 サービスに関わる手数料を含めたプロセシング・ネットワークの運営に係る費用を意味する。

専門家報酬

専門家報酬は、主にコンサルタント、弁護士その他の専門家によるサービスに対する報酬で構成されている。

減価償却費

減価償却費には、財産および機器の減価償却費ならびに市販または内部開発したソフトウェアの償却額が含まれている。さらに、主に買収を通じて取得した耐用年数有限の無形資産の償却額が含まれている。

一般管理費

一般管理費は、主に商品強化費、施設費、輸送費、間接税、外国為替損益および当社の事業をサポートするために生じるその他一般費用で構成されている。

訴訟引当金

訴訟引当金は訴訟費用を示し、当社の訴訟の特性に関する経営陣の理解、事件の特質、適切な範囲内の弁護士の助言および損失負担額に関する経営陣の最善の見積りに基づいている。

営業外収益(費用)

営業外収益(費用)

営業外収益(費用)には、主に、支払利息、投資による収益および損失、当社の主要事業に関連しないデリバティブ商品による利益、さらに、非サービス構成要素の期間年金収支が含まれる。

(c)経営成績

純収益

下表は、米国内および海外の当社の純収益を示したものである。

	9月30日終了年度			増減	域額	增減率 ⁽¹⁾	
	0000年年 0040年年			2020年度と 2019年度の	2019年度と 2018年度の	2020年度と 2019年度の	2019年度と 2018年度の
	2020年度	2019年度	2018年度	比較	比較	比較	比較
			(単位:百万	米ドル、ただしり	%を除く。)		
米国	10,125	10,279	9,332	(154)	947	(1)%	10 %
海外	11,721	12,698	11,277	(977)	1,421	(8)%	13 %
純収益	21,846	22,977	20,609	(1,131)	2,368	(5)%	11 %

(注1)四捨五入されているため、表中の数値のとおりには計算できない可能性がある。増減率は、四捨五入前の数値 に基づき算出されている。

2020年度における純収益は、主に2020年3月後半からのCOVID-19の影響を受けた決済高、クロスボーダー取引高および取引処理件数の前年比の変化により減少した。

当社の純収益は、各地域の通貨建ての決済高および関連収益が米ドルに換算されるため、米ドル相場の上下全般による影響を受ける。当社のヘッジ・プログラムによって2020年度の為替レートの変動が一部緩和されたが、純収益の成長率に約0.5パーセント・ポイントのマイナス影響を及ぼした。

下表は、純収益の内訳を示したものである。

	9月30日終了年度			増減	域額	增減率 ⁽¹⁾		
-				2020年度と 2019年度の	2019年度と 2018年度の	2020年度と 2019年度の	2019年度と 2018年度の	
	2020年度	2019年度	2018年度	比較	比較	比較	比較	

_							<u>有</u> 価証券報
			(単位:百万米	ドル、ただし%を	- E除く。)		.
サービス収益	9,804	9,700	8,918	104	782	1 %	9 %
データ処理収益	10,975	10,333	9,027	642	1,306	6 %	14 %
国際取引収益	6,299	7,804	7,211	(1,505)	593	(19)%	8 %
その他収益	1,432	1,313	944	119	369	9 %	39 %
顧客インセンティブ	(6,664)	(6,173)	(5,491)	(491)	(682)	8 %	12 %
純収益	21,846	22,977	20,609	(1,131)	2,368	(5)%	11 %

(注1)四捨五入されているため、表中の数値のとおりには計算できない可能性がある。増減率は、四捨五入前の数値 に基づき算出されている。

・サービス収益

サービス収益は、主に名目上の決済高が1%増加したことにより増加した。

・データ処理収益

データ処理収益は、取引処理件数における2%の増加、付加価値サービスの成長および限定的な価格修正により増加した。

· 国際取引収益

国際取引収益は、COVID-19が2020年3月後半から世界的に蔓延したため、欧州における取引を除いた名目上のクロスボーダー取引が23%減少したことにより減少した。国際取引収益はまた、限定的な価格修正の影響を受けた。

・その他収益

その他収益は、主にコンサルタントおよびマーケティング・サービスに関連する報酬、その他の付加価値サービスならびに取得関連の収益が増加したことにより増加した。

・顧客インセンティブ

顧客インセンティブは、主に2020年度中に開始または改定された長期顧客契約により計上されたインセンティブにより増加したものの、最近のグローバルな決済高の減少により一部相殺された。当社が将来において計上する顧客インセンティブの額は、実際の顧客の業績、既存の契約の変更または新規契約の締結による業績予想の変化に伴い変動する可能性がある。

営業費用

下表は、営業費用合計の内訳を示したものである。

	9)	9月30日終了年度			材額	增減率 ⁽¹⁾	
	2020年度	2019年度	2018年度	2020年度と 2019年度の 比較	2019年度と 2018年度の 比較	2020年度と 2019年度の 比較	2019年度と 2018年度の 比較
				 米ドル、ただし	 %を除く。)		
人件費	3,785	3,444	3,170	341	274	10 %	9 %
マーケティング	971	1,105	988	(134)	117	(12)%	12 %
ネットワークおよび							
プロセシング	727	721	686	6	35	1 %	5 %
専門家報酬	408	454	446	(46)	8	(10)%	2 %
減価償却費	767	656	613	111	43	17 %	7 %
一般管理費	1,096	1,196	1,145	(100)	51	(8)%	4 %
訴訟引当金	11	400	607	(389)	(207)	(97)%	(34)%
営業 費 用合計 ⁽²⁾	7,765	7,976	7,655	(211)	321	(3)%	4 %

⁽注1)四捨五入されているため、表中の数値のとおりには計算できない可能性がある。増減率は、四捨五入前の数値 に基づき算出されている。

・人件費

人件費は、当社の将来への成長投資戦略を支援する人員の継続的な増加により増加した。

・マーケティング費用

⁽注2)2019年度および2018年度の当社の営業費用には、重要な項目を含むが、これらはMDL引当金または慈善寄付に 関連しているため、当社の経営成績に影響することはないと考えている。上記「(a)概観」を参照のこと。

マーケティング費用は、当社全体の経費削減戦略、FIFA女子ワールドカップの開催がなかったこと、および東京オリンピックが2021年度に延期されたことを受けて減少したものの、顧客のマーケティング支出の増加により一部相殺された。

· 專門家報酬

専門家報酬は、当社全体の経費削減戦略を反映して減少した。

・減価償却費

減価償却費は、主に取得を含む当社による継続的な投資による減価償却費が増加したことにより増加した。

・事務管理費用

事務管理費用は、主に旅行規制および当社全体の経費削減戦略により減少した。

・訴訟引当金

訴訟引当金は、主に2020年度における対象外の訴訟に関する引当金が減少したこと、および2019年度におけるMDLに関連する発生費用が370百万米ドルとなったことにより減少した。「第6-1財務書類-注記5米国およびヨーロッパの遡及的責任計画」および「第6-1財務書類-注記20法的事項」を参照のこと。

営業外収益(費用)

下表は、当社の営業外収益(費用)の内訳を示したものである。

	9月30日終了年度		増減額		増減率 ⁽¹⁾		
	2020年度	2019年度	2018年度	2020年度と 2019年度の 比較	2019年度と 2018年度の 比較	2020年度と 2019年度の 比較	2019年度と 2018年度の 比較
				 米ドル、ただし ⁹	 %を除く。)		
利息費用(純額)	(516)	(533)	(612)	17	79	(3)%	(13)%
投資収益およびその他	225	416	464	(191)	(48)	(46)%	(10)%
営業外収益 (費用)		_					
合計	(291)	(117)	(148)	(174)	31	148 %	(20)%

⁽注1)四捨五入されているため、表中の数値のとおりには計算できない可能性がある。増減率は、四捨五入前の数値 に基づき算出されている。

· 利息費用(純額)

利息費用(純額)は、主に当社の未償還債務の一部の借入費用を引き下げたデリバティブ商品により減少し、2020年度の社債発行に関連する追加利息費用により相殺された。「第6 - 1 財務書類 - 注記10借入金」および「第6 - 1 財務書類 - 注記13デリバティブ金融商品」を参照のこと。

・投資収益およびその他

投資収益およびその他は、主に当社の株式投資に係る利益の減少ならびに当社の現金および投資の金利収入の減少により減少した。「第6-1財務書類-注記6公正価値の測定および投資」を参照のこと。

実効法人税率

下表は、当社の実効法人税率の内訳を示したものである。

	9月30日終了年度			増減	率
	2020年度	2019年度	2018年度	2020年度と 2019年度の 比較	2019年度と 2018年度の 比較
実効法人税率	21 %	19 %	20 %	2 %	(1) %

2020年度の実効税率は、2019年度のものと異なる。これは主に、2020年4月1日付けで施行された19%から17%への税率引下げを撤回する英国の法律が2020年7月22日に制定された結果、英国の繰延税金負債の再測定に関連する329百万米ドルの経常外、非現金の税金費用が計上されたことによるものである。英国の繰延税金負債の再測定は、主に2016年度のビザ・ヨーロッパの取得において計上された無形資産に係る繰延税金に関するものであった。

(d)流動性および資本の源泉

当社の流動性管理

当社は定期的に、現在の事業、コミットメント、開発活動および資本支出に対する資金需要を検討しており、将来的に、これらの目的のために社債または株式の発行を通じて追加資金を調達することを選択する可能性がある。当社は資金政策上、当社の企業目標に沿って流動性リスクを管理する指針と権限を経営陣に与えている。

このような当社の資金政策の目的は、以下のとおりである。

- ・営業経費を賄い流動性に関する偶発的事態に対応できる十分な流動資金の供給
- ・支払決済行為の適時遂行
- ・訴訟和解金の支払の確保
- ・当社事業に対する計画どおりの資本投資の実行
- ・配当金の支払および当社取締役の裁量による当社株式の買戻し
- ・有価証券への余剰現金の投資(これにより、当社は必要な運転資金および流動性需要をみたしたうえで、追加の収益を得ることができる。)

当社は、当社の現在のキャッシュ・フロー予算および短期・長期の流動性需要予測に基づき、流動性の予定資金源は今後12ヶ月超の当社の流動性需要見込額をみたすに十分であると考えている。当社は、当社の営業成績、現在の経済情勢、資本市場の状況およびその他の関連事情を勘案しつつ、当社の流動性の状況および流動性を補完する潜在的な資金源について引続き検討していく。

キャッシュ・フローのデータ

下表は、下記の年度における当社のキャッシュ・フロー活動を要約したものである。

	9月30日終了年度		
	2020年度	2019年度	2018年度
	(1	<u>-</u> 単位:百万米ドル)	
以下の活動により生じた(以下の活動に使用した)現金の合計:			
営業活動	10,440	12,784	12,941
投資活動	1,427	(591)	(3,084)
財務活動	(3,968)	(12,061)	(10,790)
現金、現金同等物、使途制限現金および使途制限現金同等物に			
対する為替相場変動の影響	440	(277)	(101)
現金、現金同等物、使途制限現金および使途制限現金同等物の			
増加(減少)	8,339	(145)	(1,034)

営業活動

2020年度における営業活動により生じた現金は、主に当期純利益の減少、顧客インセンティブの支払の増加および決済の時期により、前年度から減少した。

投資活動

2020年度における投資活動により生じた現金は、主に投資有価証券の売却および満期による手取金の増加と、投資有価証券の購入の減少、取得の減少およびその他の投資の購入の減少による取得について支払われた購入対価(取得した現金および使途制限現金を除く。)の減少とが相まって、前年度から増加した。

財務活動

2020年度における財務活動に使用した現金は、前年度から減少した。これは主にシニア債の発行により受領した手取金、前年度の繰延購入対価の支払がないこと、および株式買戻しの減少によるものの、配当金の支払の増加により一部相殺された。「第6-1財務書類-注記15株主資本」を参照のこと。

流動性の源泉

当社の流動性の主な源泉は、手持ち現金、当社の営業活動によるキャッシュ・フロー、当社の投資ポートフォリオならびに様々な株式および借入金の利用等である。営業活動による資金は、当社の資金需要、これら保有資産がもたらす流動性へのアクセスおよびこれら保有資産から生じる利益に応じ、現金および現金同等物ならびに売却可能短期投資有価証券または売却可能長期投資有価証券の形で維持されている。当社は、営業活動により生じたキャッシュ・フローが、当社のその他の流動性の源泉へのアクセスと関連して、当社の継続的な営業上の必要額をみたすのに十分過ぎるほどであると考える。

売却可能債務証券

当社の投資ポートフォリオは、有価証券に現金を投資するよう設計されており、これにより当社の必要な運転資金および流動性需要をみたすことができる。当社の投資ポートフォリオは、米国財務省または米国政府支援機関が発行する債務証券からなる。これらの投資の過半である3.6十億米ドルは、流動資産として分類されており、短期の流動性需要をみたすための利用が可能である。残りの非流動投資は、満期が貸借対照表の日付から1年超と定められている。しかしながら、これらの投資もまた、通常、短期の流動性需要をみたすために利用可能である。

当社の投資ポートフォリオの流動性に影響する可能性のある要因としては、有価証券の信用格付の変動、 規制の展開に関する不確実性、中央銀行および他の金融当局による措置や、クレジット市場の堅調さおよび 質の継続があるが、これらに限られない。当社は引続き、常に変化する市況および経済情勢に照らしてポートフォリオの見直しを行う。しかし、現在の市況が悪化した場合には、当社の投資ポートフォリオの流動性 はその影響を受け、当社の投資の一部に減損が発生すると当社が判断する場合には、当社の財務業績に悪影響が及ぶ可能性がある。当社の方針上、いずれか1つの金融機関またはいずれか一種類の投資に伴う信用エクスポージャーは一定限度に制限されている。

コマーシャルペーパー・プログラム

当社は、当社の必要な運転資金の支援およびその他の一般事業目的のため、コマーシャルペーパー・プログラムを設定している。かかるプログラムでは、当社は、未決済のコマーシャルペーパーのうち発行日より最長397日の満期で3.0十億米ドルまで発行することができる。当社は、2020年9月30日現在、プログラムにおいて未払いの債務はなかった。「第6-1財務書類-注記10借入金」を参照のこと。

信用枠

当社は無担保の5.0十億米ドルのリボルビング信用枠(以下「信用枠」という。)(有効期限は2024年7月25日)を設けている。2020年9月30日現在、信用枠に基づく借入はなかった。「第6-1財務書類-注記10借入金」を参照のこと。

シニア債

2020年度において、当社は、満期が7年から30年の間の元本総額7.3十億米ドルの固定利付シニア債を公募によって発行した。「第6-1財務書類-注記10借入金」を参照のこと。

米国の訴訟エスクロー口座

特定の訴訟案件に対する金融債務からビザおよび当社のクラスA普通株式の株主を防御するために策定された米国の遡及的責任計画の条件に従い、当社は、米国の対象訴訟の和解または判決から生じる金銭債務の支払が行われる米国の訴訟エスクローロ座を保有している。当社が米国の訴訟エスクローロ座に資金を拠出する場合は、クラスB普通株式からクラスA普通株式への転換比率の調整により、当社株主が保有するクラスB普通株式の価値が希薄化する。この口座の2020年9月30日現在の残高は0.9十億米ドルで、当社の連結貸借対照表上、使途制限現金同等物として計上されている。これらの資金は米国の対象訴訟に関連する支払のみに用途を制限されているため、下記「流動資産の使途」に記載のとおり、当社はその他の営業活動の必要性について、これらの資金に依拠していない。「第6-1財務書類-注記5米国およびヨーロッパの遡及的責任計画」および「第6-1財務書類-注記20法的事項」を参照のこと。

信用格付

2020年 9 月30日現在、スタンダード・アンド・プアーズ (Standard and Poor's) およびムーディーズ (Moody's) による当社の信用格付は次のとおりであった。

	スタンダード・ アンド・プアーズ		ムーディーズ	
債券の種類	格付	見通し	格付	見通し

有価証券報告書

	A-1+	安定的	P-1	 安定的
長期無担保債券	AA-	安定的	Aa3	安定的

当社業績の推移、経済環境、電子決済業界の情勢、当社の財務状態および当社事業戦略の変更等を含む様々な要因が、当社の信用格付に影響を及ぼす。当社の現時点の予想では、当社の信用格付が著しく低下する可能性があると合理的に判断される状況に至るおそれはない。万が一、当社の信用格付が低下した場合には、とりわけ当社の将来の借入コストや資本市場へのアクセス等に悪影響が及ぶおそれがある。

流動資産の使途

支払決済

当社の金融機関顧客との間の支払決済は、日常的に相当な流動性を必要とするものである。米ドルによる 決済の大半は、当日に行われ、受取残高または支払残高が発生することはないが、米ドル以外の通貨による 決済は、業界の基準に合わせて、通常1営業日から2営業日は未決済のままとなる。一般的に2020年度中、 当社は決済に関連する運転資金の調達をする必要はなかった。当社の1日当たりの純決済ポジションの平均 は452百万米ドルの純債務であった。当社は、1つまたは複数の当社の金融機関顧客が決済不能となった場合 に、日常的な決済を賄うために、2020年9月30日現在、世界中で約7.7十億米ドルの利用可能な流動資産を現 金、現金同等物および売却可能投資有価証券の形態で保有している。

米国の対象訴訟

当社は、当社が米国の対象訴訟と呼ぶ一部の訴訟を含め、様々な問題に関連する法的手続および行政手続の当事者となっている。上記のとおり、米国の対象訴訟の和解または判決から生じる金銭債務は米国の訴訟エスクロー口座から支払が行われる。2018年9月、ビザおよび他の被告は、MDLにおいて損害賠償金の支払を求める集団訴訟原告の代表と主張する原告と修正和解契約を締結した。かかる修正和解契約は、2012年和解契約に優先し、かつこれを修正した。2019年12月、地方裁判所は、損害賠償を求める集団による請求に関連して修正和解契約の最終承認を行ったが、その後これについて控訴が提起された。差止めによる救済を求める暫定的集団を代表して行為すると主張する原告との和解協議は、継続中である。

2020年度において、当社は、損害賠償を求める集団訴訟原告との修正和解契約から離脱した加盟店のうち、ビザブランドの決済カード売上高の約40%に相当する数の加盟店と和解した。2020年9月30日現在、米国の訴訟エスクロー口座は、離脱した加盟店との和解金として0.9十億米ドルの利用可能残高を有していた。

その他の訴訟

米国の対象訴訟以外の訴訟の判決および和解による支払および和解金の支払により(ビザ・ヨーロッパ域内の対象訴訟または捜査および手続きに課されたその他の罰金を含む。)、将来の流動性需要が増加する可能性がある。

普通株式の買戻し

2020年度中、当社は、公開市場において44百万株のクラスA普通株式を8.1十億米ドルで買い戻した。2020年9月30日現在、当社の2020年1月計画の承認済資金残高は5.5十億米ドルであった。「第6-1財務書類-注記15株主資本」を参照のこと。

配当金

2020年度中、当社は四半期ごとに 1 株当たり0.30米ドルの2.7十億米ドルの配当金の宣言および支払を行なった。2020年10月23日、当社取締役会は(クラスB普通株式およびクラスC普通株式ならびにシリーズA優先株式、U.K.&I優先株式およびヨーロッパ優先株式をクラスA普通株式に転換したと仮定したうえでの決定に基づき)クラスA普通株式 1 株当たり0.32米ドルの四半期現金配当を宣言した。当社は、この配当については、2020年12月1日に総額約703百万米ドルを支払う方針である。「第6-1財務書類-注記15株主資本」を参照のこと。当社は引続き、取締役会の承認を得たうえで、四半期配当を現金で支払う方針である。すべての優先株式ならびにクラスB普通株式およびクラスC普通株式については、クラスA普通株式に転換したと仮定して将来の配当金を按分する予定である。

年金およびその他の退職後給付

当社は様々な適格・非適格確定給付型年金およびその他の退職後給付制度(実質的には米国に居住する全 従業員に対して退職手当および医療手当を支給するもの。)の資金を提供している。ビザ・ヨーロッパの取 得の結果、当社は主に英国年金制度からなるビザ・ヨーロッパの確定給付型年金制度に関連する義務を引き 受けた。当社の米国適格年金制度に対する当社の方針上、各年9月の年間拠出額は従業員退職所得保証法に 基づく最小必要額以上とする。当社の米国非適格年金およびその他の退職後給付制度に対しては、時価基準に基づいて積立てをしている。ビザ・ヨーロッパの英国年金制度に関して、当社の資金計画上、英国年金制度の受託者の同意した適切な資金要件に従って拠出される。英国年金制度の受託者は、加算金に同意する可能性がある。2020年度において、当社は、当社の米国年金制度およびその他の退職後給付制度に3百万米ドル、ビザ・ヨーロッパの英国年金制度に22百万米ドルを拠出した。2021年度には、現時点の予測および仮定として、当社の米国年金制度およびその他の退職後給付制度ならびにビザ・ヨーロッパの英国確定給付型年金制度に対して、それぞれ約2百万米ドルおよび約10百万米ドルの拠出を見込んでいる。実際の拠出額は、年金制度の積立て状況、割引率の変動、制度資産の業績および関連する税効果に応じて変動する。「第6-1財務書類-注記11年金およびその他の退職後給付」を参照のこと。

設備投資

2020年度中の当社の設備投資はわずかに減少した。当社のデジタル・ソリューションおよび主要事業イニシアチブを支援するため、当社は引続き技術資産や決済システムのインフラへの投資を行う予定である。

シニア債

2015年12月に発行された固定利付シニア債に係る3.0十億米ドルの元本返済は、2020年12月14日に期限が到来するが、当社は十分な流動性を保有している。「第6-1財務書類-注記10借入金」を参照のこと。

取得

2020年度において、当社は5.3十億米ドルでプレイド・インクを取得する正式契約を締結した。当社は、約4.9十億米ドルの現金ならびに約0.4十億米ドルの留保資本および繰延資本の対価を支払う予定である。2020年11月5日、米国司法省は、カリフォルニア州北部地区米連邦地方裁判所に対し、ビザによるプレイドの取得を阻止するための恒久的差止命令を求めて訴状を提出した。「第6-1財務書類-注記2取得」および「第6-1財務書類-注記20法的事項」を参照のこと。

(e) オフ・バランスシート取引

当社のオフ・バランスシート取引は主として保証および補償で構成されている。当社は、以下に説明し、かつ以下の契約債務の一覧表に記載されているパーチェス・オーダー・コミットメント以外に、オフ・バランスシート取引を有していない。

補償

その他の顧客が当社の運営規則に従い決済債務を履行できない結果、当社の金融機関顧客が決済上損失を被る場合には、当社は、その損失を補償する。かかる補償額は、当該時点において未決済のビザの支払取引金額に限定されている。当社は、決済リスクを管理するグローバル決済リスク方針および手続きを維持し、また定期的に検討し、一部の信用基準がみたされない場合、顧客に対し、担保の差入を要求する可能性がある。「第6-1財務書類-注記1重要な会計方針の要約」および「第6-1財務書類-注記12決済保証の管理」を参照のこと。

当社は、通常の事業の枠内で金融機関、その他の顧客およびパートナーとの間で契約を締結し、同契約上、当社が提供するサービスまたは当社の契約履行に関連して顧客が一定種類の損失を被った場合にその損失を補償することがある。

(f)契約上の義務

当社の契約債務は、当社の将来の流動性に影響を及ぼすものである。下表に記載の契約債務には、2020年9月30日現在の予想または約定に基づく将来の重要な債務を構成するオンバランス取引およびオフバランス取引の双方が含まれている。当社は、これらの債務を履行するための資金について、営業活動から発生する現金および利用可能な信用枠を通じて調達できると考えている。

	支払額

	1 年未満	1 - 3年	3 - 5年	5 年超	合計
		(当	単位:百万米ドル))	_
借入金 ⁽¹⁾	3,643	4,411	1,046	23,754	32,854
購入債務 ⁽²⁾	1,541	746	413	712	3,412
リース ⁽³⁾	108	216	209	554	1,087
移行課税 ⁽⁴⁾	86	162	369	264	881

有価証券報告書

配当金⁽⁵⁾ 703 - - - 703 合計⁽⁶⁾⁽⁷⁾⁽⁸⁾ 6,081 5,535 2,037 25,284 38,937

- (注1)表示される金額には元利の支払が含まれる。また、「第6-1財務書類-注記10借入金」を参照のこと。
- (注2)商品およびサービスを購入する約定で、重要な条件(固定または最低購入数量、最低価格または変動価格に関する規定およびおよその取引時期等)を規定するものを表している。年ごとの支出額が契約において特定されていない場合の支払義務については、当社はこれらの金額が支出されるタイミングを予測している。
- (注3)元のリース期間が1年未満から26年間に及ぶ不動産および機器のオペレーティング・リースを含む。
- (注4)表示される金額は、非米国子会社の国外における特定の利益に対する見積移行課税(繰越外国税額控除後)に 関連する。「第6-1財務書類-注記19法人税等」を参照のこと。
- (注5)2020年10月23日に配当が宣言され、2020年11月13日現在におけるビザの普通株式および優先株式の名義上のすべての株主に対し、2020年12月1日に支払われる703百万米ドルの配当金を含む。
- (注6)2020年9月30日現在、当社が保有する不確実性のある税務ポジションに関連する債務は、2.0十億米ドルであった。また、2020年9月30日現在、当社の不確実性のある税務ポジションに関連する未払利息は233百万米ドル、未払追徴金は31百万米ドルであった。当社の不確実性のある税務ポジションに関連して現金で支払う必要のある金額の範囲および現金決済(もしあれば)のタイミングを確定することはできない。したがって、これらの債務関連の金額は、表に含まれていない。
- (注7)当社は、年金制度の積立て状況、割引率の変動、制度資産の業績および関連する税効果を勘案したうえで、当社の年金制度の積立ての必要性に関する評価を行う。当社の年金制度への積立ての見積額は上記の勘案事項に依拠するものであるため、上表には含まれておらず、結果的に金額の幅が大きくなる可能性がある。「第6-1財務書類-注記11年金およびその他の退職後給付」および上記「(d)流動性および資本の源泉」を参照の
- (注8)金融機関顧客およびその他のビジネスパートナーとの間で締結された長期契約に係る将来の現金支払額は、決済高および取引高が予測不能という性質から、予見できないため、上表に含まれていない。これらの契約は、期間は1年未満から15年まで様々で、特定の履行要件に基づくカードの発行および/または切替えのサポート、ボリューム/成長目標もしくはマーケティングおよびプログラムサポートについて規定することができる。2020年9月30日現在、当社は、これらの取決めに関連する連結貸借対照表に記録された顧客インセンティブ負債を4.4十億米ドル保有している。

(g) 重要な会計上の見積り

当社の連結財務諸表は、米国で一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成されており、当社は、計上額に影響する判断、想定および見積りを要求される。「第6-1財務書類-注記1重要な会計方針の要約」を参照のこと。当社は、見積りと想定を適切に管理し、会計年度が移っても一貫してそれらを適用するために、様々な方針および管理手続を設定している。ただし、実際の結果は当社の想定および見積りと異なる可能性があり、しかも著しく異なる可能性がある。

本質的に不確実かつ予想不可能な事項の影響について見積る必要があることから、経営陣の最も主観的かつ複雑な判断を要し、そのため、当社は、当社の財務業績報告を完全に理解し評価するために、以下の会計上の見積りが最も重要と考えている。

収益認識 - 顧客インセンティブ

重要な見積り

当社は、金融機関顧客、加盟店およびその他のビジネスパートナーとの間で、決済高の増加による収益の増加、ビザ商品の受入れ拡大、加盟店による当社のネットワーク上の取引ルート利用の獲得およびイノベーションの推進をめざす様々なプログラムのための長期インセンティブ契約を締結している。これらのインセンティブは、純収益の減少として主に計上される。ただし、関連する利益が公正価値にて個別に特定可能である場合、かかるインセンティブは営業費用として計上される。インセンティブは、経営陣による各顧客の業績の見積りに基づき、体系的かつ合理的に計上される。かかる見積りは、定期的に検討され、業績予想の変更、当社顧客の実績、既存の契約の変更または新規契約の締結に基づき、適宜調整される。

想定および判断

顧客インセンティブの見積りは、決済高および取引高ならびにカードの発行およびカードの切替えの見通 しに基づいている。実績の見積りには、顧客の報告済み情報、当社のシステムに蓄積される取引情報、過去 の情報、市場・経済環境ならびに当社顧客、加盟店およびビジネスパートナーとの協議結果を用いる。

実績と想定が乖離した場合の影響

実績が当社の見積りと一致しなかった場合、顧客インセンティブは、当初の計上数値と大きく異なる可能性がある。純収益を後押しする決済高および取引高が増加することで、一般的にインセンティブの支払は増加する。その結果、インセンティブの支払が見積りを上回った場合、かかる支払が当社の財務状況、業績またはキャッシュ・フローに重大な影響をもたらすことは予想されていない。見積りの修正による累積的な影響が計上されるのは、かかる修正が必要となる見込みが高まり、修正後の見積額を評価できる状態となったときである。2020年9月30日に終了した年度において、顧客インセンティブの収益の合計に対する割合は23%であった。

法的および規制の問題

重要な見積り

当社は現在、様々な法的手続に関与しており、その結果は当社が完全に管理できる範囲を超えており、結果が不明の期間が長期に及ぶ可能性もある。経営陣は、当社の連結財務諸表の作成上、損失の発生可能性の評価およびかかる損失額の見積りを求められる。

想定および判断

当社は、当社が当事者となっている法的手続または行政手続から発生する損失の可能性を評価する。損失 発生の可能性があり、その金額を合理的に見積ることができる場合には、かかる請求に関連する負債を計上 する。損失発生の可能性およびその合理的見積りが可能であるか否かの決定はいずれも重要な判断を要する ことがある。当社の判断は、訴訟の概要、各案件の詳細、当社の過去の類似の手続き、適切な範囲での社内 外の法律顧問の助言についての経営陣の理解および発生した損失についての経営陣の最善の見積りに基づく 主観的なものである。入手した追加情報に応じて、係属中の請求に関連する潜在的債務を算定し直し、当社 の見積りを修正する可能性がある。

当社は、一定の訴訟に基づく当社の潜在的な債務を低減する損失分担契約を締結している。しかしながら、当社の米国の遡及的責任計画は、米国の対象訴訟案件に関する和解金または判決確定による賠償金についてのみに対応するものである。この計画の仕組みには、米国の訴訟エスクロー口座の利用が含まれる。米国の対象訴訟案件に関連する見越額は米国の訴訟エスクロー口座の残高を超える場合も下回る場合もある。当社のヨーロッパの遡及的責任計画は、特定の規制に従って、対象期間に関するビザ・ヨーロッパの管轄区域の対象訴訟案件(ならびにその結果として生じる負債および損失)のみを対象としており、欧州競争法手続において生じた罰金もしくは処罰またはその他のいかなる事項をも対象としない。「第6-1財務書類・注記5米国およびヨーロッパの遡及的責任計画」および「第6-1財務書類・注記20法的事項」を参照のこと。

実績と想定が乖離した場合の影響

当社が事業を展開している複数の法域における法律上および規制上のプロセスには本質的な不確実性が伴うため、当社の判断は実際の結果と著しく異なる可能性があり、その場合、当社の事業、財務状態および営業成績に重大な悪影響が及ぶおそれがある。「第6-1財務書類-注記20法的事項」を参照のこと。

法人税等

重要な見積り

実効法人税率の算定上、当社は異なる課税管轄での収益の控除および配分の時期ならびに金額を含む一定の税務ポジションを判断する。

想定および判断

控除および還付の時期および金額、不確実性のある税務ポジションに係る債務の設定ならびに異なる課税管轄での所得の配分について、当社の納税申告ポジションは様々である。当社はまた、納税申告書上でとった、または今後とる予定の不確実な税務ポジションをすべて列挙し、判断・測定すると共に、管轄税務当局による調査時に全面的または部分的にしか認められない可能性がある当該ポジションの金額を負債として計上することを義務付けられている。

実績と想定が乖離した場合の影響

当社は、当社の見積りおよび判断を合理的なものと考えているが、実際の結果はこれらの見積りとは異なる可能性がある。これらの判断の一部または全部が税務当局による検討の対象となる。当社が計上した優遇

措置の一部または全部について、1つまたは複数の税務当局が成功裏に異議を申し立て、当社がその優遇措置を受けることができない場合、当社の財務業績およびキャッシュ・フローに重大な悪影響が及ぶおそれがある。

(h)市場リスクの定量的および定性的な情報開示

市場リスクは、市場要素の悪化から生じる潜在的な経済的損失である。当社が金融市場リスクにさらされる主な原因は、外国為替レート、金利および株価の変動によるものである。リスク・エクスポージャーはその全体が継続的に監視されている。

外国為替レートのリスク

当社は外国為替レートの変動によるリスクにさらされている。外国為替レートの変動によるリスクは主に、外国通貨建ての取引から生じる収益の機能通貨換算価値の変動と、外国通貨建ての支払額の機能通貨換算価値の変動に関するものである。当社は、機能通貨以外の通貨建ての予想キャッシュ・フローと同額の機能通貨の変動によるエクスポージャーをヘッジする外国通貨先渡契約を結ぶことで、これらのリスクを管理している。当社の外国為替レートリスク管理プログラムは、外国為替レートの変動による影響を軽減するものの、完全に排除するわけではない。

2020年および2019年の9月30日現在、キャッシュ・フロー・ヘッジ会計のために指定されていない契約を含む、当社の外国為替レートリスク管理プログラムにおける外国通貨先渡契約残高の名目上の総額はそれぞれ3.9十億米ドルおよび3.1十億米ドルであった。2020年9月30日現在の残高の名目上の総額は、外国為替レートリスクを既定および承認された閾値以下に軽減することを目的とした当社の戦略および財務方針と完全に一致している。しかし、実際の結果は当社の予想とは著しく異なる可能性がある。2020年9月30日現在の機能通貨の価値が10%上下動したと仮定した場合、その影響はの当社の外国通貨先渡契約残高にそれぞれ約210百万米ドルの追加的公正価値利益または約260百万米ドルの追加的公正価値損失を生み出すと見積られる。このように上下動したと仮定した場合の損益は、外国通貨建ての収益および支払による当社のキャッシュ・フロー上の対応する損益によりほぼ相殺されている。「第6-1財務書類-注記1重要な会計方針の要約」および「第6-1財務書類-注記13デリバティブ金融商品」を参照のこと。

さらに、ビザ・ヨーロッパの機能通貨がユーロであるため、当社は、換算に関連してさらなる外国為替レートのリスクにさらされる。ユーロから米ドルへの換算は、貸借対照表勘定については貸借対照表日に有効な為替レートを使用し、損益計算書勘定については当該期間の平均為替レートを使用して行われる。その結果として生じる為替換算調整勘定は、連結貸借対照表のその他包括損益累計額の一部として計上される。2020年9月30日現在の為替レートと比較して、米ドルに対するユーロの価値が10%変動したと仮定した場合、外国為替換算調整勘定は2.2十億米ドルとなる。「第6-1財務書類-注記1重要な会計方針の要約」を参照のこと。

当社は、日常的な決済業務においても外国為替リスクにさらされている。このリスクは、顧客との決済に 適用するレートの設定時期と通貨ポジションのバランスをとるための市場取引の時期のずれによって生じ る。この決済業務に伴うリスクは、ビザ決済システムの利用および当社の外国為替取引の相手方との取引を 含む日常業務の進行を通じて抑制されている。

金利リスク

当社の投資ポートフォリオ資産は固定利付および変動利付有価証券の両方の形で保有されている。固定利付商品への投資は一定程度の金利リスクを伴う。固定利付有価証券の公正価値は、金利の上昇に伴い悪影響を被る可能性がある。また、金利が低下しつつある時期には、有価証券の満期時に手取金が当初より低い利率で再投資され、金利収入が減少するため、再投資リスクも発生する。これまでのところ、当社は投資を満期まで保有できた。市場金利が急変した場合であっても当社の損益計算書やキャッシュ・フローは重大な影響を受けたことはなく、今後もそのおそれはないものと見込まれる。

2020年および2019年の9月30日現在の当社の固定利付投資有価証券の公正価値は、それぞれ4.0十億米ドルおよび1.8十億米ドルであった。2020年および2019年の9月30日現在の当社の変動利付債務証券の公正価値は、それぞれ2.0十億米ドルおよび4.6十億米ドルであった。金利が100ベーシス・ポイント上昇したと仮定した場合、2020年9月30日現在の当社の投資有価証券の公正価値に、約3.5百万米ドルの減少が生じる見込みである。金利が100ベーシス・ポイント低下したと仮定した場合、2020年9月30日現在の当社の投資有価証券の公正価値に、約7.2百万米ドルの増加が生じる見込みである。

2019年度において、当社は、当社の発行済シニア債の一部について、金利およびクロスカレンシースワップ契約を締結した。当社は、かかる契約締結により、固定および変動金利の併用を通じて当社の金利変動エクスポージャーに対処し、当社の負債における借入総コストを削減できる。同時に、これらのスワップ契約により、当社の米ドル建ての固定金利支払の一部はユーロ建ての変動金利支払に効果的に転換される。金利スワップを締結することにより、当社は、市場金利の変動に関連するリスクを負う。金利が100ベーシス・ポイント上昇したと仮定した場合、年間の支払利息に約30百万米ドルの増加が生じる。「第6-1財務書類・注記13デリバティブ金融商品」を参照のこと。

株式投資リスク

2020年および2019年の9月30日現在、当社の市場性のない持分証券の帳簿価額は、それぞれ1.0十億米ドルおよび0.7十億米ドルであった。これらの投資は、当社の保有株式の公正価値を大幅に減少または増加させる可能性のある様々な市場関連のリスクにさらされている。これらの投資の財政状態または業績の低下は、これらの会社についての当社の帳簿価額の全部または大部分を損失させる可能性がある。当社は、市場性のない持分証券の減損の可能性を定期的に検討しており、これは、一般的に、投資に影響を及ぼす状況の事実および変化、事業体のキャッシュ・フローおよび資金需要の予測ならびにかかる事業体のビジネスモデルの実行可能性に関する分析を含む。

年金制度に係るリスク

2020年および2019年の9月30日現在、当社の米国の確定給付型年金制度の総資産は各年とも1.1十億米ドルであり、予測給付債務は各年とも0.9十億米ドルであった。年金制度資産の価値の著しい減少および/または給付債務の割引率の著しい低下によって、結果的に年金制度の資金状況が悪化し、年金費用が増加し、必要資金が増加するおそれがある。2020年9月30日現在の年金制度資産の価値が10%減少し、割引率が1%低下したと仮定した場合、資金状況が総額約221百万米ドル減少し、年金費用が約44百万米ドル増加するおそれがある。

2020年および2019年の9月30日現在、当社の米国以外の確定給付型年金制度の総資産は各年とも0.5十億米ドルであり、予測給付債務はそれぞれ0.6十億米ドルおよび0.5十億米ドルであった。年金制度資産の価値の著しい減少および/または給付債務の割引率の著しい低下によって、結果的に年金制度の資金状況が悪化し、年金費用が増加し、必要資金が増加するおそれがある。2020年9月30日現在の年金制度資産の価値が10%減少し、割引率が1%低下したと仮定した場合、資金状況が総額約194百万米ドル減少し、年金費用が約17百万米ドル増加するおそれがある。

当社は、当社の年金制度への2021年度の拠出額を検討し、もしあれば、2021年9月に拠出する予定であるため、今後も引続き年金制度資産の業績および市況を監視していく方針である。

4 【経営上の重要な契約等】

該当なし。

5【研究開発活動】

該当なし。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

2020年9月30日現在、当社は125の営業所を世界78ヶ国に所有または賃借している。当社の本社は、サンフランシスコ湾岸地域の所有および賃借物件に所在している。

さらに、当社は、米国、シンガポールおよび英国に所在する4つのグローバル・データ処理センターを所有または賃借している。

これらの施設は現行の事業上のニーズを支援するのに十分かつ適切であると確信している。

2【主要な設備の状況】

「1設備投資等の概要」を参照のこと。

3 【設備の新設、除却等の計画】

該当なし。

第5【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】(2020年9月30日現在)

授権株数(株) ⁽¹⁾	種類	発行済株式総数(株) ⁽²⁾	未発行株式数(株)
2,003,366,656,020	普通株式	2,063,200,219 ⁽³⁾	2,000,680,274,543 ⁽⁴⁾
	優先株式	5,982,740	18,987,892

- (注1)25,000,000株の優先株式が授権されている。
- (注2)発行済株式総数には、自己株式は含まれていない。
- (注3)普通株式の発行済株式総数には、当社の完全子会社が所有するクラスB普通株式123,525,418株が含まれる。
- (注4)未発行株式数には、当社の2007年株式インセンティブ報酬制度(以下「EIP」という。)および2015年従業員株式購入制度(以下「ESPP」という。)に基づくクラスA普通株式154,828,764株が含まれる。

【発行済株式】(2020年9月30日現在)

記名・無記名の別及び 額面・無額面の別	種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
無記名式 額面0.0001米ドル	クラスA普通株式	1,683,458,047	ニューヨーク証券取引所	(1)
無記名式 額面0.0001米ドル	クラスB普通株式	369,038,802	該当なし	(2)(3)
無記名式 額面0.0001米ドル	クラスC普通株式	10,703,370	該当なし	(3)
無記名式 額面0.0001米ドル	シリーズA優先株式	345,451	該当なし	(4)
無記名式 額面0.0001米ドル	シリーズB優先株式	2,480,466	該当なし	(4)
無記名式 額面0.0001米ドル	シリーズC優先株式	3,156,823	該当なし	(4)
計	-	2,069,182,959	-	-

(注1)クラスA普通株式:

議決権:クラスA普通株式の各株主は、議決権を持つこととする。

議決権の数:クラスA普通株式の保有者は、クラスA普通株式1株につき1票の議決権が与えられることとす ろ

(注2)クラスB普通株式:

有価証券報告書

発行数には、当社の完全子会社が所有するクラスB普通株式123,525,418株が含まれる。

(注3)クラスB普通株式およびクラスC普通株式:

議決権:クラスB普通株式およびクラスC普通株式の各保有者は議決権を持たない。ただし、法により定められたその他の投票に加え、クラスB普通株式およびクラスC普通株式が発行され続ける場合は、この限りではない。()新設合併、吸収合併、企業結合その他の取引で、同取引においてクラスA普通株式が他の株式もしくは有価証券、または現金その他の財産を受領できる権利と交換されるか、それらに転換されるか、またはそれらに変更されるものの承認については、クラスB普通株式およびクラスC普通株式の過半数議決権(「転換後基準」とする。)の保有者が単一のクラスとして当社株式の他のすべてのクラスまたはシリーズとは別に合同で賛成票を投じることを必要とする(当該議決にはクラスA普通株式の保有者は参加しない。)。ただし、クラスB普通株式およびクラスC普通株式が、同じ交換、または変更の対象となり、かつ1株当たりの株式、有価証券、現金もしくは他の財産(実際に適用があるものに限る。)の価額が、クラスA普通株式1株の交換、転換または変更時の価額と等しい場合はこの限りではない。()当社事業の中核をなす決済事業からの撤退(すなわち、消費者向けデビット/クレジット決済事業の運営を以後行わないこと。)については、すべてのクラスとシリーズの普通株式の議決権を80%以上保有する保有者が単一のクラスとして当社株式の他のすべてのクラスまたはシリーズとは別に合同で賛成票を投じることを必要とする。

議決権の数:クラスB普通株式またはクラスC普通株式の各保有者が上記()もしくは()または適用法に従い、投票する権利が与えられる各事由に関し、各保有者には、かかる議決権に関する基準日に、クラスB普通株式およびクラスC普通株式の発行済全株式がクラスA普通株式に転換されるものと想定し、議決権に関する基準日に有効な適用転換率に基づき、かかる保有者が所有し、クラスB普通株式またはクラスC普通株式1株が転換されるはずのクラスA普通株式の総数と等しい数の議決権が与えられる。

(注4)シリーズA、シリーズBおよびシリーズC優先株式:

議決権は、シリーズA、シリーズBおよびシリーズC優先株式の保有者が()当該シリーズの優先株式が有する優先権、権利および特権とは実質的には異なる優先権、権利および特権を有する株式もしくはその他の持分有価証券を受領するか、または()当社のクラスA普通株式の株主が受領するものとは異なる有価証券、現金もしくはその他の財産を受領することとなる予定される統合または合併に制限されている。

(2)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	中間会計期間	2020年度会計期間
	(2020年4月1日から	(2019年10月 1 日から
	2020年9月30日まで)	2020年 9 月30日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付 新株予約権付社債券等の数(個)	335,719	749,314
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	335,719	749,314
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等	166.64	162.81
(上段は米ドル、下段は円)	17,745	17,338
当該期間の権利行使に係る資金調達額	55,945,532.54	121,993,338.03
(上段は米ドル、下段は円)	5,957,639,760	12,991,070,567
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計 (個)	335,719	749,314
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新 株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	335,719	749,314
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新 株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等	166.64	162.81
(上段は米ドル、下段は円)	17,745	17,338
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新	55,945,532.54	121,993,338.03
株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額 (上段は米ドル、下段は円)	5,957,639,760	12,991,070,567
当該期間の末日において残存する当該行使価額修正 条項付新株予約権付社債券等の数(株)	15,566,039	15,566,039

(3) 【発行済株式総数及び資本金の推移】(2020年9月30日現在)

クラスA普通株式(IPOおよび制限株式特典によるもの)

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (上段は米ドル、 下段は円)	資本金残高 (上段は米ドル、 下段は円)
2015年10月1日		1,949,944,700	-	194,994.47
2015年10月1日	-	1,949,944,700	1	20,764,961
2016年 9 月30日	(79,639,240)	1,870,305,460	(7,963.92)	187,030.55
20104 7 7300	(79,639,240)	1,070,303,400	(848,078)	19,916,883
2017年 9 月30日	(52,658,339)	1 817 647 121	(5,265.83)	181,764.71
2017年9月00日	(02,000,009)	1,817,647,121	(560,758)	19,356,124
2018年 9 月30日	(49,212,002)	1,768,435,119	(4,921.20)	176,843.51
20104 9 7300	(49,212,002)	1,700,433,119	(524,059)	18,832,065
2019年 9 月30日	(50,331,967)	1,718,103,152	(5,033.20)	171,810.31
2010-773000	(50,551,507)	1,710,100,102	(535,985)	18,296,080
2020年 9 月30日 ⁽¹⁾	(34,645,105)	1,683,458,047	(3,464.51)	168,345.80
2020年9月30日`′	(01,010,100)	1,000,700,047	(368,936)	17,927,144

(注1)ビザは、2020年度第4四半期から2020年11月12日までの期間において、シリーズA優先株式またはクラスC普通株式と引換えに既存株主に対してクラスA普通株式17,023,356株を発行した。かかる転換によるビザの完全希薄化後株式数の増加はなかった。

クラスB普通株式(転換前はUSA普通株式)

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 ⁽¹⁾ (株)	資本金増減額 (上段は米ドル、 下段は円)	資本金残高 (上段は米ドル、 下段は円)
2015年10月1日		369,038,802	-	36,903.88
2015年10月1日	-	309,030,002	-	3,929,894
2016年 9 月30日	0	369,038,802	0	36,903.88
2010年9月30日		309,030,002	0	3,929,894
2017年 9 月30日	0	360 038 802	0	36,903.88
2017年9月30日	U	369,038,802	0	3,929,894
2018年 9 月30日	0	369,038,802	0	36,903.88
2010年 9 月30日	U	309,030,002	0	3,929,894
2019年 9 月30日	0	369,038,802	0	36,903.88
2019年 9 月30日	U	309,030,002	0	3,929,894
2020年 9 月30日	0	360 038 903	0	36,903.88
2020年9月30日	U	369,038,802	0	3,929,894

(注1)発行済株式総数には、当社の完全子会社が所有するクラスB普通株式123,525,418株が含まれる。

クラスC普通株式

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (上段は米ドル、 下段は円)	資本金残高 (上段は米ドル、 下段は円)
2015年10月1日		19,644,308	-	1,964.43
2015年10月1日	-	19,044,306	-	209,192
(1)	(2.091.466)	17 562 942	(208.15)	1,756.28
2016年 9 月30日 ⁽¹⁾	(2,081,466)	17,562,842	(22,166)	187,026
2047年 0 日20日	(4.046.702)	12, 716, 050	(484.68)	1,271.61
2017年9月30日	(4,846,783)	12,716,059	(51,614)	135,414
2018年 9 月30日	(000 622)	11 727 426	(98.86)	1,172.74
2010年9月30日	(988,633)	11,727,426	(10,528)	124,885
2019年 9 月30日	(202, 627)	11 222 700	(39.36)	1,133.38
2019年 9 月30日	(393,627)	11,333,799	(4,191)	120,694
2020年 0 日20日	(620, 420)	10, 702, 270	(63.04)	1,070.34
2020年 9 月30日	(630,429)	10,703,370	(6,713)	113,981

⁽注1)発行済株式総数には、当社の完全子会社が所有するクラスC普通株式549,945株が含まれる。

シリーズA優先株式

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (上段は米ドル、 下段は円)	資本金残高 (上段は米ドル、 下段は円)
0000/T 0 F04F(1)	374,819	374,819	37.48	37.48
2020年 9 月24日 (1) 374,819		374,019	3,991	3,991
2020年 9 月30日	(20, 268)	245 454	(2.94)	34.55
2020年9月30日	(29,368)	345,451	(313)	3,679

(注1)ビザは、2020年9月24日、ビザ・ヨーロッパ取得の4周年に、転換価値7.3十億米ドルに相当するシリーズB優先株式およびシリーズC優先株式の処分に関連して、クラスA普通株式37,481,900株に転換可能なシリーズA優先株式374,819株を発行した。かかる処分により、シリーズBおよびシリーズC優先株式のクラスA普通株式への転換比率が下方調整された。「第6-1財務書類-注記5米国およびヨーロッパの遡及的責任計画」も参照のこと。

シリーズB優先株式

年月日 発行済	6株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (上段は米ドル、 下段は円)	資本金残高 (上段は米ドル、 下段は円)
---------	-----------------	------------------	-----------------------------	----------------------------

						価証券報告書
2016年 6 /	⊞24 □		2,480,466	-	248.05	
20104-07	Д21Ц	•	2,400,400	-	26,415	
2016年 9 /	日30日	0	2,480,466	0	248.05	
20104 97	Д30Ц	Ü		0	26,415	
2017年 9 月	2017年 9 月30日	0	2,480,466	0	248.05	
2017 - 37	7 300 円	Ů		0	26,415	
2018年 9 /	月30日	0	2,480,466	0	248.05	
2010 37	, 100 Д			0	26,415	
2019年 9 月	2019年 9 月30日	0	2,480,466	0	248.05	
2010 37	, , , , , ,			0	26,415	
2020年9月	月30日	0	2,480,466	0	248.05	
	, , , , ,	j		0	26,415	

シリーズC優先株式

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (上段は米ドル、 下段は円)	資本金残高 (上段は米ドル、 下段は円)
2016年 6 月21日		3,156,823	-	315.68
2010年 0 万21日	-	3,130,623	-	33,617
2016年 9 月30日	0	2 456 922	0	315.68
2010年9月30日	U	3,156,823	0	33,617
2017年 9 月30日	0	3 156 823	0	315.68
2017年 9 月30日	Ü	3,156,823	0	33,617
2018年 9 月30日	0	3,156,823	0	315.68
2010年9月30日	Ü	3,130,023	0	33,617
2019年 9 月30日	0	3 156 823	0	315.68
20134 3 7300	Ü	3,156,823	0	33,617
2020年 9 月30日	0	3,156,823	0	315.68
2020年3月30日	9	3,130,023	0	33,617

(4)【所有者別状況】(2020年9月30日現在)

クラスA普通株式

所有者の分類	所有者の数	十 株式数	資本全体に占める割合 (%)
--------	-------	----------	-------------------

有価証券報告書

個人	-	-	1
銀行	-	-	-
その他 ⁽¹⁾	-	-	99
計	-	-	100.00

(注1) これらの株式は当社の名義書換代理人の株主名簿上シード・アンド・カンパニー(Cede & Co.) の名称で登録されている。シード・アンド・カンパニーは、株式の売出しおよび譲渡の処理のために、銀行、ブローカー(すべての個人および法人の株式を保有する。) および機関にかわり、その名義で株式を保有する巨大決済会社であるザ・ディポジタリー・トラスト・カンパニー(The Depositary Trsut Company) の名義上の名称である。発行体はこれら株主の情報または名称を知ることはできない。

クラスB普通株式

所有者の分類	所有者の数	株式数 ⁽¹⁾	資本全体に占める割合 (%) ⁽¹⁾
個人	-	-	-
銀行 ⁽²⁾	-	1	100
その他	-	-	-
計	-	-	100.00

- (注1)発行済クラスB株式総数およびクラスB普通株式の所有割合の計算にはビザUSAが保有するクラスB普通株式を含まない。
- (注2) 当社の知る限りでは、銀行およびその他の金融機関または財政支援機関を指す。

クラスC普通株式

所有者の分類	所有者の数	株式数 ⁽¹⁾	資本全体に占める割合 (%) ⁽¹⁾
個人	-	-	-
銀行	-	-	100
その他	-	-	-
計	-	-	100.00

(注1)発行済クラスC株式総数およびクラスC普通株式の所有割合の計算にはビザ・インターナショナルが保有するクラスC普通株式を含まない。

シリーズA優先株式

所有者の分類	所有者の数	株式数	資本全体に占める割合 (%)
個人	•	-	-
銀行	-	-	100
その他	-	-	-
計	-	•	100.00

シリーズB優先株式

所有者の分類	所有者の数	株式数	資本全体に占める割合 (%)
--------	-------	-----	-------------------

ビザ・インク(Visa Inc.)(E15692)

有価証券報告書

個人	-	•	-
銀行	-	-	100
その他	-	-	-
計	-	-	100.00

シリーズC優先株式

所有者の分類	所有者の数	株式数	資本全体に占める割合 (%)
個人	-	-	-
銀行	-	-	100
その他	•	-	-
計	-	-	100.00

(5) 【大株主の状況】(2020年9月30日現在)

合衆国証券法のもとでは、公開会社の株主は、当該公開会社のいずれかのクラスの上場株式の発行済株式総数の5%以上を実質的に保有するまで、かかる株主が実質的に保有する株式数を開示する義務はない。以下の表は、当社の発行済株式総数の5%以上を保有する株主が開示した情報および当社の各発行済株式総数の1%超から5%未満を保有する株主に関して当社が入手できる最大限の情報について記載している。

クラスA普通株式

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数の 割合(%) ⁽¹⁾	
ザ・ヴァンガード・グループ ⁽²⁾ (The Vanguard Group)	19355ペンシルベニア州 マルバーン ヴァンガード・ブルバード100	144,092,407	8.50	
ブラックロック・インク ⁽³⁾ (BlackRock, Inc.)	10055ニューヨーク州 ニューヨーク イースト52ストリート55	127,158,232	7.50	
エフエムアール・ エルエルシー ⁽⁴⁾ (FMR LLC)	02210マサチューセッツ州 ボストン サマーストリート245	63,378,552	3.74	
計	-	334,629,191	19.74	

- (注1)所有株式数の割合は、株主の届出により報告されたクラス A 普通株式の総数に基づき算出されている。
- (注2)所有株式数は、2021年2月10日付けでSECに提出されたフォームSC 13G/Aに基づいている。
- (注3)所有株式数は、2021年2月1日付けでSECに提出されたフォームSC 13G/Aに基づいている。
- (注4)所有株式数は、2021年2月8日付けでSECに提出されたフォームSC 13G/Aに基づいている。

クラスB普通株式

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株) ⁽¹⁾	発行済株式総数に 対する所有株式数の 割合(%) ⁽²⁾	
ブルーリッジ・ インベストメント・ エルエルシー (Blue Ridge Investments, LLC)	10036-6728ニューヨーク州 ニューヨーク ワン・プライアント・パーク	64,285,884	17.42	
JPモルガン・チェース・ アンド・カンパニー (JPMorgan Chase & Co.) (JPモルガン・チェース・ バンク・エヌ・エー (JPMorgan Chase Bank, N.A.))	10017-2070ニューヨーク州 ニューヨーク パークアベニュー270 (19801-2920デラウェア州 ウィルミントン ノースウォルナットストリート 201 15階)	40,272,211	10.91	
ウェルズ・ファーゴ・ アンド・カンパニー (Wells Fargo & Company) (ウェルズ・ファーゴ・ リスク・サービス・インク (Wells Fargo Risk Services, Inc.))	94104カリフォルニア州 サンフランシスコ モンゴメリーストリート420 (28202-0901ノースカロライナ州 シャーロット サウス・カレッジ・ストリート 301 7階)	30,108,730	8.16	

シティグループ・インク (Citigroup Inc.) (シティバンク・エヌエー (Citibank, N.A.)) (子会社であるシティコープ・ ノースアメリカ・インク (Citicorp North America Inc)、マルルス (Malurus I)、マルルス (Malurus II)、マルルス (Malurus III) の名義で10社の子会社の口 座により保有)	10013-2362ニューヨーク州 ニューヨーク グリニッジストリート388	25,394,012	6.87
バークレイズ・バンク・ ピーエルシー (Barclays Bank PLC)	10019-6036ニューヨーク州 ニューヨーク アベニュー・オブ・ザ・アメリカス 1301 8階	20,847,478	5.65
MUFG セキュリティーズEMEA・ ピーエルシー (MUFG Securities EMEA PLC)	EC2Y 9AJ ロンドン ロープメーカー・ストリート25	13,868,474	3.76
ビー・エヌ・ピー・パリバ・ アービトラージ・エスエヌシー (BNP Paribas Arbitrage SNC)	10019-6018ニューヨーク州 ニューヨーク 7番街787 8階	6,824,832	1.85
ザ・ノーザン・トラスト・ カンパニー (The Northern Trust Company)	60603-1008イリノイ州 シカゴ サウス・ラサール・ストリート50 M-10	4,129,834	1.12
HSBCバンク・ユーエスエー・ エヌエー (HSBC Bank USA NA)	10018-2706ニューヨーク州 ニューヨーク 5 番街452	3,683,328	1.00
計	-	209,414,783	56.74

⁽注1)所有株式数は、当社の名義書換代理人から提供された情報に基づいている。

(注2)所有株式数の割合は、2020年9月30日現在の発行済クラスB普通株式の総数に基づき算出されている。

クラスC普通株式

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株) ⁽¹⁾	発行済株式総数に 対する所有株式数の 割合 (%) ⁽²⁾	
三井住友カード株式会社 (Sumitomo Mitsui Card Company, Limited)	105-8011東京都港区海岸 1 - 2 - 20	4,173,490	38.99	
招商銀行 (China Merchants Bank)	10022ニューヨーク州 ニューヨーク マディソン・アベニュー535 招商銀行 17階	321,323	3.00	
タルゴバンク・アーゲー (Targobank AG)	40213デュッセルドルフ カゼルネン通り10	279,414	2.61	
中国工商銀行股份有限公司 (Industrial & Commercial Bank Of China Limited)	100032北京市西城区 復興門内大街55号	242,178	2.26	
聯邦銀行 (Union Bank Of Taiwan)	105台北市 民生東路 3 段109号 3 階	234,842	2.19	
バンコ・デ・ベネズエラ (Banco De Venezuela Sa)	1010トーレBDV エスキーナ・デ・ソシエダ ウニベルシダ通り	204,425	1.91	

中国銀行股份有限公司 (Bank Of China Limited)	100031北京市西城区 宣武門内大街 8 号 バンクカードセンターBOC	198,558	1.86
アラブ・ナショナル・バンク (Arab National Bank)	11564リヤド 私書箱56921	178,049	1.66
聯合クレジットカードセンター (National Credit Card Center)	105台北市 復興北路363号 4階	163,142	1.52
中国建設銀行股份有限公司 (China Construction Bank Corporation)	100032北京市西城区 調市口大街 1 号 中国建設銀行股份有限公司	149,281	1.39
計	-	6,144,702	57.39

- (注1)所有株式数は、当社の名義書換代理人から提供された情報に基づいている。
- (注2)所有株式数の割合は、2020年9月30日現在の発行済クラスC普通株式の総数に基づき算出されている。

シリーズA優先株式

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株) ⁽¹⁾	発行済株式総数に 対する所有株式数の 割合(%) ⁽²⁾
ワールドペイ (UK) リミテッド (WorldPay (UK) Limited)	EC4N 8AF ロンドン ウォールブルック25 ウォールブルックビル	27,005	7.82
エルビージー・エクイティ・ インベストメンツ・リミテッド (LBG Equity Investments Limited)	EC2V 7HN ロンドン グレシャム・ストリート25	21,307	6.17
クレディ・アグリコル・ コーポレート・アンド・ インベストメント・バンク (Credit Agricole Corporate and Investment Bank)	モンルージュ・セデックス 92120 CS 70052 レ・ゼタジュニ広場12番地	19,970	5.78
ビー・ピー・シー・イー・ エス・エー (BPCE S.A.)	パリ75013 ピエール・マンデス = フランス通り 50	15,046	4.36
エイチエスビーシー・バンク・ ピーエルシー (HSBC Bank plc)	E14 5HQ ロンドン カナダ・スクエア 8	14,330	4.15
ソシエテ・ジェネラル・ エス・エー (Société Générale S.A.)	75886パリ18区 オーベルヴィリエ通り189	12,514	3.62
チェース・ペイメンテック・ ヨーロッパ・リミテッド (Chase Paymentech Europe Limited)	D02 RK57 ダブリン 2 サー・ジョン・ロジャーソンズ・ キー79 キャピタルドック200 7階	11,198	3.24
ビー・エヌ・ピー・パリバ (BNP Paribas)	75009パリ イタリア通り16	9,414	2.73
バークレイズ・キャピタル・ セキュリティーズ・リミテッド (Barclays Capital Securities Limited)	E14 4BB ロンドン ノース・コロネード 5	8,864	2.57
アライド・アイリッシュ・ バンク・ピーエルシー (Allied Irish Banks, p.l.c.)	ダブリン 2 アデレード通り	8,626	2.50

計	-	148,274	42.94
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

- (注1)所有株式数は、当社の名義書換代理人から提供された情報に基づいている。
- (注2)所有株式数の割合は、2020年9月30日現在の発行済シリーズA優先株式の総数に基づき算出されている。

シリーズB優先株式

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株) ⁽¹⁾	発行済株式総数に 対する所有株式数の 割合(%) ⁽²⁾
ワールドペイ (UK) リミテッド (WorldPay (UK) Limited)	EC4N 8AF ロンドン ウォールブルック25 ウォールブルックビル	422,755	17.04
エルビージー・エクイティ・ インベストメンツ・リミテッド (LBG Equity Investments Limited)	EC2V 7HN ロンドン グレシャム・ストリート25	333,554	13.45
クレディ・アグリコル・ コーポレート・アンド・ インベストメント・バンク (Credit Agricole Corporate and Investment Bank)	モンルージュ・セデックス 92120 CS 70052 レ・ゼタジュニ広場12番地	312,624	12.60
エイチエスビーシー・バンク・ ピーエルシー (HSBC Bank plc)	E14 5HQ ロンドン カナダ・スクエア 8	224,333	9.04
アールビーエス・エー・エー・ ホールディングス (UK) リミテッド (RBS AA Holdings (UK) Limited)	EC2M 4AA ロンドン ビショップスゲート250	184,077	7.42
チェース・ペイメンテック・ ヨーロッパ・リミテッド (Chase Paymentech Europe Limited)	D02 RK57 ダブリン 2 サー・ジョン・ロジャーソンズ・ キー79 キャピタルドック200 7階	175,311	7.07
アライド・アイリッシュ・ バンク・ピーエルシー (Allied Irish Banks, p.l.c.)	ダブリン 2 アデレード通り	135,035	5.44
USバンク・ナショナル・ アソシエーション (US Bank National Association)	55402-7000ミネソタ州 ミネアポリス ニコレット・モール800 BC-MN-H18T	111,772	4.51
メディオバンカ・バンカ・ ディ・クレディト・ フィナンジアリオ・エッセピア (Mediobanca Banca Di Credito Finanziario Spa)	20121ミラノ ピアッツェッタ・エンリコ・ クッチャ 1	104,208	4.20
サンタンデール・エクイティ・ インベストメンツ・リミテッド (Santander Equity Investments Limited)	NW1 3AN ロンドン リージェンツ・プレイス トリトンスクエア 2	81,584	3.29
計	-	2,085,253	84.06

- (注1)所有株式数は、当社の名義書換代理人から提供された情報に基づいている。
- (注2)所有株式数の割合は、2020年9月30日現在の発行済シリーズB優先株式の総数に基づき算出されている。

シリーズC優先株式

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株) ⁽¹⁾	発行済株式総数に 対する所有株式数の 割合(%) ⁽²⁾
ビー・ピー・シー・イー・ エス・エー (BPCE S.A.)	パリ75013 ピエール・マンデス = フランス通り 50	219,300	6.95
ソシエテ・ジェネラル・ エス・エー (Société Générale S.A.)	75886パリ18区 オーベルヴィリエ通り189	180,147	5.71
ビー・エヌ・ピー・パリバ (BNP Paribas)	75009パリ イタリア通り16	137,223	4.35
セルヴィレッド・ソシエダッド・ エスパニョーラ・デ・ メディオス・デ・パゴ・ エセ・アー (ServiRed, Sociedad Española de Medios de Pago, S.A.)	28016マドリード プランタ・エディフィシオ・ ゴルベア 4 ホセ・バルダサノ・バオス通り 9	102,310	3.24
クレディ・アグリコル・ コーポレート・アンド・ インベストメント・バンク (Credit Agricole Corporate and Investment Bank)	モンルージュ・セデックス レ・ゼタジュニ広場12番地92547	94,990	3.01
ヴェーエヌ・ノルゲ・アーエス (Vn Norge As)	0114オスロ ヴィカ 私書箱1397	94,605	3.00
カルタ・シ・エッセピア (CartaSi S.p.A.)	20145ミラノ コルソ・センピオーネ55	75,920	2.40
フランス相互信用連合銀行 (Banque Fédérative du Crédit Mutuel)	67000ストラスプール リュ・ライフアイゼン 4	75,008	2.38
バークレイズ・キャピタル・ セキュリティーズ・リミテッド (Barclays Capital Securities Limited)	E14 4BB ロンドン ノース・コロネード 5	70,150	2.22
スウェドバンク・ アクツィエボラーグ・ プブリクト (Swedbank AB (PUBL))	Se-105 ストックホルム34	67,006	2.12
計	-	1,116,659	35.38

(注1)所有株式数は、当社の名義書換代理人から提供された情報に基づいている。

(注2)所有株式数の割合は、2020年9月30日現在の発行済シリーズC優先株式の総数に基づき算出されている。

一部実質株主および経営陣による株式報酬制度および有価証券の保有ならびに関連する株主に関する事項 株式報酬制度に関する情報

下記の表は、当社の株主が承認したEIPおよびESPPに関する2020年9月30日現在の情報を示している。当社の株式インセンティブ報酬制度はすべて株主が承認している。EIPおよびESPPの内容については、「第6 - 1財務書類-注記17株式に基づく報酬」を参照のこと。

(a) 発行済オプションおよび 新株予約権等が

利休了的権守が 行使された場合に発行可能なク ラスA普通株式の株式数 発行済オプションの 加重平均行使価格 (米ドル) 株式報酬制度に基づき 今後発行されうる クラスA普通株式の株式数 ((a)の有価証券を除く。)

制度の種類

(単位:百万米ドル、ただし加重平均行使価格を除く。)

EDINET提出書類 ビザ・インク (V i s a I n c .) (E15692)

有価証券報告書

株主が承認した株式報酬 制度

12⁽¹⁾ 114.61⁽²⁾

155⁽³⁾

- (注1)2020年9月30日現在、発行可能な最大株式数は、EIPによる6百万株の発行済オプション、5百万株の発行済リストリクテッド・ストック・ユニットおよび1百万株の発行済パフォーマンス・シェアならびにESPPによる1百万株未満の新株予約権付社債券で構成されている。
- (注2)加重平均行使価格は、発行済ストック・オプションの行使価格のみに基づいて計算されており、行使価格のない 発行済リストリクテッド・ストック・ユニットおよびパフォーマンス・シェアの権利確定により発行予定の株式 は反映していない。さらに、行使価格は、行使期間における各月の最終購入時点における将来の株価(割引後) に基づいているため、ESPPによる発行済新株予約権付社債券等の加重平均行使価格を除いている。
- (注3)2020年9月30日現在、EIPおよびESPPのもと、それぞれ139百万株および16百万株が発行可能のままである。

2【配当政策】

配当宣言および方針

2020年および2019年の9月30日に終了した年度中、当社はクラスA普通株式1株につき四半期ごとの現金配当を以下のとおり(クラスB普通株式およびクラスC普通株式ならびにシリーズB優先株式およびシリーズC優先株式については、転換された場合の割合による。)各基準日における普通株式および優先株式の全登録株主に対して支払った。

2020年度	1 株当たり配当金 (米ドル)
第1四半期	0.30
第2四半期	0.30
第3四半期	0.30
第4四半期	0.30
2019年度	1 株当たり配当金 (米ドル)
第1四半期	0.250
第2四半期	0.250
第3四半期	0.250
第4四半期	0.250

さらに、2020年10月23日、当社の取締役会は、2020年11月13日現在の当社の普通株式および優先株式の全登録株主に対し、2020年12月1日を支払日とする、クラスA普通株式1株当たり0.32米ドルの四半期ごとの現金配当を支払う(クラスB普通株式およびクラスC普通株式ならびにシリーズA、シリーズBおよびシリーズC優先株式については、転換された場合の割合による。)と発表した。

資金が合法に調達可能な限り、当社は将来、当社の発行済普通株式および優先株式に関し、四半期ごとの 現金配当を継続して支払う予定である。ただし、将来の配当の宣言と支払は、当社の財務状況、和解補償 金、経営成績、使用可能現金、現在および今後の現金需要予測を含む様々な要因を考慮して、当社取締役会 がその単独の裁量によって決定するものとする。

3【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

以下のほか、「第1-1-(2)提出会社の定款等に規定する制度」および「(2)役員の状況」を参照のこと。

(a) コーポレート・ガバナンス

取締役会の構成員は、当社の最高経営責任者、社長、ヴァイス・チェアマン兼最高財務責任者、法律顧問、最高リスク責任者、技術部門のプレジデントならびにその他の役員および従業員との協議を通じて、また提供された資料の検討および取締役会およびその委員会の定例会議に参加することにより、当社事業の監督を行う。

取締役会は、適用ある法律、規制および規則の要件、ならびにニューヨーク証券取引所(以下「NYSE」という。)の上場基準をみたしているか、それ以上であることを確保するよう、当社のコーポレート・ガバナンス方針および特性を定期的に監視する。当社は、責任あるコーポレート・ガバナンスを発展させ、維持するために本項に記載される様々な慣行を設定している。ビザのコーポレート・ガバナンスの詳細や、当社のコーポレート・ガバナンス・ガイドライン、業務遂行と倫理に関する規定および各取締役会委員会の憲章の閲覧は、当社のウェブサイト上の投資家向け広報ページ(http://investor.visa.com)中の「コーポレート・ガバナンス」を参照されたい。当社の企業責任および持続可能性報告書は、当社のウェブサイト(http://usa.visa.com/about-visa/operating-responsibly.html)に掲載されている。以下の宛先(94119カリフォルニア州サンフランシスコ、私書箱193243、ビザ・インク会社秘書役宛またはcorporatesecretary@visa.com宛)に連絡することにより、これらの書類の書面による写しを無料で依頼することができる。

取締役会の指導体制の構成

現在、ケリー氏は議長兼最高経営責任者を務めており、ジョン・ラングレン氏は主要独立取締役を務めている。当社は、議長と最高経営責任者の役割を分離するか否かについて方針を定めていないが、役割を統合することでケリー氏は効率的に事業を管理し、当社の戦略的優先事項を実行し、取締役会を主導することができ、また、ラングレン氏に取締役会を指導および監督する独立した権限を与えることができるため、取締役会はこの体制が当社およびその株主の最善の利益になると考えている。取締役会は、ケリー氏のインクルーシブ・リーダーシップ・スタイルおよび数十年に及ぶ決済事業における専門性をもって、取締役会の議論を先導し、取締役会および経営陣の間の指導力の重要な結束を強め、当社の戦略と業務執行の連携を推進するのに比類なく適任であると考えている。

独立した指導力をさらに高めるため、取締役会は、主要独立取締役の職務に以下を含む重大な責務を生じさせた。

- ・招集、議題の設定、定例のエグゼクティブ・セッションおよび独立取締役の会議の議長を務めること
- ・取締役会の議長が不在または議長の経営的役割もしくは非独立性に起因して適切とみなされる場合に、 取締役会の議長を務めること
- ・企業および取締役会の指針および戦略に関して、議長兼最高経営責任者にフィードバックを提供し、取締役会および最高経営責任者の間の連絡係を務めること
- ・取締役間ならびに取締役会および経営陣との間のコミュニケーションを円滑にすること
- ・議長兼最高経営責任者と協働して、議題、スケジュールならびに取締役会および取締役からのインプットに基づく戦略計画会議の資料に対して助言すること
- ・指名 / 企業統治委員会の委員長と連携して、最高経営責任者による後継者育成計画、各委員会の委員長 および委員の選任ならびに取締役会の評価プロセスへの独立取締役の関与を率先して行うこと
- ・報酬委員会の委員長と連携して、最高経営責任者の実績および報酬に対する独立取締役の評価を率先し て行うこと
- ・必要に応じて、主要な株主とコミュニケーションを取ること
- ・独立取締役、取締役会またはいずれかの委員会から適宜要請される責務を果たすこと

取締役会は、引続き定期的に取締役会の指導体制を見直し、取締役会および当社のその時々におけるニーズに適切に対処する。

当社の主要独立取締役に加え、独立取締役は取締役会の4つの常任委員会の委員長を務める。これらは、ロイド・A・カーニーが委員長を務める監査・リスク委員会、デニス・M・モリソンが委員長を務める報酬委員会、ロバート・W・マシュラットが委員長を務める財務委員会およびジョン・A・C・スウェインソン氏が委員長を務める指名/企業統治委員会である。さらに、独立委員会委員長としての立場で、カーニー氏、マシュラット氏、スウェインソン氏およびモリソン氏はそれぞれ、取締役会による経営の監視および取締役会と経営陣との間のコミュニケーションの促進に寄与する責任を負っている。

取締役会および委員会による評価

当社取締役会は、取締役会および委員会による健全で建設的な評価手続が取締役会の有効性にとって必須の要素であることを認識している。そのため、当社取締役会および当社の各委員会は、独立した第三者によって促進される年次の評価(各取締役による取締役会およびその所属する委員会の業績に関する質的評価を含む。)を行う。取締役会はさらに、個別の取締役の業績を評価することを企図した相互評価を年1回行っている。指名/企業統治委員会は、主要独立取締役と連携して評価手続を監督する。

評価手続の検討 詳細な質問表 一対一の協議 評価結果 以下を含む。 ・取締役会の効率性および NCGCが評価手続を毎年検討 取締役会の有効性につい ・仮評価の結果は NCGCの する。 ての見解を求めるため、 委員長, 取締役会議長 有効性 独立した第三者である および主要独立取締役 ・取締役会および委員会の ファシリテーターと により協議される。 各取締役との間の一対一 ・取締役会における協議の 最終評価の結果および 勧告は取締役会、委員 の協議を行う。 提供された情報および資 会および各取締役によ り協議される。 取締役会の進行 ・取締役命の文化



フィードバックの取入れ

過去数年にわたり、評価手続によって、取締役会会議で取り上げられる議題の範囲は広がり、取締役会の進行が改善し、 また取締役会および委員会の構成および体制が変更された。

- 今年の評価は以下の分野を含む継続的に重点を置く分野を特定した。
- ・戦略および広範囲にわたる市場動向
- 取締役会の効率性の向上
- ・緊急時における取締役会の役割を含むリスクの管理
- 長期戦略を支える取締役会の構成
- 経営陣および取締役の後継者育成計画

取締役の後継者育成計画および取締役会の刷新

管理職者および経営陣の後継者育成に加えて、指名 / 企業統治委員会は、当社の長期戦略を促進、サポートするような、技能、経験、在任期間および多様性の組み合わせを確保するため、取締役の後継者育成および取締役会の刷新にかかる計画を、定期的に監督・立案する。その際、指名 / 企業統治委員会は、全体的なニーズ、取締役会の構成および規模ならびに取締役候補の適格性(下記「取締役会への指名基準および多様性」に詳述する。)に関して取締役会が採用した基準を考慮する。指名 / 企業統治委員会により取締役となることに適格性を有するとして特定された個人は、その後指名および選任のために取締役会に対して推薦される。

取締役の独立性

NYSEの上場基準および当社のコーポレート・ガバナンス・ガイドラインは、当社取締役会の過半数および監査・リスク委員会、報酬委員会、指名/企業統治委員会の各委員は独立していなければならないことを規定している。当社の基本定款はさらに、当社の取締役会の少なくとも58%が「独立している」ことを義務付けている。NYSEの上場基準、当社のコーポレート・ガバナンス・ガイドラインおよび当社の基本定款に基づき、当社取締役会が、当該取締役が当社または当社の経営陣と直接的または間接的に重大な関係にないと肯定的に判断しない限り、いずれの取締役も独立しているとは認められない。ビザの取締役会は、取締役の独立性を毎年見直すこととしており、その独立性の判断の助けとなるよう、複数のガイドラインを採用した。詳細については、当社のウェブサイト上の投資家向け広報ページ(http://investor.visa.com)中の「コーポレート・ガバナンス」に掲載される、当社のコーポレート・ガバナンス・ガイドラインを参照されたい。

2020年10月、法律顧問の支援を受けて、当社取締役会は、取締役の独立性についての毎年の見直しを行い、当社の各非従業員取締役(ロイド・A・カーニー、メアリー・B・クランストン、フランシスコ・ザビエル・フェルナンデス・カルバハル、ラモン・ラグアルタ、ジョン・F・ラングレン、ロバート・W・マシュラット、デニス・M・モリソン、スザンヌ・ノラ・ジョンソン、ジョン・A・C・スウェインソンおよびメイナード・G・ウェブ・ジュニア)は、肯定的に「独立している」と判定された。かかる「独立している」の定義はNYSEの上場基準、当社の独立性に係るガイドラインおよび当社の基本定款に示されている。2020年11月に取締役会に任命されたことに関連して、当社の取締役会は同基準に基づき審査し、肯定的に「レンドル氏は独立している」と判定した。

上記取締役の独立性の判定の際、取締役会は、NYSEの上場基準および当社の独立性に係るガイドラインに明記されたものを含み、関連取引、関係および取決めを検討し、これらの関係は、取締役の独立性を損なうほど重要な関係ではないと判断された。これに関連して、取締役会は、一部の取締役が、当社が通常の業務過程において取引を行う他企業の取締役に従事しており、当社の取締役の独立性に係るガイドラインに基づき、これらのいずれの関係もこれらの個人の独立性を損なうほど重要な関係を構築していないと考えた。一

部の当社の取締役が関係する一定の慈善団体への任意による寄付もまた検討され、取締役会はこれら各慈善 団体に対する過年度における寄付金額が、120,000米ドル未満であること、また、これらの寄付が各個人の独 立性を害するような重大な関係性を生み出していないことを確認している。

さらに、監査・リスク委員会および報酬委員会の各構成員は、適用あるNYSEの規則に基づきかかる委員会 の構成員に適用される、付加的なかつ高められた独立性基準をみたしている。

取締役会のエグゼクティブ・セッション

非従業員、当社取締役会の独立構成員およびすべての取締役会委員会は通常、定期的に予定されている取 締役会および委員会の直接会議中に、また必要に応じて開かれる電話会議および臨時会議中に、経営陣の出 席なしに、エグゼクティブ・セッションを開催する。当社の主要独立取締役であるジョン・ラングレン氏 は、取締役会のエグゼクティブ・セッションの議長を務め、それぞれが独立している委員会の議長が、委員 会のエグゼクティブ・セッションの議長を務める。

その他の取締役会および監査委員会への従事の制限

当社のコーポレート・ガバナンス・ガイドラインは、公開会社の取締役会および監査委員会の委員を務め る当社の取締役に対し、以下の制限を課している。

公開会社の取締役会および委員会 取締役の分類 への従事の制限(ビザを含む。) 4社の取締役会 すべての取締役 公開会社の執行役員である取締役 2 社の取締役会 当社の監査・リスク委員会に従事する取締役 3 社の監査委員会

指名 / 企業統治委員会は、例外要請の事実および状況を考慮した後に、場合に応じて、上記の制限に対す る例外を認めることがある。ガイドラインは、他の公開会社の取締役会および監査委員会への従事依頼を受 諾する前に、取締役が取締役会議長および指名/企業統治委員会に対して当該依頼について通知することを 規定している。これにより、取締役会は、指名/企業統治委員会を通じて、当該取締役が引続き当社取締役 会および監査・リスク委員会の構成員として責務を果たす能力があるかを審査する機会を有する。当該依頼 を審査するにあたり、指名 / 企業統治委員会は、当該取締役のその他の時間的義務、取締役会および委員会 会議の出席状況、潜在的な利益相反およびその他の法的検討事項、ならびに提案された取締役職または監査 委員会業務による当該取締役の当社取締役会への参加能力に対する影響を含む複数の要素を検討する。

カーニー氏は、特別買収目的会社(以下「SPAC」という。)であるカーニー・テクノロジー・アクイジ ション・コーポレーション (Carney Technology Acquisition Corp. II) (以下「CTAC」という。)の最 高買収責任者を務めている。カーニー氏は、CTACの最高経営責任者の直属であり、取締役は務めていない。 SPACの役員としての役務は、一般的な公開会社の執行役員として必要とされる役務と同様ではないことを考 慮すると、CTACのIPOが行われた後も、他の公開会社の取締役会での役務を制限する取締役会の方針の解釈 上、カーニー氏は公開会社の執行役員とはみなされない。

経営陣の開発および後継者育成計画

当社取締役会は、その主要な責任の1つは、経営陣の能力開発および維持について監督し、当社の最高経 営責任者およびその他の上級経営陣の適切な後継者育成計画が実施されていることを確保することであると 考えている。当社の指名 / 企業統治委員会は、経営陣の後継者育成および開発計画について協議し、上級経 営陣の潜在的な空席に対処するために、各四半期ごとに、当社のエグゼクティブ・ヴァイス・プレジデン ト、人事部門およびその他の執行役員と会合する。指名 / 企業統治委員会は、当社の最高経営責任者の後継 者育成計画についても、年1回、取締役会と検討する。

取締役会のリスク監督に係る役割

当社取締役会は、事業を成功裡に運営し、ビザおよびその株主に対する信任義務を果たすうえで、効果的 なリスク管理の重要性を認識している。最高経営責任者、最高リスク責任者、法律顧問、ヴァイス・チェア マン兼最高財務責任者、技術部門のプレジデントならびに当社のその他上級経営陣のメンバーが日々のリス ク管理の責任を負う一方で、当社取締役会は、当社内の適切なリスク管理文化を促進し、「経営者の姿勢」 を正し、総合的なリスク特性を監督し、特定のリスク(戦略および競争リスク、財務リスク、ブランドおよ びレピュテーション・リスク、サイバーセキュリティおよび技術リスク、エコシステム・リスク、法的およ びコンプライアンス・リスク、規制リスクならびにオペレーショナル・リスク等)をどのように対処するか について監視することに責任を負う。

取締役会

- ・取締役会は、リスクに対する監視・監督責任を、直接的に、また、常任委員会を通じて履行している。・年間を通じて、取締役会および各委員会は、各時間の一部を具体的なリスクについて審議し、協議することに費やす。・年1回、最高リスク責任者およびその他の上級経営陣のメンバーが当社の重要な企業リスクについて報告を行い、 また経営陣がこれらのリスクに対して十でに適用した、または今後適用する軽減策について報告を行う
- ・当社の技術部門のブレジデントは、年次の詳細検討を含む技術およびサイバーセキュリティについての最新情報を 定期的に取締役会に提供している。
- ・さらに、法律顧問は重要な法的および規制事項について取締役会に対して定期的に最新の情報を提供する
- ・また、当社に影響を及ぼす最近の事業、法律、規制、競争およびその他の展開について書面による報告が取締役会に 対して定期的に提供され、取締役会により協議される。



以下を含む当社の企業リスクに関 する枠組みおよびプログラムに関 速するリスクを監視・監督する

- ・財務諸表、財務報告および内部 統制
- 法律および規制
- ・企業リスクの特性、重要なリス クおよび主要なオペレーショナ ル・リスク
- ・情報セキュリティおよびサイ バーセキュリティを含む技術
- ・グローバル・プライバシー・ブ ログラム
- マネー・ロングリング防止お上 び制政措置を含むコンプライア スおよび倫理プログラム
- 事業継続性プログラム

報酬委員会

以下を含む従業員および報酬に 関連するリスクを監視・監督す

- ・全従業員についての当社の報 耐方針および慣行
- 当社のインセンティブおよび 核次級開制度

報酬委員会による報酬関連リス クの検討の詳細は、「報酬プロ グラムのリスク評価」を参照の : Ł.

財務委員会

以下を含む合併買収および特定 の財務上の問題に関連するリス クを監視・監督する。

- ·設備投資
- 負債
- ・信用および流動性
- 資本構成
- · 税務戦略

指名/企業統治委員会

以下を含む当社のコーポレー ト・ガバナンス全体に関連するリ

- スクを散視・監督する。 取締役会の有効性
- ・取締役会および委員会の構成
- ・取締役会の規模および体制
- 取締役の独立性
- ・取締役会の後継者育成
- 上級経営陣の後継者育成
- ・当社の企業責任、持続可能性 および社会奉仕活動
- ・政治参加および政治献金

さらに、各委員会は、リスクおよびエクスポージャーについて検討するために経営陣とのエグゼクティ ブ・セッションを開催する。たとえば、監査・リスク委員会は、当社の最高リスク責任者、法律顧問、ヴァ イス・チェアマン、最高財務責任者、最高監査役およびその他の上級経営陣のメンバーと定期的に会合し、 当社の主要なリスク・エクスポージャーおよびその他のプログラムについて検討する。

企業統治、企業責任および役員等の報酬に関する事項に係る株主との連携

当社の取締役会および経営陣は、当社の株主からの意見およびフィードバックを非常に高く評価してお り、そのために当社は、当社の株主と当社の議長兼最高経営責任者、ヴァイス・チェアマン兼最高財務責任 者および投資家関連チームとの間のビザの財務実績および戦略的成果についての継続的な対話に加えて、企 業統治、企業責任および役員等の報酬に重点を置いた、1年を通しての当社の株主との積極的かつ継続的な 連携を行っている。当社の主要独立取締役および議長兼最高経営責任者は、企業統治、企業責任および役員 等の報酬に関する事項を協議するため、今年一部の投資家と会合した。

> 当社は 上位50名の投資家 に連絡を取った

当社のクラスA普通株式の 61% 超を保有する

当社は 37名

の株主との直接会議および電話会議を開催した

当社のクラスA普通株式の約 42%

を保有する

年次総会に先立って

- ・当社は企業統治、企業責任および役員等の報酬に関する事 項を協議するため、当社の上位50名の投資家に働きかけ、 ドバックを求める。
- ・当社株主のフィードバックは、検討のため当社の取締役会 に提供される。
- ・取締役会および経営陣は、フィードバックおよびこれにつ き何らかの排置を講じるか否かを検討する。
- ・開示内容の強化が検討される。
- ・当社は投票提案についての見直しを行い、経営陣の提案お よび株主提案に係る取締役会の勧告に対する支持を求める。

年次株主総会

当社株主は、取締役の選出、役員 等の報酬、当社の監査人の承認な らびにその他経営陣の機楽および 株主提案についての投票を行う。

年次総会後

- ・当社の取締役会および経営陣は、 年次総会の投票結果についての 見直しを行う。
- 取締役会および経営陣は、投票 結果およびこれにつき何らかの 措置を講じるか否かについて 協調する。
- ・当社は、次期の株主総会シーズ ンでの働きかけに向けた議題の 作成を開始する。

今年の投資家との会合におけるフィードバックは概ね肯定的であり、多くの投資家が、当社の開示内容の うち企業統治、役員等の報酬および企業責任に関する事項の透明性が高まったことを評価した。投資家との 協議で取り上げられた議題は以下のとおりである。

- COVID-19が業務および従業員に与える影響
- ・取締役会の構成(多様性および技能に関する基準を含む。)
- ・サイバーセキュリティおよび事業継続性を含む取締役によるリスク監督
- ・当社の役員等の報酬に関するプログラムおよび理念
- ・人材管理を含む企業責任および持続可能性

当社が得たフィードバックの概要は、取締役により協議および検討され、これらの分野における透明性を 高めるために、当社の開示内容が強化された。

これらまたはその他の事項について当社に連絡を取ることを希望する株主およびその他の利害関係者は、 会長秘書役宛に電子メール(corporatesecretary@visa.com)または郵送(94119 カリフォルニア州サンフランシスコ、私書箱193243、ビザ・インク宛)で連絡をすることができる。

取締役会とのコミュニケーション

当社取締役会は、株主またはその他の利害関係者が、取締役会またはその構成員とコミュニケーションを図ることを可能にする手順を導入した。株主およびその他の利害関係者は、書面により、一部またはすべての取締役(議長または非従業員取締役を含む。)宛に電子メール(board@visa.com)または郵送(94119 カリフォルニア州サンフランシスコ、私書箱193243、ビザ・インク、当社の会社秘書役宛)によって連絡を取ることができる。取締役会が承認する手続きにつき、手続き上および実質的な要件をみたすコミュニケーションについては、通常、定期的に予定されている取締役会会議の前もしくは会議時といった一定の期間ごとに、取締役会の特定の構成員、非従業員取締役または取締役会のすべての構成員に適宜交付される。緊急性のあるコミュニケーションについては、法律顧問に付託され、より迅速に交付されるべきであるかが決定される。当社取締役会とのコミュニケーションに係る手続き上および実質的な要件に関する追加的な情報は、当社のウェブサイト(http://investor.visa.com)上の「コーポレート・ガバナンス・取締役会との連絡」に掲載されている。

会計、内部会計統制および会計監査事項につき、適用ある法令要件もしくは規範の違反、不履行の可能性またはかかる申立を行った者もしくはかかる申立の調査に関与した者に対する報復的な行動に関するすべてのコミュニケーションは、電子メール(businessconduct@visa.com)により、機密コンプライアンス・ホットライン((888)289-9322)もしくは当社の機密オンライン・コンプライアンス・ホットライン(https://visa.alertline.com)を通じて、またはビザ・インク宛の郵送(94119 カリフォルニア州サンフランシスコ、私書箱193243、業務遂行局宛)によって行うことができる。これらすべてのコミュニケーションは、当社の内部告発方針に従って取り扱われる。かかる写しは、当社の会社秘書役に連絡することにより入手することができる。

取締役会、委員会および年次株主総会への出席状況

当社の取締役会およびその委員会は、年間を通じて定期的に会合し、必要に応じて臨時会議を開催し、書面による承認により適宜行為する。取締役会は、2020年度中に10回開催された。各取締役は、()2020年度中に開催され、自らが取締役を務めた取締役会の会議の総数と、()かかる取締役が2020年度中に委員会の構成員を務めたすべての委員会により開催された会議の総数を合計した数の少なくとも92%以上に出席した。各委員会により開催された会議の総数については、以下の「(b)取締役会の委員会」に記載されている。当社は、すべての取締役が年次株主総会に出席しようと務めることをその方針としている。当社のその時点でのすべての取締役が2020年度年次株主総会に出席した。レンドル氏は、2020年11月に取締役会に加わったため、2020年度年次総会には出席しなかった。

遂行と倫理に関する規定

当社取締役会は、当社のすべての取締役、役員、従業員および臨時雇用者に適用する業務遂行と倫理に関する規定を採用した。かかる規定は、当社の最高経営責任者、最高財務責任者、経理担当管理者、法律顧問およびその他の上級財務役員(以下、総称して「上級役員」という。)に適用される特定執行役員および財務役員のための補足的な倫理綱領を含む。上級役員は、これらの規範によって、職務遂行において誠実かつ倫理的行動を行い、個人的かつ職務上の関係の現実に存在するかまたは明白な利益相反についての倫理的取扱いのための指針を提示し、かつ倫理に反する行動を通報する仕組みを備えることを要求される。当社の上級役員は自らの規範遵守について責任を負う。当社は、当社の役員または取締役のための規範の規定の一部を修正するか、または放棄を認める場合、適用される法に基づき、かつ法によって要求される場合、かかる修正や放棄を当社のウェブサイト(http://investor.visa.com)に掲載するか、またはフォーム8-Kによる最新報告書をSECに提出することにより、一般に公開する。

政治への関与および開示

公共部門の決定は、当社の事業および業界に加えて当社が運営を行うコミュニティーにも大きな影響を及ぼす。この理由から、当社は、官僚および政策立案者との定期的かつ建設的な関わり合いを通じて、当社の従業員の市民参加を奨励することにより、また適用ある法律により認められる場合は候補者および政治団体への寄付を行うことにより、政治過程に参加している。当社は、責任ある企業の社会的貢献を反映した透明性のある方法でこれらの活動を行うことに専念しており、当社の株主、従業員およびその他の利害関係者の利益に最大限に貢献している。当社の政治活動および監視に関する詳細については、(https://usa.visa.com/about-visa/operating-responsibly.html)に掲載されている。

ビザには、政治参加、ロビー活動および献金方針(以下「政治活動方針」という。)があり、政治活動方針は、当社の取締役、役員および従業員が、当社の資源を個人的な政治的見解、主張または候補者を宣伝するために利用することを禁じ、当社がいかなる個人的な政治献金または費用を直接的または間接的に払い戻さないことを明記している。取締役、役員および従業員もまた、当社のかわりに、当社のグローバル政府関与部門の事前承認を得ずに、官僚に対するロビー活動を行わない。このように、当社のロビー活動および政治活動に関する支出は、当社の取締役または執行役の個人的な政治的選好ではなく、当社およびその株主の利益を促進することを目指している。

政治活動方針に基づき、指名 / 企業統治委員会は、対象となる政治運動を支援するために事業者団体に対して行われる献金および政治活動を支援するために歳入法第527条に基づき登録される組織に対して行われる献金を含む政治献金のための会社資金の利用を事前に承認しなければならない。政治活動方針により、当社は、年会費が25,000米ドルを上回る米国事業者団体から、政治献金に利用される会費分を得るために、適切な努力をすることをさらに要求されている。かかる情報は、当社のウェブサイトに掲載されている年間献金報告に記載されなければならない。

当社は、選出された官僚および政策立案者に対する当社の見解および関心について伝えることにより、世界各国の政府との健全かつ透明性のある関係を維持する努力を行っている。業界トップとして、当社は様々な政策事項についての課題および機会に直面している。これらの課題には、とりわけインターチェンジ手数料、サイバーセキュリティ、データ・セキュリティ、プライバシー、知的財産、割増金、給与およびプリペイドカード、モバイル決済、税金、国際取引および市場アクセスならびに金融包摂に関する規則および方針が含まれる可能性がある。

指名/企業統治委員会は、当社の政治献金およびロビー活動に係る支出についての見直しを毎年行っており、これにはモデル法案の立案および承認を行う非課税団体のメンバーシップまたはかかる団体への支払に関する情報が含まれる。当社の政治献金およびロビー活動に係る支出についての詳細は、当社の年間献金報告ならびに当社の四半期ごとの米国連邦ロビー活動およびこれに係る支出の報告書へのリンクも含めて、当社のウェブサイトに掲載されている。

2020年に、政治活動説明責任センター(Center for Political Accountability)は、企業の政治活動に関わる情報開示と説明責任の年間CPA-ジックリン指数において当社の開示についての評価を行い、ビザを「トレンドセッター(Trendsetter)」(CPA-ジックリン指数では最上位の指定)に指定した。

企業責任および持続可能性

当社は決済における信頼のあるブランドとして、より包摂的、公平かつ持続可能な世界の実現に貢献する機会および責任を有すると考えている。当社は、この目標に向けて取り組む中で、ESGに関する問題から生じるリスクおよび機会の管理に専念している。

統合的アプローチ

以下に詳述するとおり、ビザはESGのパフォーマンス、透明性を管理するために統合的アプローチを使用しており、かかるアプローチは当社のイニシアチブのガバナンス、連携および報告から構成される。

- ・戦略/重要性:ビザは、自社の企業責任および持続可能性戦略を伝えるため、様々な利害関係者グループとの関係を維持している。当社はまた、ESG報告ガイドラインに従って2年ごとにESG重要性評価を行い、重要度の高い問題の対処に係る当社のアプローチについては中間期に見直す。当社は、これらの問題に関わる当社の企業責任および持続可能性戦略を体系化し、測定する。
- ・統治:ビザでは、企業責任および持続可能性活動は、すべての戦略および業務分野にわたって部門レベルで管理され、執行役および取締役会によって監視される。当社の最高持続可能性責任者は、当社のグローバルなESGへの取組みの発展および監視を指揮する責任を負っている。さらに、ビザの企業責任および持続可能性リーダーシップ・カウンセルは、当社のESG戦略および報告活動を促進する中心的な調整機関として従事する。当該リーダーシップ・カウンセルは、十数人の上級経営陣から部門横断的に代表者を選出している。取締役会の指名/企業統治委員会は、ESG問題に関する当社の対処(全体的なESG戦略、利害関係者との連携、正式な報告ならびに環境の持続可能性、気候変動、人権、政治活動および

政治に関する支出、社会的影響および慈善活動等の特定分野における方針およびプログラムを含む。 を監視および検討する正式な責任を負っている。

- ・連携:ビザの利害関係者の見解および懸念を理解することにより、当社の事業およびESG戦略の優先事 項に対する当社の取組みは支えられている。当社は、当社のESG戦略、優先事項および活動を伝えるた め、定期的に利害関係者と連携する。
- ・報告:当社は、年次のビザ企業責任および持続可能性報告書ならびに追加のEGS開示および提出を含 め、透明性ある運営に尽力する。

ESG戦略の主要な重点分野および最近の進展

当社の企業責任および持続可能性戦略は、5分野の優先事項に焦点を当てており、それぞれが当社の重要 性評価および利害関係者との連携から情報を得ている。



- ず プログラム、ソリューションおよびパートナーシップを通じて、世界中の 50 百万の中小グ客線企業についてデジタル処理を 存物化
 - 経済および社会問題に無点を当てたビザ・エコノミック・エンパワーメント・インスティトゥートを設立
- 口座を保有していないまたはサービスを受けていない 500 百万人の人々に対し、2020年までにビザブランドの決済口座へのア クセスを提供するという当社の 2015 年の目標を達成
- ビザ財団から、バンデミック対応支援および長期的な中小/客離企業の回復のために210百万米ドルを拠出
 - アイファンドウィメン (iFundWomen) およびハンド・イン・ハンド・インターナショナル (Bland In Band International) と の新たなパートナーシップ、当社のシーズ・ネクスト (She's Next) およびシー・トレーズ (She Trades) イニシアチブなら Uに女性アスリート、チームおよびスポーツイベントへの支援拡大を通じて、女性の経済的地位向上を支援
- 当社の 2020 年サイバーセキュリティ・プログラム書表が、当社の部門においてガートナー・コンサルティング (Gartner Consulting) より最上位の格付けを獲得
- 前側のない消費傾向の変動および活発など時分な詐欺行為があった中、全体的な決済詐欺の件数は減少
- 世界中の詐欺行為を特定・防止した決済知識を共有するために決済エコシステム全体で連携 カリフォルニア福泊費者プライバシー法(KEPA)の実施およびその他懸案のプライバシー提制に対する備え
- 当社のデータ利用協議会を発展させ、データ利用の原則に関するグローバルな研修を実施
- リモートワークの機会の拡大、特別な関与イニシアチブ、保育支援および給付金付与の拡大、福祉投資/リソースを通じて、 また2020年においてパングミックに関連する一時解雇を行わないと約束することによって、COVID-19の進中において当社従業 目を支援
- 人種半等を支援するための3方向からのアプローチ (10 百万米ドルのビザ・ブラック・スカラ・)
- 当社の議長兼最高経営責任者が、男女平等に関する調査および最適慣行に差点を当てた非営利団体であるカタリスト (Catalyst) の取締役会の代表に就任
- ジェンダーおよび多様性の進歩の規定を支援するため、ジェンダー・アンド・ダイバーシティ・XP1・アライアンス(Gender
- and Diversity KPI Alliance)(GDKA)に参加 ビザおよび当社の世界クラスのプロバイダーから80,000を超えるリソースを収集したAIによる新たな学習用プラットフォーム であるビザ・ラーニング・ハブ (Visa Learning Hub) を導入
- 成長型マインドセットに無点を当て、パーチャル学習に特化した第2回ビザ・ラーニング・フェスティバル(Vine Learning Festival) を開催
- 当社のすべての営業所およびデータセンターにおいて 100%再生可能電力に移行
- 乾炭素型の事業および経済への移行資金を調査するため、500 百万米ドルの初のグリーンポンドを発行 (Pl カード・グループ (CPl Card Group) と共同で、アースワイズ (Earthrine) ハイコンテントのアップサイタル決済カー ドの提供を開始
- 特綾可能な生活に関する当社のイニシアチグ(健康および特綾可能な生活に関する 27 ヶ国での市場調査の支援、ネットフ リックス(Netfi(x)の「ザック・エフロンが捨する明日の地球」の主要スポンサー就任ならびにトラバリスト(Travalyst) (持続可能な旅行) およびブランズ・フォー・ダッド (Brands for Good) への参加を含む。) を推進
- √ 気候変動政策を支援し、教育および擁護運動に参加
- 企業の政治献金に関する当社の情報開示について、政治活動説明責任センターより5年連続で「トレンドセッター」に認定 米国の選挙のための有給体報を拡大し、当社の従業員の選挙権行使を支援するためにタイム・トゥ・ボート連合 (Time to
- Yote Conlition) に参加
- 当社の人権影響評価を完了し、スポーツ人権センター (Contro for Sport & Haman Rights) と継続的に関与することにより、 当社の事業および人権プログラムを成熟化
- メ サブライヤー・ダイバーシティ・プログラムの拡大およびビザのサブライヤー向けの行動提高の継続的た宝施

当社の進展に関する第三者による認証

当社は、第三者機関によるESGリーダーシップの認証を引続き受けた。

- ·ダウ・ジョーンズ・サステナビリティ・ノース・アメリカ・インデックス 2020年において、4年連続 でDJSIに認定された。
- FTSE 4 グッド・インデックス 引続き当該インデックスに選出された。
- MSCI 「A」の格付けを維持した。
- ・サステナリティクス ESGリスク格付けで「低リスク」を取得した。
- ・米国で最も公正な100社
- ・2020年版企業市民ベスト100社
- 世界で最も倫理的な企業 2020年に8年連続で選出された。
- ・米国で最も責任のある企業(2020年)

- ・グローバル2000世界で最も優れた企業
- ・多様性に関して最も優れた企業

詳細については、当社のウェブサイトならびに2019年度企業責任および持続可能性報告書内の、世界中のすべての人々にとってより包摂的、公平かつ持続可能な世界を築くために当社が行っている活動についての記載を読むことを推奨する。当社の2019年度企業責任および持続可能性報告書は、2020年12月3日にSECに提出済の最終版の株主総会招集通知の一部となっておらず、また、参照により組み込まれてもいない。

(b) 取締役会の委員会

現在の取締役会の常任委員会は、監査・リスク委員会、報酬委員会、財務委員会および指名/企業統治委員会である。各常任委員会は、書面による憲章に従い運営され、当該憲章は、当社のウェブサイト上の投資家向け広報ページ(http://investor.visa.com)中の「コーポレート・ガバナンス - 委員会構成」に掲載されている。

監査・リスク委員会

委員会構成員 ロイド・A・カーニー (*) (委員長)

ラモン・ラグアルタ

デニス・M・モリソン^(*)

スザンヌ・ノラ・ジョンソン^(*)

ジョン・A・C・スウェインソン $^{(*)}$

(*) 監査委員会財務専門家

2020年度に開催された

会議の回数 7回

2020年度の主要な活動

- ・当社の財務諸表の真実性、法律上および規制上の要件の遵守、財務報告に関する内部統制ならびに内部監査機能および当社の独立の登録公認会計事務所であるKPMGの業績の監視
- ・KPMGの適格性および独立性についての討議ならびに2020年度の再任の 推奨
- ・KPMGの報酬の選定および承認ならびにその業務の監督 (2021年度の監査範囲および監査計画を含む。)
- ・当社のフォーム10-Kによる年次報告書および当社のフォーム10-Qによる四半期報告書に含まれることが義務付けられている開示に関する経営陣との検討および討議(当社の重要な会計方針および慎重な判断と評価の対象となる分野を含む。)
- ・重大な監査事項についてのKPMGとの討議
- ・2020年度のKPMGの報酬ならびに当社の事前承認方針に合致するすべて の監査、監査関連および非監査報酬ならびにサービスの承認
- ・内部監査により作成された監査結果および調査結果の四半期ごとの検 討
- ・当社の監査・リスク委員会の憲章の改訂版の検討およびこれらにつき 承認するよう取締役会に対して推奨
- ・当社の業務遂行と倫理に関する規定の遵守の監督ならびに当社のコン プライアンスおよび倫理プログラムの実行および効果の検討
- ・当社の金融リスク、重要なリスクおよびその他のリスク・エクスポージャーならびにかかるエクスポージャーを監視および管理するために講じられる措置(当社の企業リスクに関する枠組みおよびプログラムならびに当社が取得した事業体のリスク特性を含む。)の経営陣との検討および討議
- ・事業継続、プライバシーおよび情報保護ならびにサイバーセキュリ ティを含む、当社の技術リスクの監視
- ・2020年度グローバル事業継続計画、リスク選好に関する枠組み、合併 買収に関する枠組み、2020年度内部監査計画および内部監査憲章の検 討および承認
- ・当社の保険適用範囲および保険プログラムの検討
- ・当社の関係者との取引に関する方針、監査・リスク委員会の事前承認 方針ならびにKPMGの従業員および元従業員の雇用に関する方針の検討 ならびに承認
- ・当社の内部告発方針、ならびに当社に寄せられた苦情(会計、内部会計統制または監査事項に関するものおよび疑わしい会計または監査事項に関して従業員により提出される内密かつ匿名の懸念事項を含む。)の受領、保存および取扱手続の検討および承認

特定の関係および関係者との取引

監査・リスク委員会は、関係者との取引に関する書面による方針声明(以下「方針声明」という。)を採用した。本方針声明は、関与する総額が120,000米ドルを超える、または超えることが見込まれ、関係者が直接的また間接的に重大な持分を有していた、または有する場合、当社およびいかなる関係者との取引、取決めまたは関係を統制する。当該方針声明に基づき、監査・リスク委員会は、関係者との取引を検討し、それらが当社およびその株主の最善の利益となる、または最善の利益に反しないと判断される場合のみ、それらを承認または認可することができる。関係者との取引を検討する際、監査・リスク委員会は、適用可能なすべての該当する事実および状況を考慮することができる。これらには、以下のものが含まれる。() 重大な取引条件、() ビザと関係者との関係性、() その立場または取引の当事者である事業体もしくは取引において利益を有する事業体との関係性もしくは所有権を含む取引における関係者の利益、() 取引の概算米ドル価額、() 同等の商品またはサービスのその他の調達先からの入手可能性および() 取引が当社と関係性のない第三者との間で適用可能である条件と同等であるか否かについての査定。

当社が、当該方針声明に基づいて事前に承認または認可されなかった関係者との取引に気付いた場合、監査・リスク委員会は、関係者との取引の認可、修正または終了を含む適用可能なすべてのオプションについ

て評価する。当該方針声明は、行動規範または利益相反規定(当社の業務遂行と倫理に関する規定も含まれる。)を含む当社のその他の方針を強化し、協調して作用することを目指している。

当社は、当社の通常の業務過程において、金融機関および職能団体を含む多くのその他の事業体との取引、取決めおよび関係を有する。当社の取締役、執行役員、5%超の株主およびそれらの近親の家族、本方針声明における各関係者がこれらの事業体の取締役、役員、パートナー、従業員または株主である可能性がある。当社はこれらの事業体と慣例的な条件に従って取引を行い、多くの場合、当社の取締役および執行役員はそれらに気付いていない。当社の知る限り、2020年度開始以来、いかなる関係者も当社の事業取引または関係において重大な利益を有していない。

監査・リスク委員会の報告

独立取締役によって構成されているこの委員会は、取締役会に代わりビザの財務報告プロセスを監視し、監督する責任を負っている。同委員会の役割は、取締役会によって承認された監査・リスク委員会の憲章内により詳細に記載されているが、当社のウェブサイト(http://investor.visa.com)内の「コーポレート・ガバナンス - 委員会構成」内で閲覧可能である。ビザの経営陣は、財務に関する適切な内部統制の確立および維持、財務諸表の作成ならびに公的な報告プロセスに対して主要な責任を負っている。ビザの独立の登録公認会計事務所であるKPMG LLPは、当社の監査済み財務諸表のアメリカ合衆国において一般に公正妥当と認められた会計原則への準拠、および財務報告に係る当社の内部統制に対して見解を表明する責任を負っている。

これに関連して、同委員会は、2020年9月30日に終了した年度の当社の監査済み連結財務諸表について検討し、これについて経営陣と討議した。加えて、同委員会は、公開会社会計監査委員会(以下「PCAOB」という。)およびSECの適用ある要件により討議されるべき事項についてKPMGとの討議を行った。

同委員会はまた、独立の登録公認会計事務所と監査委員会との独立性に関する連絡に関連して、PCAOBの適用ある要件によって義務付けられている開示文書および公式文書をKPMGより受領し、同委員会はKPMGの独立性について、同事務所との討議を行った。同委員会はまた、KPMGの当社に対する非監査業務の提供が監査人の独立性を妨げるか否かについても検討し、KPMGは同委員会、当社および当社の経営陣から独立しているという判断を下した。

上記の同委員会の検討および討議に基づき、同委員会は取締役会に対して、当社の監査済み連結財務諸表が、SECへの提出のために、2020年9月30日に終了した年度に係るフォーム10-Kによる当社年次報告書に含まれるように勧告した。

取締役会の監査・リスク委員会

ロイド・A・カーニー(委員長)

ラモン・ラグアルタ

デニス・M・モリソン

スザンヌ・ノラ・ジョンソン

ジョン・A・C・スウェインソン

報酬委員会

委員会構成員 フランシスコ・ザビエル・フェルナンデス・カルバハル

ジョン・F・ラングレン

ロバート・W・マシュラット

デニス・M・モリソン(委員長)

メイナード・G・ウェブ・ジュニア

2020年度に開催された 会議の回数

7 回

2020年度の主要な活動

- ・当社の役員等の報酬全般に関する理念の検討
- ・当社の最高経営責任者と他の主要執行役員(以下「NEO」という。)の 年間業績目標を含めた報酬に関する企業目標と目的の検討と承認
- ・COVID-19による役員等の報酬プログラムへの影響の慎重な監視および 評価ならびにプログラムの妥当性についてその指針に基づく検討(株 主の利益ならびに主要人材の動機付けおよび保持に合致した成果報酬 を含む。)
- ・当社の最高経営責任者と他のNEOの企業ならびに個別の目標および目的 に照らしたかかる業績の評価、ならびにこの評価に基づく、給与、賞 与、株式、その他の手当を含む当社の最高経営責任者と他のNEOの年間 報酬の決定、承認および取締役会への報告
- ・当社取締役の報酬の形式および金額の検討および取締役会の独立構成 員に対する提案
- ・当社のインセンティブおよび株式ベースの報酬制度に関する管理ならびに法規制の遵守の監督、および2020年10月における株式インセンティブ制度の変更についての取締役会への提案
- ・当社の役員等の報酬プログラムの運営につき、それが適切に調整されており、その意図された目的を達成しているかを判断するための検討
- ・年次の報酬リスク評価報告の検討ならびに当社の報酬方針および慣行 に、執行役員および従業員がその任務を遂行するにあたり合理的に当 社に重大な不利な影響を及ぼす可能性のあるリスクを負う場合のイン センティブが含まれているかの考察
- ・取締役およびNEOのための当社の持ち株制度ガイドラインならびに各個人のガイドラインの遵守についての検討
- ・当社の報酬委員会の憲章の変更について検討およびこれを承認するよう取締役会に対し提案
- ・当社の年次報告書に含まれることが義務付けられている報酬の開示に 関する、経営陣との検討および討議
- ・役員等の報酬に係る勧告決議(Say-on-Pay)を含む、役員等の報酬に 関する事項に係る株主投票への当社の付託の監督
- ・役員等の報酬に関する事項に係る株主投票の結果の検討およびかかる 投票に対応する株主との適切な取決めについての経営陣との協議
- ・役員等の報酬および実績比較における妥当なピアグループの選定
- ・役員等の労働力の多様性に関する当社の制度および慣行ならびに非差 別的方法による役員等の報酬プログラムの管理についての検討
- ・規制および報酬の傾向ならびにコンプライアンスについての最新情報 の受領およびその検討

報酬委員会の兼職および内部参加

報酬委員会のメンバー(デニス・M・モリソン氏、フランシスコ・ザビエル・フェルナンデス - カルバハル氏、ジョン・F・ラングレン氏(2020年4月21日以降)ロバート・W・マシュラット氏、スザンヌ・ノラ・ジョンソン氏(2020年2月1日まで)およびメイナード・G・ウェブ・ジュニア氏)のいずれも、当社の役員もしくは従業員ではなく、または当社の役員もしくは従業員であったことはない。さらに、前年度中に、当社の取締役会または報酬委員会の一員を務める執行役員を1名以上擁している他の事業体において、その取締役会または報酬委員会の一員を務めた当社の執行役員はいない。

報酬プログラムのリスク評価

報酬委員会は、当社の報酬プログラムの検討および承認を行う際に、潜在的なリスクについて年に1度検討する。当社は、当社のインセンティブ報酬制度を含めて、潜在的なリスクに対応するための特有の機能を備えた当社の報酬プログラムを設計し、同時に慎重な経営判断および適切なリスク引受けを通じて長期的な財務目標と戦略的目標を達成した従業員に対して報酬を与えた。以下の要素は、執行役員向けの当社の報酬プログラムに組み込まれたものである。

報酬の構成内容のバランスのとれた 組み合わせ

当社の執行役員に対する報酬の組み合わせは、給与、現金による年間インセンティブおよび株式による長期インセンティブによって構成されており、現金による短期インセンティブに過度に偏らない組み合わせとなっている。

複合的な業績要因

・当社のインセンティブ報酬制度は、複合的、 全社的な測定基準および個別の業績目標 を利用しており、これにより当社全体の利益 のための目標の造成を促している。

長期インセンティブ

当社の長期インセンティブは、株式ペースの報酬制度であり、当社の現金による年間インセンティブを補うために、通常は3年の権利確定期間を設けている。

インセンティブ報酬の上限

執行役員に対する年間インセンティブ報酬 およびパフォーマンス・シェアによる報酬 は、上限が目標額の200%までと定められている。

持ち株制度ガイドライン

・当社のガイドラインでは、相当量の株式所 有を要求しており、これにより当社の執行 役員の利益は当社株主の長期的利益と一致 している。

回収に関する方針

- ・当社のクローバックに関する方針により、 取締役会は、執行役員の不正行為、故意の 違法行為または重大な過失によって当社 の財務業績に重大な修正再表示が生じた 場合に、過去のインセンティブ報酬を取り 戻すまたは未払いの賞与をキャンセル ナスニンができる。
- 当社の株式報酬協定もまた、修正再表示が 生じない場合でも特定の悪影響を及ぼす 活動が生じた場合における、株式ペースの 報酬の没収について規定している。

さらに、報酬委員会は、年に1度、報酬に関連するリスクの評価について検討する。この評価に基づき、報酬委員会は、当社の報酬プログラムにより、ビザに重大な悪影響を与える可能性があるようなリスクは生じないであろうと判断した。この決定を行う際に、報酬委員会は、当社の報酬プログラムについて、報酬委員会の独立報酬コンサルタントであるフレデリック・W・クック・アンド・カンパニー(Frederic W. Cook & Co)(以下「FWクック」という。)によって提示された業界の「最善慣行」に関連する主要な設計要素についての見直し、ならびに経営陣と取締役会による当社の内部統制および監督等、潜在的リスクを軽減させる手段についての見直しを行った。さらに、経営陣は役員レベルを下回るインセンティブ・プログラムの一覧表を作成し、これらのインセンティブの設計について内部的見直しおよび外部法律顧問による見直しの両方を行ったうえで、かかる制度が過度なリスク引受けを促さないと判断した。

報酬委員会の報告

- ・報酬委員会は、報酬の考察および分析と題するセクションについて経営陣との検討および討議を行った。
- ・この検討および討議に基づき、報酬委員会は取締役会に対して、報酬の考察および分析のセクションが 2020年12月3日にSECに提出済の最終版の株主総会招集通知に含まれるように勧告した。

報酬委員会構成員

デニス・M・モリソン (委員長)
フランシスコ・ザビエル・フェルナンデス - カルバハル
ジョン・F・ラングレン
ロバート・W・マシュラット
メイナード・G・ウェブ・ジュニア

財務委員会

委員会構成員 メアリー・B・クランストン

フランシスコ・ザビエル・フェルナンデス - カルバハル

ロバート・W・マシュラット(委員長)

リンダ・J・レンドル (2020年11月23日に就任)

メイナード・G・ウェブ・ジュニア

2020年度に開催された

会議の回数 8回

EDINET提出書類 ビザ・インク (V i s a I n c .) (E15692)

有価証券報告書

2020年度の主要な活動

- ・複数の潜在的な合併買収および戦略的投資の検討(プレイドの買収についての提案を含む。)
- ・買収前の財務成績および経営成績の検討(統合に係るスコアカードを 含む。)
- ・当社の四半期配当およびクラスA普通株式の買戻し計画の9.5十億米ドルの増加についての検討および推奨
- ・当社の資本構成および財政状態(目標レバレッジ比率および信用格付けを含む。)の見直し
- ・当社の税務戦略の討議
- ・保険適用範囲および保険プログラムの検討
- ・当社の財務活動および財務戦略の討議
- ・2021年度予算の承認に先立つ潜在的な資本投資の検討

指名/企業統治委員会

委員会構成員 メアリー・B・クランストン

ラモン・ラグアルタ

ジョン・F・ラングレン

スザンヌ・ノラ・ジョンソン

リンダ・J・レンドル(2020年11月23日に就任)

ジョン・A・C・スウェインソン (委員長)

2020年度に開催された 会議の回数

3回

2020年度の主要な活動

- ・2020年11月23日から取締役会、財務委員会および指名 / 企業統治委員会の構成員を務める新たな取締役としての、リンダ・J・レンドル氏の特定、選考および推奨
- ・取締役会に対する取締役会の委員会の委員長の変更に係る推奨(結果 として報酬委員会の委員長が交代した。)
- ・当社の現在のビジネスニーズおよび長期戦略に確実に合致するため に、取締役として適格な個人を特定する際に使用する基準の検討
- ・当社の取締役の適格基準、現在のビジネスニーズおよび長期戦略に照らした、取締役会の構成の定期的な討議および取締役候補者の検討
- ・以下を含む当社のガバナンス慣行および方針の検討ならびに更新の推奨(いずれも取締役会によって承認された。)
 - ・付属定款 / 基本定款(付属定款における有事についての付属定款規定を含め、クラスA普通株式の株主に臨時株主総会を招集する権利(2020年12月3日にSECに提出済の最終版の株主総会招集通知における提案5に係る株主の同意に従う。)を付与するよう改定された。)
 - ・コーポレート・ガバナンス・ガイドライン(財務委員会について追加反映ならびに取締役会の評価、取締役へのオリエンテーションおよび経営陣の後継者育成計画に関して現状の実務を反映するように改定された。)
 - ・指名 / 企業統治委員会の憲章 (ESGの監督および取締役会の評価に関して現状の実務を反映するように更新された。)
- ・取締役の独立性についての取締役会の分類別基準の再確認、ならびに 取締役会およびその委員会の構成員の適格性の検討および独立性の決 定
- ・各取締役が他の株式公開会社の取締役会または監査委員会の役務に関するコーポレート・ガバナンス・ガイドラインの要件を遵守している かどうかの確認
- ・最高経営責任者の急病または辞任の場合の継承計画を含む、経営陣の 後継者育成および開発計画の見直し
- ・取締役会、その委員会および取締役の年次評価の監督
- ・当社の株主との連携プログラムに係るコーポレート・ガバナンス、企 業責任および役員の報酬に関する事項の監督
- ・2 つの株主提案を検討(2020年12月3日にSECに提出済の最終版の株主 総会招集通知における提案6および7)
- ・2020年企業政治献金計画の検討および承認ならびに、当社の政治献金およびロビー活動の監督
- ・企業責任および持続可能な発展の検討ならびに当社の慈善寄付の監督

取締役候補者の指名プロセス

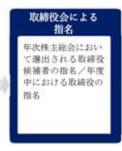
指名/企業統治委員会は、ビザの長期戦略を支えるために必要と考えられる基準に加えて、現在の取締役会に表れる資格、専門性および性質を含む取締役会の構成を定期的に検討している。候補者の綿密な検討の後、指名/企業統治委員会は、委員会憲章、当社の基本定款および付属定款、当社のコーポレート・ガバナンス・ガイドラインならびに取締役候補者の資格に関して取締役会が採用した基準に従い、候補者を取締役会へ推薦する。慎重な検討および考慮を経て、取締役会は、当社の年次株主総会において、選出または再任のために候補者を指名する。取締役会は、年度の途中に次回の株主総会までの期間において取締役会の一員を務める取締役を指名することができる。

候補者プールの源泉
・独立取締役
・独立したサーチ・ファーム
・当社の経営陣
・株主

 ・技能マトリックスの 考慮
 ・多様性の考慮
 ・独立性および潜在的な 利益相反の検討 新たな候補者に対して: ・資格の評価

当社の取締役との面接

取締役会全体による 検討 NCGC の推薦により選出/任命のために選出された候補者の検 封





株主による候補者の推薦

株主は、当社の付属定款の株主による取締役の指名に記載されている期間に、当社のコーポレート・ガバナンス・ガイドラインに規定されている情報を会長秘書役へ提供することにより、指名/企業統治委員会により検討される取締役候補者を推薦することができる。指名/企業統治委員会へ検討対象となる取締役候補者を提案するプロセスの詳細情報については、当社のコーポレート・ガバナンス・ガイドラインを参照のこと。年次株主総会における取締役選出のために候補者を指名することを希望する株主は、2020年12月3日にSECに提出済の最終版の株主総会招集通知の「その他 - 2022年度年次総会における株主による取締役候補者の指名およびその他の株主提案」に記載される手続に従うものとする。かかるプロセスについての詳細情報については、当社の付属定款を参照のこと。

取締役会への指名基準および多様性

指名/企業統治委員会は、株主により提案された候補者を検討する際には、現職の取締役を含むその他の候補者を評価する際と同様の基準を適用する。取締役資格者の特定および選考は、多くの漠然とした要素の考慮を必要とする、複雑かつ主観的な作業であり、その時々における取締役会の特定の必要性によって著しい影響を受ける。そのため、米国の法規制、ニューヨーク証券取引所の上場基準および当社の基本定款、付属定款、コーポレート・ガバナンス・ガイドラインならびに取締役会委員会の憲章の規定をみたす必要があること以外に、被指名者が有すべき特定の最低資格、資質または技術は存在しない。しかしながら、指名/企業統治委員会および取締役会は、ビザの取締役会のメンバーにとって重要な基準として以下に記載する10の資質および資格を定義している。



上記の要素に加え、取締役会は、指名/企業統治委員会を通じ、世界中における当社の重要な支持基盤(顧客、消費者、従業員、取引先および株主)の多様性を反映した取締役会となるように努める。取締役会は、多様性について公式の方針を有していないが、取締役会を組成するうえでの当社の目標は、実務経験、職務能力、性別、人種、民族性および文化的背景の観点から幅広い多様性を持たせることである。かかる目標を支持するため、指名/企業統治委員会は、指名/企業統治委員会が検討する取締役候補者のプールにおいて女性候補者およびマイノリティー候補者を考慮する。

(c) 非従業員取締役の報酬

当社は、その役職と関与度合いに見合い、同業他社の慣習に従った金額の報酬を、現金および株式を組み合わせて、非従業員取締役に支払う。取締役の報酬を決定する際に、当社は当社取締役が職務を遂行するために費やす膨大な時間および当社取締役会の構成員に要求される技能レベルを考慮する。当社は、当社の非従業員取締役に対し、高水準かつ、取締役の高い能力を引き出し、維持させ、当社の株主の利益と非従業員取締役の利益を一致させるような形態で報酬を支払う。当社の会長兼最高経営責任者であるケリー氏は、取締役としての職務につき追加の報酬を受け取っていない。

独立取締役のみによって構成されている報酬委員会は、主に当社取締役の報酬プログラムを見直し、その 改正につき検討する責任を負っている。報酬委員会は、当社の非従業員取締役に対し、取締役会および委員 会におけるその職務に関連して2020年度において支払われた報酬の種類および形態についての年次査定を 行った(FWクックによって行われた独立した分析を含む。)。この分析の一貫として、FWクックは、非従業員取締役の報酬の傾向および報酬委員会が役員等の報酬を検討する際に使用する同業他社から得られたデータを精査した。かかる検討に基づき、ピアグループのデータについてのFWクックの助言の検討後、報酬委員会は、2019年10月1日から有効となる非従業員取締役に対する年間現金報酬を105,000米ドルから110,000米ドルに引き上げることおよび2020年度年次株主総会の開催日以降に付与された付与分につき、非従業員取締役に対する付与日現在の年間株式付与の総額を200,000米ドルから215,000米ドルに引き上げることを承認した。さらに、報酬委員会は、2019年10月1日から有効となる報酬委員会、財務委員会および指名/企業統治委員会の各委員に対する年間現金報酬を10,000米ドルから15,000米ドルに引き上げることを承認した。

非従業員取締役向けの報酬プログラムのハイライト

下記は当社のプログラムのハイライトである。

- ・**取締役会会議または委員会会議の出席報酬の不払い**:取締役会会議の出席は、期待された取締役会の職務の一部である。
- ・株式の重視:株主の利益とのさらなる合致を図るために、報酬の全体的な組み合わせにおいて、株式を 重視する。
- ・特別な役割の認識:特別な役割(主要独立取締役および委員会委員長等)は、追加的に業務に充てられた時間として公正に認められる。
- ・**算式に基づく権利確定が即時になされる年間株式付与:**株式報酬は、独立性を維持するため、価値の変動が生じない算式に基づいて即時の権利確定期間と共に年に1度付与される。
- ・**健全な持ち株制度ガイドライン**:各取締役が年間取締役会役員現金報酬の5倍に相当する当社の普通株式を所有することを規定しているガイドラインは、株主の利益との一致を後押ししている。
- ・制限された手当および関連する税金に係る非グロスアップ: 慈善寄付マッチングのようなその他の給付は制限されている。

現金で支払われた年間報酬

各非従業員取締役は、取締役会におけるその職務につき年間現金報酬を、さらに主要独立取締役、委員会の委員または委員会の委員長を務めた場合には追加の現金報酬を受領する。下表は、2020年度中の現金報酬額を示したものである。

報酬の種類	報酬額
年間取締役会役員	110,000米ドル
主要独立取締役	75,000米ドル
監査・リスク委員会委員	20,000米ドル
報酬委員会委員	15,000米ドル
財務委員会委員	15,000米ドル
指名 / 企業統治委員会委員	15,000米ドル
監査・リスク委員会委員長	25,000米ドル (委員報酬に加えて)
報酬委員会委員長	20,000米ドル (委員報酬に加えて)
財務委員会委員長	20,000米ドル (委員報酬に加えて)
指名 / 企業統治委員会委員長	20,000米ドル (委員報酬に加えて)

米国拠点の取締役は、現金報酬支払額の全部または一部の支払を繰り延べることができる。取締役が支払の繰延べを選択しない限り、現金報酬はすべて、年間を通じて四半期ごとに分割して支払われる。取締役にはまた、取締役会およびその委員会の会議に出席した際に生じた慣例的な費用が払い戻される。

株式報酬

各非従業員取締役はまた、EIPに基づく年間株式付与を受けており、当社の非従業員取締役に対する単年度における付与日現在の株式付与の総額は、500,000米ドルに制限されている。当社の年次株主総会の開催日で

ある2020年1月28日に、各非従業員取締役は、215,000米ドルを同日における当社のクラスA普通株式の1株当たりの終値で除し、1株未満の端数を四捨五入して決定されたリストリクテッド・ストック・ユニットの付与を受けた。年次株主総会の開催日以外の日における取締役会への取締役の選出および任命の後において、当該取締役はかかる年度の一部における役務に基づき、比例配分された最初の付与分を受け取った。したがって、2019年11月20日に取締役に指名されたラモン・ラグアルタ氏は、33,333米ドルを2019年12月15日における当社のクラスA普通株式の1株当たりの終値で除し、1株未満の端数を四捨五入して決定されたリストリクテッド・ストック・ユニットの付与を受けた。すべての非従業員取締役に対し付与されるリストリクテッド・ストック・ユニットは、付与の直後に権利が確定する。取締役は、株式付与の全部または一部の決済の繰延べを選択することができる。

持ち株制度ガイドライン

当社の非従業員取締役のための持ち株制度ガイドラインでは、各取締役が年間取締役会役員現金報酬の5倍に相当する当社の普通株式を所有することが規定されている。これらのガイドラインをみたすために考慮される持分には、株式による支払が可能である取締役により完全に保有される株式、共同で保有される株式およびリストリクテッド・ストック・ユニットが含まれる。取締役には、この保有レベルに到達するまで取締役会の構成員となってから5年間が与えられている。当社の取締役会における勤続年数が少なくとも5年の各非従業員取締役は現在この持ち株制度ガイドラインをみたしており、またはこれを超過している。当社はまた、インサイダー取引方針を有しており、これにより、とりわけ取締役が保有する株式について経済的リスクをヘッジすること、または株式に質権を設定することを禁じている。

慈善寄付マッチング・ギフト制度

当社の非従業員取締役は、取締役会慈善寄付マッチング・ギフト制度に参加することができる。この制度に基づき、ビザは適格な非営利機関に対して取締役1名当たり1暦年で15,000米ドルを上限とするマッチング拠出を行う。また、当社の非従業員取締役は、当社のポリティカル・アクション・コミッティー(Political Action Committee)(以下「PAC」という。)慈善寄付マッチング制度に参加することができる。かかるプログラムに基づき、非従業員取締役がビザPACに寄付を行った場合、ビザはかかる寄付を非従業員取締役が選定した1つまたは複数の適格な慈善団体に対して、取締役1名当たり1暦年で5,000米ドルを上限とするマッチング拠出を行う。

2020年度の取締役報酬表

下表は、2020年度に務めた当社の各非従業員取締役が受領した報酬総額についての情報を示すものである。レンドル氏は、2020年11月23日付けで取締役に任命された。そのため、同氏は2020年度中に取締役報酬を受け取らなかった。

	現金で受け 取った、または 支払われた報酬	株式報酬	その他すべての 報酬	合計
氏名	(米ドル) ⁽¹⁾	(米ドル) ⁽²⁾	(米ドル) ⁽³⁾	(米ドル)
ロイド・A・カーニー	155,000	215,021	5,000	375,021
メアリー・B・クランストン	142,500	215,021	35,000	392,521
フランシスコ・ザビエル・ フェルナンデス - カルバハル	140,000	215,021	15,000	370,021
ラモン・ラグアルタ ⁽⁴⁾	108,750	248,346	-	357,096
ジョン・F・ラングレン	203,750	215,021	5,000	423,771
ロバート・W・マシュラット	160,000	215,021	20,000	395,021
デニス・M・モリソン	155,000	215,021	10,000	380,021
スザンヌ・ノラ・ジョンソン	152,500	215,021	20,000	387,521
ジョン・A・C・スウェインソン	165,000	215,021	19,500	399,521
メイナード・G・ウェブ・ジュニア	140,000	215,021	20,000	375,021

- (注1) これらの報酬に係る詳細は、下記「現金で受け取った、または支払われた報酬」に記載されている。
- (注2)株式ベースの会計規則(財務会計基準審議会(以下「FASB」という。) ASC第718号)に従って計算され、各取締役に付与された報酬の付与日における公正価値の合計額を示すものである。これらの金額の計算において利用された前提は、「第6-1財務書類-注記17株式に基づく報酬」に記載されている。
- (注3)かかる金額は、取締役会慈善寄付マッチング・ギフト制度に従って、2020年度に次の取締役を代理して当社が行ったマッチング拠出(クランストン氏について30,000米ドル、フェルナンデス-カルバハル氏、マシュラット氏、ノラ・ジョンソン氏およびウェブ氏のそれぞれについて15,000米ドル、スウェインソン氏について14,500米ドルならびにモリソン氏について5,000米ドル)を含む。クランストン氏については、表示金額が2020暦年の慈善寄付マッチングの上限である15,000米ドルを超えているが、これはクランストン氏の年度合計に2019暦年になされた2020年度の寄付金が含まれているためである。かかる金額にはまた、当社のPAC慈善寄付マッチング制度に基づき、2020年度中にカーニー氏、クランストン氏、ラングレン氏、マシュラット氏、モリソン氏、ノラ・ジョンソン氏、スウェインソン氏およびウェブ氏を代理して行われた5,000米ドルのマッチング拠出が含まれている。
- (注4) ラグアルタ氏は、取締役を務めた初年度の一部(同氏の取締役に任命された2019年11月20日から2020年1月28日まで)における役務についてリストリクテッド・ストック・ユニットの形で比例配分された追加的株式報酬を受け取った。

現金で受け取った、または支払われた報酬

下表は、上記2020年度の取締役報酬表の「現金で受け取った、または支払われた報酬」の列において報告された金額の追加情報である。

氏名	取締役会 報酬 (米ドル)	独立議長/ 主要独立 取締役 報酬 (米ドル)	監査・リスク委 員会の委員長 / 委員報酬 (米ドル)	報酬委員会 の委員長/ 委員報酬 (米ドル)	財務委員 会の委員 長/委員 報酬 (米ドル)	指名 / 企業 統治委員会 の委員長 / 委員報酬 (米ドル)
ロイド・A・カーニー	110,000	-	45,000	-	-	-
メアリー・B・クランストン	110,000	-	10,000	-	7,500	15,000
フランシスコ・ザビエル・フェルナンデス - カルバハル	110,000	-	-	15,000	15,000	-
ラモン・ラグアルタ	82,500	-	15,000	-	-	11,250
ジョン・F・ラングレン	110,000	75,000	-	3,750	-	15,000
ロバート・W・マシュラット	110,000	-	-	15,000	35,000	-
デニス・M・モリソン	110,000	-	20,000	25,000	-	-
スザンヌ・ノラ・ジョンソン	110,000	-	10,000	17,500	-	15,000
ジョン・A・C・スウェインソン	110,000	-	20,000	-	-	35,000
メイナード・G・ウェブ・ジュニア	110,000	-	-	15,000	15,000	-

(注1)一定の取締役につき、委員会の配置転換が年度中に行われた。報酬は当該取締役が委員会に属していた年度の一部を反映するように比例配分されている。

2021年度における取締役の報酬

FWクックとの協議の後、前述の年に1度の報酬検討プロセスに基づき、報酬委員会は2021年度の非従業員取締役の報酬プログラムについて特に変更を行わないことを決定した。

統制および手続

開示統制および手続の評価

当社は、開示統制および手続の制度(証券取引所法ルール13a - 15(e)および15d - 15(e)に定義される。)を維持している。本制度は、証券取引所法により開示が要求されている情報が、SECの規則および書式に定める期間内に記録、処理、要約および報告され、それらの情報が適宜当社の最高経営責任者および最高財務責任者を含む経営陣に集積および伝達され、必要な開示について適時の判断を下すことができるように設計された制度である。

最高経営責任者および最高財務責任者を含む当社の経営陣の監督のもと、かつその参加を得て、当社は、 当社の開示統制および手続について評価を行った。この評価に基づき、当社の最高経営責任者および最高財 務責任者は、2020年9月30日現在、当社の開示統制および手続は、合理的な保証レベルで有効であるとの結論に達した。

いかなる開示統制および手続の制度の有効性にも内在的な制限は存在する。このような制限には、人為ミスの可能性、統制および手続の脱法行為または無効ならびに合理的な資源の制約が含まれる。また、当社の統制制度は、将来発生する可能性のある事由については、合理的と考えられる一定の仮定条件に基づいて統制の制度を設計したものであるため、今後発生しうるあらゆる状況においては、当初の目的を達成できないおそれがある。したがって、当社の開示統制および手続は、当社の目的の達成において合理的な保証を提供するものの、絶対的な保証を提供するものではない。

財務報告に係る内部統制に関する経営陣の報告

当社の経営陣は、当社の財務報告に係る適切な内部統制を定め、維持する責任を負う。経営陣は、2020年9月30日現在の当社の財務報告に係る内部統制の有効性を評価した。経営陣の評価によると、経営陣は、米国のトレッドウェイ委員会組織委員会により発行された「内部統制 - 統合的枠組み」(2013年枠組み)において定めた基準を用いたうえで、当社の財務報告に係る内部統制が2020年9月30日現在有効であるとの結論に達した。

当社の財務報告に係る内部統制は、財務報告の信頼性および米国で一般に公正妥当と認められた会計原則に従って財務諸表が作成されたことに関して合理的な保証を与えるものではあるが、絶対的な保証を与えるものではない。財務報告に係るいかなる内部統制の制度の有効性においても内在的な制限は存在する。このような制限には、人為ミスの可能性、統制および手続の脱法行為または無効ならびに合理的な資源の制約が含まれる。その内在的な制限のため、財務報告に係る当社の内部統制は、誤った説明を回避もしくは発見できないおそれがある。将来の期間における有効性についての評価の見積は、「第3-2事業等のリスク」で説明されているリスクに服する。

2020年9月30日現在における当社の財務報告に係る内部統制の有効性は、独立の登録公認会計事務所であるKPMG LLPの監査を受けており、その報告書は「第6-1財務書類」に含まれている。

財務報告に係る内部統制の変更

財務報告に係る内部統制に関する経営陣の報告書を作成するにあたり、当社は、財務報告に係る内部統制の設計および運用の有効性について文書化し、検証した。COVID-19のパンデミックにより、当社の多くの従業員は在宅勤務をしていたにもかかわらず、当社の2020年度第4四半期中に発生した、財務報告に係る当社の内部統制に重大な影響を及ぼしたか、または合理的にみて重大な影響を及ぼす可能性がある、財務報告に係る内部統制における重大な変更はなかった。

(2)【役員の状況】

(a)役員等の状況(本書の日付現在)

男性の取締役および執行役員の数:12名、女性の取締役および執行役員の数:6名(取締役および執行役員のうち女性の比率:約33%)

実質株主の氏名	クラスA 普通株式数	60日以内に取得可能な クラスA普通株式数	合計株式数
取締役および主要執行役員	H AZ MI PVAA	- V V V V II AS HIP VAA	ни имехах
ラジャト・タネジャ	250,856	540,557	791,413
ライアン・マキナニー	142,139	615,933	758,072
アルフレッド・F・ケリー・ジュニア	168,087	497,673	665,760 ⁽¹⁾
ヴァサント・M・プラブ	73,633	346,086	419,719
ポール・ファバラ	9,098	39,182	48,280
スザンヌ・ノラ・ジョンソン	110,373	-	110,373
ジョン・A・C・スウェインソン	71,233	-	71,233
ロバート・W・マシュラット	59,909	-	59,909 ⁽¹⁾
フランシスコ・ザビエル・ フェルナンデス - カルバハル	27,413	-	27,413
メアリー・B・クランストン	18,428	-	18,428 ⁽¹⁾

デニス・M・モリソン	4,283	-	4,283
ジョン・F・ラングレン	3,945	-	3,945
ロイド・A・カーニー	2,962	-	2,962
メイナード・G・ウェブ・ジュニア	1,481	-	1,481 ⁽¹⁾
ラモン・ラグアルタ	1,446	-	1,446
リンダ・J・レンドル	-	-	-
グループとしてのすべての取締役およ び執行役員(18名)	1,021,141	2,250,975	3,272,116

(注1)合計株式数は、現在議決権または投資権が存在していない、当社の各取締役により繰り延べられた以下の株式数を含まない:ロバート・W・マシュラット氏(2,880)、メアリー・B・クランストン氏(11,641)、アルフレッド・F・ケリー・ジュニア氏(3,525)およびメイナード・G・ウェブ・ジュニア氏(10,160)。

執行役員

下記「取締役」に含まれるケリー氏の経歴を除き、当社の現行の各執行役員の経歴は以下のとおりである。7名の当社執行役員のうち、43%の人種または民族は多岐にわたり(ファバラ氏、プラブ氏およびタネジャ氏)、29%は女性である(ビッガー氏およびマホン・トゥリエー氏)。

リン・ビッガー (Lynne Biggar)

エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント兼最高マーケティングおよびコミュニケーション責任者 58歳

- ・2016年2月にビザに入社。
- ・ブランド・ポジショニング、スポンサーシップの管理および立ち上げ、メディアおよびチャネル戦略、 データおよびインサイト開発ならびに社内および社外コミュニケーションを含む、ビザのグローバル・ ブランドならびに当該ブランドに関連するマーケティングおよび顧客 / 消費者エンゲージメントに係る 取組みを推進するすべての国際的取組みを指揮している。
- ・2013年11月から2016年1月まで、著名大手メディア企業の1社であるタイム・インク(Time Inc.)の 消費者マーケティングおよび収支部門の元エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデントを務め、タイム・ インクのすべてのチャネル、消費者インサイト、データ・ソリューションおよび顧客サービスに関する ブランドおよび商品の消費者収益の拡大の責任者を務めた。
- ・1992年から2013年まで、多国籍金融サービス企業であるアメリカン・エキスプレス・カンパニー (American Express Company)で多くの上級職を務めた。直近では、2012年1月から2013年11月までインターナショナル・カード・プロダクツ・アンド・エクスペリエンシズ部門においてエグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント兼ゼネラル・マネージャー、2011年にはUSメンバーシップ・リワーズ・アンド・ストラテジック・カード・サービシズ部門のエグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント兼ゼネラル・マネージャーを務めた。
- ・ヴォヤ・フィナンシャル・インク (Voya Financial, Inc.) の元取締役。
- ・スタンフォード大学で国際関係の文学士号を、コロンビア大学で経営学修士号を取得している。

ポール・ファバラ (Paul Fabara)

エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント兼最高リスク責任者

55歳

- ・2019年9月にビザに入社。
- ・規制機関との主要な連絡役を務めると同時に、ビザの決済システムの整合性および安全性を維持する責任者である。
- ・ビザが業界トップのサービスを継続して提供し、ビザの顧客およびその他の決済システムの利害関係者 に対する不正およびセキュリティ攻撃の影響を防止、発見および軽減することを保証する。
- ・2011年から2019年まで、多国籍金融サービス企業であるアメリカン・エキスプレス・カンパニーで多くの上級職を務めた。直近では、2018年2月から2019年9月までグローバル・サービシズ・グループ部門においてプレジデントを務め、同部門において同氏は、顧客サービス、与信および不正関連業務を含む同社の国際サービス・ソリューションならびに企業全体の戦略イニシアチブの責任者であった。また、2016年2月から2018年2月までグローバル・リスク・バンキング・コンプライアンス部門の最高リスク

責任者兼プレジデントを務め、同部門において同氏は、強固な機能および統制の取れた統合リスク管理 を促進した。

- ・多国籍投信銀行および金融サービス企業であるバークレイズ(Barclays)において、業務執行取締役、2009年2月から2011年1月まで運用、規制導入および企画部門のグローバルヘッドおよび2006年8月から2009年2月までバークレイカード(Barclaycard)のグローバル最高執行責任者を含む上級職を務めた。
- ・2002年6月から2006年8月まで、ロイヤルティおよびマーケティング・サービスのプロバイダーであるアライアンス・データ・システムズ(Alliance Data Systems)におけるカード・サービシズ部門の元最高執行責任者であった。
- ・同氏はプロヴィディアン・フィナンシャル・コーポレーション (Providian Financial Corporation) でキャリアを開始し、同社でリスク管理、引受業務、マーケティング、販売サービスおよび与信管理を含め、多くの職務を務めた。

ライアン・マキナニー (Ryan McInerney)

社長

45歳

- ・2013年5月にビザに入社。
- ・世界中の200を超える国々および地域におけるビザの金融機関、加盟店獲得会社、加盟店および戦略的 パートナーに価値を提供する責任者である。
- ・ビザの市場リーダーシップ・チーム、顧客サービス、革新および戦略パートナーシップならびに国際商品ソリューションについて監督している。
- ・世界的金融サービス企業であるJPモルガン・チェースの消費者向け銀行部門の最高経営責任者を2010年6月から2013年5月まで務め、75,000名超の従業員を擁し、約14十億米ドルの収益を上げる事業の監督を行った。23州の20百万名の顧客にサービスを提供する銀行ネットワークの責任者を務めた。
- ・住宅ローン部門の最高執行責任者およびチェースの消費者向け事業の最高リスク責任者を務め、クレジットカード、住宅ローン、自動車融資、教育融資、消費者向け銀行業務および法人向け銀行業務における信用リスク管理全般について監督を行っていた。また、チェースの消費者向け銀行業務の商品およびマーケティング部門の部長も務めた。
- ・マッキンゼー・アンド・カンパニー (McKinsey & Company) の同社のリテール銀行業務および決済業務における元社長であった。
- ・ノートルダム大学で金融学の学位を取得している。

ヴァサント・M・プラブ (Vasant M. Prabhu)

ヴァイス・チェアマン兼最高財務責任者

60歳

- ・2015年2月にビザに入社。
- ・すべての財務活動および投資家向け広報活動に加え、当社の財務戦略、計画および報告の責任者である。
- ・多国籍メディア複合企業であるNBCユニバーサル(NBCUniversal)の最高財務責任者を2014年5月から2015年2月まで務め、同社で同氏は、同社の資金計画および運用の監督を行い、NBCユニバーサルの戦略的事業イニシアチブにおいて重要な役割を担っていた。また、NBCユニバーサルの技術的な運用、施設、法人向けサービスおよび情報技術機能を含む運用および技術サービス部門の運営も行っていた。
- ・現在はマリオット・インターナショナル (Marriott International) のグループ会社となっているホテル企業であるスターウッド・ホテルズ・アンド・リゾーツ・ワールドワイド・インク (Starwood Hotels & Resorts Worldwide, Inc.) の最高財務責任者を2004年から2014年 5 月まで務めた。
- ・35十億米ドルのスーパーマーケット量販店であるセイフウェイ・インク (Safeway, Inc.)の元エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント兼最高財務責任者兼電子商取引部門プレジデント。
- ・ザ・マグロウヒル・カンパニーズ (The McGraw-Hill Companies) の情報メディア・グループのプレジ デントとしてメディア分野における経験を得た。同社で同氏はビジネス・ウィーク、報道テレビ局およ びビジネス情報サービスからなる 1 十億米ドルの部門を率いていた。
- ・ペプシ・コーラ・インターナショナル (Pepsi-Cola International) の財務部門シニア・ヴァイス・プレジデント兼最高財務責任者を含め、ペプシコ (PepsiCo) で上級職を務めた。
- ・経営コンサルティング会社であるブーズ・アレン・アンド・ハミルトン(Booz, Allen & Hamilton)で キャリアを開始。同社で同氏は、メディアおよび消費財会社部門に従事するパートナーにまで昇進し た。

・シカゴ大学で経営学修士号を、インド工科大学で理学士号を取得している。

ラジャト・タネジャ (Rajat Taneja)

技術部門のプレジデント

56歳

- ・2013年11月にビザに入社。
- ・当社の技術革新および投資戦略部門、製品工学部門、グローバルIT部門ならびに業務基盤部門の責任者である。
- ・テレビゲーム会社であるエレクトロニック・アーツ・インク (Electronic Arts Inc.)のエグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント兼最高技術責任者を2011年10月から2013年11月まで務め、同氏は、同社においてプラットフォーム工学部門、データセンター運営部門および企業のグローバル顧客基盤のIT支援部門の責任者であった。
- ・マイクロソフト・コーポレーション (Microsoft Corporation) に勤務し、これには、直近の2011年におけるコマース部門のコーポレート・ヴァイス・プレジデントとしての勤務および2007年から2011年までのオンライン・サービス部門のゼネラル・マネージャー兼コーポレート・ヴァイス・プレジデントとしての勤務が含まれる。
- ・ジャダプール大学で電気工学の工学士号を、ワシントン州立大学で経営学修士号を取得している。

ケリー・マホン・トゥリエー (Kelly Mahon Tullier)

エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント兼法律顧問兼会社秘書役

54歳

- ・2014年6月にビザに入社。
- ・ビザのグローバル法務およびコンプライアンス部門を率いている。
- ・食品、スナックおよび飲料を扱う多国籍企業であるペプシコ・インク(PepsiCo, Inc.)のシニア・ヴァイス・プレジデント兼次席法律顧問を2011年8月から2014年6月まで務め、世界中の事業支援を行うグローバル法務チームならびに合併買収、知的財産、規制、訴訟および調達についての法的問題の責務を担う集権的なチームの運営を行った。また、ドバイを本拠地とするペプシコのアジア太平洋、中東およびアフリカ部門のシニア・ヴァイス・プレジデント兼法律顧問も務めた。
- ・フリトレー・インク (Frito-Lay, Inc.) の元ヴァイス・プレジデント兼法律顧問であり、法務、政策 およびコンプライアンスに関する広範囲にわたる問題についての責務を担っていた。
- ・ベーカー・ボッツ・エルエルピー (Baker Botts LLP) の元アソシエイトであり、テキサス州北部地区 連邦地方裁判所のシドニー・A・フィッツウォーター (Sidney A. Fitzwater) 判事の助手も務めてい た。
- ・ルイジアナ州立大学で文学士号を、また、コーネル・ロースクールでは、法学博士号を取得し、優等で あった。

取締役

当社の株主は、2022年の年次株主総会までの1年間の任期で当社の取締役を務める12名の被指名者についての検討を求められ、かかる被指名者を取締役として選出した。

2020年12月3日現在の各取締役に関し、実務経験、資格、経験、主要な特性および技能、現在または過去5年間に就いた役職、特定の法的手続または行政手続への関与を含む経歴情報は、以下のとおりである。

ロイド・A・カーニー (Lloyd A. Carney)

58歳

公開会社の取締役職:

- (現職)グリッド・ダイナミクス・ホールディングス・インク (Grid Dynamics Holdings Inc.) (会長)、ニュアンス・コミュニケーションズ・インク (Nuance Communications Inc.) (会長)、 バーテックス・ファーマシューティカルズ (Vertex Pharmaceuticals)、ビザ・インク
- (前職)ブロケード・コミュニケーションズ・システムズ・インク (Brocade Communications Systems, Inc.)、サイプレス・セミコンダクタ・コーポレーション (Cypress Semiconductor Corporation)、マイクロミューズ・インク (Micromuse, Inc.) (会長)

キャリア・ハイライト:

・2020年9月より、特別買収目的会社であるCTACの最高買収責任者。

- ・2007年3月より、アーリーラウンド企業を投資対象とする投資会社であるカーニー・グローバル・ベンチャーズ・エルエルシー(Carney Global Ventures, LLC)の最高経営責任者。
- ・2013年 1 月から2017年11月まで世界的なネットワーク・ハードウェアおよびソフトウェアの供給元であるプロケード・コミュニケーションズ・システムズ・インクの最高経営責任者兼取締役であった。
- ・2008年から2012年の間、情報技術およびハードウェア企業であるシーゴ・システムズ (Xsigo Systems) の最高経営責任者兼取締役であった。
- ・2003年から2006年の間、インターナショナル・ビジネス・マシーンズ・コーポレーション (International Business Machines Corporation)(以下「IBM」という。)に買収されたネットワー ク管理ソフトウェア企業であるマイクロミューズ・インクの最高経営責任者兼取締役会議長であった。
- ・ウェントワース・インスティチュート・オブ・テクノロジー (Wentworth Institute of Technology) で電気工学技術の理学士号および名誉博士号を取得し、レスリー・カレッジ (Lesley College) で応用経営管理学の理学修士号を取得している。

具体的な資格、経験、特性および技能:

- ・ネットワーク機器プロバイダーであるジュニパー・ネットワークス・インク (Juniper Networks, Inc.)、かつて電気通信およびデータネットワーク機器のメーカーであったノーテル・ネットワークス・インク (Nortel Networks Inc.) ならびにコンピューター・ネットワーク製品メーカーであるベイ・ネットワークス・インク (Bay Networks, Inc.) で高度な指導者的役割を担った。
- ・ブロケードおよびそれ以前は複数のテクノロジー企業の元最高経営責任者として、同氏は、情報技術、 戦略企画、金融およびリスク管理に関して広範な経験を有している。
- ・多くの国営企業および民間企業の取締役として、同氏は、コーポレート・ガバナンス、財務報告および 財務管理、リスク管理ならびに事業戦略および事業運営に関する経験を有している。

メアリー・B・クランストン (Mary B. Cranston)

72歳

公開会社の取締役職:

- (現職)ケマーズ・カンパニー (Chemours Company)、マカフィー・コーポレーション (McAfee Corp.)、ビザ・インク
- (前職)マイオカーディア・インク(MyoKardia, Inc.)、エクスポーネント・インク(Exponent, Inc.)、グラフテック・インターナショナル・インク(GrafTech International, Inc.)、インターナショナル・レクティファイアー・コーポレーション(International Rectifier Corporation)、ジュニパー・ネットワークス・インク

キャリア・ハイライト:

- ・国際法律事務所ピルスベリー・ウィンスロップ・ショー・ピットマン・エルエルピー (Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP) の元シニア・パートナー。
- ・1999年1月から2006年4月までピルスベリーの会長兼最高経営責任者を務め、2006年12月まで同事務所の会長を務め続けた。2012年1月まで同事務所のシニア・パートナーであった。
- ・スタンフォード大学で政治学の文学士号を、スタンフォード・ロースクールで法学博士号を、カリフォールニア大学ロサンゼルス校で教育心理学の修士号を取得している。

具体的な資格、経験、特性および技能:

- ・ピルスベリー法律事務所に在職中に、金融サービス業の事業および規制ならびにグローバル企業の経営 についての幅広い知識を得た。
- ・30年超にわたり、銀行および金融機関を代理し、また同法律事務所の最高経営責任者として、定期的に その銀行顧客の上級管理職者と会合し、金融サービス業に関連する懸案事項や問題に対応していた。
- ・ロンドン、シンガポール、シドニーおよび香港における同事務所の海外事務所の開設を監督し、東京事務所を拡張した。
- ・複雑な反トラスト、集団訴訟および証券法案件においても多くの経験があり、2002年のナショナル・ロー・ジャーナル(National Law Journal)において「アメリカで最も有力な弁護士トップ100」の1人として認められた。
- ・その他の米国の株式公開会社の取締役として定期的に企業戦略、財務および業務リスクにつき見直しを 行った。
- ・自身の法律家としてのキャリア全体を通じて多くのフォーチュン500の企業の法的リスクの特定および 管理を行ってきた。
- ・その経験および経歴により、同氏はビザおよびその顧客が直面する法律上および規制上の問題に対する、さらには多様な多国籍企業の運営の課題に対する重要な見識を有している。

フランシスコ・ザビエル・フェルナンデス - カルバハル (Francisco Javier Fernandez-Carbajal)

65歳

公開会社の取締役職:

- (現職) ALFA・エスエービー・ド・シーヴイ(ALFA S.A.B. de C.V.)、セメックス・エスエービー・ド・シーヴイ(CEMEX S.A.B. de C.V.)、フォメント・エコノミコ・メキシカーノ・エスエービー・ド・シーヴイ(Fomento Economico Mexicano, S.A.B. de C.V.)、ビザ・インク
- (前職)エル・プエルト・ド・リバプール・エスエービー・ド・シーヴイ(El Puerto de Liverpool, S.A.B. de C.V.)、フレスニロ・ピーエルシー(Fresnillo, plc)、グルーポ・アエロポーチュアリオ・デル・パシフィコ・エスエービー・ド・シーヴイ(Grupo Aeroportuario del Pacifico, S.A.B. de C.V.)、グルーポ・ビンボ・エスエービー・ド・シーヴイ(Grupo Bimbo, S.A.B. de C.V.)、グルーポ・ギガンテ・エスエービー・ド・シーヴイ(Grupo Gigante, S.A.B. de C.V.)、グルーポ・ラモサ・エスエービー・ド・シーヴイ(Grupo Lamosa, S.A.B. de C.V.)、IXE・グルーポ・フィナンシエロ・エスエービー・ド・シーヴイ(IXE Grupo Financiero S.A.B. de C.V.)

キャリア・ハイライト:

- ・2002年1月より、公共および民間機関の投資取引コンサルタントならびに資産運用顧問。
- ・2005年6月より、中央行政投資管理サービスを提供する株式非公開会社であるセルヴィシオス・アドミニストラティーヴォス・コントリー・エスエー・ド・シーヴィ (Servicios Administrativos Contry S.A. de C.V.) の最高経営責任者。
- ・2000年7月から2002年1月まで、メキシコの最大手銀行の1つであるBBVA・バンコマー(BBVA Bancomer)を所有し、メキシコに拠点を置く銀行・金融サービス会社であるグルーポ・フィナンシエロ・BBVA・バンコマー・エスエー(Grupo Financiero BBVA Bancomer, S.A.)の企業開発部門の最高経営責任者を務めていた。同氏は1991年9月にグルーポ・フィナンシエロ・BBVA・バンコマーに入社して以来、他の上級管理職を歴任しており、1999年10月から2000年7月まで社長を、また1995年10月から1999年10月までは最高財務責任者を務めていた。
- ・インスティテュート・テクノロジコ・イ・ド・イスタディオス・スペリオール・デ・モンテレイ (Instituto Tecnológico y de Estudios Superiores de Monterrey)で機械・電気工学の学位を、 ハーバード・ビジネス・スクールで経営学修士号を取得している。

具体的な資格、経験、特性および技能:

- ・グルーポ・フィナンシエロ・BBVA・バンコマーでの在職期間を通じて決済システム、金融サービスおよびその指導者的立場において豊富な経験を有しており、ここで同氏は企業開発部門の最高経営責任者、戦略企画部門のエグゼクティブ・デピュティー・プレジデント、システム・オペレーティング部門の副部長、最高情報責任者、ヴァイス・プレジデント、社長兼最高財務責任者といった、様々な上級管理職を務めた。
- ・メキシコでの決済および金融サービス業における経歴およびキャリアにより、グローバルな視点を取締 役会にもたらすことができ、ビザの戦略、運営および管理について関連性のある洞察を提供することが できる。さらに、同氏はBBVA・バンコマーの資産および負債委員会、信用調査委員会および業務リスク 委員会の議長を務め、ここで大規模かつ複雑な組織のリスク管理についての理解を深めた。
- ・大手の株式公開会社の最高財務責任者として、またメキシコの大企業数社の取締役および委員会の一員であることで、同氏は企業金融および会計、財務報告ならびに内部統制、人事および報酬について幅広い経験を積んできており、これは当社の報酬委員会および財務委員会における同氏の貢献に寄与している。

アルフレッド・F・ケリー・ジュニア (Alfred F. Kelly, Jr.)

62歳

公開会社の取締役職:

(現職)ビザ・インク

(前職)メットライフ・インク (MetLife Inc.)、アフィニオン・グループ・ホールディングス・インク (Affinion Group Holdings, Inc.)、アフィニオン・グループ・インク (Affinion Group, Inc.)

キャリア・ハイライト:

- ・2016年12月からビザ・インクの最高経営責任者および2019年4月から会長。
- ・2016年3月から2016年10月まで、デジタル技術およびメディア企業であるインターセクション (Intersection)の最高経営責任者兼社長。

- ・2015年4月から2016年2月まで、タワーブルック・キャピタル・パートナーズ・エルピー(TowerBrook Capital Partners L.P.) の経営顧問。
- ・2011年4月から2014年8月まで、第48回スーパーボウルの資金調達および主催を目的として設立された 事業体である2014 NY/NJスーパーボウル・ホスト・カンパニー(2014 NY/NJ Super Bowl Host Company)の会長兼社長兼最高経営責任者を務めた。
- ・グローバルな金融サービス会社であるアメリカン・エキスプレス・カンパニーにおいて、2007年7月から2010年4月まで社長を務め、2005年6月から2007年7月まで消費者・中小企業・加盟店サービス部門のグループ・プレジデントを務め、2000年6月から2005年6月まで米国消費者・中小企業サービス部門のグループ・プレジデントを務める等、23年間にわたり上級職を歴任した。
- ・1985年から1987年まで、ホワイトハウスの情報システム部門長を務めていた。
- ・1981年から1985年までペプシコ・インクの情報システム・財務計画部門において様々な役職を務めた。
- ・アイオナ大学でコンピューターおよび情報科学の文学士号ならびに経営学修士号を取得している。

具体的な資格、経験、特性および技能:

- ・アメリカン・エキスプレスの社長として、同氏は、消費者向けおよび中小企業向けカード、顧客サービス、グローバル・バンキング、プリペイド商品、コンシューマー・トラベルならびにリスクおよび情報の管理等、同社のグローバルな消費者向け事業につき責任を担っていた。
- ・同氏は、グローバルな金融サービス・決済カード会社における上級管理職としての在職期間および豊富 な経験を通じて、当社の事業および業界に精通している。
- ・同氏は、ホワイトハウスの情報システム部門長としての役務およびペプシコでの職務を通じて、情報技術およびデータ管理(いずれの分野も当社の事業に関係がある。)についても経験を有している。
- ・同氏は、以前はメットライフの監査委員会の委員ならびにアフィニオン・グループ・ホールディングス・インクおよびその完全子会社であるアフィニオン・グループ・インクの監査委員会の委員長を務めていた。これらは、企業金融、会計、内部統制および財務報告手続、リスク管理の監督、ならびにその他監査委員会の職務の分野における同氏の専門知識を深めた。

ラモン・ラグアルタ (Ramon Laguarta)

57歳

公開会社の取締役職:

(現職)ペプシコ・インク、ビザ・インク

(前職)なし

キャリア・ハイライト:

- ・2018年10月からペプシコ・インクの最高経営責任者および2019年2月から取締役会議長。
- ・ペプシコにおいてその他の上級職を20年超にわたって務め、2017年から2018年までプレジデント、2015年から2017年まで欧州・サブサハラアフリカ部門の最高経営責任者、2015年にヨーロッパ部門の最高経営責任者、2012年から2015年までペプシコ・ヨーロッパ部門の発展市場および新興市場事業担当のプレジデント、2008年から2012年までペプシコ・ヨーロッパ部門の東ヨーロッパ地域担当のプレジデント、2006年から2008年までペプシコ・ヨーロッパ部門のスナックおよび飲料コマーシャル事業担当のヴァイス・プレジデント、2003年から2006年までイベリア地域のスナックおよびジュース部門のゼネラル・マネージャー、2001年から2003年までスペイン地域のスナック部門のゼネラル・マネージャー、1999年から2001年までギリシャおよびキプロス部門のゼネラル・マネージャーならびに1996年から1999年まで事業開発部門のヴァイス・プレジデントを含む。
- ・スペインのESADEビジネス・スクールで国際ビジネス学の経営学修士号を取得し、アリゾナ州立大学の サンダーバード国際経営大学院の国際マネジメント学の修士号を取得している。

具体的な資格、経験、特性および技能:

- ・同氏がペプシコにおいて20余年にわたる多様な上級業務執行の職務を務めた経験から得られた強力な指導力および広範な消費者向けパッケージ商品に関する経験から、同氏は、市場および消費者に関する貴重な洞察を提供することができる。
- ・欧州における生活ならびに3大陸に及ぶ事業を展開し、先進市場、発展市場および新興市場から成るペプシコの欧州・サブサハラアフリカ部門の指揮を含む同氏の多数の国際的な上級管理職は、グローバルな市場および持続可能性に関する貴重な視点を提供する。同氏は、英語、スペイン語、フランス語、ドイツ語およびギリシャ語を含む複数の言語を話す。
- ・大規模なグローバル事業を運営するうえでの重要な戦略的課題および機会についての同氏の豊富な経験 および堅固な理解により、同氏は戦略企画、運営、マーケティング、ブランド開発、ロジスティクスを 監督するうえで適切な立場にある。

ジョン・F・ラングレン (John F. Lundgren)

69歳

公開会社の取締役職:

(現職)キャロウェイ・ゴルフ・カンパニー(Callaway Golf Company)(会長)、ビザ・インク

(前職)スタンレー・ブラック・アンド・デッカー・インク (Stanley Black & Decker, Inc.)、ステープルズ・インク (Staples, Inc.)

キャリア・ハイライト:

- ・2019年4月から当社の主要独立取締役。
- ・2010年3月から2016年7月に退職するまでスタンレー・ブラック・アンド・デッカー・インクの最高経営責任者を務めた。2016年12月まで会長も務める。
- ・2004年3月から2010年3月にブラック・アンド・デッカー(Black & Decker)と合併するまで、プロ向け、工業用および消費者向けの消費材、工具および警備対策を提供する世界的企業であるザ・スタンレー・ワークス(The Stanley Works)の会長兼最高経営責任者を務めた。
- ・2000年1月から2004年2月までジョージア・パシフィック・コーポレーション (Georgia-Pacific Corporation) の欧州消費財担当プレジデントを務めた。
- ・ジョージア・パシフィックに買収されるまで、1995年から1997年まではジェームズ・リバー・コーポレーション (James River Corporation) で、1997年から2000年まではフォート・ジェームズ・コーポレーション (Fort James Corporation)で欧州消費財担当プレジデントを務めた。
- ・ダートマス大学で文学士号を、スタンフォード大学で経営学修士号を取得している。

具体的な資格、経験、特性および技能:

- ・スタンレー・ブラック・アンド・デッカーおよびザ・スタンレー・ワークスで12年超にわたって最高経営責任者および会長を務めたことから、管理職としての指導力およびブランド関連の経験を豊富に有している。
- ・ジョージア・パシフィック・コーポレーション、フォート・ジェームズ・コーポレーションおよび ジェームズ・リバー・コーポレーションの欧州消費財担当プレジデントを14年超にわたって務めたこと から、欧州における消費者市場について知識および経験を有している。
- ・現在、キャロウェイ・ゴルフ・カンパニーの監査委員会の委員を務めており、これにより、同氏は企業 金融、会計、内部統制および財務報告手続、リスク管理の監督ならびに監査委員会のその他の職務の分 野で経験を積んでいる。
- ・他の民間企業の取締役として、同氏は、コーポレート・ガバナンス、リスク管理ならびに事業戦略および事業運営に関する経験を有している。

ロバート・W・マシュラット (Robert W. Matschullat)

73歳

公開会社の取締役職:

(現職)ビザ・インク

(前職)ザ・クロロックス・カンパニー(The Clorox Company)、ザ・ウォルトディズニー・カンパニー(The Walt Disney Company)、マッケソン・コーポレーション(McKesson Corporation)、モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インコーポレイテッド(Morgan Stanley & Co. Incorporated)、ザ・シーグラム・カンパニー・リミテッド(The Seagram Company Limited)

キャリア・ハイライト:

- ・2013年4月から2019年4月まで、当社の独立取締役会議長。
- ・2012年11月から2015年7月まで、世界的な消費材企業であるザ・クロロックス・カンパニーの独立主要 取締役、2006年3月から2006年10月までは暫定会長兼暫定最高経営責任者、2005年1月から2006年3月 までは取締役会議長、2004年1月から2005年1月までは取締役会の会長を務めていた。
- ・1995年から2000年まで娯楽産業と飲料事業の世界的企業であるザ・シーグラム・カンパニー・リミテッドの取締役会副会長兼最高財務責任者を務めていた。
- ・1991年から1995年まで証券投資会社であるモルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インコーポレイテッドにおいて国際投資銀行業務の責任者であった。
- ・2004年から2020年まではザ・クロロックス・カンパニーの取締役、2002年から2018年まではザ・ウォルトディズニー・カンパニーの取締役、2002年から2007年まではマッケソン・コーポレーションの取締役および1992年から1995年まではモルガン・スタンレーの取締役を務めていた。

・スタンフォード大学で社会学の文学士号を、スタンフォード大学の経営大学院で経営学修士号を取得し ている。

具体的な資格、経験、特性および技能:

- ・上級指導者的立場、金融サービスおよびリスク管理において、豊富な経験を有しており、モルガン・ス タンレーの国際投資銀行業務の責任者および取締役、シーグラムの取締役会副会長兼最高財務責任者な らびにクロロックスの会長兼暫定最高経営責任者を務めていた。
- ・シーグラムに在職中、財務、戦略企画、企業広報、統治、税務、会計および内部監査、合併買収、なら びにリスク管理の職務すべてにつき責任を担っていた。
- ・ディズニーおよびクロロックスの監査委員会の委員長ならびにマッケソンの財務委員会の委員長および 監査委員会の委員を務めた。これらの職務は、企業金融、会計、内部統制および財務報告手続、リスク 管理の監督、ならびにその他監査委員会の職務の分野における同氏の専門知識を深めた。
- ・全世界の42ヶ国超において事業を行うモルガン・スタンレーにおける在職期間ならびに100ヶ国超において商品が販売されているシーグラムおよびクロロックスにおける在職期間を通じ、複雑な多国籍企業の運営管理についての経験を有している。

デニス・M・モリソン (Denise M. Morrison)

66歳

公開会社の取締役職:

(現職)メットライフ・インク、クエスト・ダイアグノスティクス (Quest Diagnostics)、ビザ・インク (前職)キャンベル・スープ・カンパニー (Campbell Soup Company)

キャリア・ハイライト:

- ・2018年10月にコンサルティング会社であるデニス・モリソン・アンド・アソシエイツ・エルエルシー (Denise Morrison & Associates, LLC)を設立。
- ・食品および飲料を扱う会社であるキャンベル・スープ・カンパニーにおいて、2011年8月から2018年5月まで社長兼最高経営責任者、2010年10月から2018年5月まで取締役、2010年10月から2011年7月までエグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント兼最高執行責任者、2007年10月から2010年9月までシニア・ヴァイス・プレジデント、北米のスープ、ソースおよび飲料を担当する部門のプレジデント、2005年6月から2007年9月までキャンベル・USA(Campbell USA)の社長、および2003年4月から2005年5月までグローバル・セールス部門のプレジデント兼最高顧客責任者を務めた。
- ・食品および飲料を扱う会社であるクラフト・フーズ・インク (Kraft Foods, Inc.) において、上級職を歴任した。これには、2001年から2003年までスナック部門のエグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント兼ゼネラル・マネージャー、2001年に製菓部門のエグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント兼ゼネラル・マネージャー、2000年にはナビスコ・ダウン・ザ・ストリート (Nabisco Down the Street)部門のシニア・ヴァイス・プレジデント兼ゼネラル・マネージャー、1998年から2000年までナビスコのセールスおよび統合的ロジスティクス部門のシニア・ヴァイス・プレジデント、1997年から1998年までナビスコの食品セールスおよび統合的ロジスティクス部門のヴァイス・プレジデント、1995年から1997年までナビスコのセールスおよび統合的ロジスティックス部門の西部のエリア・ヴァイス・プレジデントを含む。
- ・1984年から1995年まで、ネスレ・エス・エー (Nestle SA) においてマーケティングおよびセールスを 担当する様々な上級職を務めた。
- ・1982年から1984年まで、ペプシコ・インクにおいてビジネス・デベロップメント部門の管理職を務めた。
- ・1975年から1982年まで、プロクター・アンド・ギャンブル・カンパニーにおいて様々な管理職および販売職を務めた。
- ・ボストン・カレッジ (Boston College) の経営学および心理学の文学士号を取得した。

具体的な資格、経験、特性および技能:

- ・世界中の120ヶ国超で商品を販売しているキャンベル・スープ・カンパニーにおいて最高経営責任者およびその他の上級管理職を15年超にわたって務め、強固なビジネスを築き、象徴的なブランドを成長させたという、卓越した経歴を有している。
- ・同氏は、その経営幹部としての広範なリーダーシップ経験により、主要な戦略的挑戦に対する深い理解ならびに金融管理、運営、リスク管理、人材管理および成功計画等を含む、大規模で複雑なビジネスを経営する機会を得ており、これは当社の監査・リスク委員会および報酬委員会における同氏の貢献に寄与している。
- ・同氏の、以前の消費財主要企業における販売、マーケティング、運営およびビジネス開発の経験により、消費財および小売市場についての理解が深まった。

・同氏の、公開会社および非公開会社での取締役会および委員会における経験により、コーポレート・ガ バナンス体制の効果的な機能についての理解が強まった。

スザンヌ・ノラ・ジョンソン (Suzanne Nora Johnson)

63歳

公開会社の取締役職:

(現職)インチュイット・インク(Intuit Inc.)、ファイザー・インク(Pfizer Inc.)、ビザ・インク (前職)アメリカン・インターナショナル・グループ・インク (American International Group, Inc.) キャリア・ハイライト:

- ・2004年11月から2007年1月に退職するまで、銀行持株会社ならびに世界的な投資銀行、証券および投資 顧問会社であるザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク (The Goldman Sachs Group, Inc.) の副会長であった。
- ・ゴールドマン・サックスにおいて、グローバル・マーケッツ・インスティテュート (Global Markets Institute) の会長、グローバル・インベストメント・リサーチ部門の責任者および同社のグローバ ル・ヘルスケア・ビジネスの責任者を含め、様々な上級管理職を歴任し、同社のラテン・アメリカ事業 を設立した。
- ・南カリフォルニア大学で経済学、哲学/宗教学および政治学の文学十号を、ハーバード・ロースクール で法学博士号を取得している。

具体的な資格、経験、特性および技能:

- ・ゴールドマン・サックスにおける21年間の在職期間を通じた、幅広い金融サービスの経験、国際的経験 および上級指導者としての経験。同社の副会長として、さらにそれ以前のグローバル・マーケッツ・イ ンスティテュートの会長、グローバル・インベストメント・リサーチ部門の責任者およびグローバル・ ヘルスケア・ビジネスの責任者として、同氏は戦略的・財務計画、リスク監視および他国籍事業におけ る専門知識を深め、これによりビザの戦略および経営に関して適切な助言および見識を提供することが できる。
- ・同氏は、財務書類、企業金融、会計および資本市場の完全な理解を含め、投資銀行および投資リサーチ における同氏の業績を通じて多大な財務経験を有している。
- ・同氏は米国第4巡回区連邦控訴裁判所の事務員として働き、国内有数の法律事務所において取引法およ び銀行法を学んでおり、この経歴により同氏はビザに影響を与える法令に対して見識を有している。
- ・同氏のインチュイットおよびファイザーの取締役会および委員会における職務経験も同様に、同氏の コーポレート・ガバナンスに対する強い理解および効果的な株式公開会社の取締役の最善慣行に寄与し ている。

リンダ・J・レンドル (Linda J Rendle)

42歳

公開会社の取締役職:

(現職)ザ・クロロックス・カンパニー、ビザ・インク

*(前職)*なし

キャリア・ハイライト:

- ・2020年9月からザ・クロロックス・カンパニーの最高経営責任者。
- ・クロロックスにおいて、その他の様々な上級職を20年近くにわたって務めた。2020年5月から2020年9 月までプレジデント、2019年7月から2020年5月までグローバル事業・戦略部門、クリーニング部門お よび国際部門のエグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント、2019年1月から2019年7月までグローバル 事業・戦略部門、国際部門および健康促進部門のエグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント、2018年6 月から2019年1月までクリーニング部門、業務用品部門および戦略部門のエグゼクティブ・ヴァイス・ プレジデント兼ゼネラル・マネージャー、2017年4月から2018年6月までクリーニング部門および業務 用品部門のシニア・ヴァイス・プレジデント兼ゼネラル・マネージャー、2016年8月から2017年4月ま でクリーニング部門のシニア・ヴァイス・プレジデント兼ゼネラル・マネージャー、2014年10月から 2016年8月までホームケア部門のヴァイス・プレジデント兼ゼネラル・マネージャー、2012年4月から 2014年10月まで販売部門およびクリーニング部門のヴァイス・プレジデント、2003年1月から2012年4 月までその他責任ある役職(販売部門のヴァイス・プレジデント、販売企画部門のディレクターおよび シニア・セールス・アナリストを含む。)を務めた。
- ・2000年8月から2002年12月まで、プロクター・アンド・ギャンブル(Procter & Gamble)において、販売 管理部門の様々な役職を務めた。
- ・ハーバード大学で経済学の学士号を取得している。

具体的な資格、経験、特性および技能:

- ・クロロックスの多くの事業において多様な上級業務執行の職務を20年近く務めた経験から得られた卓越 した経営実績および価値主導のリーダーシップといった優れた経歴により、同氏は、グローバル・セー ルス、商品革新および事業戦略について多様な視点を有している。
- ・グローバル企業の最高経営責任者として、主要な企業戦略の策定における同氏の広範な経験および有益 な役割は、グローバルな商品開発、成長および長期計画に関して重要な見識および視点を提供してい る。

ジョン・A・C・スウェインソン (John A. C. Swainson)

66歳

公開会社の取締役職:

(現職) シュナイダー・ナショナル・インク (Schneider National, Inc.)、ビザ・インク

(前職) アシュラント・インク (Assurant Inc.)、ブロードコム・コーポレーション (Broadcom Corporation)、シーエー・インク (CA, Inc.)、ケイデンス・デザイン・システムズ・インク (Cadence Design Systems Inc.)

キャリア・ハイライト:

- ・2017年11月より、非公開株投資会社であるシリズ・キャピタル・グループ (Siris Capital Group)のエグゼクティブ・パートナー。
- ・2012年 2 月から2016年11月まで、グローバルなコンピューター・メーカーおよびITソリューション・プロバイダーであるデル・インク (Dell Inc.) のソフトウェア・グループの統括責任者。
- ・2010年6月から2012年2月まで、世界的な民間投資会社であるシルバー・レイク・パートナーズ (Silver Lake Partners)の上級顧問であった。
- ・2005年2月から2009年12月まで、情報技術管理ソフトウェア会社であるシーエー・インク(現在のシーエー・テクノロジーズ(CA Technologies))の最高経営責任者を務め、2004年11月から2009年12月まで同社の取締役社長を務めていた。
- ・2004年7月から2004年11月まで世界的な総合テクノロジー会社であるIBMのソフトウェア・グループの 国際営業部門のヴァイス・プレジデントを務めていた。
- ・1997年から2004年までIBMのアプリケーション・インテグレーション・ミドルウェア部門のゼネラル・マネージャーであった。
- ・ブリティッシュコロンビア大学で工学の応用科学学士号を取得している。

具体的な資格、経験、特性および技能:

- ・デル、シーエー・インクおよびIBMにおける在職期間中の情報技術業界ならびに経営管理、国際事業、 戦略、販売およびマーケティングにおける幅広い経験を有している。
- ・デルのソフトウェア・グループの統括責任者として、デルのハードウェア事業およびサービス業務の一 環として配布されるソフトウェアを含むデルの世界規模のソフトウェア事業を率いる責任を負う。
- ・シーエー・インクの最高経営責任者兼取締役として、世界中で顧客に対するサービスを行っている多国 籍ソフトウェア事業会社である同社の戦略的方向性および日常業務を監督した。
- ・IBMにおいて26年間上級管理職を務めたが、これにはソフトウェア世界販売部門のヴァイス・プレジデントも含まれており、かかる部門において同氏は世界中のすべてのIBMのソフトウェア製品の販売を監督した。
- ・IBM最大のソフトウェア部門であるアプリケーション・インテグレーション・ミドルウェア部門のゼネラル・マネージャーを務め、この部門において同氏および同氏のチームは非常に性能の良いミドルウェア製品を開発し、市場に出し、発売した。
- ・IBMのワールドワイド・マネジメント・カウンセル、戦略チームおよび上級経営陣の一員であった。
- ・デル、シーエー・インクおよびIBMでの同氏の役割による幅広い管理職の経験により、同氏はビザの製品および成長戦略ならびにその他当社の日常業務および管理の重要な側面に対して貴重な見識を提供することができる。
- ・ケイデンス・デザイン・システムズ・インク、アシュラント・インクおよびブロードコム・コーポレーションの取締役会および委員会における以前の職務は、同氏の新たな技術との出会いを広げ、米国の株式公開会社のコーポレート・ガバナンスにおける専門知識を同氏に提供した。かかる知識は、当社の指名/企業統治委員会および監査・リスク委員会における同氏の職務に関連するものである。

メイナード・G・ウェブ・ジュニア (Maynard G. Webb, Jr.)

65歳

公開会社の取締役職:

(現職)セールスフォース・ドットコム・インク(Salesforce.com. Inc.)、ビザ・インク

(前職)エクステンシティ・インク(Extensity, Inc.)、ガートナー・インク(Gartner, Inc.)、ハイペリオン・ソリューションズ・コーポレーション(Hyperion Solutions Corporation)、ライブオプス・インク(LiveOps, Inc.)、ニク・コーポレーション(Niku Corporation)、ヤフー・インク(Yahoo! Inc.)

キャリア・ハイライト:

- ・アーリーステージ企業を投資対象とする投資会社であるウェブ・インベストメント・ネットワーク (Webb Investment Network)の創設者であり、職場内のメンタリング・ソリューションの提供会社であるエバーワイズ・コーポレーション (Everwise Corporation)の共同創設者。
- ・2008年から2013年まで、クラウドベースのコールセンターであるライブオプス・インクの取締役会議長を務め、2006年12月から2011年7月までは同社の最高経営責任者であった。
- ・2002年 6 月から2006年 8 月まで、グローバルな商取引・決済プロバイダーであるイーベイ・インク (eBay Inc.) の最高執行責任者を務め、1999年 8 月から2002年 6 月まで、イーベイ・テクノロジーズ (eBay Technologies) の社長であった。
- ・1998年 7 月から1999年 8 月まで、コンピューター・メーカーであるゲートウェイ・インク (Gateway, Inc.) のシニア・ヴァイス・プレジデント兼最高情報責任者を務めていた。
- ・1995年 2 月から1998年 7 月まで、コンピューター・ネットワーク製品のメーカーであるベイ・ネット ワークス・インクのヴァイス・プレジデント兼最高情報責任者を務めていた。
- ・フロリダ・アトランティック大学で応用文学士号を取得している。

具体的な資格、経験、特性および技能:

- ・投資家としての役割とライブオプスおよびイーベイの上級管理職としての役割の両面における、高成長 テクノロジー会社の育成、経営および指揮における豊富な経験を有している。
- ・ライブオプスの最高経営責任者、イーベイ・インクの最高執行責任者、イーベイ・テクノロジーズの社 長、ならびにゲートウェイおよびベイ・ネットワークスの最高情報責任者を歴任した、その指導者的立 場および運営においての豊富な経験を有している。
- ・同氏の工学および情報技術に関する経験および専門知識の両方に加えて、同氏の過去および現在におけるいくつかの大手公開テクノロジー会社の取締役としての職務が、同氏が取締役会の理解ならびにビザの経営、運営、システムおよび戦略に対する監督に寄与することを可能にしている。

(b)役員等の報酬

2020年度の報酬要約表

以下の表および関連する注釈は、2020年度、2019年度および2018年度の間に提供された役務につき、NEOが得た報酬の総額を示すものである。表に記載されている各NEOの報酬合計の主な要素は、基本給、年間インセンティブ報酬、ならびにストック・オプション、リストリクテッド・ストック・ユニットおよびパフォーマンス・シェアの形による長期インセンティブ報酬である。その他の給付については、「その他すべての報酬」の欄に記載されており、これらの給付の詳細は、「2020年度におけるその他すべての報酬に関する表」に記載されている。

				44-2-20	オプション	非株式インセンティブ制度	酬繰延制度収入	その他 すべての	
		給与	ボーナス	株式報酬	報酬	報酬	の変動額	報酬	合計
氏名および主たる役職	年度	(米ドル)	(米ドル)	(米ドル) ⁽¹⁾	(米ドル) ⁽²⁾	(米ドル) ⁽³⁾	(米ドル) ⁽⁴⁾	(米ドル) ⁽⁵⁾	(米ドル)
アルフレッド・F・	2020	1,550,076	-	17,026,616	4,562,500	3,100,000	-	125,736	26,364,928
ケリー・ジュニア									
会長兼最高経営責任者	2019	1,400,059	-	14,246,423	4,312,489	4,270,000	-	36,800	24,265,771
	2018	1,300,038	-	8,693,984	3,500,008	5,973,500	-	26,416	19,493,946
ヴァサント・M・プラブ	2020	1,100,050	-	8,039,757	2,124,987	1,760,000	1,209	23,850	13,049,853
ヴァイス・チェアマン兼 最高財務責任者	2019	1,000,040	-	6,493,501	1,625,005	2,440,000	1,372	26,800	11,586,718
	2018	1,000,038	-	5,848,193	1,999,994	3,704,000	1,215	16,500	12,569,940
ライアン・マキナニー	2020	1,100,050	-	9,439,901	2,624,994	1,760,000	3,227	27,100	14,955,272
社長	2019	900,047	-	7,133,141	1,825,008	2,196,000	3,600	30,621	12,088,417
	2018	900,035	-	6,777,537	2,250,003	3,333,600	3,351	21,500	13,286,026
ラジャト・タネジャ	2020	1,100,050	-	8,939,651	2,500,007	1,760,000	1,743	20,850	14,322,301
プレジデント - 技術部門	2019	900,047	-	6,977,836	1,712,503	2,196,000	1,969	22,215	11,810,570
	2018	900,035	-	6,803,356	2,125,007	3,306,600	1,769	17,750	13,154,517
ポール・ファバラ	2020	750,035	-	9,128,814	3,381,227	900,000	-	8,899,802	23,059,878

エグゼクティブ・ ヴァイス・プレジデント兼 最高リスク責任者

(注1) 株式報酬

2020年度、2019年度および2018年度に付与されたリストリクテッド・ストック・ユニットならびにパフォーマンス・シェアを示している。この金額は、株式ベースの会計規則に従って計算され、各NEOに対して付与された報酬の付与日における公正価値の合計額を示すものである。下記の表は、当社のNEOの2020年度における株式報酬を構成する要素の詳細である。年間のリストリクテッド・ストック・ユニットは、付与日の1年後から実質的に等しい3回の年間割賦金が与えられる。ASC第718号の要求どおり、下記の表に示されているパフォーマンス・シェアの価値(目標および最大レベル)は、一株当たり利益(以下「EPS」という。)目標が設定された2020年度の報酬(()2017年11月19日付与分(2020年11月30日に権利が確定)、()2018年11月19日付与分(2021年11月30日に権利が確定する予定)および()2019年11月19日付与分(2022年11月30日に権利が確定する予定)の全株式数の3分の1に基づく。2018年11月および2019年11月に付与された報酬の残余分は、その後の年度について設定されたEPS目標と連動し、当該年度の報酬要約表に記載される。ファバラ氏の金額には、2020年12月3日にSECに提出済の最終版の株主総会招集通知の「ファバラ氏に対する1回限りの報酬に係る取決め」に記載のとおり、同氏の雇用に関して付与された1回限りのリストリクテッド・ストック・ユニット報酬が含まれる。

1 回限りの		
株式報酬	年次株式報酬の要素	補足情報

	リストリクテッド・ストック・ ユニットの 価値 (米ドル)	リストリクテッド・ストック・ ユニットの 価値 (米ドル)	パフォーマンス・ シェア - 目標額 (米ドル)	パフォーマンス・ シェア - 最大額 (米ドル)
アルフレッド・F・ケリー・ジュニア	-	4,562,488	12,464,128	24,928,254
ヴァサント・M・プラブ	-	2,125,067	5,914,690	11,829,379
ライアン・マキナニー	-	2,624,943	6,814,958	13,629,916
ラジャト・タネジャ	-	2,499,928	6,439,723	12,879,445
ポール・ファバラ	7,799,935	781,159	547,720	1,095,441

(注2)オプション報酬

2020年度、2019年度および2018年度に付与されたストック・オプション報酬を示している。この金額は、株式ベースの会計規則 (FASB ASC第718号)に従って計算され、各NEOに対して付与された報酬の付与日における公正価値の合計額を示すものである。これらの金額の計算において利用された前提は、「第6-1財務書類-注記17株式に基づく報酬」に記載されている。年次ストック・オプションは、通常、付与日の1年後から実質的に等しい3回の年間割賦金が与えられる。ファバラ氏の金額には、2020年12月3日にSECに提出済の最終版の株主総会招集通知の「ファバラ氏に対する1回限りの報酬に係る取決め」に記載のとおり、同氏の雇用に関して付与されたストック・オプションが含まれる。

(注3) 非株式インセンティブ制度報酬

2020年度の金額は、() VIP調整後の純利益成長率およびVIP調整後の純収益増加につき設定された企業目標額に対して測定された実績ならびに() 各NEOの個別の目標額に対してその実績に基づき、年間インセンティブ制度の下で得られ、2020年11月13日に支払われた現金報酬を示している。下記の表は、各NEOの報酬合計および報酬のうち各要素に帰属する部分を示すものである。

	年間インセンティブ報酬 合計 (米ドル)	企業実績 (米ドル)	個別実績 (米ドル)
アルフレッド・F・ケリー・ジュニア	3,100,000	-	3,100,000
ヴァサント・M・プラブ	1,760,000	-	1,760,000
ライアン・マキナニー	1,760,000	-	1,760,000
ラジャト・タネジャ	1,760,000	-	1,760,000
ポール・ファバラ	900,000	-	900,000

(注4) 年金給付額の変動額

2020年度におけるすべての年金制度に基づく累積年金現価のプラスの変動総額を示している。これらの金額は、「第6-1財務書類-注記11年金およびその他の退職後給付」において使用されたものと同じ予想金利および予想死亡率を使用して決定された。非適格繰延報酬について、市場価格を上回る収益または優遇的収益は存在しない。

(注5) その他すべての報酬

2020年度の「その他すべての報酬」の詳細は、以下の「2020年度におけるその他すべての報酬に関する表」に含まれている。

2020年度におけるその他すべての報酬に関する表

下記の表は、「2020年度の報酬要約表」の「その他すべての報酬」の欄に記載の金額に関してさらなる情報を示すものである。

	インセンティ ブ報酬の返済 および税金の 払戻し _(米ドル) ⁽¹⁾	社用機 _(米ドル) ⁽²⁾ _	401 k プラン マッチ額 _(米ドル) ⁽³⁾	その他 _(米ドル) ⁽⁴⁾ _	合計 (米ドル)
アルフレッド・F・ケリー・ジュニア	-	93,636	17,100	15,000	125,736
ヴァサント・M・プラブ	-	-	17,100	6,750	23,850

有価証券報告書

ライアン・マキナニー	-	-	17,100	10,000	27,100
ラジャト・タネジャ	-	-	17,100	3,750	20,850
ポール・ファバラ	8,871,452	-	28,350	-	8,899,802

- (注1)ファバラ氏が以前の雇用主に支払ったインセンティブ報酬の返済額8,641,826米ドルおよびこれに付随する税金のグロスアップ229,626米ドルを示している。
- (注2) 社用機 / チャーター機の個人的利用に伴う費用を示している。
- (注3)2020暦年の401 k マッチ上限額は17,100米ドルであった。ファバラ氏については、会計年度合計に2019暦年中に 行われた2020年度の拠出も含まれるため、計上された金額がこの上限を超過している。
- (注4) 当社の慈善寄付マッチング・ギフト制度に基づき一部のNEOが代表して行った寄付金(この制度の下で、かかる 当社の制度のガイドラインを満たしている個人寄付は、当社のマッチング拠出の対象となる。)が含まれる。表 中の慈善寄付の総額は、ケリー氏について10,000米ドル、プラブ氏について3,000米ドルである。これらの慈善 マッチング拠出の年間上限は1暦年当たり10,000米ドルである。金額には、以下の執行役員に代わって当社が PAC慈善寄付マッチング制度に基づいて2020年度に行ったマッチング拠出も含まれる:ケリー氏5,000米ドル、プ ラブ氏3,750米ドル、マキナニー氏10,000米ドルおよびタネジャ氏3,750米ドル。2020年度が2暦年にまたがって いるため、マキナニー氏に代わって当社がPAC慈善寄付マッチング制度に基づいて拠出した金額は、2020年度に ついては5,000米ドルよりも大きかったが、当社の1暦年5,000米ドルの上限には収まっている。

(3)【監査の状況】

(a)外部監査人および内部監査人

KPMGは、2008年の当社のIPO以降、当社の独立監査人となっており、KPMGは当社の2020年度財務諸表の監査を行った。監査・リスク委員会は、独立登録公認会計事務所を交代すべきかどうか定期的に検討している。これは、独立性および客観性を維持することが独立登録公認会計事務所にとって重要であると監査・リスク委員会が考えているからである。KPMGを再任するかどうか決定する際に、監査・リスク委員会は、以下を含む複数の要因から検討している。

- ・KPMGが関与する時間
- ・KPMGの独立性および客観性
- ・当社が関わる業界において、ビザの国際的な業務の複雑性を扱うKPMGの能力および専門知識
- ・過去および最近の業績 (KPMGが監査・リスク委員会と連絡を取る程度および質ならびにKPMGの全体的な業績に関するマネジメントからのフィードバックを含む。)
- ・当該事務所に関する最近のPCAOB検査報告
- ・絶対的水準および同業者との比較の両方に基づくKPMGの報酬の妥当性

監査・リスク委員会は、KPMGを当社の独立登録公認会計事務所として引続き維持することが当社および当社の株主にとって最善の利益になると考えている。

当社の内部監査および外部監査に関する詳細な情報については、上記「(1)コーポレート・ガバナンスの概要」を参照のこと。

(b) 監査報酬の内容等

外国監査公認会計士等に対する報酬の内容

(単位:上段は千米ドル、下段は千円)

			(ナル・エバル)	71 171 1 FX 10 1 1 3 7	
	201	9年	2020年		
区分	監査証明業務に	非監査証明業務に	監査証明業務に	非監査証明業務に	
	基づく報酬 ⁽²⁾	基づく報酬	基づく報酬 ⁽²⁾	基づく報酬	
提出会社および					
その連結子会社					
A ±1 (1)	9,540	2,580	9,548	2,193	
合計⁽¹⁾	1,015,915	274,744	1,016,767	233,533	

- (注1)合計には、親監査、子会社のための地域の法定監査およびその他の手数料につき支払われた金額が含まれている。
- (注2)監査証明業務に基づく報酬は、主として以下を示している。

監査報酬:年次財務諸表の監査、財務報告に係る当社の内部統制の監査、SEC登録届出書に関するコンフォート・レターおよび同意書の作成、財務諸表の四半期レビューに関連して提供された専門家によるサービスならびに地域の法定監査に関するサービスに対する報酬の合計を示す。

その他重要な報酬の内容

該当なし。

外国監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容

主として以下を示している。

監査関連報酬:保証および関連監査サービスに対する報酬(上記の監査報酬に含まれないもの)の合計を示す。保証および関連監査サービスには、従業員福利厚生制度の監査、特定情報システムおよび業務部門に係る内部統制の審査(保証業務基準書第18号および国際保証業務基準第3402号)ならびに財務会計および報告基準に係る協議に関するサービスが含まれている。

税務報酬:納税申告書の作成に関連する税務サービス、その他税務コンプライアンスサービスおよび税務 計画サービスに対する報酬の合計を示す。

その他すべての報酬:拡張可能な事業報告言語(XBRL)に係るサービスに対する報酬および会計調査ツールの利用料を示す。

監査報酬の決定方針

監査人の独立性に関するSECおよびPCAOBの要求どおり、監査・リスク委員会は独立の登録公認会計事務所を任命し、報酬を決定し、その業務を監督する職責を負う。憲章および監査・リスク委員会の事前承認方針(以下「事前承認方針」という。)に従い、監査・リスク委員会は、独立の登録公認会計事務所が当社に提供するすべての監査および内部統制関連サービスならびに許容されうる非監査サービス(その契約条件を含む。)を事前承認しなければならない。ただし、証券取引所法第10 A 条(i)(1)(B)で規定されている些細な非監査サービスについては例外があり、それについては監査・リスク委員会は監査完了前に承認する。2020年度、KPMGが当社に提供したすべてのサービスは、適用されるSEC規則および事前承認方針に従い、監査・リスク委員会による事前の承認を受けており、監査・リスク委員会は、KPMGが提供した書類につき、税務サービスならびにその規定がKPMGの独立性に与える潜在的効果について検討および議論した。

独立の登録公認会計事務所の独立性をさらに保証するため、当社は、独立の登録公認会計事務所の業務および独立の登録公認会計事務所における従業員または元従業員の雇用に関する方針および手続を採用した。

(4)【役員の報酬等】

該当なし。「(2)役員の状況」を参照のこと。

(5)【株式の保有状況】

該当なし。

第6【経理の状況】

ビザ・インク(以下「ビザ」という。)は、1934年米国証券取引法に基づき、年次報告書フォーム10-Kを本国において開示している。2020年11月19日付けの年次報告書フォーム10-Kに記載の2020年9月30日現在および2019年9月30日現在ならびに2020年9月30日に終了した3年間の各年の英文連結財務諸表がこの項に記載されている。英文連結財務諸表は、米国証券取引委員会のレギュレーションS-Xに準拠して作成したものである。

上記の英文連結財務諸表は、2020年度のビザの独立登録会計事務所であるケーピーエムジー エルエルピーによる監査を受けており、別紙のとおりケーピーエムジー エルエルピーの独立登録会計事務所の監査報告書および同意書を受領している。

なお、ケーピーエムジー エルエルピーによる監査を受けたことにより、ビザ・インクの英文連結財務諸表は「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」(昭和32年大蔵省令第12号)第1条の2の規定で定めるところの、監査証明に相当すると認められる証明を受けたとみなされるため、金融商品取引法第193条の2第1項第1号の規定に基づき、本邦の公認会計士または監査法人による監査証明を受けていない。

「財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第131条第1項の規定に基づき、上記英文連結財務諸表の和文翻訳を本書に記載した。

ビザの英文財務諸表は、米ドルで記載されている。以下の主要な計数についての米ドル金額の日本円への 換算は、2021年3月1日現在の株式会社三菱UFJ銀行公表の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=106.49円)の換算レートで計算したものである。

上記の主要な計数の円換算額および本項末尾に記載の「日本と米国における会計原則及び会計慣行の相違」に関する記載は、当社の英文連結財務諸表に含まれておらず、したがって独立登録会計事務所であるケーピーエムジー エルエルピーの監査報告書の対象に含まれていない。

1【財務書類】

ビザ・インク 連結貸借対照表

(額面金額に関するデータを除き、単位:百万)

	2020年	9月30日	2019年 9 月30日		
	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)	
資産				_	
現金および現金同等物	\$ 16,289	/ 1,734,616	\$ 7,838	/ 834,669	
使途制限現金同等物 - 訴訟エスクロー	901	95,947	1,205	128,320	
投資有価証券	3,752	399,550	4,236	451,092	
未収決済金	1,264	134,603	3,048	324,582	
売掛金	1,618	172,301	1,542	164,208	
顧客担保資産	1,850	197,007	1,648	175,496	
1 年以内回収予定顧客インセンティブ	1,214	129,279	741	78,909	
前払費用およびその他流動資産	757	80,613	712	75,821	
流動資産合計	27,645	2,943,916	20,970	2,233,095	
投資有価証券	231	24,599	2,157	229,699	
顧客インセンティブ	3,175	338,106	2,084	221,925	
不動産、設備およびテクノロジー(純額)	2,737	291,463	2,695	286,991	
のれん	15,910	1,694,256	15,656	1,667,207	
無形資産 (純額)	27,808	2,961,274	26,780	2,851,802	
その他資産	3,413	363,450	2,232	237,686	
資産合計	\$ 80,919	/ 8,617,064	\$ 72,574	/ 7,728,405	
負債					
買掛金	\$ 174	/ 18,529	\$ 156	/ 16,612	
未払決済金	1,736	184,867	3,990	424,895	
顧客担保資産見返	1,850	197,007	1,648	175,496	
未払報酬および給付	821	87,428	796	84,766	
顧客インセンティブ	4,176	444,702	3,997	425,641	
未払費用	1,840	195,942	1,625	173,046	
短期負債	2,999	319,364	-	-	
未払訴訟債務	914	97,332	1,203	128,107	
流動負債合計	14,510	1,545,170	13,415	1,428,563	
長期債務	21,071	2,243,851	16,729	1,781,471	
繰延税金負債	5,237	557,688	4,807	511,897	
その他負債	3,891	414,353	2,939	312,974	
負債合計	44,709	4,761,061	37,890	4,034,906	

契約債務および偶発債務(注記18)

ビザ・インク 連結貸借対照表 - (つづき)

(額面金額に関するデータを除き、単位 百万)

	•			ノを除る、千世 日川/		
	2020年 9	9月30日	2019年 9	2019年 9 月30日		
	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	_(百万円)_		
資本	_					
優先株式、額面0.0001ドル、授権株式数25株、						
および以下の発行済株式数 5 株:						
シリーズA 転換参加型優先株式、2020年および2019						
年9月30日現在、それぞれ発行済株式数1株未満お	2,437	259,516	-	-		
よび 0 株						
シリーズB 転換参加型優先株式、2020年および2019	1,106	117,778	2,285	243,330		
年9月30日現在、発行済株式数2株	,,,,,,,	,,,,,	_,	,		
シリーズC 転換参加型優先株式、2020年および2019	1,543	164,314	3,177	338,319		
年9月30日現在、発行済株式数3株						
クラスA普通株式、額面0.0001ドル、授権株式数 2,001,622株、2020年および2019年9月30日現在、						
2,001,0224k、2020年85よ02013年9月30日現在、 それぞれ発行済株式数1,683株および1,718株	_	_	_	_		
クラスB普通株式、額面0.0001ドル、授権株式数622						
株、2020年および2019年9月30日現在、発行済株式	-	_	_	-		
数245株						
クラスC普通株式、額面0.0001ドル、授権株式数1,097						
株、2020年および2019年9月30日現在、発行済株式	-	-	-	-		
数11株						
カバード・ロスを回収する権利	(39)	(4,153)	(171)	(18,210)		
資本剰余金	16,721	1,780,619	16,541	1,761,451		
未処分利益	14,088	1,500,231	13,502	1,437,828		
累積その他包括利益(損失)(純額):						
投資有価証券	3	319	6	639		
確定給付型年金およびその他の退職後給付制度	(196)	(20,872)	(192)	(20,446)		
デリバティブ商品	(291)	(30,989)	199	21,192		
為替換算調整	838	89,239	(663)	(70,603)		
累積その他包括利益(損失)(純額)合計	354	37,697	(650)	(69,219)		
資本合計	36,210	3,856,003	34,684	3,693,499		
負債および資本合計	\$ 80,919	8,617,064	\$ 72,574	7,728,405		

ビザ・インク 連結損益計算書

(一株当たり情報に関するデータを除き、単位:百万)

9月30日に終了した事業年度

	2020年		2019	9年	2018年		
	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)	
純収益	\$ 21,846	/2,326,381	\$ 22,977	/2,446,821	\$ 20,609	/2,194,652	
営業費用							
人件費	3,785	403,065	3,444	366,752	3,170	337,573	
マーケティング費	971	103,402	1,105	117,671	988	105,212	
ネットワークおよび処理費	727	77,418	721	76,779	686	73,052	
専門家報酬	408	43,448	454	48,346	446	47,495	
減価償却費	767	81,678	656	69,857	613	65,278	
一般管理費	1,096	116,713	1,196	127,362	1,145	121,931	
訴訟引当金	11	1,171	400	42,596	607	64,639	
営業費用合計	7,765	826,895	7,976	849,364	7,655	815,181	
営業利益	14,081	1,499,486	15,001	1,597,456	12,954	1,379,471	
営業外収益 (費用)							
支払利息 (純額)	(516)	(54,949)	(533)	(56,759)	(612)	(65,172)	
投資収益およびその他	225	23,960	416	44,300	464	49,411	
営業外収益 (費用)合計	(291)	(30,989)	(117)	(12,459)	(148)	(15,761)	
税引前利益	13,790	1,468,497	14,884	1,584,997	12,806	1,363,711	
法人税等	2,924	311,377	2,804	298,598	2,505	266,757	
当期純利益	\$ 10,866	/1,157,120	\$ 12,080	/1,286,399	\$ 10,301	/1,096,953	

ピザ・インク 連結損益計算書 - (つづき)

(一株当たり情報に関するデータを除き、単位:百万)

			9月30日に終了	~ した事業年度		
	202	20年	2019	年	2018年	
	(百万ドル)	_(百万円)_	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)
基本的一株当たり利益						
クラスA普通株式	\$ 4.90	/ 522	\$ 5.32	/ 567	\$ 4.43	/ 472
クラスB普通株式	\$ 7.94	/ 846	\$ 8.68	/ 924	\$ 7.28	/ 775
クラスC普通株式	\$ 19.58	/ 2,085	\$ 21.30	/ 2,268	\$ 17.72	/ 1,887
基本的加重平均発行済株式数						
クラスA普通株式	1,697		1,742		1,792	
クラスB普通株式	245		245		245	
クラスC普通株式	11		12		12	
希薄化後一株当たり利益						
クラスA普通株式	\$ 4.89	/ 521	\$ 5.32	/ 567	\$ 4.42	/ 471
クラスB普通株式	\$ 7.93	/ 844	\$ 8.66	/ 922	\$ 7.27	/ 774
クラスC普通株式	\$ 19.56	/ 2,083	\$ 21.26	/ 2,264	\$ 17.69	/ 1,884
希薄化後加重平均発行済株式数						
クラスA普通株式	2,223		2,272		2,329	
クラスB普通株式	245		245		245	
クラスC普通株式	11		12		12	

ビザ・インク 連結包括利益計算書

9月30日に終了した事業年度

•	2020年		2019年		2018年	
•	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)
当期純利益	\$ 10,866	/1,157,120	\$ 12,080	/1,286,399	\$ 10,301	/1,096,953
その他包括利益(損失)(税引						
後):						
投資有価証券:						
未実現利益(損失)(純額)	1	106	20	2,130	94	10,010
税効果額	-	-	(5)	(532)	(19)	(2,023)
組替調整額	(3)	(319)	1	106	(215)	(22,895)
税効果額	1	106	-	-	50	5,325
確定給付型年金およびその他の						
退職後給付制度:						
未実現年金数理利益(損失)						
および過去勤務(貸方)	(7)	(745)	(174)	(18,529)	16	1,704
(費用)の純額						
税効果額	1	106	36	3,834	(5)	(532)
組替調整額	18	1,917	9	958	5	532
税効果額	(3)	(319)	(2)	(213)	(1)	(106)
デリバティブ商品:						
未実現利益(損失)(純額)	(547)	(58,250)	233	24,812	90	9,584
税効果額	119	12,672	(25)	(2,662)	(24)	(2,556)
組替調整額	(81)	(8,626)	(85)	(9,052)	32	3,408
税効果額	19	2,023	16	1,704	(2)	(213)
為替換算調整	1,511	160,906	(1,228)	(130,770)	(352)	(37,484)
その他包括利益(損失)(税引後)	1,029	109,578	(1,204)	(128,214)	(331)	(35,248)
包括利益	\$ 11,895	/1,266,699	\$ 10,876	/1,158,185	\$ 9,970	/1,061,705



ビザ・インク 連結持分変動計算書

A4 5 7 14 15

(一株当たり情報に関するデータを除き、単位:百万(ドル))

	優先	株式		普通株式							
	シリーズ B	シリーズ C	クラス A	クラス B	クラス C	優先株式	カバード・ロ スを回収する 権利	資本剰余金	未処分利益	累積その他 包括利益 (損失) (純額)	資本合計
2017年 9 月30日現在の残高	2	3	1,818	245	13	\$ 5,526	\$ (52)	\$ 16,900	\$ 9,508	\$ 878	\$ 32,760
当期純利益									10,301		10,301
その他包括利益(損失)											
(税引後)										(331)	(331)
包括利益											9,970
ビザ・ヨーロッパ域内で発生し							(44)				(44)
たカバード・ロス 転換比率の調整を通じた回収						(56)	(11) 56				(11)
公開市場における売却に伴うクラ						(50)	50				-
スC普通株式の転換			4		(1)						-
制限株式および業績連動型株式の					()						
付与			2								-
株式に基づく報酬(失効株式控除			(4)	`							
後)			_ (1))				327			327
納税用に現金決済された制限株式 および業績連動型株式			(4)					(04)			(04)
のよび乗順度勤至休式 従業員持株制度に基づく普通株式			(1)					(94)			(94)
の発行によって取得した現金			3					164			164
配当宣言および支払済の現金配当			· ·								
額(第1四半期の金額はクラス											
A普通株式一株当たり0.195ド											
ル、その他の四半期の金額はク											
ラスA普通株式一株当たり0.210									(4.040)		(4.040)
ドル)			(50)					(610)	(1,918)		(1,918)
クラスA普通株式の買戻し			(58)	245	40			(619)	(6,573)	Ф <i>БА</i> 7	(7,192)
2018年 9 月30日現在の残高	2	3	1,768	245	12	\$ 5,470	\$ (7)	\$ 16,678	\$ 11,318	\$ 547	\$ 34,006

(1) 制限株式報酬の失効に係るクラスA普通株式の減少は、1百万株未満である。

添付の注記を参照のこと。添付の注記は、これらの連結財務諸表の重要な一部を構成する。

ビザ・インク 連結持分変動計算書 - (つづき)

優先株式 普通株式

(一株当たり情報に関するデータを除き、単位:百万(ドル))

(税引後) 包括利益 第たな会計基準の採用 ビザ・ヨーロッパ域内で発生したカバード・ロス 転換比率の調整を通じた回収 とが開発を通じた回収 とが開発を通じた回収 とが開発を通じた回収 とが開発を通じた回収 とが開発を通じた回収 とが開発を通じた回収 とが開発を通じた回収 とが開発を通じた回収 とが開発を通じた回収 とが開発にあれるできないでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	2018年 9 月30日現在の残高 当期純利益 その他包括利益(損失)	シリーズ B 2	シリーズ C 3	クラス A 1,768	クラス B 245	クラス C 12	優先株式 5,470	カバード・ロ スを回収する <u>権利</u> (7)	資本剰余金 8 16,678	未処分利益 \$ 11,318 12,080	累積その他 包括利益 (損失) (純額) \$ 547	資本合計 \$ 34,006 12,080
回括利益 新たな会計基準の採用 ビザ・ヨーロッパ域内で発生し たカパード・ロス 転換比率の調整を通じた回収											(1,204)	(1,204)
ピザ・ヨーロッパ域内で発生したカバード・ロス (172) (172) 転換比率の調整を通じた回収 (8) 8	包括利益										,	10,876
たカバード・ロス (172) (172) 転換比率の調整を通じた回収 (8) 8 - 公開市場における売却に伴うクラスC普通株式の転換 2 (1) - 利限株式および業績連動型株式の付与 3 - 公開における売却に伴うクラス 407 - 利収株式に基づく報酬(失効株式控除 407 407 407 407 407 407 407 407 407 407										385	7	392
転換比率の調整を通じた回収 (8) 8 - 公開市場における売却に伴うクラスC普通株式の転換 2 (1)								(172)				(172)
公開市場における売却に伴うクラスと音通株式の転換 2 (1) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・							(8)					-
制限株式および業績連動型株式の 付与 3 株式に基づく報酬(失効株式控除 後) 407 407 納税用に現金決済された制限株式 および業績連動型株式 (1) (111) (1111) (1111) 従業員持株制度に基づく普通株式 の発行によって取得した現金 2 162 162 配当宣言および支払済の現金配当 額(四半期ごとの金額はクラスA 普通株式一株当たり0.25ドル) クラスA普通株式の買戻し (56) (595) (8,012) (8,607												
付与 3 株式に基づく報酬(失効株式控除 407 後) 407 納税用に現金決済された制限株式 (1) および業績連動型株式 (1) び業員持株制度に基づく普通株式 (1) の発行によって取得した現金 2 配当宣言および支払済の現金配当 162 額(四半期ごとの金額はクラスA (2,269) 普通株式一株当たり0.25ドル) (2,269) クラスA普通株式の買戻し (56) (595) (8,012) (8,607)				2		(1)						-
株式に基づく報酬(失効株式控除 後) 407 407 407 407 407 407 407 407 407 407				3								_
納税用に現金決済された制限株式 (1) (111) (1111) (1111 (注業員持株制度に基づく普通株式 (1) (111) (1111 (注業員持株制度に基づく普通株式 (1) (111) (1111 (注業員持株制度に基づく普通株式 (1) (111) (1111 (注業員持株制度に基づく普通株式 (1) (111) (1111 (注業員 (11111 (11111 (1111 (1111 (1111 (1111 (1111 (1111 (1111 (1111 (1111 (11111 (1111 (1111 (1111 (1111 (1111 (1111 (1111 (1111 (11111 (11111 (1111 (11111 (1111 (1111 (1111 (1111 (11111 (1111 (111111				· ·								
および業績連動型株式 (1) (111) (1111 従業員持株制度に基づく普通株式 の発行によって取得した現金 2 162 162 配当宣言および支払済の現金配当 額(四半期ごとの金額はクラスA 普通株式一株当たり0.25ドル) (2,269) (2,269 クラスA普通株式の買戻し (56) (595) (8,012) (8,607									407			407
従業員持株制度に基づく普通株式 の発行によって取得した現金 2 162 162 配当宣言および支払済の現金配当 額(四半期ごとの金額はクラスA 普通株式一株当たり0.25ドル) (2,269) (2,269) クラスA普通株式の買戻し (56) (595) (8,012) (8,607				(4)					(444)			(444)
の発行によって取得した現金2162162配当宣言および支払済の現金配当 額(四半期ごとの金額はクラスA 普通株式一株当たり0.25ドル)(2,269)(2,269)クラスA普通株式の買戻し(56)(595)(8,012)(8,607)				(1)					(111)			(111)
額 (四半期ごとの金額はクラスA 普通株式一株当たり0.25ドル) (2,269) (2,269 クラスA普通株式の買戻し (56) (8,012) (8,607				2					162			162
普通株式一株当たり0.25ドル)(2,269)(2,269)クラスA普通株式の買戻し(56)(595)(8,012)(8,607)												
クラスA普通株式の買戻し (56) (8,607) (8,607)										(2.260)		(2.260)
	-			(56)					(595)			(8,607)
2 0 1,110 2+0 11 \$\psi 0,702 \psi \((111\)\) \$\psi 10,002 \psi \((100)\) \$\psi 04,004	2019年 9 月30日現在の残高	2	3	1,718	245	11	\$ 5,462	\$ (171)	\$ 16,541	\$ 13,502	\$ (650)	\$ 34,684

添付の注記を参照のこと。添付の注記は、これらの連結財務諸表の重要な一部を構成する。

ビザ・インク 連結持分変動計算書 - (つづき)

(一株当たり情報に関するデータを除き、単位:百万(ドル)) 優先株式 普通株式 累積その他 包括利益 カバード・ロ (損失) シリーズ シリーズ シリーズ クラス クラス クラス スを回収する В С 優先株式 権利 資本剰余金 未処分利益 (純額) 資本合計 Α 245 1,718 11 \$ 5,462 (171) \$ 16,541 \$ 13,502 \$ (650) \$ 34,684 2019年9月30日現在の残高 当期純利益 10,866 10,866 その他包括利益(損失) (税引後) 1,029 1,029 包括利益 11,895 新たな会計基準の採用 25 (25)ビザ・ヨーロッパ域内で発生し たカバード・ロス (37) (37) 転換比率の調整を通じた回収 (164)169 5

シリーズA優先株式の発行	_ (1)						(5)					(5)
公開市場における売却に伴うシ リーズA優先株式の転換 公開市場における売却に伴うクラ	_ (1)			3			(207)		207			-
スC普通株式の転換 制限株式および業績連動型株式の				3		_ (1)					-
が成れていまり、 付与 株式に基づく報酬(失効株式控除				3								-
株式に暴りく報酬(天知株式程序 後) 納税用に現金決済された制限株式									416			416
および業績連動型株式 従業員持株制度に基づく普通株式				(1)					(160)			(160)
の発行によって取得した現金 配当宣言および支払済の現金配当				1					190			190
額(四半期ごとの金額はクラス A普通株式一株当たり0.30ド												
ル)				(44)					(473)	(2,664) (7,641)		(2,664) (8,114)
クラスA普通株式の買戻し 2020年 9 月30日現在の残高	(1)	2	3	1,683	245	11	\$ 5,086	\$ (39)	\$ 16,721	\$ 14,088	\$ 354	\$ 36,210

(1) これらの増加、減少または残高は、1百万株未満である。

添付の注記を参照のこと。添付の注記は、これらの連結財務諸表の重要な一部を構成する。

ビザ・インク 連結持分変動計算書

(一株当たり情報に関するデータを除き、単位:百万(円))

	優先	株式		普通株式				(
	シリーズ	シリーズ	クラス	クラス	クラス		カバード・ロ スを回収する			累積その他 包括利益 (損失)	
	B B	C	A	B	C	優先株式	権利	資本剰余金	未処分利益	(純額)	資本合計
2017年9月30日現在の残高 当期純利益 その他包括利益(損失)	2	3	1,818	245	13	/ 588,464	/ (5,537)	/ 1,799,681	/ 1,012,507 1,096,953	/ 93,498	/ 3,488,612 1,096,953
(税引後) 包括利益 ビザ・ヨーロッパ域内で発生し										(35,248)	(35,248) 1,061,705
たカバード・ロス 転換比率の調整を通じた回収 公開市場における売却に伴うクラ						(5,963)	(1,171) 5,963				(1,171) -
スC普通株式の転換 制限株式および業績連動型株式の			4		(1)						-
付与 株式に基づく報酬 (失効株式控除			2)				a. a			-
後)			- (1	,				34,822			34,822

納税用に現金決済された制限株式 および業績連動型株式 従業員持株制度に基づく普通株式			(1)					(10,010)			(10,010)
の発行によって取得した現金 配当宣言および支払済の現金配当			3					17,464			17,464
額(第1四半期の金額はクラスA 普通株式一株当たり0.195ドル、											
その他の四半期の金額はクラスA 普通株式一株当たり0.210ドル)									(204,248)		(204,248)
クラスA普通株式の買戻し			(58)					(65,917)	(699,959)		(765,876)
2018年 9 月30日現在の残高	2	3	1,768	245	12	/ 582,500	/ (745)	/ 1,776,040	/ 1,205,254	/ 58,250	/ 3,621,299

(1) 制限株式報酬の失効に係るクラスA普通株式の減少は、1百万株未満である。

添付の注記を参照のこと。添付の注記は、これらの連結財務諸表の重要な一部を構成する。

ビザ・インク 連結持分変動計算書 - (つづき)

優先株式 普通株式 累積その他 包括利益 カバード・ロ シリーズ シリーズ クラス クラス クラス スを回収する (損失) В С 優先株式 権利 資本剰余金 未処分利益 (純額) 資本合計 С Α / (745) 3 1,768 245 12 / 1,205,254 / 3,621,299 2018年9月30日現在の残高 / 582,500 / 1,776,040 / 58,250 当期純利益 1.286.399 1.286.399 その他包括利益(損失) (税引後) (128, 214)(128, 214)包括利益 1.158.185 新たな会計基準の採用 40,999 745 41,744 ビザ・ヨーロッパ域内で発生した カバード・ロス (18,316)(18,316)転換比率の調整を通じた回収 (852)852 公開市場における売却に伴うクラ スC普通株式の転換 2 (1) 制限株式および業績連動型株式の 付与 3 株式に基づく報酬(失効株式控除 後) 43,341 43,341 納税用に現金決済された制限株式 および業績連動型株式 (1) (11,820)(11,820)従業員持株制度に基づく普通株式 の発行によって取得した現金 2 17,251 17,251 配当宣言および支払済の現金配当 額(四半期ごとの金額はクラスA 普通株式一株当たり0.25ドル) (241,626)(241,626)(56)(63, 362)(853, 198)(916,559)クラスA普通株式の買戻し

(一株当たり情報に関するデータを除き、単位:百万(円))

有価証券報告書

2019年9月30日現在の残高 ______2 ____3 __1,718 ____245 ____1 ____/ 581,648 ___/ (18,210) ___/1,761,451 ___/1,437,828 ___/ (69,219) __/3,693,499

添付の注記を参照のこと。添付の注記は、これらの連結財務諸表の重要な一部を構成する。

ビザ・インク 連結持分変動計算書 - (つづき)

(一株当たり情報に関するデータを除き、単位:百万(円))

		優先株式			普通株式							
2019年 9 月30日現在の残高	シリーズ A	シリーズ <u>B</u>	シリーズ C 3	クラス A 1,718	クラス B 245	クラス C 11	<u>優先株式</u> / 581,648	カバード・ロ スを回収する <u>権利</u> / (18,210)	資本剰余金/1,761,451	未処分利益/1,437,828	累積その他 包括利益 (損失) (純額) /(69,219)	資本合計 / 3,693,499
当期純利益										1,157,120		1,157,120
その他包括利益(損失) (税引後) 包括利益											109,578	109,578
巴石利益 新たな会計基準の採用 ビザ・ヨーロッパ域内で発生し										2,662	(2,662)	1,266,699
たカバード・ロス 転換比率の調整を通じた回収							(17,464)	(3,940) 17,997				(3,940) 532
シリーズA優先株式の発行	_ ('	1)					(532)					(532)
公開市場における売却に伴うシ リーズA優先株式の転換 公開市場における売却に伴うクラ	_ (′	1)		3			(22,043)		22,043			-
スC普通株式の転換 制限株式および業績連動型株式の				3		_ (1	1)					-
付与 株式に基づく報酬(失効株式控除				3								-
後) 納税用に現金決済された制限株式									44,300			44,300
および業績連動型株式 従業員持株制度に基づく普通株式				(1)					(17,038)			(17,038)
の発行によって取得した現金 配当宣言および支払済の現金配当				1					20,233			20,233
額(四半期ごとの金額はクラス A普通株式一株当たり0.30ド										4-1-1		
ル) クラスA普通株式の買戻し				(44)					(50,370)	(283,689) (813,690)		(283,689) (864,060)
2020年9月30日現在の残高	- (1) 2	3	1,683	245	11	/ 541,608	/ (4,153)	/1,780,619	/1,500,231	/ 37,697	/ 3,856,003
~~~~~~ ~ / J OO H /// IT V/ /// //												

(1) これらの増加、減少または残高は、1百万株未満である。



# ビザ・インク 連結キャッシュ・フロー計算書

	9月30日に終了した事業年度										
	202	0年	201	9年	201	<del></del> 8年					
	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)					
営業活動によるキャッシュ・											
フロー											
当期純利益	\$10,866	/1,157,120	\$12,080	/1,286,399	\$10,301	/1,096,953					
営業活動により生じた(に使用し											
た)現金(純額)への当期純利											
益の調整:											
顧客インセンティブ	6,664	709,649	6,173	657,363	5,491	584,737					
株式に基づく報酬	416	44,300	407	43,341	327	34,822					
不動産、設備およびテクノロ											
ジーならびに無形資産の減価	767	81,678	656	69,857	613	65,278					
償却費および償却費											
繰延税金	307	32,692	214	22,789	(1,277)	(135,988)					
ビザ・ヨーロッパ域内で発生し	(27)	(3.040)	(172)	(19.216)	(11)	(1 171)					
たカバード・ロス	(37)	(3,940)	(172)	(18,316)	(11)	(1,171)					
その他	(145)	(15,441)	(271)	(28,859)	(64)	(6,815)					
営業資産および負債の変動:											
未収決済金	1,858	197,858	(1,533)	(163,249)	(223)	(23,747)					
売掛金	(43)	(4,579)	(333)	(35,461)	(70)	(7,454)					
顧客インセンティブ	(8,081)	(860,546)	(6,430)	(684,731)	(4,682)	(498,586)					
その他資産	(402)	(42,809)	(310)	(33,012)	59	6,283					
買掛金	21	2,236	(24)	(2,556)	3	319					
未払決済金	(2,384)	(253,872)	1,931	205,632	262	27,900					
未払費用およびその他負債	923	98,290	627	66,769	1,760	187,422					
未払訴訟債務	(290)	(30,882)	(231)	(24,599)	452	48,133					
営業活動により生じた(に使用した)現金(純額)	10,440	1,111,756	12,784	1,361,368	12,941	1,378,087					

# ピザ・インク 連結キャッシュ・フロー計算書 - (つづき)

			9月30日に終了	了した事業年度		
	202	20年	20	19年	20	18年
	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)
投資活動によるキャッシュ・フロー						
不動産、設備およびテクノロジーの 取得	(736)	(78,377)	(756)	(80,506)	(718)	(76,460)
投資有価証券:						
取得	(2,075)	(220,967)	(2,653)	(282,518)	(5,772)	(614,660)
満期償還および売却による収入	4,510	480,270	3,996	425,534	3,636	387,198
取得(取得した現金および使途制限 現金控除後)	(77)	(8,200)	(699)	(74,437)	(196)	(20,872)
その他投資の取得/出資	(267)	(28,433)	(501)	(53,351)	(50)	(5,325)
その他の投資活動	72	7,667	22	2,343	16	1,704
投資活動により生じた(に使用した)現金(純額)	1,427	151,961	(591)	(62,936)	(3,084)	(328,415)
財務活動によるキャッシュ・フロー						
クラスA普通株式の買戻し	(8,114)	(864,060)	(8,607)	(916,559)	(7,192)	(765,876)
シニア・ノートの発行による収入	7,212	768,006	-	-	-	-
債務の返済	-	-	-	-	(1,750)	(186,358)
支払配当金	(2,664)	(283,689)	(2,269)	(241,626)	(1,918)	(204,248)
ビザ・ヨーロッパの取得に係る繰延 取得対価の支払	-	-	(1,236)	(131,622)	-	-
従業員持株制度に基づく普通株式の 発行によって取得した現金	190	20,233	162	17,251	164	17,464
納税用に現金決済された制限株式お よび業績連動型株式	(160)	(17,038)	(111)	(11,820)	(94)	(10,010)
デリバティブ商品の清算に係る支払	(333)	(35,461)	-	-	-	-
その他の財務活動	(99)	(10,543)	-	-	-	-
財務活動により生じた(に使用した)現金(純額)	(3,968)	(422,552)	(12,061)	(1,284,376)	(10,790)	(1,149,027)
現金、現金同等物、使途制限現金お						

満期償退おより売却による収入	4,510	480,270	3,996	425,534	3,636	387,198
取得(取得した現金および使途制限	(77)	(8,200)	(699)	(74,437)	(196)	(20,872)
現金控除後) その他投資の取得/出資	(267)	(28,433)	(501)	(53,351)	(50)	(5,325)
その他の投資活動	72	7,667	22	2,343	16	1,704
との他の投資//出勤 - 投資活動により生じた(に使用し						
た)現金(純額)	1,427	151,961	(591)	(62,936)	(3,084)	(328,415)
カラス						
クラスA普通株式の買戻し	(8,114)	(864,060)	(8,607)	(916,559)	(7,192)	(765,876)
シニア・ノートの発行による収入	7,212	768,006	-	-	-	-
債務の返済	- ,	-	_	_	(1,750)	(186,358)
支払配当金	(2,664)	(283,689)	(2,269)	(241,626)	(1,918)	(204,248)
ビザ・ヨーロッパの取得に係る繰延	, ,	, , ,			( , ,	( , ,
取得対価の支払	-	-	(1,236)	(131,622)	-	-
従業員持株制度に基づく普通株式の						
発行によって取得した現金	190	20,233	162	17,251	164	17,464
納税用に現金決済された制限株式お						
よび業績連動型株式	(160)	(17,038)	(111)	(11,820)	(94)	(10,010)
デリバティブ商品の清算に係る支払	(333)	(35,461)	-	-	-	-
その他の財務活動	(99)	(10,543)	-	-	-	-
」 財務活動により生じた(に使用し	(0.000)	(400, 550)	(40,004)	(4.004.070)	(40.700)	(4, 440, 007)
た)現金(純額)	(3,968)	(422,552)	(12,061)	(1,284,376)	(10,790)	(1,149,027)
現金、現金同等物、使途制限現金お						
よび使途制限現金同等物に係る為	440	46,856	(277)	(29,498)	(101)	(10,755)
替レート変動の影響						
現金、現金同等物、使途制限現金お						
よび使途制限現金同等物の増加	8,339	888,020	(145)	(15,441)	(1,034)	(110,111)
(減少)						
現金、現金同等物、使途制限現金お						
よび使途制限現金同等物期首残	10,832	1,153,500	10,977	1,168,941	12,011	1,279,051
高						
現金、現金同等物、使途制限現金お	¢ 10 171	/2 0// 520	¢ 10 022	// /50 500	¢ 10 077	/ 1 100 044
よび使途制限現金同等物期末残高	\$ 19,171	/ 2,041,520	\$ 10,832	/ 1,153,500	\$ 10,977	/ 1,168,941
=						

# ビザ・インク 連結キャッシュ・フロー計算書 - (つづき)

					9月30日に終了した事業年度							
		2020	)年			201	9年			201	8年	
	(百)	<u> 5ドル)</u>	( ī	百万円)	<u>(百</u> )	ラドル <u>)</u>	(	百万円)	<u>(百</u>	<u> 万ドル)</u>	( Ī	百万円)
補足的開示												
法人税等に関して支払われた現金(純額)	\$	2,671	/	284,435	\$	2,648	/	281,986	\$	2,285	/	243,330
負債に係る利息支払額	\$	537	/	57,185	\$	537	/	57,185	\$	545	/	58,037
ビザ・ファウンデーションへの投資有 価証券の慈善拠出	\$	-	/	-	\$	-	/	-	\$	195	/	20,766
不動産、設備およびテクノロジーの取 得に関する債務	\$	38	/	4,047	\$	95	/	10,117	\$	77	/	8,200



### ・連結財務諸表注記

### 注記1 重要な会計方針の要約

組織-ビザ・インク(以下、「ビザ」または「当社」という。)は、200を超える国と地域において革新的かつ安全で信頼性の高い電子決済を可能にする世界規模の決済技術を有する会社である。ビザおよびその完全所有子会社には、Visa U.S.A. Inc.(以下、「ビザUSA」という。)、Visa International Service Association(以下、「ビザ・インターナショナル」という。)、Visa Worldwide Pte.Limited, Visa Europe Limited(以下、「ビザ・ヨーロッパ」という。)、Visa Canada Corporation (以下、「ビザ・カナダ」という。)、ビザ・テクノロジー・アンド・オペレーションズ・エルエルシーおよびサイバーソース・コーポレーションが含まれ、世界最大の電子決済ネットワークの1つであるビザネットを運営することにより、世界中の支払取引の承認、精算および決済を促進しており、当社が、金融機関および販売店に対して様々な商品、プラットフォームおよび付加価値のあるサービスを提供することを可能にしている。ビザは金融機関ではないため、カード発行、与信枠の拡大またはビザ商品のアカウント保有者に課せられる金利および手数料の設定を行っていない。多くの場合、アカウント保有者と加盟店の関係は、ビザの金融機関顧客により管理されている。

連結および表示の基礎 - 当社の連結財務諸表は、ビザおよびビザの連結事業体の財務諸表を含んでおり、 米国において一般に公正妥当と認められる会計原則(以下、「US GAAP」という。)に準拠して表示されている。当社は、当社が主たる受益者である変動持分事業体(以下、「VIE」という。)を含む、議決権の過半数を所有する事業体および被支配会社を連結の範囲に含めている。当社のVIEへの投資は、表示されている当社の連結財務諸表に対して重要ではなかった。連結に際しては、関係会社間の重要な残高および取引はすべて消去されている。

当社の事業活動は相互に関連し、各事業活動は互いに依存し、支え合っている。すべての重要な業務上の 意思決定は、ビザを単一のグローバル企業として分析したものに基づいている。したがって、当社は、「支 払サービス」を唯一の報告セグメントとしている。

見積りの使用 - US GAAPに準拠した連結財務諸表の作成にあたっては、経営陣が将来の事象に関する見積りおよび仮定を行うことが求められている。これらの見積りおよび仮定は、連結財務諸表日現在の資産および負債の報告金額、偶発資産および債務の開示ならびに報告期間における収益および費用の報告金額に影響を与える。将来における実際の結果はこれらの見積りと大幅に異なる可能性がある。コロナ・ウイルス(以下、「COVID-19」という。)の世界的な蔓延により、世界経済に重大な不確実性が生じている。世界規模のパンデミックであるCOVID-19の蔓延による影響について、ガイダンスとなるようなCOVID-19と比較可能な最近の事象がなく、結果として生じるCOVID-19による最終的な影響ならびにCOVID-19が引き続き当社の事業、経営成績および財政状態に影響を与える範囲についても将来の事態の進展によるため、不確実性が高く、予想することは困難である。個別の会計方針に基づく見積りの使用については、適宜、以下に詳述されている。

現金、現金同等物、使途制限現金および使途制限現金同等物 - 現金および現金同等物には、現金および特定の流動性の高い投資(当初満期日が取得日から90日以内のもの)が含まれる。現金同等物は主に取得原価で計上され、通常、満期までの残存期間が短いため、公正価値に近似している。当社は、使途制限現金および使途制限現金同等物を、通常の営業活動を目的として引き出す、または使用することができない現金および現金同等物と定義している。注記 4 - 現金、現金同等物、使途制限現金および使途制限現金同等物を参照のこと。

使途制限現金同等物 - 米国訴訟エスクロー - 当社はエスクロー口座を維持しており、米国の対象訴訟案件に関する和解金による金融負債または判決確定による賠償金は、当該エスクロー口座より支払われる。米国の対象訴訟案件の詳細に関しては、注記 5 - 米国およびヨーロッパの遡及的責任計画、ならびに注記20 - 法的事項を参照のこと。エスクロー資金は、マネーマーケット投資商品で運用され、連結貸借対照表上、利息収入(未払法人税等控除後)と共に使途制限現金同等物として分類されている。エスクロー資金から生じる利息収入は、連結損益計算書の営業外収益(費用)に計上されている。

投資および公正価値-当社は、特定の資産および負債を公正価値で測定している。公正価値は、測定日現在において市場参加者間で行われる秩序ある取引において資産を売却する際に受け取る、または負債を移転する際に支払う価格である。公正価値測定は、3段階の評価階層に基づき報告されている。注記6-公正価値の測定および投資を参照のこと。

市場性のある持分証券 - 連結貸借対照表の投資有価証券に計上されている市場性のある持分証券には、各種従業員報酬制度および給付制度に関するミューチュアル・ファンドへの投資を含んでいる。これらの投資のトレーディング活動は当社の従業員の指図で行われる。当該投資は信託されており、当社の業務上および流動性のニーズのために利用することはできない。受取利息および配当金ならびに公正価値の変動による実現および未実現利益ならびに損失は、営業外収益(費用)に計上され、連結損益計算書上の人件費と相殺されている。

売却可能負債証券 - 当社の負債証券への投資は、売却可能に分類され、連結貸借対照表の投資有価証券に計上されており、米国政府系負債証券および米国債を含んでいる。これらの有価証券は、取得時に取得原価で計上され、その後は公正価値で評価される。当社は、運転資金および流動性のニーズを満たすため、当該有価証券を売却可能とみなしている。当初満期日が貸借対照表日から90日超1年以内の投資または当社が1年以内の売却を意図している投資は、流動資産に分類されるが、その他のすべての有価証券は非流動資産に分類される。未実現利益および損失は、実現されるまで連結貸借対照表上の累積その他包括利益(損失)に計上されている。当社は、個別法を用いて有価証券の売却に係る実現利益または損失を計算している。これらの実現利益または損失は連結損益計算書の営業外収益(損失)に計上される。受取利息は、稼得時に認識され、連結損益計算書の営業外収益(損失)に計上される。

当社は、負債証券の一時的でない減損(以下、「OTTI」という。)に関して継続的な評価を行っている。 負債証券の公正価値が償却原価を下回った場合、当社は(1)有価証券を売却する意図がある場合、(2) 有価証券の公正価値が償却原価を回復する前に売却しなければならない可能性が50%超である場合、あるい は(3)有価証券の償却原価全額の回復が見込めない場合にOTTIを認識する。

市場性のない持分証券 - 当社の市場性のない持分証券は、連結貸借対照表のその他資産に計上され、容易に決定可能な市場価値のない株式非公開企業に対する投資を含む。当社は、同一または類似した投資の取引が市場で観察可能である場合に、市場性のない持分証券の帳簿価額を公正価値に調整する。市場性のない持分証券に係る実現および未実現損益はすべて、営業外収益(費用)に認識される。

当社は、20%から50%までの持分比率を有する、あるいは重要な影響力を有する他の事業体への投資については、持分法で会計処理している。持分法における各事業体損益の当社持分は、連結損益計算書の営業外収益(費用)に反映されている。また、当社が被投資会社に重要な影響力を有するか否かに関わらず、持分比率が5%以上のリミテッドパートナーシップおよび有限責任会社などのフロースルー法人についても持分法を適用している。

当社は、その他の事業体への投資で、当該事業体に対する持分比率が20%未満、またはフロースルー法人 に対する持分比率が5%未満で当社が重要な影響力を有していない場合は、公正価値の代替的評価により会

有価証券報告書

計処理を行っている。これらの投資は非公開企業の持分で構成されており、連結貸借対照表上、その他資産 として計上されている。

当社は持分法および代替的な公正価値測定が適用されている投資の減損の可能性について、定期的にレビューしている。当該レビューには、通常、これら投資に影響を及ぼす事象および状況の変化、当該事業体のキャッシュ・フローと資本の必要性に関する予測ならびにビジネスモデルの実行可能性に関する分析が含まれる。

金融商品 - 当社は、以下の商品、具体的には現金および現金同等物、使途制限現金同等物、投資有価証券、未収決済金および未払決済金、売掛金、顧客担保、市場性のない持分投資、およびデリバティブ商品を金融商品とみなしている。注記 6 - 公正価値の測定および投資を参照のこと。

未収決済金および未払決済金 - 当社は、世界中の顧客との支払取引の承認、精算および決済のためのシステムを運営している。当社の金融機関顧客とのほとんどの米ドル建て決済は、同日内に決済され、未収または未払残高は発生しない。決済通貨が米ドル以外の場合、通常、1営業日または2営業日の間未決済となるため、顧客金融機関に対する債権および債務が発生する。これらの金額は、連結貸借対照表に未収決済金および未払決済金として表示されている。

顧客担保 - 当社の業務規定に従って処理されるビザの決済サービスによって生じた顧客の決済義務の履行を確実にするために、当社は特定の顧客から現金および現金以外の資産を預かっている。当該現金担保資産の使用は制限され、対応する負債により完全に相殺されるが、資産および負債残高の双方が連結貸借対照表に計上されている。差入有価証券は、当社が所有する当社名義の口座において証券保管機関により保管されている。ただし、当社はこれらの有価証券を再担保に差し入れる権利を有していないものの、その決済義務において当該顧客が債務不履行に陥った場合にこれらの有価証券を売却することができる。信用状は支払いを保証する取消不能信用状として、主に顧客である金融機関によって開設される。保証は主に親会社である金融機関により、その子会社の債務の担保として提供されている。当社は信用状および保証を提供している金融機関の財政面での実行可能性を定期的に評価している。注記12 - 決済保証の管理を参照のこと。

保証および補償 - 当社は、発生の可能性に関係なく、取引開始時に保証および補償に関する債務を認識している。当社は、ビザの運営規定に従って処理されたビザブランドのカードおよび決済商品に関して、当社の金融機関顧客が他の顧客の決済不履行により被った決済損失を補償する。決済補償に関する負債の見積公正価値は、連結貸借対照表の未払費用に含まれている。

不動産、設備およびテクノロジー(純額) - 不動産、設備およびテクノロジーは、取得原価から当該資産の見積耐用年数にわたって定額法で算定される減価償却および償却累計額を控除した後の金額で計上される。テクノロジーのおよび設備の減価償却は、2年から10年の見積耐用年数にわたって算定される。賃借物件改良費は資産の耐用年数またはリース期間のいずれか短い方の年数にわたって償却される。建物付属設備は、3年から40年で減価償却され、建物は40年にわたって減価償却される。資産の機能向上を目的とした改良費は資産計上され、当該資産の残存耐用年数にわたって減価償却される。土地および建設仮勘定は、減価償却されない。完全償却済資産は、使用が終了するまで、不動産、設備およびテクノロジー(純額)に計上されている。

テクノロジーには、購入ソフトウェアと社内開発ソフトウェア(買収によって取得したテクノロジー資産を含む)が含まれている。社内開発ソフトウェアは主にビザネット電子決済ネットワークに利用されているソフトウェアを表している。初期開発段階で発生した内部および外部費用は、発生時に費用計上される。アプリケーションの開発段階で発生し、適格と判断された費用は、資産計上される。これらの費用はプロジェクトが実質的に完了した時点およびソフトウェアが利用可能となった時点から当該テクノロジーの見積耐用

年数にわたり定額法で償却される。取得したテクノロジー資産は当初公正価値で計上され、見積耐用年数に わたり定額法で償却される。

長期性資産の減損に関して当社は、年次で、あるいは資産または資産グループの帳簿価額が回収不能となる可能性のあることを示す事象および状況の変化が存在する場合にはより頻繁に、その回収可能性を評価する。割引前予想将来キャッシュ・フロー(純額)の合計額が資産または資産グループの帳簿価額を下回っている場合は、資産または資産グループの帳簿価額が公正価値を上回る部分について減損損失が認識される。注記7 - 不動産、設備およびテクノロジー(純額)を参照のこと。

リース - 当社は、開始時に契約がリースであるか否か判断する。使用権(以下、「ROU」という。)資産およびそれに対応するリース負債は、リース期間にわたる残存リース料の現在価値に基づいて開始日に認識される。この目的のため、当社は、開始時点で固定および確定可能なリース料のみを考慮している。当社のリースの大部分は、計算利子率が提示されていないため、当社は、リース料の現在価値を決定する際に開始日において入手可能な情報に基づき追加借入利子率を使用する。ROU資産もまた、開始前のリース料を含んでおり、受け取ったリース・インセンティブを控除後の金額で計上されている。リース期間には、当社がリースを延長または解約するオプションを行使することが合理的に確実である場合、それらのオプションを含めることがある。当社は、12ヶ月以下の期間のリースに関してROU資産およびそれに対応する負債を計上しない。

当社は、リース開始時にリース期間を更新することが合理的に確実であるとみなされる場合を除いて、リース期間を決定する際に更新を含めない。リース契約には、通常、リース要素と非リース要素が含まれる。非リース要素には、主としてメンテナンス費用および水道光熱費が含まれる。当社は、すべてのリースについてリースに係る非リース要素をリース料に含めない。オペレーティング・リースはROU資産として計上されており、連結貸借対照表上、その他資産に含まれている。1年以内に返済予定のリース負債は、連結貸借対照表の未払費用に含まれており、長期負債はその他負債に含まれている。当社のリース費用は、リース契約に基づいて営業成績に認識された金額で構成されており、減損およびサブリース収益に関して調整されている。

無形資産(純額)-当社は、識別可能無形資産を取得日の公正価値で計上し、それぞれの資産の耐用年数 を評価している。

耐用年数が有限である無形資産は、主に買収により取得した顧客関連資産、再販業者関連資産および商標権により構成されている。耐用年数が有限である無形資産は、定額法により償却しており、その帳簿価額が回収不能となる可能性のあることを示す事象および状況の変化が存在する場合に回収可能性の評価を行う。これらの無形資産の耐用年数は3年から15年である。2020年9月30日現在において、減損の兆候を示す事象または状況の変化は存在していない。注記8-無形資産およびのれんを参照のこと。

耐用年数が確定できない無形資産は、商標権、顧客関連資産および再取得した権利で構成されている。耐用年数が確定できない無形資産については、償却は行わないものの、年次または減損の兆候を示す事象または状況の変化が存在する場合にはより頻繁に減損の評価を行っている。当社は、まず、耐用年数が確定できない無形資産に関して、定量的減損テストを実行する必要があるか否かについて判断するために定性的要素の評価を行っている。当社は、耐用年数が確定できない無形資産の各カテゴリーについて総額ベースで減損評価を行っており、この評価には、それらの資産または資産グループへのキャッシュ・フローの配分および/またはそれらの資産または資産グループの公正価値の見積りを必要とする場合がある。耐用年数が確定できない無形資産の公正価値が帳簿価額を下回っている場合には減損が存在する。当社は、減損の評価を完了するにあたり、割引将来キャッシュ・フロー(純額)、事業計画および現在価値法の利用を含む複数の要因を考慮している。

当社は耐用年数が確定できない無形資産について、2020年2月1日に年次の減損レビューを完了し、同日 現在で減損は存在しないと結論づけた。2020年9月30日現在において、当社の耐用年数が確定できない無形 資産について減損の兆候を示すような事象または状況の変化は存在していない。

のれん - のれんは、企業結合により取得した純資産の取得価格が公正価値を超過する部分を表すものである。のれんは償却されないものの、毎年または減損の兆候を示す事象または状況の変化が存在する場合にはより頻繁に、報告単位ごとに減損評価を行っている。

当社は、のれんについて2020年2月1日に減損評価を実施し、同日現在で減損は存在しないと結論づけた。2020年9月30日現在において、減損の兆候を示すような事象または状況の変化は存在していない。

未払訴訟債務 - 当社は、当社が当事者となっている法的手続きまたは行政手続きにおいて、不利な結果が生じる可能性について評価しており、債務の発生可能性が高く損失金額を合理的に見積ることが可能である場合、偶発損失を計上している。これらの判断は、法的手続きまたは行政手続きの状況、当社の抗弁のメリットおよび社内外の弁護士との協議に基づいた主観的なものであり、実際の法的手続きおよび行政手続きの結果は当社の見積りと著しく異なる場合がある。当社は、訴訟費用を発生時に連結損益計算書の専門家報酬に計上している。注記20 - 法的事項を参照のこと。

収益認識 - 当社は、修正遡及移行アプローチを用いて2018年10月1日より会計基準アップデート(以下、「ASU」という。)第2014-09号を適用している。2018年10月1日以降開始する報告期間の業績は、新しい収益基準に基づいて表示される。財務諸表に表示される過年度の比較対象期間は修正再表示されておらず、引き続き従前の収益基準に基づいて報告されている。

当社の純収益は、主として以下の区分、具体的にはサービス収益、データ処理収益、国際取引収益およびその他収益より構成され、顧客インセンティブが控除されている。決済ネットワークサービス・プロバイダーとしての当社の顧客に対する義務は、契約期間にわたって当社の決済ネットワークを継続して利用できるようにすることである。対価は、主としてビザの商品の取引金額および種類ならびに決済件数に基づいて変動する。当社は、決済ネットワークサービスの提供につれて、当社が当該サービスと引き換えに受領が予測される対価を反映した金額で収益(売上税およびその他の類似する税金控除後)を認識する。決済ネットワークサービスに関する固定手数料は通常、開示対象のサービス期間にわたって比例した率で認識される。当社は、決済ネットワークサービスに関する残存履行義務、および本来は変動する顧客の将来の業績の制約を受けその業績に左右されるその他の履行義務を開示しないという任意の免除規定を選択している。当社はまた、発行会社および消費者ソリューション、加盟店および加盟店獲得会社ソリューション、不正管理およびセキュリティ・サービス、データ商品ならびにコンサルティングおよび解析を含む、売上税およびその他の類似する税を控除後のその他の付加価値サービスによる収益についても、これらの付加価値サービスが実施されるにつれて認識する。

サービス収益は、主としてビザの決済サービスの顧客の利用をサポートする上で提供されるサービスにより稼得される収益で構成されている。現在の四半期毎のサービス収益は、主に、前四半期の決済額に当四半期の価格を適用して算定されている。当社はまた、継続的な商品受入および取引高増大イニシアティブのサポートに対する評価から収益を稼得している。これらの収益は、関連取引が発生する期間と同じ期間に認識される。

データ処理収益とは、認証、精算、決済、付加価値サービス、ネットワーク・アクセスおよび世界中の当社の顧客間での取引や情報処理を円滑に行うためのその他の保守サポート・サービスに関して稼得される収益より構成されている。データ処理収益は関連取引が発生する期間、またはサービスが実施される期間と同じ期間に認識される。

有価証券報告書

国際取引収益は、国際取引および通貨換算業務の処理により稼得される。国際取引は、カードが発行された国または取引を組成した金融機関の属する国が受益者の属する国と異なっている場合に発生する。国際取引収益は、国際取引が発生する期間、またはサービスが実施される期間と同じ期間に認識される。

その他収益は主に、付加価値サービス、ビザブランドまたはテクノロジーの使用に関するライセンス手数料、アカウント保有者サービス、認証、ライセンス、ならびにアカウント保有者の付帯保障およびコンシェルジュ・サービスのようなカード機能の追加により構成される。その他収益は、関連取引が発生する期間、またはサービスが実施される期間と同じ期間に認識される。

*顧客インセンティブ* - 当社は、金融機関顧客およびその他のビジネスパートナーとの間で、決済額の増加、ビザブランドのカードおよび商品の受入増加、ならびにビザのネットワークを介して取引を送信する加盟店の獲得による増収を目的とした様々なプログラムに関する長期契約を締結している。これらのインセンティブは、主に収益からの控除として会計処理される。顧客インセンティブは、顧客が提供する別個の財またはサービスと引き換えに支払いが行われる場合に営業費用として会計処理される。当社は、通常、これらの契約に基づく前払および固定のインセンティブを資産計上し、その金額を契約期間にわたり比例した率で収益からの控除として償却する。業績目標に基づき顧客が得るインセンティブは、各顧客の将来の業績に関する経営陣の見積りに基づいて収益からの控除として計上される。これらの計上は定期的にレビューされ、業績に対する見積りは、業績見通しの変更、実際の顧客の業績、既存契約の改定または新規契約の履行に基づいて適宜調整されている。

マーケティング - 当社は、広告の制作費用を発生時に費用計上している。メディア広告費用は、広告が掲載された時点で費用計上される。スポンサー費用は、当社がスポンサーとしての権利によって生じる便益を享受している期間にわたって認識される。販売促進項目は、発生時に費用計上されるが、それは関連サービスが受領される時点、または関連事象が発生する時点である。

法人税等 - 当社の法人税等は、当期法人税と繰延税金という2つの要素より構成されている。当期法人税は、当期に支払われた、または未払計上される税金である。繰延税金資産および負債は、財務諸表上の帳簿価額と税務上の資産および負債との一時差異、繰越欠損金および繰延税額控除に起因する将来の税務上の加減算を反映するように認識される。繰延税金資産および負債はこれらの一時差異が回収または解消される年度の課税所得に適用される実効税率により算定される。繰延税金資産の実現可能性の評価において、経営陣は、繰延税金資産の一部あるいは全部が実現できない可能性が50%超であるか否かについて検討している。過去の課税所得、一時差異の減算可能期間における将来課税所得の見積り、および適格とされるタックス・プランニング戦略に基づき、実現しないとみられる部分について評価性引当金が計上されている。

税法の解釈が確定していない場合、当社は法人税等の不確定要因を認識、測定および開示している。当社は、不確定のタックス・ポジションに係る支払利息および課徴金を連結損益計算書上の営業外収益(費用)に計上している。当社は、連邦連結納税申告および特定の州において合算州税申告を行っている。当社は、当社にとって有益である場合は、いずれの年度でも外国税額控除を請求することにしている。注記19 - 法人税等を参照のこと。

年金およびその他退職後給付制度 - 当社の確定給付型年金およびその他の退職後給付制度は年金数理により評価され、そこでは割引率および制度資産の期待収益率(適格年金制度の場合)を含む、多くの重要な基礎率が使用されている。この割引率は、キャッシュ・フロー・マッチング分析に基づいており、予想給付支払額を直物レート(高格付けの社債から得られる利回りカーブを使用する)とマッチングさせることによって算出される。年金制度資産の期待収益率は、主として目標配分率に基づき、かつ以下のような要素を考慮して妥当性を評価する。( )制度資産の実際収益、( )制度資産ポートフォリオ中の様々な資産クラスごとの過去の収益率、( )様々な資産クラスごとの収益予想、および( )現在および将来の資本市場の

有価証券報告書

状況ならびに経済予測。年金制度資産の実際収益と期待収益の差異(10%の回廊を超える資産収益実績を含む)は、正味期間年金費用の計算において、従業員の将来の予想平均勤務期間(米国および米国外の年金制度において約6年から10年までの幅がある)にわたって認識されている。その他の基礎率には、退職年齢、死亡率、離職率および昇給率等の人口統計学上の要素が含まれている。当社は、この基礎率を毎年検証し、必要に応じて修正している。

当社は、年金給付債務を清算する場合には清算損失を認識しているが、それには一定の基準を満たした場合に所定の年金給付を受領する権利と引き換えに制度加入者に対して現金を一括支給する場合も含まれる。注記11 - 年金およびその他の退職後給付を参照のこと。

外貨再測定および換算 - 海外事業の大半において、当社の機能通貨は米ドルである。ただし、機能通貨がユーロであるビザ・ヨーロッパを除く。適用される機能通貨以外の通貨でなされた取引は、取引日の為替レートで機能通貨に換算されている。貨幣性資産および負債は、期末に貸借対照表日の為替レートで機能通貨に再測定されている。非貨幣性資産および負債は、取得時の為替レートで再測定されている。外貨換算の結果として生じた、換算および再測定に関連した利益および損失は、連結損益計算書の一般管理費に計上されており、それらは2020年度、2019年度および2018年度において重要ではなかった。

米ドル以外の通貨が機能通貨である場合、その機能通貨から米ドルへの換算は、貸借対照表勘定については貸借対照表日の為替レートで、損益勘定については当該期間の平均為替レートで行われている。結果として生じた為替換算調整額は、連結貸借対照表の累積その他包括利益または損失の構成要素として計上されている。

デリバティブ金融商品 - 当社は、機能通貨以外の通貨建ての予想営業キャッシュ・フローに対する為替レート変動のエクスポージャーを軽減するため、先物為替予約デリバティブ契約を利用している。キャッシュ・フロー・ヘッジに指定されたこれらのデリバティブ契約の期間は、通常12ヶ月未満である。キャッシュ・フロー・ヘッジの会計処理が適格であることを示すため、当社は様々なヘッジ取引を行う際の当社のリスク管理目的および戦略とともに、ヘッジの開始時点におけるヘッジ取引とヘッジ対象の関係すべてを正式に記録している。さらに当社は、ヘッジ取引で利用されるデリバティブ商品がヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動を相殺することに対して極めて有効であるか、また将来においても引き続き極めて有効であることが期待できるかどうかについて正式に評価している。

デリバティブ取引は公正価値に基づく総額ベースにより連結貸借対照表に計上されている。キャッシュ・フロー・ヘッジに指定されたデリバティブ商品の公正価値の変動によって生じた利益および損失は、連結貸借対照表の累積その他包括利益または損失、あるいは連結損益計算書の対応する勘定(計上されている収益または費用勘定)に計上されている。ヘッジ会計に指定されていないデリバティブ商品の公正価値の変動によって生じた利益および損失について、営業活動のヘッジに関しては一般管理費に計上され、非営業活動のヘッジに関しては営業外収益(費用)に計上される。

公正価値へッジの変動に関する利益および損失は、連結損益計算書の同一の勘定科目において、基礎となるヘッジ対象の価値の変動に関連する損失または利益と共に、営業外収益(費用)に認識される。純投資ヘッジの価値の変動はその他包括利益(損失)に計上される。純投資ヘッジの有効性テストから除外される金額は営業外収益(費用)に認識される。公正価値ヘッジとして指定されたデリバティブに関連したキャッシュ・フローは、ヘッジ対象の分類によって、連結キャッシュ・フロー計算書上、営業活動、投資活動または財務活動に含まれる可能性がある。純投資ヘッジとして指定された金融商品に関連したキャッシュ・フローは投資活動に分類される。注記13 - デリバティブ金融商品を参照のこと。

株式に基づく報酬 - 当社は、公正価値法を用いて、見積失効数を控除後の株式に基づく報酬費用を認識している。当社は、勤務条件付の報酬についてのみ、必要不可欠な勤務期間(通常、権利確定期間)にわたり定額法で報酬費用を認識している。業績連動型株式報酬費用は段階法により認識される。これらの金額は、

当初、業績目標に基づいて見積られ、必要に応じて業績期間を通じて経営陣の最善の見積りに基づき調整される。注記17 - 株式に基づく報酬を参照のこと。

一株当たり利益 - 当社は、発行済普通株式の各クラスおよびシリーズの異なる権利を反映するため、2種方式を使用して一株当たり利益を算出している。普通株式同等物に伴う株式の希薄化効果は、金庫株式法を用いた希薄化後一株当たり利益に反映されている。注記16 - 一株当たり利益を参照のこと。

### 最近公表された会計基準

2016年2月に、FASBはASU第2016-02号を公表した。当該ASUは、オペレーティング・リースによって生じたリース資産およびリース負債を貸借対照表で認識することを義務付けている。その後、FASBは、利用可能な移行方法に対応し、貸手の費用および新しいリース基準のその他の側面に関するガイダンスを明確にする新リース基準に対する一連の改訂も公表している。当社は、修正遡及移行法を用いて当該基準を2019年10年1日より適用し、比較対象期間は、過年度のリース基準を使用して引き続き報告されている。当社は、移行ガイダンスに基づいて認められる実務上の便法を適用することを選択した。これにより当社は、契約がリースであるか、またはリースを含んでいるかについて、リースの分類および当初直接コストの資産化についてこれまでの評価を引き継ぐことが可能になる。当該基準の適用による連結財務諸表への重要な影響はなかった。

2018年2月に、FASBはASU第2018-02号を公表した。当該ASUは、2017年12月22日における一般に税制改革法(以下、「税法」という。)として知られる米国税制改革法の成立による米国連邦法人税率の変更のため、当初その他包括利益に計上された税効果の調整について、その他包括利益累計額から利益剰余金へ組み替えることを認めるものである。当社は、2019年10月1日より当該ASUを適用した。当該基準の適用による連結財務諸表への重要な影響はなかった。

2016年6月に、FASBはASU第2016-13号を公表し、その後の改訂も公表している。当該ASUは、償却原価で保有される金融資産に関する予想信用損失の測定および認識を義務付けている。当社にとって、当該ASUの改訂は、2020年10月1日より有効となる。当社は、ASU第2016-13号の連結財務諸表への影響について現在評価中である。

2019年12月に、FASBはASU第2019-12号を公表した。当該ASUは、法人税に関する既存のガイダンスの一般的な原則に対する特定の例外規定を廃止し、その他の軽微な改良を行うことによって、法人税の会計処理を簡素化している。当社にとって、当該ASUの改訂は、2021年10月1日より有効となる。今回、当社は当該ASUの早期適用を検討していない。当該基準の適用による連結財務諸表への重要な影響はないと予想される。

2020年1月に、FASBはASU第2020-01号を公表した。当該ASUは、企業に公正価値測定の代替処理を適用する目的で、持分法による会計処理を適用または中止する場合には、観察可能な取引を考慮することが求められることを明確にしている。当社にとって、当該ASUの改訂は、2021年10月1日より有効となる。当該基準の適用による連結財務諸表への重要な影響はないと予想される。

2020年3月に、FASBはASU第2020-04号を公表した。当該ASUは、金利指標改革により廃止される見込みのロンドン銀行間取引金利または別の参照金利を参照する契約、ヘッジ関係およびその他の取引へのU.S.GAAPの適用に関して、選択的便法および例外を提供するものである。当社にとって、当該ASUの改訂は、公表から2022年12月31日まで有効となる。当社は、ASU第2020-04号の連結財務諸表への影響について現在評価中である。

### 注記2 取得

未完了となっている買収 - 2020年 1 月13日に、当社は5.3十億ドルでプラッド・インクを買収する正式契約を締結した。当社は、約4.9十億ドルの現金ならびに約0.4十億ドルの留保資本および繰延べられた資本の対価を支払う予定である。この買収は、規制当局のレビューおよび承認を含む、クロージングの慣行的な条件が付されている。2020年11月 5 日に、米国司法省は、ビザによるブラッドの買収を防ぐため恒久的差止め命

令を求めて、カリフォルニア州北部地区の米国地方裁判所に申立てを行った。注記20 - 法的事項を参照のこと。

2019年度の取得 - 当社は、合計購入対価942百万ドルで複数の事業を取得した。当該購入対価は、現金888百万ドルおよび繰延現金対価54百万ドルで構成されていた。2020年9月30日現在、取得した有形資産および無形資産ならびに負債への購入価格の配分は完了している。2019年9月30日現在の暫定的な購入価格の配分に重要な調整はなかった。取得した純資産に対する購入対価の超過分を反映するため、のれんが計上された。これは、当社が提供する商品の拡大およびその他の相乗効果から期待される価値を表している。税務上損金算入されると予想されるのれんは、総額約360百万ドルである。

以下の表は、取得した事業に関して、総額で、購入価格の配分を要約したものである。

	購入価格の配分	
	(百万ドル)	
取得した有形資産純額(引受負債)		\$ 23
無形資産		319
のれん		647
合計 ⁽¹⁾		\$ 989

(1) 取得した事業体において以前保有していた持分の公正価値47百万ドルを含む。

以下の表は、購入価格の配分に基づいて、取得した識別可能無形資産を要約したものである。

	取得日現在 公正価値		加重平均耐用年数
	(百万ドル	)	(年)
開発されたテクノロジー	\$	70	4
顧客関連資産		249	12
合計	\$	319	10

当該取得に関するプロフォーマ情報は、当社の財務成績への影響が重要でなかったため表示されていない。発生した取引費用は重要ではないため当社の連結損益計算書に含まれている。

### 注記3 収益

当社の収益およびキャッシュ・フローの性質、金額、時期および不確実性ならびにそれらが経済的要因によってどのような影響を受けるかについては、当社の収益区分および地域別市場を通じて最も適切に描写されている。以下の表は、2020年、2019年および2018年9月30日に終了した事業年度における当社の純収益を収益区分別および地域別に表したものである。

9月	30日	に終了	した事業年度

	2020年	2019年	2018年			
		<u> </u>				
サービス収益	\$ 9,804	\$ 9,700	\$ 8,918			
データ処理収益	10,975	10,333	9,027			
国際取引収益	6,299	7,804	7,211			
その他収益	1,432	1,313	944			
顧客インセンティブ	(6,664)	(6,173)	(5,491)			
純収益	\$ 21,846	\$ 22,977	\$ 20,609			

### 9月30日に終了した事業年度

	2020年	2019年	2018年	
		<u></u> - (百万ドル)		
米国	<b>\$</b> 10,125	\$ 10,279	\$ 9,332	
米国以外	11,721	12,698	11,277	
純収益	\$ 21,846	\$ 22,977	\$ 20,609	

残存履行義務は、主に付加価値のあるサービスに関連した、将来の期間に請求され、認識されることになる繰延収益および未請求の契約収益で構成されている。2020年9月30日現在、残存履行義務は1.4十億ドルであった。当社は、約半分が今後2年間に、残りはその後に収益として認識されると予想している。ただし、収益認識の金額および時期は、契約の条件変更および終了を含む、複数の要素による影響を受ける。当該金額および時期は、残存履行義務に配分される金額の見積りおよびかかる収益が認識されうる時期に影響を及ぼす可能性がある。

### 注記4 現金、現金同等物、使途制限現金および使途制限現金同等物

当社は、連結キャッシュ・フロー計算書に表示された期首残高および期末残高に合計されている、連結貸借対照表に計上された現金、現金同等物、使途制限現金および使途制限現金同等物を以下のとおり調整している。

	9月30日			
	2020年	2019年	2018年	
		(百万ドル)		
現金および現金同等物	\$ 16,289	\$ 7,838	\$ 8,162	
使途制限現金および使途制限現金同				
等物:				
米国訴訟エスクロー	901	1,205	1,491	
顧客担保資産	1,850	1,648	1,324	
前払費用およびその他流動資産	131	141	-	
現金、現金同等物、使途制限現金お よび使途制限現金同等物	\$ 19,171	\$ 10,832	\$ 10,977	

### 注記5 米国およびヨーロッパの遡及的責任計画

### 米国の遡及的責任計画

当社は、特定の訴訟案件(以下、「米国の対象訴訟案件」という。)を対象に、潜在的な債務に備えるための複数の仕組みを構築した。これらの仕組みは米国の遡及的責任計画に含まれており、米国の訴訟エスクロー契約、当社のクラスB普通株式の転換条項、ビザ USAの加盟金融機関の補償債務条項、インターチェンジ訴訟損失分担契約、損失分担契約および包括契約(改訂版)より構成されている。

米国の対象訴訟案件は、和解済みの案件、そうでない場合は完全または実質的に解決済みの案件、ならび に以下の訴訟より構成される。

- ・インターチェンジ広域係属訴訟。ペイメント・カード・インターチェンジ手数料および加盟店割引に関する反トラスト法訴訟について、1:05-md-01720-JG-JO(E.D.N.Y.)またはMDL 1720(現在MDL 1720に含まれているすべての訴訟、および当社の新規株式公開前の期間に関する損害賠償請求で、広域訴訟司法委員会により公判前手続の調整もしくは併合のために随時MDL 1720に移管された、または移管される、あるいは正当な司法権を有する裁判所により随時MDL 1720に含まれるその他の訴訟を含む)。
- ・上記の訴訟の再編成または成立に異議を唱える申立て。ただし、これらの申立てが、広域訴訟司法委員会により公判前手続の調整もしくは併合のために随時MDL 1720に移管される、あるいは正当な司法権を有する裁判所により随時MDL 1720に含まれることを条件とする。
- ・ MDL 1720における、集団訴訟の和解規定第23(b)(3)からの離脱によって2015年10月22日以後に提訴された案件。MDL 1720で主張されている内容と実質的に同一の事実または状況によって生じたもので、かつ MDL 1720に移管されないか、または移管されない場合、MDL 1720に含まれる案件。注記20 法的事項を参照のこと。

米国の訴訟エスクロー契約 当社は米国の訴訟エスクロー契約に準拠して、エスクロー口座を保有している。米国の対象訴訟案件に関する和解または判決確定による支払は当該エスクロー口座から行われる。エスクロー口座の金額は、取締役会および当社の訴訟委員会によって決定され、すべての訴訟委員会メンバーは特定のビザUSAの加盟金融機関の関連会社であるか、または代理である。エスクローの資金はマネーマーケット投資商品で運用され、連結貸借対照表上、利息収入(法人税を控除後)と共に使途制限現金として分類されている。

以下の表は、使途制限現金同等物 - 米国の訴訟エスクロー口座の変動を表している。

	2020年	2019年	
	(百万		
期首残高	\$ 1,205	\$ 1,491	
訴訟エスクロー口座への分割金の返還	467	-	
訴訟エスクロー口座への預託金	-	300	
集団訴訟原告の和解基金に対する支払い ⁽¹⁾	-	(600)	
離脱加盟店に対する支払い ⁽¹⁾ およびエスクロー資金から生じ			
る利息収入	(771)	14	
期末残高	\$ 901	\$ 1,205	

(1) これらの支払いはインターチェンジ広域係属訴訟に関連している。注記20 - 法的事項を参照のこと。

米国の対象訴訟案件に関する費用は米国訴訟エスクロー勘定残高を上回るまたは下回る可能性がある。約467百万ドルの分割金が受領され、当社の訴訟エスクロー口座に預託された。訴訟エスクロー口座へ預託され

た金額および離脱請求に対処するための過年度の費用の再設定は、2020年度に計上された。当社は、2019年度において米国の対象訴訟案件に関する費用370百万ドルを計上した。注記20 - 法的事項を参照のこと。

転換条項 計画の条件に基づき、当社が米国の訴訟エスクロー口座に資金を拠出する場合、クラスB普通株式のクラスA普通株式への転換比率が調整されることにより、クラスB普通株式は希薄化される。このことは希薄化後クラスA普通株式の一株当たり利益において、転換後の当社のクラスA普通株式を買戻すことと同様の経済効果となるが、これはクラスB普通株式の転換比率が低くなり、その結果転換後のクラスA普通株式の株式数が減少することによるものである。注記15-株主資本を参照のこと。

補償債務条項 米国の訴訟エスクロー契約および計画におけるその他の契約のもとで利用可能な金額が、 米国の対象訴訟案件を完全に解決するための金額として不十分である場合、当社はその不足分につきビザUSA の加盟金融機関に対して補償義務(ビザUSAの基本定款、付随定款および会員規約に従って、補償義務とする ものを含むが、それに限定されるわけではない)を強制するなど商業上合理的な取り組みを行う。

インターチェンジ訴訟損失分担契約 ビザUSAおよびビザ・インターナショナルは、インターチェンジ広域係属訴訟の被告である特定のビザUSAの加盟金融機関との間でインターチェンジ訴訟損失分担契約を締結している。当該訴訟については注記20 - 法的事項に記載されている。当該損失分担契約により、調印者であるビザUSAの加盟金融機関は、確定賠償金額からマスターカード負担金額を除いた金額のうち、メンバーシップ負担分を支払うこととなる。

損失分担契約 ビザはビザUSA、ビザ・インターナショナルおよび特定のビザUSAの加盟金融機関との間で 損失分担契約を締結している。この損失分担契約は、ビザUSA、ビザ・インターナショナルおよび特定の状況 下においてビザが行う補償について規定している。具体的には、以下の金額について補償を行う。(i)イン ターチェンジ訴訟損失分担契約の実施後に米国の対象訴訟案件に関してビザUSAまたはビザ・インターナショ ナルが支払った確定賠償金額、ならびにインターチェンジ訴訟損失分担契約調印者への払戻可能額。また は、( ) ビザUSAの基本定款に基づき、特定のビザUSAの加盟金融機関の投票により承認された米国の対象訴 訟案件の和解金額。当該損失分担契約の当事者である銀行が被る債務額は、ビザUSA、ビザ・インターナショ ナルまたはその他のインターチェンジ訴訟損失分担契約調印者が被る確定賠償金額、あるいは米国の対象訴 訟案件の承認された和解金額に該当銀行の当時のメンバーシップ持分比率(ビザUSAの基本定款に基づいて計 算される)を乗じた金額となる。

2015年10月22日にビザは、損失分担契約(改訂)を締結した。当該改訂には、MDL 1720における集団訴訟の和解規定第23(b)(3)からの離脱によって、改定後に提訴された訴訟(米国の対象案件の範囲内で、MDL 1720で主張されている内容と実質的に同一の事実または状況によって生じたもので、かつMDL 1720に移管されないか、または移管されない場合、MDL 1720に含まれるもの)が含まれる。同日にビザは、インターチェンジ訴訟損失分担契約および包括契約(それらの契約の範囲内にある訴訟を含む)(改訂)を締結した。

包括契約 ビザは、マスターカードおよび特定のビザUSAの加盟金融機関との間で、損失分担契約、インターチェンジ訴訟損失分担契約およびインターチェンジ広域係属訴訟に関するその他の契約について、署名者間の意図を確認し記録した包括契約を締結した。注記20 - 法的事項を参照のこと。包括契約に基づいて、当該包括契約の対象となるインターチェンジ広域係属訴訟の和解金の負担分は、マスターカード負担分33.3333%とビザ負担分66.6667%に分割される。さらに、包括契約に基づき、ビザ関連訴訟の判決に係る部分については、ビザ負担分として取り扱われる。ビザは、包括契約に基づき、マスターカード関連訴訟の判決に係る部分については、負債を有しておらず、判決がビザ関連訴訟またはマスターカード関連訴訟に係るものでない場合、マスターカード負担分33.3333%とビザ負担分66.6667%に分割されることとなる。包括契

有価証券報告書

約に係る和解または判決のビザ負担分は、当社の米国の遡及的責任計画の特別条項に従って割り当てられる。連結損益計算書の訴訟引当金は、包括契約の実行による影響を受けなかった。

2014年8月26日に、ビザは、包括契約(改訂)を締結した。当該包括契約(改訂)は、インターチェンジ 広域係属訴訟における離脱訴訟の特定の和解(包括契約の和解分担条項)に適用可能である。この取決めに 従って、包括契約の対象となるインターチェンジ広域係属訴訟の和解金の負担分は、マスターカード負担分 33.3333%とビザ負担分66.6667%に分割される。当該包括契約(改訂)はまた、集団和解契約の終了時における分担についても規定しており、ビザおよびマスターカードは、相互に合意できる取決めを締結した。そうすることによって、( )和解契約終了の結果として被告に支払われた合計額と( )以前に被告に支払った一時金の合計額うち、ビザは3分の2、マスターカードは3分の1を受領することとなる。

### ヨーロッパの遡及的責任計画

英国の損失分担契約 - 当社は、ビザ・ヨーロッパおよび英国に所在するビザ・ヨーロッパの加盟金融機関の一部(以下、「英国LSAメンバー」という。)と損失分担契約を締結している。これは、各英国LSAメンバーの一部の合意(共同ではない)により締結された。合意は、ビザ・ヨーロッパの取得の完了(以下、「クロージング」という。)前に英国内における多国籍インターチェンジ手数料のレート設定に関する既存および潜在的な訴訟の一部により、当社、ビザ・ヨーロッパあるいはその関係会社に発生した損失の一部を補償することを目的としたものである。補償には条件があり英国LSAの各メンバーが受領する補償一時金には上限がある。英国の損失分担契約に基づく英国LSAメンバーの義務は、特に以下のいずれかを条件としている。(a) 英国の対象請求案件において生じた損失は、2016年6月21日において1.0十億ユーロを超過する損失を英ポンドで評価する(また、それに従ってUK&I優先株式の転換比率を引き下げる)、または(b)ビザ・ヨーロッパ域内で設定された多国籍インターチェンジ手数料のレートに関する申立てにより生じた損失に従ってUK&I優先株式の転換比率をゼロまで削減する。

訴訟取扱契約 - 当社は、ビザ・ヨーロッパと訴訟取扱契約を締結している。訴訟取扱契約は、VE域内の対象訴訟案件、当該訴訟案件によって生じた損失(以下、「VE域内のカバード・ロス」という。)のUK&I優先株式とヨーロッパ優先株式との間の割当て、ならびにUK&I優先株式およびヨーロッパ優先株式の転換の前倒しまたは転換比率の引き下げの取り扱いに関する契約を規定している。当該訴訟取扱契約は、VE域内の対象訴訟案件(ならびに結果として生じた損失および負債)のみに対して適用される。訴訟取扱契約は、VE域内の対象訴訟管理委員会(以下、「VE域内訴訟管理委員会」という。)への報告および協議といった一定の義務を条件として、当社が通常、VE域内の対象訴訟案件の進捗を管理することを規定している。特定のビザ・ヨーロッパ加盟金融機関の代表で構成されるVE域内訴訟管理委員会もまた、VE域内の対象訴訟案件に関する特定の重要な意思決定を承認するための同意権が付与されている。

当社は、UK&Iおよびヨーロッパ優先株式、英国の損失分担契約、ならびに訴訟取扱契約を通じて、VE域内のカバード・ロスに関する一定のプロテクション(以下、「ヨーロッパの遡及的責任計画」という。)を取り付けている。当該計画は、対象期間(概ねクロージング前の期間を指す)に関連したVE域内の対象訴訟案件(ならびに結果として生じる負債および損失)をカバーするものである。カード発行者がビザ・ヨーロッパ域外に所在しており、加盟店はビザ・ヨーロッパ域内に所在する多国籍インターチェンジ手数料に関する申立てから生じた負債の場合、当該計画によるビザの保護は、更に負債の70%までに制限されている。当該計画は、ヨーロッパにおけるあらゆる種類の訴訟または競争法の執行手続きにおいて課される救済あるいは罰金から当社を保護するものではなく、当該計画の条件の対象となっているインターチェンジ訴訟に限定される。

ヨーロッパの遡及的責任計画は、米国の遡及的責任計画とは異なり、和解や判決確定の資金に用いられるエスクロー口座を有していない。当社は、UK&Iおよびヨーロッパ優先株式に適用するクラスA普通株式の転換比率に対する定期的な調整を通じて、VE域内のカバード・ロスを回収する権限を与えられている。ヨーロッパの遡及的責任計画の優先株式の構成要素を通じて利用可能なプロテクションの合計金額は、以下に基づ

き、随時算定可能な優先株式の転換後の価値に等しい。(a)優先株式の発行済株式数、(b)優先株式の各クラスに適用される現在の転換比率、および(c)ビザのクラスA普通株式の株価。この金額は、当社の連結貸借対照表の株主持分に計上された優先株式の価値とは異なる。当該優先株式の帳簿価額は、クロージング時に計上された歴史的な価値から、適用される転換比率の引き下げを通じて回収されたVE域内のカバード・ロスを控除した金額を反映している。当該帳簿価額は、基礎となるクラスA普通株式のクロージング後の株価変動を反映していない。

ビザ・インクの純利益は、優先株式の転換後の価値が、カバード・ロスを上回る限り、VE域内のカバード・ロスによる影響を受けない。VE域内のカバード・ロスは、その損失が発生する可能性が高く、合理的な見積りが可能であるとみなされた場合に計上され、弁護士報酬については発生時に計上される。それと同時に当社は、株主持分の減少を計上する。これは、優先株式に適用される転換比率に対する調整を通じて、それらの損失を回収するための当社の権利を表すものである。株主持分に対する減少は、「カバード・ロスを回収する権利」と呼ばれる対照勘定に計上される。

訴訟管理証書で求められるところにより、ビザ・ヨーロッパの取得から4年目の応当日に、ビザは、VE域内訴訟管理委員会と協議して、もしあれば、UK&I優先株式またはヨーロッパ優先株式のクラスA普通株式またはシリーズA優先株式への一部転換を有効にすることが適切となる範囲について譲渡制限の解除評価を行った。この評価の完了後、2020年9月に、当社は、UK&I優先株式およびヨーロッパ優先株式の転換後の価値7.3 十億ドルの譲渡制限を解除し、シリーズA優先株式374,819株を発行した(以下、「4年目の応当日の解除」という)。UK&I優先株式およびヨーロッパ優先株式の各株主は、適用される転換調整を100で除した商と一致する数のシリーズA優先株式を受け取った。当社は、シリーズA優先株式の単位未満株式を発行する代わりに現金5百万ドルを支払った。当該解除により、UK&I優先株式およびヨーロッパ優先株式の転換比率は下方修正された。注記15-株主資本を参照のこと。

VE域内のカバード・ロスは、転換比率に対する調整が適用される前に計上される可能性がある。転換比率に対する調整は、6ヶ月毎に実施されるが、単独で20百万ユーロを超えるような個別の損失が発生した場合は、6ヶ月の制限は適用されない。転換比率に対する調整が行われる場合、対照勘定である「カバード・ロスを回収する権利」に計上されていた金額は、株主持分の優先株式の帳簿価額に振り替えられる。2020年9月30日に終了した事業年度において、当社は、UK&I優先株式およびヨーロッパ優先株式に適用するクラスA普通株式の転換比率に対する調整を通じて、VE域内のカバード・ロスを164百万ドル計上した。

以下の表は、2020年9月30日に終了した事業年度における優先株式のVE域内のカバード・ロスおよび株主 資本の「カバード・ロスを回収する権利」に関連する活動を示したものである。

	優先株式				カバード・ロスを回		
	UK&I		ヨーロッパ		収するホ	<b>霍利</b>	
			(百万ド	ル)			
2019年 9 月30日現在残高	\$	2,285	\$	3,177	\$	(171)	
VE域内で発生したカバー							
ド・ロス ⁽¹⁾		-		-		(37)	
転換比率の調整を通じた回収							
(2)		(72)		(92)		169	
4年目の応当日の解除		(1,107)		(1,542)			
2020年 9 月30日現在残高	\$	1,106	\$	1,543	\$	(39)	

- (1) VE域内で発生したカバード・ロスは加盟店との和解および追加的な訴訟費用を反映している。注記20 法的事項を参照のこと。
- (2) 転換比率の調整に関するカバード・ロスを回収する権利の調整は、損失が発生する時点と転換比率の調整を通じたその後の回収との為替レートの差異により、実際の回収額とは異なる。

以下の表は、VE域内のカバード・ロスを回収するために利用可能な優先株式の転換後の価値と2020年および2019年9月30日現在の当社の連結貸借対照表の株主持分に計上された優先株式の帳簿価額との比較を示したものである。

	2020年 9 月30日現在			Ξ	2019年 9 月30日現在		
	優先株式の 転換後の 価値 ^{(1)、(2)}		優先株式の 帳簿価額 ⁽¹⁾		優先株式の 転換後の 価値 ^{(1)、(3)}	優先株式の 帳簿価額 ⁽¹⁾	
				(百万 l	<b>⇒</b> ル)		
UK&I優先株式	\$	3,168	\$	1,106	\$ 5,519	\$ 2,285	
ヨーロッパ優先株式		4,331		1,543	7,539	3,177	
合計		7,499		2,649	13,058	5,462	
控除:カバード・ロスを回収す る権利		(39)		(39)	(171)	(171)	
カバード・ロスの回収に利用可能 な金額合計	\$	7,460	\$	2,610	\$ 12,887	\$ 5,291	

- (1) 上表の数値は四捨五入されているため、再計算が完全には一致しないことがある。転換後の価値および帳簿価額は、四捨五入前の数値に基づいている。

## 注記6 公正価値の測定および投資

当社は、特定の資産および負債を公正価値で測定している。注記1 - 重要な会計方針の要約を参照のこと。

継続的に公正価値で測定される資産および負債

# 9月30日現在の公正価値測定以下のレベルのインプットを使用

	37.1	07 07 07 1 7	771 2 12/13			
	レベル	1	レベル2			
	2020年	2019年	2020年	2019年		
		(百万ド)	<u>レ)</u>			
資産						
現金同等物および使途制限現金:						
マネーマーケット・ファンド	<b>\$ 12,522</b>	\$ 6,494	\$ -	\$ -		
米国政府系負債証券	-	-	1,469	150		
米国債	650	-	-	-		
投資有価証券:						
市場性のある持分証券	148	126	-	-		
米国政府系負債証券	-	-	2,582	5,592		
米国債	1,253	675	-	-		
その他流動および非流動資産:						
デリバティブ商品		<u>-</u>	512	437		
合計	\$ 14,573	\$ 7,295	\$ 4,563	\$ 6,179		
負債						
未払報酬および給付:						
繰延報酬負債	<b>\$</b> 135	\$ 113	\$ -	\$ -		
未払費用およびその他負債:						
デリバティブ商品			181	\$ 52		
合計	\$ 135	\$ 113	\$ 181	\$ 52		

レベル1資産および負債 マネーマーケット・ファンド、市場性のある持分証券および米国債は、公正価値が活発な市場における同一資産および負債の未調整の相場価格に基づいているため、公正価値階層のレベル1に分類される。当社の繰延報酬負債は、繰延報酬制度の下で保有される市場性のある持分証券に基づき、公正価値で測定される。

レベル2資産および負債 米国政府系負債証券の公正価値は、第三者の価格決定サービス機関から提供される活発な市場における類似資産(同一資産ではない)の相場価格に基づいている。デリバティブ商品は市場で観察可能なインプット、あるいは観察可能な市場データによって主に算出されるか裏付けられているインプットを用いて評価されている。

米国政府系負債証券および米国債 負債証券の償却原価、未実現利益および損失ならびに公正価値は以下のとおりである。

		2020年 9 月30日				2019年 9 月30日						
		未実	現 (	総客	Į)	公正	償却	未実	現(	総額	頁)	 公正
	原価	利	쓢	損	<u>—</u> 失	価値	原価	利	益	損	失	価値
		(	百万	ドル	<u>/)</u>				百万	ドル	•)	
米国政府系負債証券	\$ 2,581	\$	1	\$	-	\$2,582	\$ 5,590	\$	4	\$	(2)	\$5,592
米国債	1,251		2		-	1,253	672		3		-	675
合計	\$ 3,832	\$	3	\$	_	\$3,835	\$ 6,262	\$	7	\$	(2)	\$6,267
控除: 1 年以内に期限が到 来するもの						(3,604)						(4,110)
長期負債証券						\$ 231						\$2,157

負債証券は以下のとおり額面上の償還期日ごとに表示されている。これらの投資の一部は満期日が貸借対 照表日から1年超であるため、非流動資産に分類されている。ただし、当該投資は、通常、短期の流動性の ニーズを満たすために利用可能である。

	2020年 9 月30日
	(百万ドル)
1年以内	\$ 3,604
1年超5年以内	231_
合計	\$ 3,835

非継続的に公正価値で測定される資産

市場性のない持分証券 当社の市場性のない持分証券は、容易に決定可能な市場価格のない株式非公開企業に対する投資である。これらの投資はレベル3に分類されるが、これは市場価格が存在しないため、流動性が欠如しており、公正価値の測定には観察不能なインプットが用いられることから、経営者の判断が求められるためである。

2020年度および2019年度において、それぞれ上方調整102百万ドルおよび110百万ドルならびに減損を含む下方調整6百万ドルおよび4百万ドルは、公正価値測定の代替処理に基づき会計処理された市場性のない持分証券の帳簿価額に含まれていた。以下の表は、累積未実現損益を含む、2020年9月30日現在において保有している当社の市場性のない持分証券の帳簿価額総額を要約したものである。

	2020年9月30	H
	(百万ドル)	
当初原価基準	\$	841
調整:		
上方調整		212
下方調整(減損を含む)		(11)
期末帳簿価額	\$	1,042

非金融資産および負債 のれん、耐用年数が確定できない無形資産、耐用年数が有限である無形資産ならびに不動産、設備およびテクノロジーなどの長期性資産は非金融資産とみなされる。当社には非継続的に公正価値で測定される非金融負債はない。耐用年数が有限である無形資産は、主に顧客関連資産、商標および

再販業者関連資産より構成され、これらはすべて買収によって取得されたものである。注記8 - 無形資産およびのれんを参照のこと。

当社は、のれんおよび耐用年数が確定できない無形資産の減損テストに際して定量的評価を実施することが要求された場合、通常、インカム・アプローチを使用して公正価値の見積りを行う。これらの資産を非継続的に測定する際に使用する仮定は、内部および外部の情報を用いた経営陣の判断に基づいているため、これらの公正価値の決定は公正価値階層のレベル3に分類される。当社は耐用年数が確定できない無形資産およびのれんについて、2020年2月1日に年次の減損レビューを完了し、同日現在で減損は存在しないと結論づけた。2020年9月30日現在において、減損の兆候を示す事象または状況の変化は存在していない。注記1-重要な会計方針の要約を参照のこと。

#### 投資運用益

投資運用益は、当社の連結損益計算書の営業外収益(費用)に計上されており、その内訳は以下のとおりである。

	9月30日に終了した事業年度							
	2020	年	2019	年	201	8年		
			(百万ド	:ル)				
現金および投資に係る受取利息および受取配当金	\$	80	\$	247	\$	173		
負債証券に係る実現利益(損失)、純額		4		1		-		
持分証券:								
未実現利益(損失)、純額		115		117		2		
寄付による実現利益(損失)、純額		-		-		193		
実現利益(損失)、純額		1_		18		102		
投資運用益	\$	200	\$	383	\$	470		

## その他の公正価値に関する開示

債務 負債証券は、当社の連結貸借対照表において償却原価で測定されている。負債証券の公正価値は、第三者の価格決定サービス機関から提供される活発な市場における類似資産(同一資産ではない)の相場価格に基づいている。これらの金融商品は、財務諸表上に公正価値で測定された場合、公正価値階層のレベル2に分類される。2020年9月30日現在、債務の帳簿価額および見積公正価値はそれぞれ24.1十億ドルおよび26.6十億ドルであった。2019年9月30日現在、債務の帳簿価額および見積公正価値はそれぞれ16.7十億ドルおよび18.4十億ドルであった。

公正価値で測定されないその他の金融商品 未収および未払決済金、ならびに顧客担保といった金融商品は、2020年9月30日現在の当社の連結貸借対照表において公正価値で測定されていないが、公正価値の開示が求められる。これらの商品は通常満期までの残存期間が短いため、2020年9月30日現在の当該商品の見積公正価値は帳簿価額に近似している。これらの金融商品は、財務諸表において公正価値で測定されている場合、公正価値階層のレベル2に分類されることとなる。

## 注記7 不動産、設備およびテクノロジー(純額)

不動産、設備およびテクノロジー(純額)の内訳は以下のとおりである。

	2020年	2019年	•
	9 月30日	9 月30	<b>=</b>
	(百万	īドル)	
土地	\$ 71	\$	71
建物および建物付属設備	1,007		965

有価証券報告書

	2020年 9 月30日	2019年 9 月30日
	(百万ド)	 
器具備品および賃借物件改良費	1,997	1,913
建設仮勘定	163	180
テクノロジー	3,923	3,441
不動産、設備およびテクノロジー合計	7,161	6,570
減価償却費および償却費累計額	(4,424)	(3,875)
不動産、設備およびテクノロジー(純額)	\$ 2,737	\$ 2,695

テクノロジーは購入ソフトウェアと社内開発ソフトウェアの双方から構成される。社内開発ソフトウェアは主にビザネット電子決済ネットワークで使用されているソフトウェアである。2020年および2019年9月30日現在におけるテクノロジーに対する償却累計額は、それぞれ2.7十億ドルおよび2.3十億ドルであった。

2020年9月30日現在、テクノロジーの予想将来償却費は以下のとおりである。

					9 )	月30日	こ終了	了する事	業年	度			
											202	26年	
	202	1年	20	22年	202	23年	202	24年	202	:5年	以	降	合計
								(百万	ドル)				
予想将来償却費	\$	419	\$	313	\$	225	\$	142	\$	62	\$	24	\$1,185

2020年度、2019年度および2018年度における不動産、設備およびテクノロジーの減価償却費および償却費は、それぞれ 687百万ドル、596百万ドルおよび558百万ドルであった。

## 注記8 無形資産およびのれん

耐用年数が確定できない無形資産および耐用年数が有限である無形資産の内訳は、以下のとおりである。

	2020年 9 月30日						2019年 9 月30日					
			紅	 屯額	総額		<b>償</b> 却 累計額		紅	植		
						(百万	ドル)					
耐用年数が有限である												
無形資産												
顧客関連資産	\$	709	\$	(376)	\$	333	\$	701	\$	(314)	\$	387
商標権		199		(134)		65		199		(120)		79
再販業者関連資産		95		(89)		6		95		(86)		9
その他		17		(14)		3		17		(13)		4
耐用年数が有限である 無形資産合計		1,020		(613)		407		1,012		(533)		479
耐用年数が確定できない 無形資産												
顧客関連資産および再 取得した権利	2:	3,317		-	2	3,317	2	2,217		-	2	2,217
ビザの商標権		4,084		-		4,084		4,084		-		4,084
耐用年数が確定できない 無形資産合計	2	7,401		-	2	7,401	2	6,301		-	2	6,301
無形資産合計	\$ 2	8,421	\$	(613)	\$ 2	7,808	\$ 2	7,313	\$	(533)	\$ 2	6,780

2020年度、2019年度および2018年度における耐用年数が有限である無形資産に関する償却費は、それぞれ80百万ドル、60百万ドルおよび55百万ドルであった。

2020年9月30日現在、耐用年数が有限である無形資産の予想将来償却費は以下のとおりである。

			9月30	日に終了す	る事業年度	Ę	
	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	それ以降	合計
				一(百万ド	<b>  </b>		
予想将来償却費	\$ 81	\$ 76	\$ 52	\$ 50	\$ 40	\$ 108	\$ 407

2020年および2019年9月30日に終了した事業年度におけるのれんの変動は以下のとおりである。

	2020年	2019年
	(百万ドル)	
のれん - 期首	<b>\$ 15,656</b>	\$ 15,194
取得によるのれん(調整額控除後)	48	643
為替換算	206	(181)
のれん - 期末	\$ 15,910	\$ 15,656

取得に関する追加情報については、注記2 - 取得を参照のこと。

2020年度、2019年度または2018年度において、当社の耐用年数が有限である無形資産または耐用年数が確定できない無形資産(のれんを含む)に関する減損はなかった。



### 注記9 リース

当社は、主に不動産に関して、様々なオペレーティング・リース契約を締結した。当社のリースは、2021 年度から2030年度の間に当初のリース期間が終了するが、多くのリースには、1件または複数の更新オプションが含まれている。当社のリース契約は、重要な残価保証または重要な制限条項を含んでいない。当社のリース契約に基づく支払いは、通常、固定である。2020年9月30日現在、当社はファイナンス・リースを有していなかった。

2020年度において、オペレーティング・リース費用総額は、114百万ドルであった。2020年9月30日現在、オペレーティング・リースの加重平均残存リース期間は約6年で、オペレーティング・リースの加重平均割引率は、2.29%であった。

2020年9月30日現在、将来最低リース料の現在価値は、以下のとおりであった。

	2020年 9 月30日				
	(百万ドル)				
2021年	\$	108			
2022年		103			
2023年		95			
2024年		82			
2025年		70			
2026年以降		163			
割引前リース料合計		621			
控除:みなし金利		(51)			
リース負債の現在価値	\$	570			

2020年9月30日現在、当社は、この他にもリース債務が466百万ドルのまだ開始していないオペレーティング・リースを有していた。これらのオペレーティング・リースは、2021年度から2023年度に開始する予定であり、解約不能リース期間は1年から15年である。

## 注記10 借入金

当社の債務残高は、以下のとおりである。

-	2020年 9 月30日	2019年 9 月30日 (百万ドル)	
2020年12月に満期が到来する2.20%のシニア・			
ノート	\$ 3,000	\$ 3,000	2.30%
 2022年9月に満期が到来する2.15%のシニア・	, ,,,,,	, ,,,,,,	2.00%
ノート	1,000	1,000	2.30%
2022年12月に満期が到来する2.80%のシニア・	·		
ノート	2,250	2,250	2.89%
2025年12月に満期が到来する3.15%のシニア・			
ノート	4,000	4,000	3.26%
2027年 4 月に満期が到来する1.90%のシニア・			
ノート	1,500	-	2.02%
2027年8月に満期が到来する0.75%のシニア・			
ノート 	500	-	0.84%
2027年9月に満期が到来する2.75%のシニア・	750	750	0.04%
ノート 2030年4月に満期が到来する2.05%のシニア・	750	750	2.91%
2000年4月に胸朝が到来する2.00%のクニア・	1,500	_	2.13%
2031年 2 月に満期が到来する1.10%のシニア・	1,000	_	2.13/0
ノート	1,000	-	1.20%
 2035年12月に満期が到来する4.15%のシニア・	1,000		
ノート	1,500	1,500	4.23%
2040年 4 月に満期が到来する2.70%のシニア・			
ノート	1,000	-	2.80%
2045年12月に満期が到来する4.30%のシニア・			
ノート	3,500	3,500	4.37%
2047年9月に満期が到来する3.65%のシニア・			
ノート	750	750	3.73%
2050年8月に満期が到来する2.00%のシニア・	4 750		0.00%
ノート 	1,750	40.750	2.09%
<b>債務合計</b> ・機力型はあり、たび患光彩に乗用	24,000 (178)	16,750 (108)	
未償却割引額および債券発行費用	(176)	(106)	
ヘッジ会計に関する公正価値調整 ⁽²⁾ _	248	87	
債務の帳簿価額合計	\$ 24,070	\$ 16,729	
_			
以下のとおり計上:			
1 年以内に満期が到来する債務	\$ 2,999	\$ -	
長期債務	21,071	16,729	
債務の帳簿価額合計	\$ 24,070	\$ 16,729	

- (1) 開示されている実効金利は、ヘッジ会計に関する調整を反映していない。
- (2) 発行済シニア・ノートの一部に関して締結された金利スワップ契約の公正価値の変動を表す。注記 1 重要な会計方針の要約および注記13 デリバティブ金融商品を参照のこと。

#### シニア・ノート

当社の発行済シニア・ノート(以下、総称して「シニア・ノート」という。)は同順位の無担保シニア・ノート務であり、かつ、当社の既存および将来の無担保および非劣後債とも同順位である。これらのシニア・ノートは、当社のいかなる資産も担保にしておらず、当社のいずれの子会社の保証も受けていない。2020年9月30日現在、当社は関連するすべての誓約条項を遵守していた。これらのシニア・ノートの各シリーズは、特定の償還価格でその全部または一部を当社の選択によりいつでも償還可能である。

2020年8月に、当社は公募により、7年、10年半および30年満期の元本総額3.3十億ドルの固定利付シニア・ノートを発行した。2027年8月債、2031年8月債および2050年8月債、または総称して「2020年8月債」の金利は、それぞれ0.75%、1.10%および2.00%である。2020年8月債の金利は、半年に一度、2021年2月15日から毎年2月15日と8月15日に支払われる。割引および債券発行費用を控除後の収入総額(純額)は、約3.2十億ドルであった。2027年8月債の募集による収入(純額)は、ファンドとして適格なグリーン・プロジェクトに使用され、2031年8月債および2050年8月債の募集による収入(純額)は一般事業目的に使用される予定である。

2020年4月に、当社は公募により、7年、10年および20年満期の元本総額4.0十億ドルの固定利付シニア・ ノートを発行した。2027年4月債、2030年4月債および2040年4月債、または総称して「2020年4月債」の 金利は、それぞれ1.90%、2.05%および2.70%である。2020年4月債の金利は、半年に一度、2020年10月15 日から毎年4月15日と10月15日に支払われる。割引および債券発行費用を控除後の収入総額(純額)は、約 4.0十億ドルであった。2020年4月債の募集による収入(純額)は一般事業目的に使用される予定である。

#### コマーシャル・ペーパー・プログラム

ビザは運転資金を調達するために、またその他の一般事業目的で、コマーシャル・ペーパー・プログラムを活用している。当該プログラムに基づき、当社は最高3.0十億ドルの未決済手形を発行することが認められており、その償還期間は発行日から最長397日である。2020年および2019年9月30日現在で当該プログラムによって発行された債務の残高はない。

#### 信用枠

2019年7月25日、当社は、2024年7月25日に終了する5.0十億ドルの5年無担保リボルビング信用枠(以下、「信用枠」という。)の改定および修正信用契約を締結した。この信用枠は財務制限条項による制限を受けない。この信用枠は、一般的な事業目的のために決済カードの決済プロセスの完全性を確保するために維持される。信用枠における借入金の金利はロンドン銀行間取引金利または代替的な基準金利で請求されるが、それぞれのケースにおいて当社のシニア無担保長期債券に対する信用格付けに基づいて変動するマージンが上乗せされる。当社は、適用される当社の信用格付けに基づいて変動するコミットメント手数料を支払うことに同意している。当社は、2020年および2019年9月30日現在、信用枠に基づく借入残高はない。

2020年9月30日現在、当社の債務残高に係る将来の元本支払いは以下のとおりであった。

			9月30日	に終了する	事業年度		
	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	それ以降	合計
				<u> </u>			
将来の元本支払い	\$ 3,000	\$ 1,000	\$ 2,250	\$ -	\$ -	\$ 17,750	\$24,000

#### 注記11 年金およびその他の退職後給付

当社は各種の適格および非適格確定給付型年金制度およびその他の退職後給付制度を採用しており、当該制度によって米国に居住しているすべての適格従業員に対して退職給付および医療給付を支給している。当社はまた、米国外の特定の地域で、米国外在住の従業員に対して給付を支給するその他の年金給付制度も採用している。

以下に示す開示には、米国の年金制度およびビザ・ヨーロッパの制度のみで構成される米国外の年金制度が含まれている。その他の米国の退職後給付制度およびその他の米国外の年金給付制度に関する開示は、それらの制度が個別および総額のいずれにおいても重要ではないため、含まれていない。当社は、年金およびその他の退職後給付制度について、9月30日の測定日を使用している。

確定給付型年金制度 米国の確定給付型年金制度に基づく年金給付は、キャッシュバランス方式に基づいて 稼得されていた。キャッシュバランス方式では適格報酬の6%に相当する額に30年物米国債の利息が加算された金額が計上されていた。2015年10月に当社の取締役会は、2015年12月31日より後の事業主による保証を 取りやめることを規定した米国の適格確定給付型年金制度の改訂を承認した。制度加入者は、制度凍結時の 残高に対して、引き続き利息を稼得することになる。

米国の年金給付に関する積立方針は、毎年、ERISAにより要求されている最低拠出金額以上を拠出することとしている。

ビザ・ヨーロッパの制度における退職給付は、制度加入者の最終の年金対象給与に基づいて支給されているが、新規加入は現在中止されている。ただし、現加入者に対する将来給付は継続される。積立方針は、英国の年金制度の受託会社と合意した適切な積立要件に従って拠出することである。追加積立額については、英国の年金制度の受託会社と合意される場合がある。

## 制度内容の概要

年金給付債務、制度資産、積立状況および当社の連結貸借対照表上で認識されている金額の調整は以下のとおりであった。

		米国の領	制度	米国外の制度							
		9月30	日			9月30	日				
	2020	 )年	2019	<del></del> 9年	2020:	<del></del>	2019	<del></del> 年			
				<u> </u>	ル)						
年金給付債務の変動:											
給付債務 - 期首	\$	919	\$	844	\$	528	\$	452			
勤務費用		-		-		4		4			
利息費用		28		32		10		13			
年金数理損失 (利益)		37		95		11		109			
給付額		(64)		(52)		(17)		(22)			
制度の改訂		-		-		-		1			
為替レートの変動		-				27		(29)			
給付債務 - 期末	\$	920	\$	919	\$	563	\$	528			
累積給付債務	\$	920	\$	919	\$	563	\$	528			
制度資産の変動:											
制度資産の公正価値 - 期首	\$	1,090	\$	1,090	\$	490	\$	436			
制度資産の実際収益		114		52		5		93			
事業主拠出金		2		-		22		10			
給付額		(64)		(52)		(17)		(22)			
為替レートの変動						25		(27)			
制度資産の公正価値 - 期末	\$	1,142	\$	1,090	\$	525	\$	490			
積立状況 - 期末	\$	222	\$	171	\$	(38)	\$	(38)			
連結貸借対照表上で認識:				_							
非流動資産	\$	229	\$	178	\$	-	\$	-			
流動負債		(1)		(1)		-		-			
非流動負債		(6)		(6)		(38)		(38)			
積立状況 - 期末	\$	222	\$	171	\$	(38)	\$	(38)			

累積その他包括利益(損失)(税引前)に認識されている金額は以下の項目で構成されている。

		米国の	制度		米国外の制度						
		9月3	0日			9月	月30日				
	2020⊈	F	2019	 9年	2020	 年	2019 <b>£</b>	<del>=</del>			
				<u> </u>	ドル)						
正味年金数理損失	\$	135	\$	154	\$	93	\$	70			

制度資産に対する給付債務の超過分は以下のとおりである。

		米国の	制度		米国外の制度					
		9月3	30日			9月3	0日			
	202	0年	2019	<del></del> 9年	20	20年	20	019年		
				 (百万	<u>ー</u> (ルイ					
制度資産に対する累積給付債務の超過分										
累積給付債務 - 期末	\$	(7)	\$	(7)	\$	(563)	\$	(528)		
制度資産の公正価値 - 期末	\$	-	\$	-	\$	525	\$	490		
制度資産に対する予測給付債務の超過分										
給付債務 - 期末	\$	(7)	\$	(7)	\$	(563)	\$	(528)		
制度資産の公正価値 - 期末	\$	-	\$	-	\$	525	\$	490		

年金給付の正味期間費用は以下の項目で構成されている。

			米国(	の制度			米国外の制度									
		9月30日に終了した事業年度														
	202	:0年	201	9年	20′	8年	202	20年	2019	<del></del>	201	  8 <b>年</b>				
						 (百)	デル	<u>/)</u>								
勤務費用	\$	-	\$	-	\$	-	\$	4	\$	4	Ç	\$ 4				
利息費用		28		32		32		10		13		12				
制度資産の期待収益		(72)		(71)		(70)		(15)		(18)		(20)				
年金数理損失の償却額		6		-		-		2		-		-				
清算損失		8_		7		3										
正味期間給付費用合計	\$	(30)	\$	(32)	\$	(35)	\$_	1	\$	(1)		\$ (4)				

当社の連結損益計算書上、正味期間給付費用の勤務費用要素は人件費に表示され、その他の要素はその他 営業外収益(費用)に表示されている。

その他包括利益(損失)に認識されている制度資産および給付債務におけるその他の変動は以下の項目で構成されている。

	米国の制度							米国外の制度							
				9 F	]30日	に終了	した	事業年	度						
	202			2018	<del>万</del>	2020年		2019	9年	201	8年				
•						 (百万 b	<u></u> -				-				
当期年金数理損失 ( 利益 )	\$	(5)	\$	114	\$	(47)	\$	21	\$	27	\$	30			
年金数理(損失)利益の償却額		(14)		(7)		(3)		(2)		-		-			
当期過去勤務費用				-				-		1_					
その他包括利益(損失)に認識		(40)	•	407		(50)	_		•		_				
された金額合計	\$	(19)		107	\$	(50)	<u>\$</u>	19	\$	28	\$	30			
正味期間給付費用およびその他包															
括利益(損失)に認識された金 額合計	\$	(49)	\$_	75	\$	(85)	\$_	20	\$	27	\$	26			

給付債務および正味期間給付費用の見積りに使用されている加重平均された年金数理上の仮定は以下のと おりであった。

	米国の制度		米国外の制度	E	
	9月	30日に終了し	た事業年度	Ę.	
2020年	2019年	2018年	2020年	2019年	2018年

+	価証:	ᆇᆂᄆ	4 事
1=1	111111 = 11-7	수도 처스	一丰

<b>給付債務の割引率</b> 年金 <b>正味期間給付費用の割引率</b>	2.88%	3.26%	4.23%	1.60%	1.80%	2.90%
年金	3.27%	4.23%	3.84%	1.80%	2.90%	2.70%
制度資産の長期期待収益率	7.00%	7.00%	7.00%	3.00%	3.00%	4.25%
昇給率 ⁽¹⁾ :						
給付債務	該当なし	該当なし	該当なし	2.50%	2.50%	3.20%
正味期間給付費用	該当なし	該当なし	該当なし	2.50%	2.50%	3.20%

(1) 2015年10月に米国の適格確定給付型年金制度の改訂(2015年12月31日以降、事業主の給付の計上を中止するというもの)が行われたため、この基礎率は、米国の制度には適用されない。

## 年金制度資産

年金制度資産は長期的な観点から、年金制度期間にわたり制度加入者に対する給付支払いを確保するために十分な資産水準を保つように管理されている。年金制度資産は外部の投資マネージャーにより管理されている。投資マネージャーの成果は四半期ごとに各資産クラスのベンチマークに対して測定される。また、独立コンサルタントが、投資マネージャーの選定および投資成果の評価に関して経営陣を支援している。

年金制度資産は適切なリスク水準を維持し、給付を支払うための十分な流動性が得られるよう広く分散投資されている。当社は、通常、投資戦略および配分率が目標配分率の範囲と整合するように必要に応じて年金制度資産の評価および見直しを行っている。米国の年金制度資産に関する当社の投資戦略は以下のとおりである。持分証券が35%から65%、確定利付証券が43%から53%、その他(主として近い将来予想される給付の支払いおよび費用を賄うための現金同等物より構成される)は4%を上限としている。2020年9月30日現在、米国の年金制度資産のこれらのカテゴリー別の配分率は、それぞれ53%、46%および1%であり、これら数値は目標配分率の範囲内となっている。

米国外の年金制度資産に関する当社の投資戦略は以下のとおりである。株式ファンドが12%、利息およびインフレヘッジ資産が50%、その他(現金および現金同等物、社債およびアセット・バック証券、マルチアセット・ファンドならびに不動産で構成される)が38%である。2020年9月30日現在、米国外の年金制度資産のこれらのカテゴリー別の配分率は、それぞれ13%、50%および37%であり、概ね目標配分率に一致していた。

以下の表は、2020年および2019年9月30日現在の公正価値で計上された年金制度の投資額について、公正価値階層のレベル別に説明したものであり、9月末現在で未決済となっていた取引の影響を含んでいる。

	米国の制度															
									公正値							
	リアのレベルのインプットを使用 レベル 1 レベル 2 レベル 3 合計															
		レベ	<u>ル1</u>		レベル2				レベル3				合計			
	202				_2020年 _2019年			2020	年	2019年		202	0年	201	9年	
								(百万	ドル)							
現金同等物	\$	17	\$	18	\$	-	\$	-	\$	-	\$	-	\$	17	\$	18
集団投資ファンド		-		-		509		580		-		-		509		580
社債		-		-		373		188		-		-		373		188
米国政府系負債証券		-		-		30		35		-		-		30		35
米国債		84		99		-		-		-		-		84		99
アセット・バック証券		-		-		-		-		37		37		37		37
持分証券		92		133										92		133
合計	\$	193	\$	250	\$	912	\$	803	\$	37	\$	37	\$1	,142	\$1	,090

							*	(国外(	の制度	复						
	9月30日現在の公正価値測定															
	以下のレベルのインプットを使用															
		レベ	ル1	レ1 レベル2 レベ,						<b>、</b> ル3 合計				計		
	2020	)年	201	9年	202	:0年	201	19年	202	0年	201	9年	202	:0年	201	9年
								(百万	ドル)							
現金および現金同等物	\$	6	\$	16	\$	-	\$	-	\$	-	\$	-	\$	6	\$	16
持分証券		-		66		-		-		-		-		-		66
社債		-		-		48		44		-		-		48		44
アセット・バック証券		-		-		-		-		67		51		67		51
株式ファンド		-		-		65		-		-		-		65		-
マルチアセット証券 ⁽¹⁾						339		313						339		313
合計	\$	6	\$	82	\$	452	\$	357	\$	67	\$	51	\$	525	\$	490

レベル1資産 現金同等物(マネーマーケット・ファンドおよび定期預金)、米国債および持分証券は、公正価値が活発な市場における同一資産の未調整の相場価格に基づいているため、公正価値階層のレベル1に分類される。

(1) マルチアセット証券は、様々な資産で構成されるファンドに投資する年金制度資産を表している。

レベル2 資産 集団投資ファンドは、通常、株式、債券またはその他の有価証券のポートフォリオに投資することを目的とした、年金およびその他の従業員給付制度など、複数の信託の顧客の資産を運用する未登録の投資事業体である。当該制度が保有する集団投資ファンドは、最終的に公開市場で取引される持分証券に投資するが、それらの株式自体の単価は直接観察できないため、レベル2に分類される。株式ファンドは、最終的に順番に様々な管轄区域の持分証券に投資するミューチュアル・ファンドへの投資である。制度が保有する株式ファンドは活発に売買されないが、対象となる有価証券の公正価値は、常にではないものの通常、観察可能なデータおよびインプットを用いて決定されるため、これらはレベル2に分類される。社債、マルチアセット証券および米国政府系負債証券の公正価値は、活発な市場における類似した(同一ではない)資産の相場価格に基づいている。

レベル3資産 アセット・バック証券は、様々な資産を裏付けとした債券で、主としてモーゲージ・バック証券より構成される。アセット・バック証券は、公正価値の測定において観察可能なインプットが不足しているため、レベル3に分類される。

#### キャッシュ・フロー

将来の予想事業主拠出額および給付支払額は以下のとおりである。

	米国の制度	米国外の制度
	(百万卜	:ル)
予想事業主拠出額		
2021年	\$ 1	\$ 10
予想給付支払額		
2021年	130	7
2022年	93	7
2023年	89	8
2024年	80	8
2025年	74	8
2026-2030年	289	43

#### その他の給付

当社は米国に居住している実質的にすべての従業員に適用される確定拠出制度(401k年金制度)のスポンサーとなっている。2020年度、2019年度および2018年度に、この401k年金制度に基づき、当社の従業員に帰属する拠出費用として、それぞれ140百万ドル、121百万ドルおよび93百万ドルが人件費に計上されている。この401k年金制度に対する当社の拠出額は時価基準で積み立てられており、関連する費用は給与が発生した期間に認識されている。

## 注記12 決済保証の管理

当社は、当社の顧客が他の顧客の決済不履行により被った決済損失をビザの業務規定に従って補償する。 この補償は、取引上の支払日とその後の決済日のタイミングが異なるために生じる当社にとっての決済リス クを意味する。

当社はこれまで、決済リスク保証により損失額を最小限に抑えている。ただし、当社の将来の債務は保証 に基づき重大となる可能性があり、将来の事象によるため、確定することができない。

当社の決済エクスポージャーは、任意の時点におけるビザの未決済の取引額(日々著しく変化する)に限定される。2020年9月30日に終了した事業年度の当社の最大決済エクスポージャーは、97.3十億ドルであり、1日当たりの平均決済エクスポージャーは、55.6十億ドルであった。

決済エクスポージャーを管理するために、当社はグローバルな決済リスク方針および手続きの維持、定期的な見直しを行い、その方針および手続きに基づき、一定の与信基準が満たされていない場合には顧客に担保を提供するよう要求することもある。2020年および2019年9月30日現在、当社は、決済エクスポージャーを管理するために以下の担保を保有していた。

	2020 ^s 9 月30	-	2019 [£] 9月30	-
		(百万	ドル)	
使途制限現金および使途制限現金同等物	\$	1,850	\$	1,648
差入有価証券(市場価値)		228		259
信用状		1,306		1,293
保証		717		477
合計	\$	4,101	\$	3,677

#### 注記13 デリバティブ金融商品

ヘッジに指定されたデリバティブ金融商品 2020年および2019年9月30日現在、当社のヘッジ・プログラムにおける当社のデリバティブ契約の想定元本総額は、それぞれ10.7十億ドルおよび10.9十億ドルであった。

#### キャッシュ・フロー・ヘッジ

2020年および2019年9月30日現在、当社の資産ポジションであるキャッシュ・フロー・ヘッジはそれぞれ合計71百万ドルおよび47百万ドルであり、前払費用およびその他流動資産として連結貸借対照表に計上されている。一方、2020年および2019年9月30日現在、当社の負債ポジションであるキャッシュ・フロー・ヘッジはそれぞれ合計39百万ドルおよび31百万ドルであり、未払費用として連結貸借対照表に計上されている。これらの金額は、マスター・ネッティング契約の対象となっており、当該契約により当社は同一取引相手と単一通貨で行う1回の支払いを通じて、複数の未払金および未収金を純額決済する法的権利が与えられる。ただし、当社は連結貸借対照表においては公正価値を総額ベースで表示している。注記1・重要な会計方針の要約を参照のこと。

当社は回帰分析を用いて、事前および事後的にヘッジの有効性評価を行っている。為替予約に関する有効性テストは、デリバティブ商品の直物レートの変動額とヘッジ対象である予定取引の直物レートの変動額の比較に基づいて行われている。有効性のテストおよび測定に際して、フォワード・ポイントは除外されている。除外されたフォワード・ポイントについては、損益として計上している。2020年度、2019年度および2018年度において、キャッシュ・フロー・ヘッジによる除外されたフォワード・ポイントに関連して減少した利益は、それぞれ9百万ドル、12百万ドルおよび9百万ドルであった。

キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されたデリバティブ契約の公正価値変動の有効部分は、連結貸借 対照表の累積その他包括利益または損失の構成要素として計上されている。予定取引が発生し、損益として 認識された場合、当該ヘッジ取引に関係する累積その他包括利益または損失は営業収益または営業費用に組 み替えられる。当社は、2021年度中に40百万ドルの税引前利益を損益に組み替える予定である。

#### 純投資ヘッジおよび公正価値ヘッジ

2019年度において、当社は、当社のビザ・ヨーロッパへの純投資の一部に対する純投資へッジに指定された為替予約を締結した。

2019年度において、当社はまた、当社の2025年12月に満期が到来する3.15%の発行済シニア・ノートの一部について金利スワップおよび通貨スワップ契約を締結した。当社は、金利スワップを公正価値へッジとして指定し、通貨スワップを純投資へッジとして指定した。

2020年および2019年9月30日現在、当社の資産ポジションである純投資ヘッジはそれぞれ合計186百万ドルおよび298百万ドルであり、連結貸借対照表上で前払費用およびその他流動資産ならびにその他資産に分類されていた。2020年9月30日現在、当社の負債ポジションである純投資ヘッジは137百万ドルであり、連結貸借対照表上でその他負債に分類されていた。

2020年および2019年9月30日現在、当社の資産ポジションである公正価値へッジはそれぞれ合計248百万ドルおよび89百万ドルであり、連結貸借対照表上でその他資産に分類されていた。2019年9月30日現在、当社の負債ポジションである公正価値へッジは2百万ドルであり、連結貸借対照表上でその他負債に分類された。

2020年度および2019年度について、当社は、先渡契約およびスワップ契約によるフォワード・ポイントおよび金利差に関する利益の増加、それぞれ150百万ドルおよび95百万ドルを計上した。これらのフォワード・ポイントおよび金利差は、有効性テストから除外されている。

当社は、特定の外貨建貨幣性資産および負債に関連した為替レートの変動をヘッジするために為替デリバティブ契約を使用する。2020年および2019年9月30日現在、これらの貸借対照表ヘッジの想定元本総額はそれぞれ1.6十億ドルおよび0.8十億ドルであった。2020年および2019年9月30日現在、当社の資産ポジションである貸借対照表ヘッジは、それぞれ合計7百万ドルおよび3百万ドルで連結貸借対照表上でその他資産に分類されており、負債ポジションである貸借対照表ヘッジは、それぞれ合計5百万ドルで連結貸借対照表上で未払費用に分類されていた。

信用リスクおよび市場リスク 当社が保有するデリバティブ金融商品は、信用リスクおよび市場リスクの 双方にさらされている。当社は、デリバティブ金融商品の相手方となる金融機関の信用度を監視しており、 相手方の不履行リスクは重要でないと考えている。当社は、マスター・ネッティング契約を締結することに より、当該リスクを軽減しているが、このようなマスター・ネッティング契約は、各契約相手方に正味負債 ポジションに対して担保の提供を求めている。2020年9月30日現在、当社は、相手方から64百万ドルの担保 を受領し、それを連結貸借対照表の未払費用に計上している。また、当社は26百万ドルの担保を差し入れて おり、連結貸借対照表の前払費用およびその他流動資産に含まれている。ただし、こうした当社の為替変動 リスクの管理に対する取組みは、当社のヘッジ活動が為替変動リスクに対して十分に有効であることを保証 するものではない。2020年9月30日現在のデリバティブ商品に関連する信用リスクおよび市場リスクは重要 なものではないと考えられる。

## 注記14 事業全体に関する開示および事業の集中

当社の長期性資産である不動産および設備(純額)ならびにROU資産の地域別による分類は、以下のとおりである。

(1) 2019年度の金額は、2020年度の表示と一致するように修正されている。

米国	\$ 1,350	\$ 1,186
米国以外	558	263
合計	\$ 1,908	\$ 1,449

地域ごとの収益は、主として発行金融機関の所在地に基づいている。2020年度に米国において稼得された収益は、正味収益合計の約46%であり、2019年度および2018年度はそれぞれ正味収益合計の約45%であった。これらの年度において、米国を除き、正味収益合計の10%超を占める国はなかった。

2020年度において、当社は、それぞれ正味収益合計の11%および10%を占める2つの顧客を有していた。 2019年度および2018年度において、当社には、正味収益合計の10%超を占める顧客はいなかった。

## 注記15 株主資本

シリーズA優先株式の発行 2020年9月に、当社は、4年目の応当日の解除に関連してシリーズA優先株式 374,819株を発行した。注記5-米国およびヨーロッパの遡及的責任計画を参照のこと。

転換後クラスA普通株式 2020年および2019年9月30日現在の各シリーズおよびクラスの株式数ならびに転換後ベースのクラスA普通株式の株式数は以下のとおりであった。

		2020年 9 月30日			2019年 9 月30日	l
	発行済株式	クラスA普通 株式への転換	転換後 クラスA普通 株式 ⁽¹⁾	発行済株式	クラスA普通 株式への転換	転換後 クラスA普通 株式 ⁽¹⁾
			(転換率を除	き、百万株)		
シリーズA優先株式	- ⁽²⁾	100.0000	35	-	-	-
UK&I優先株式	2	6.3870	16	2	12.9360	32
ヨーロッパ優先株式	3	6.8610	22	3	13.8840	44
クラスA普通株式 (3)	1,683	-	1,683	1,718	-	1,718
クラスB普通株式	245	1.6228 ⁽⁴⁾	398	245	1.6228 ⁽⁴⁾	398
クラスC普通株式	11	4.0000	43	11	4.0000	45
合計			2,197			2,237

- (1) 上表の数値は四捨五入されているため、再計算が完全には一致しないことがある。転換後のクラスA普通株式数は、 四捨五入前の数値に基づき計算されたものである。
- (2) 発行済株式数は1百万未満であった。
- (3) 発行済クラスA普通株式は、2020年および2019年9月30日以前に決済された買戻しを反映している。
- (4) クラスBのクラスA普通株式への転換率は、四捨五入基準で表示されている。配当の支払いに関する転換計算は、少数第10位に四捨五入した転換率に基づいている。

転換後クラスA株式の減少 ヨーロッパの遡及的責任計画の条件により、当社は、UK&I優先株式およびヨーロッパ優先株式に適用するクラスA普通株式の転換比率に対する定期的な調整を通じて、VE域内のカバード・ロスを回収する権限を与えられている。当該回収は一株当たり利益に関して、当社のクラスA普通株式を買戻

すことと同様の経済効果となるが、これによりUK&Iおよびヨーロッパ優先株式の転換比率が低くなるため、 結果として転換後のクラスA普通株式の株式数が減少することになる。注記 5 -米国およびヨーロッパの遡及 的責任計画を参照のこと。

以下の表は、当社が転換比率の調整を通じて回収されるVE域内のカバード・ロスを回収した後および4年目の応当日の解除後の転換後UK&I優先株式およびヨーロッパ優先株式を示している。

9月30日に終了した事業年度

	2020	0年	,		2019	9年			2018	3年	-
	UK&I	=	ーロッパ		UK&I	3	ーロッパ		UK&I	3	ーロッパ
			(株式に	<u></u> 関す	 るデータを	<u></u>	· . 単位:	百万	 īドル)		
転換後クラスA普通株式相当 の株式数の減少	16		22		-(1)		_(1)		_(1)		_(1)
一株当たり実効価格 ⁽²⁾	\$ 194.31	\$	194.33	\$	141.32	\$	150.26	\$	113.05	\$	112.92
転換比率の調整を通じた回 収	\$ 72	\$	92	\$	6	\$	2	\$	35	\$	21
4年目の応当日の解除	\$ 3,084	\$	4,216	\$	-	\$	-	\$	-	\$	-

- (1) クラスA普通株式相当の株式数の減少は1百万株未満であった。
- (2) シリーズBおよびシリーズC転換参加型優先株式に関する当社の現在の証明書に基づく価格設定期間にわたり、当社のクラスA普通株式の売上高加重平均価格を用いて計算された、当事業年度に行われた各調整に関する一株当たり実効価格。各事業年度の一株当たり実効価格は事業年度中に実施されたそれぞれの調整金額の加重平均実効価格を用いて計算されている。

米国の遡及的責任計画の条件に基づき、当社が訴訟エスクロー勘定に預託した場合、クラスB普通株式は、クラスA普通株式に対するクラスB普通株式の転換比率の低下による希薄化の対象となる。注記 5 - 米国および ヨーロッパの遡及的責任計画を参照のこと。

以下の表は、以下の年度における、訴訟エスクロー勘定への預託後の転換後クラスB普通株式の減少を示したものである。

_	9月30日に終了した事業年度							
_	2020年		201	9年	201	8年	•	
_	(株式に	<u></u> 関するデ	ータを	余き、単位	<u></u> : 百万ド	ル)		
転換後クラスA普通株式相当の株式数の減少		-		2		5		
一株当たり実効価格 ⁽¹⁾	\$	-	\$	174.73	\$	132.32		
米国の遡及的責任計画に基づく預託	\$	-	\$	300	\$	600		

(1) 当社の現在の定款に準拠して、当社のクラスA普通株式の売上高加重平均価格を用いて計算された一株当たり実効価格。

*普通株式の買戻し* 以下の表は、以下の事業年度の公開市場における株式買戻しを示している。

	9月30日に終了した事業年度					
	2020年	2019年	2018年			
	 (株式に関する	 データを除き、単位:	百万ドル)			
公開市場において買戻された株式数 ⁽¹⁾	44	56	58			
一株当たり平均買戻し価格 ⁽²⁾	\$ 183.00	\$ 154.01	\$ 123.76			
費用合計	\$ 8,114	\$ 8,607	\$ 7,192			

- (1) 公開市場において買戻された株式は、2020年度、2019年度および2018年度において決済された買戻しを反映している。公開市場において買戻されたすべての株式は、すでに償却されており、授権資本中の未発行株式を構成している。
- (2) 一株当たり平均買戻し価格は、四捨五入されていない数値に基づき計算されている。

2019年1月に、当社の取締役会は8.5十億ドルの株式買戻しプログラムを承認し、2020年1月に、9.5十億ドルの追加的な株式買戻しプログラム(以下、「2020年1月プログラム」という。)を承認した。これらの承認には有効期限はない。2020年9月30日において、当社の2020年1月プログラムは、承認済みの資金残高5.5十億ドルを有していた。2020年1月より前に承認されている株式買戻しプログラムはすべて完了している。

配当宣言 2020年度において、当社は一株当たり0.30ドルの四半期配当率で2.7十億ドルの配当を宣言し、支払った。2020年10月23日に、当社の取締役会はクラスA普通株式一株当たり0.32ドル(クラスBおよびクラスC普通株式ならびにシリーズA、UK&I優先株式およびヨーロッパ優先株式の場合は転換後ベースで決定される)の四半期現金配当を宣言した。現金配当は2020年11月13日現在における当社の普通株式および優先株式の登録株主すべてに対して2020年12月1日に支払われる。

クラスB普通株式 クラスB普通株式は、すべての米国の対象訴訟案件が完全に和解される日まで転換または譲渡できない。この譲渡制限には、その他のクラスB普通株主への譲渡を含む限定的な例外事項がある。当該制限の終了後、ビザ・メンバー(当社の基本定款に定義されている)またはそれと同等の人物、あるいはビザ・メンバーの関連者またはそれと同等の人物以外へ譲渡される場合、クラスB普通株式はクラスA普通株式へ転換可能となる。このような譲渡に際し、各クラスB普通株式は、譲渡時に適用される転換比率に基づき、自動的にクラスA普通株式の株式数へ転換される。

転換比率の調整は、以下の場合に行われる。(i)訴訟エスクロー口座(またはエスクロー口座に代わる当社の現金預金)の規模を拡大するためのクラスA普通株式の追加公募が完了し、その結果転換比率がさらに低下した場合、または()対象となっている米国の訴訟が最終的に解決し、米国の訴訟エスクロー口座へ

有価証券報告書

預託された残存資金が当社へ戻し入れられることにより、転換比率が上昇した場合。注記 5 - 米国および ヨーロッパの遡及的責任計画を参照のこと。

クラスC普通株式 2020年9月30日現在、すべてのクラスC普通株式の譲渡制限が解除されている。公開市場における売却において合計140百万株のクラスC普通株式がクラスA普通株式に転換された。

優先株式 ビザ・ヨーロッパの取得に関連して、当社の新シリーズ3件が創設された。発行により、すべての優先株式は、転換後ベースで当社のクラスA普通株式に対して宣言される四半期毎の通常の現金配当の権利を有する。優先株式は償還可能優先株式または非償還優先株式として発行され、清算または解散した場合の配当金および当社資産の分配金の支払いに関して、如何なるクラスの普通株式よりも優先される。

UK&Iおよびヨーロッパ優先株式は、特定の条件で、クラスA普通株式またはシリーズA優先株式に転換可能である。UK&Iおよびヨーロッパ優先株式は譲渡制限の対象となっており、VE域内の対象訴訟案件の進展に基づいて段階的に転換可能となる可能性がある。UK&I優先株式およびヨーロッパ優先株式は、その時点において保留となっている申立てを処理するために必要な預り金を確保することのみを条件として、ビザ・ヨーロッパの取得のクロージング後12年目に完全に転換可能となる。UK&I優先株式またはヨーロッパ優先株式の転換(12年目の応当日または12年目の応当日に保留となっている申立てに関してはそれ以降)に際して、転換比率は下方調整され、保有者はクラスA普通株式またはシリーズA優先株式(当社の定款に従ってクラスA普通株式の保有者として適格でない場合)のいずれかを受領する。転換比率は、特定の負債を相殺するために引き下げられることもある。

シリーズA優先株式は通常、当社のクラスA普通株式と経済的に同等になるように設計されており、譲渡制限はなく、当社の定款に基づきクラスA普通株式の保有者として適格な者へ譲渡する際には、クラスA相当優先株式一株につき、自動的にクラスA普通株式100株に転換される。注記 5 - 米国およびヨーロッパの遡及的責任計画を参照のこと。

議決権 UK&Iおよびヨーロッパ優先株式の保有者は、当社の連結、合併、企業結合または類似する取引を含む特定の規定された事項を除き、いかなる案件についても議決権を有していない。この規定された事項において、特定の状況における優先株の株主は、( )当社の普通株式または、優先株式に該当するシリーズの優先権、権利および特権と実質的に異なる優先権、権利および特権が付与されているその他の持分証券を受け取る、または( )当社のクラスA普通株主が受領するものと異なる有価証券、現金またはその他の資産を受け取る。優先株式の保有者が議決権行使可能な限定的事項に関して、優先株式の株主による承認には、それらの優先株式の各シリーズの発行済株式の賛成票(これら各シリーズは単一のクラスとして投票)が必要となる。いずれの場合においても、UK&Iおよびヨーロッパ優先株の株主は、それらの各株式の保有者が保有する株式数と同数の議決権を行使する権利が与えられている。シリーズA優先株式の保有者は、転換時にUK&I優先株式およびヨーロッパ優先株式の保有者の権利と同様の議決権を得る。

クラスA普通株主は、株主に通常与えられているすべての事項について議決権を有する。クラスBおよびクラスC普通株式の株主は、規定された特定の事項を除き、いかなる事項についても議決権を有していない。この規定された特定の事項には、( )中核となる決済事業からの撤退の決定(この場合、クラスBおよびクラスC普通株式の株主はクラスA普通株式の株主と共に単一のクラスとして投票)および( )特定の状況における当社の統合、合併、企業結合または類似した取引(この場合、クラスBおよびクラスC普通株式の株主は単一のクラスとして投票)が含まれている。いずれの場合においても、クラスBおよびクラスC普通株式の株主は主には、クラスBまたはクラスC普通株式の株式数に基準日に適用される転換比率を乗じた数の議決権を行使する権利が与えられている。当社の普通株式の保有者は、現行の定款における優先株式シリーズのみに関する事項の改訂について議決権を有していない。

基本一株当たり利益は、各クラスに割り当て可能な当期純利益を、当期における発行済普通株式および参加証券の加重平均株式数で除して算出される。当期純利益は、転換後ベースの比例持分に基づいて普通株式および参加証券の各クラスに配分される。発行済普通株式の各クラスの加重平均株式数は、表示期間における保有持分の変動を反映している。注記15 - 株主資本を参照のこと。

希薄化後一株当たり利益は、割り当て可能な当期純利益を、当期における発行済普通株式、参加証券、および希薄効果がある場合には、発行済クラスA普通株式同等物の加重平均株式数で除して算出される。希薄効果を有するクラスA普通株式同等物は、(1)当期を通じて有効な転換率に基づくシリーズA、UK&Iおよびヨーロッパ優先株式ならびにクラスBおよびクラスC普通株式の転換に際して発行可能なクラスA普通株式、(2)想定される従業員ストック・オプションの行使、従業員株式購入制度に基づく株式の購入、および稼得されていない業績連動型株式の権利確定に、金庫株方式を適用することによって算出されたクラスA増加普通株式より構成される。

以下の表は、2020年度の一株当たり利益を示している。

	基	本一株当たり利	益	希薄	化後一株当たり	利益
	利益配分	加重平均 発行済株式数	一株当たり 利益 - (A) /(B) ⁽²⁾	利益配分	加重平均 発行済株式数	一株当たり 利益 - (A) ((B) ⁽²⁾
	(A) ⁽¹⁾	(B)	= (A)/(B)	(A) ⁽¹⁾	<u>(B)</u>	$= (A)/(B)^{-(2)}$
		(株式に	<b>三関するデータを</b> 隊	除き、単位:百万	万ドル)	
クラスA普通株式	\$ 8,310	1,697	\$ 4.90	\$ 10,866	2,223 (3)	\$ 4.89
クラスB普通株式	1,951	245	\$ 7.94	\$ 1,948	245	\$ 7.93
クラスC普通株式	214	11	\$ 19.58	\$ 214	11	\$ 19.56
参加証券 ⁽⁴⁾	391	表示なし	表示なし	\$ 391	表示なし	表示なし
当期純利益	\$ 10,866					

以下の表は、2019年度の一株当たり利益を示している。

	基	基本一株当たり利	益	希薄	化後一株当たり	利益
	利益配分	加重平均 発行済株式数	一株当たり 利益	利益配分	加重平均 発行済株式数	一株当たり 利益
	$(A)^{(1)}$	(B)	$= (A)/(B)^{(2)}$	$(A)^{(1)}$	(B)	$= (A)/(B)^{(2)}$
		(株式に	 _関するデータをN	余き、単位:百	<u>万</u> ドル)	
クラスA普通株式	\$ 9,273	1,742	\$ 5.32	\$ 12,080	2,272 (3)	\$ 5.32
クラスB普通株式	2,130	245	\$ 8.68	\$ 2,127	245	\$ 8.66
クラスC普通株式	247	12	\$ 21.30	\$ 246	12	\$ 21.26
参加証券 ⁽⁴⁾	430	表示なし	表示なし	\$ 429	表示なし	表示なし
当期純利益	\$ 12,080	•				

以下の表は、2018年度の一株当たり利益を示している。

	基	基本一株当たり利	益	希薄	希薄化後一株当たり			
	利益配分 (A) ⁽¹⁾	加重平均 発行済株式数 (B)	一株当たり 利益 = (A)/(B) ⁽²⁾	利益配分 (A) ⁽¹⁾	加重平均 発行済株式数 (B)	一株当たり 利益 = (A)/(B) ⁽²⁾		
		. <u> </u>	<u>、                                  </u>	<u> </u>				
クラスA普通株式	\$ 7,937	1,792	\$ 4.43	\$ 10,301	2,329 (3)	\$ 4.42		
クラスB普通株式	1,787	245	\$ 7.28	\$ 1,785	245	\$ 7.27		
クラスC普通株式	218	12	\$ 17.72	\$ 217	12	\$ 17.69		
参加証券 ⁽⁴⁾	359	表示なし	表示なし	\$ 358	表示なし	表示なし		
当期純利益	\$ 10,301	•						

- (1) 当期純利益は、転換後の持分割合に応じて配分される。利益配分に用いられた転換後ベースのクラスB普通株式の加重平均株式数は2020年度、2019年度および2018年度において、それぞれ398百万株、400百万株および403百万株であった。利益配分に用いられた転換後ベースのクラスC普通株式の加重平均株式数は2020年度、2019年度および2018年度において、それぞれ44百万株、46百万株および49百万株であった。優先株式(参加証券に含まれる)の加重平均株式数は、転換後シリーズA優先株式が2020年度において1百万株、転換後UK&I優先株式が2020年度、2019年度および2018年度の各年度において32百万株、転換後ヨーロッパ優先株式が2020年度において43百万株、2019年度および2018年度の各年度において44百万株であった。
- (2) 上表の数値は四捨五入されているため、再計算が完全には一致しないことがある。一株当たり利益は、四捨五入前の数値に基づき計算されたものである。
- (3) 希薄化後加重平均発行済株式数は転換後ベースで算出され、金庫株式法により算出される増加普通株式同等物を含む。当該算出では、希薄効果のある普通株式同等物が、2020年度、2019年度および2018年度の各年度において3百万株含まれている。当該算出においては、逆希薄化効果をもたらす普通株式同等物が2020年度、2019年度および2018年度の各年度において1百万株を除かれている。
- (4) 参加証券は、発行済優先株式ならびに当社のシリーズA優先株式、UK&Iおよびヨーロッパ優先株式、制限株式報酬、制限株式単位および獲得した業績連動型株式などの権利が確定していない株式を基礎とする支払報酬(配当または配当同等物に対して失効することのない権利が付随するもの)を含む。参加証券の利益は、転換後株式の加重平均株式数に基づいて配分される。注記15-株主資本を参照のこと。

#### 注記17 株式に基づく報酬

## 2007年株式インセンティブ報酬制度

当社の2007年株式インセンティブ報酬制度(以下、「EIP」という。)は、取締役会の報酬委員会が非適格ストック・オプション(以下、「オプション」という。)、制限株式報酬(以下、「RSA」という。)、制限株式単位(以下、「RSU」という。)および業績連動型株式を従業員および非従業員取締役に対して付与することを認めるものであり、最大でクラスA普通株式合計236百万株が適用される。報酬に利用可能な株式は、授権済で未発行の株式、または以前発行されその後当社によって取得された株式のいずれかである。このEIPは、当社の取締役会により当該制度が早期終了する場合を除いて、EIPに基づき利用可能な普通株式のすべてが分配され、これらの株式に係るすべての制限が消滅するまで有効である。2022年1月31日まで当該制度に基づき報酬を付与することが可能となっている。

2020年度、2019年度および2018年度において、当社は、EIPに関連した株式に基づく報酬費用を連結損益計算書の人件費に、それぞれ393百万ドル、388百万ドルおよび312百万ドル計上した。関連する税務上の便益は、2020年度、2019年度および2018年度において、それぞれ63百万ドル、59百万ドルおよび53百万ドルであった。

#### オプション

EIPのもとで発行されたオプションは、付与日から10年で終了する。当該オプションは、付与日から主に3年間に均等分割して権利が確定される。ただし、特定の条件では全額が早期に権利確定されることになる。

2020年度、2019年度および2018年度における各ストック・オプションの公正価値は、ブラック・ショールズ・オプション評価モデルを使用して付与日に見積られたが、そこでは以下の加重平均された仮定が用いられた。

#### 9月30日に終了した事業年度

_	2020年	2019年	2018年
予想期間(年数) ⁽¹⁾	4.03	3.98	4.00
無リスク期待収益率 ⁽²⁾	1.6%	2.9%	2.0%
予想ボラティリティ ⁽³⁾	18.7%	20.2%	18.3%
予想配当利回り ⁽⁴⁾	0.7%	0.7%	0.7%
付与された1オプション当たり公正価値	\$ 29.37	\$ 25.89	\$ 18.24

- (1) 2018年3月まで、この仮定は、当社の過去のオプション行使実績および経営陣が一般的にビザと同等であると確信する一連の類似企業の過去のオプション行使実績に基づいていた。当社のデータは、ビザのIPOから測定日までの年数に基づいて、そのオプションの契約期間の割合として加重されている。2018年度において2018年3月までに付与されたストック・オプションにおけるビザのデータと類似企業のデータとの相対加重は、それぞれ約97%および3%であった。2018年3月以後に付与されたストック・オプションに関する仮定は、当社のIPOから10年超が経過しているため、時間の経過と共にビザの過去の行使実績に基づいている。
- (2) 報酬の予想期間にわたるゼロ・クーポンの米国財務省証券の利率に基づく。
- (3) 当社のインプライド・ボラティリティと過去のボラティリティに基づく。
- (4) 付与日における当社の予想年間配当率に基づく。

以下の表は、2020年度における当社のオプションの変動の要約である。

	一株当たり	加重平均残存	
	加重平均行使	契約期間	本源的価値合計 ⁽¹⁾
オプション	価格	(年)	(百万ドル)

					有価証券報告書
2019年 9 月30日現在残高	5,714,658	\$ 90.18			
付与	1,247,982	\$ 182.50			
失効	(67, 193)	\$ 140.17			
満期	-	-			
行使	(1,108,898)	\$ 63.53			
2020年 9 月30日現在残高	5,786,549	\$ 114.61	6.87	\$ 49	94
2020年9月30日現在行使可能	3,425,611	\$ 87.28	5.79	\$ 38	36
2020年9月30日現在行使可能					
および権利確定予定 ⁽²⁾	5,718,325	\$ 113.96	6.84	\$ 49	92

- (1) 2020年度の最終取引日の終値の株価199.97ドルからオプション行使価格を控除した価格に、オプション数を乗じて 算出されている。
- (2) 将来権利確定すると予想されるオプション数を見積もるために、2020年9月30日現在の権利未確定のオプション残高に失効率を適用している。

2020年度、2019年度および2018年度に行使されたオプションの本源的価値合計はそれぞれ146百万ドル、107百万ドルおよび249百万ドルであり、実現された税務便益はそれぞれ31百万ドル、23百万ドルおよび55百万ドルであった。2020年9月30日現在、権利未確定のオプションに関する未認識のオプション報酬費用合計は22百万ドルであった。当該費用は、約0.45年の加重平均期間にわたり認識される予定である。

#### 制限株式報酬および制限株式単位

EIPのもとで発行されたRSAおよびRSUは、主に付与日から3年間にわたる均等分割により権利確定する。ただし、特定の状況では早期に全額が確定することになる。

権利確定にあたり、RSAは、1対1の割合でクラスA普通株式により決済される。権利確定期間中、RSA報酬の受取人は、クラスA普通株式の株主と同様の配当の受領、およびクラスA普通株式の株主と同様の議決権に参加する権利がある。権利確定にあたり、RSUは、当社の裁量により1対1の割合でクラスA普通株式、現金、またはその組み合わせで決済することができる。現在、当社はRSUを現金で決済する意向はない。権利確定期間中、RSU報酬の受取人は、配当同等物を受け取る権利はあるが、クラスA普通株式の株主と同様の議決権に参加する権利はない。当社は、2016年度にRSAの付与を中止しているが、EIPに基づきRSUを引き続き付与する予定である。2018年9月30日現在、残存しているRSAはなかった。

RSAおよびRSUの公正価値および見積失効数を考慮前の報酬費用は、付与日のクラスA普通株式の終値を用いて算出されている。2020年度、2019年度および2018年度に付与されたRSUの付与日における加重平均公正価値は、それぞれ183.61ドル、137.38ドルおよび111.11ドルであった。2020年度、2019年度および2018年度に権利確定したRSAおよびRSUの付与日における公正価値合計は、それぞれ284百万ドル、228百万ドルおよび183百万ドルであった。

以下の表は、2020年度における当社のRSUの変動の要約である。

	制限株式	付与日におけ る加重平均 <u>公正価値</u>	加重平均 残存契約期間 (年)	本源的価値合計 ⁽¹⁾ (百万ドル)
2019年 9 月30日現在残高	5,166,759	\$ 118.79		
付与	2,352,714	\$ 183.61		
権利確定	(2,561,379)	\$ 110.73		
失効	(267,594)	\$ 147.70		
2020年 9 月30日現在残高	4,690,500	\$ 154.06	0.83	\$ 938

^{(1) 2020}年度の最終取引日の株価の終値199.97ドルに、オプション数を乗じて算出されている。

2020年9月30日現在、権利未確定のRSUに関連した未認識の報酬費用合計は、381百万ドルであった。当該費用は、約0.83年の加重平均期間にわたって認識される予定である。

#### 業績連動型株式

当社の業績連動型株式報酬について、最終的に得られる株式数は、勤務条件に加えて、業績条件および株式市場条件の両方の達成度に依拠する。業績条件は、当社の一株当たり利益業績目標に基づく。株式市場条件は、スタンダード・アンド・プアーズ500種指数に含まれる他の企業の株主総利回りに対してランク付けされた当社の株主総利回りに基づく。2020年度におけるこれらの業績連動型報酬の市況を組み入れた公正価値は、モンテカルロ・シミュレーションモデルを用いて付与日に見積られており、当該見積もりでは、無リスク収益率1.6%、予想期間1.9年、予想ボラティリティ20.9%および予想配当利回り0.7%という加重平均された仮定を使用している。2020年度、2019年度および2018年度に付与された業績連動型株式の付与日における公正価値は、それぞれ一株当たり211.08ドル、153.42ドルおよび120.11ドルであった。業績連動型株式は3年で権利が確定され、特定の条件では全額が早期に権利確定されることになる。2020年度、2019年度および2018年度に権利確定され、獲得された業績連動型報酬の付与日における公正価値合計は、それぞれ65百万ドル、41百万ドルおよび31百万ドルであった。

業績連動型株式の報酬費用は、当初、業績目標に基づいて見積もられる。当該費用は見積失効数を控除した額で計上され、業績評価期間を通じて適宜調整される。

以下の表は、2020年度における、獲得される可能性のある業績連動型株式の最大数および関連する変動の 要約である。

	株式	付与日における 加重平均 <u>公正価値</u>	加重平均残存 契約期間(年)	本源的価値 合計 ⁽¹⁾ _(百万ドル)_
2019年 9 月30日現在残高	1,070,690	\$ 129.08		
付与 ⁽²⁾	470,128	\$ 211.08		
権利確定および獲得	(546,018)	\$ 118.18		
未取得	-	\$ -		
失効	-	\$ -		
2020年 9 月30日現在残高	994,800	\$ 171.33	0.73	\$ 199

^{(1) 2020}年度の最終取引日の終値の株価199.97ドルに、オプション数を乗じて算出されている。

2020年9月30日現在、権利未確定の業績連動型株式に関連する未認識の報酬費用合計は20百万ドルであった。当該費用は、約0.73年の加重平均期間にわたって認識される予定である。

## 従業員株式購入制度

ビザ・インク従業員株式購入制度(以下、「ESPP」という。)は、適格従業員に対して、一定の制限を条件として、購入日における株価から15%割り引いた価格で当社のクラスA普通株式を購入することを認めている。ESPPでは、クラスA普通株式合計20百万株が発行に向けて用意されている。2020年度、2019年度および2018年度において、ESPPによる連結財務諸表への重要な影響はなかった。

## 注記18 契約債務および偶発債務

契約債務 当社は、世界中において、動産・不動産およびソフトウェア・ライセンスを有しており、その期間は様々である。2020年9月30日現在のソフトウェア・ライセンスに関する将来の最低支払額は以下のとおりである。

					9月	30日	に終了	'する	事業年	丰度				
	202	21年	202	22年	2023	年	2024	4年	202	5年	2026 以降	年 <b>年</b>	台	計
						(	百万	ドル)	)					
ソフトウェア・ライセンス	\$	61	\$	26	\$	5	\$	5	\$	5	\$	-	\$	102

⁽²⁾ 獲得される可能性のある業績連動型株式の最大数を表している。

## 注記19 法人税等

当社の事業年度別の税引前利益の内訳は以下のとおりである。

	9月30	日に終」しに事業	干侵
E		2019年	2018年
			-

	2020年	2019年	2018年
	<u> </u>	(百万ドル)	
米国	\$ 9,178	\$ 9,536	\$ 8,088
米国外	4,612	5,348	4,718
税引前利益合計	\$ 13,790	\$ 14,884	\$ 12,806

2020年度および2019年度の米国における税引前利益には、当社の米国事業体の米国外事業からの利益が3.0 十億ドル含まれており、2018年度には2.7十億ドル含まれている。

当社の事業年度別の法人税等の内訳は、以下のとおりである。

9月30日に終了した事業年度

	2020年	2019年	2018年
N/ #01% 🛆 .		(百万ドル)	
当期税金:			
米国連邦税	\$ 1,662	\$ 1,504	\$ 2,819
州税および地方税	212	243	219
外国税	743	843	754
当期法人税合計	2,617	2,590	3,792
繰延税金:			
米国連邦税	42	184	(1,214)
州税および地方税	9	28	(96)
外国税	256	2	23
繰延税金合計	307	214	(1,287)
法人税等合計	\$ 2,924	\$ 2,804	\$ 2,505

2020年および2019年9月30日現在の繰延税金資産および負債の大部分を構成する一時差異の税効果は以下 のとおりである。

	9 月30日				
	2020年	2019年			
	(百万ドル)	)			
繰延税金資産					
未払報酬および給付	<b>\$</b> 114	\$ 117			
未払訴訟債務	204	273			
顧客インセンティブ	121	125			
繰越欠損金	80	65			
包括損失	148	33			
州税の連邦税軽減額	203	148			
その他	12	6			
評価性引当金	(84)	(69)			
繰延税金資産	798	698			
繰延税金負債					
不動産、設備およびテクノロジー(純額)	(343)	(314)			
無形資産	(5,492)	(4,983)			
外国税	(137)	(184)			
繰延税金負債	(5,972)	(5,481)			
繰延税金負債(純額)	\$ (5,174)	\$ (4,783)			

2020年7月22日に、英国は、2020年4月1日に有効となった過去の19%から17%への税率引き下げを撤回する法律を制定した。その結果、当社は、主に2016年度のビザ・ヨーロッパの取得に際して計上した無形資産に関連した、英国における繰延税金負債(純額)の再測定に関する一時的な現金を伴わない税金費用329百万ドルを計上した。繰延税金負債の増加は、英国の繰延税金負債の再測定を反映している。

2020年3月27日に、米国において、コロナ・ウイルス支援、救済、および経済的安全保障法(以下、「CARES法」という。)が成立した。このCARES法には、複数の米国法人税の規定が含まれ、特に、繰越欠損金(純額)の繰戻、代替ミニマム税額控除、正味利息控除限度額の修正、および2017年12月31日より後にサービスを行っている適格資産の改良についての法人税法上の償却に関する専門的な改訂に関連している。CARES法は、当社の財務成績に重要な影響を与えないと予想される。

2020年および2019年9月30日現在、繰延税金資産(純額)それぞれ63百万ドルおよび24百万ドルは、連結貸借対照表のその他資産に反映されている。

繰延税金資産の実現可能性の評価において、経営陣は繰延税金資産のすべてまたは一部が実現できない可能性が50%超であるか否かについて検討している。繰延税金資産の最終的な実現可能性は、将来これらの一時差異が控除可能となる期間における課税所得の額に左右される。2020年度および2019年度の評価性引当金は主に、最近取得した子会社から引き継いだ外国税上の欠損金に関連するものである。

2020年9月30日現在、当社は連邦税上の繰越欠損金13百万ドル、州税上の繰越欠損金16百万ドルおよび取得した子会社からの外国税上の繰越欠損金367百万ドルを有していた。2018年度より前の事業年度に発生した連邦税および州税上の繰越欠損金は、2028年度から2037年度に繰越期限が到来する。2017年度より後に発生した連邦税上の繰越欠損金は無期限に繰越可能である。外国税上の繰越欠損金は、2025年度から2027年度までに繰越期限が到来する特定の外国税上の欠損金を除き、無期限に繰越可能である。当社は、将来においてこの州税上の繰越欠損金を全額利用できると予想している。

法人税等は、以下の理由により、税引前利益に米国連邦法定税率を適用することによって算出される税額とは異なる。

	9	30日に終り	しに事業平	-		
2020年		2019	9年	2018年		
(金額)	(%)	(金額)	(%)	(金額)	(%	

米国連邦法人税(法定税率)	\$ 2,896	21 %	\$ 3,126	21 %	\$ 3,141	有1 25 %
州法人税(連邦税計算にあたっての便 益控除後)	199	2 %	223	2 %	201	2 %
外国税効果(連邦税計算にあたっての 便益控除後)	(483)	(4)%	(527)	(4)%	(465)	(4)%
海外収益に係る移行税	-	- %	-	- %	1,147	9 %
繰延税金負債の再測定	329	2 %	-	- %	(1,133)	(9)%
その他(純額)	(17)	- %	(18)	- %	(386)	(3)%
法人税等	\$ 2,924	21 %	\$ 2,804	19 %	\$ 2,505	20 %

2020年度および2019年度の実効税率は、それぞれ21%および19%であった。2020年度の実効税率は、上記のとおり、主に英国における繰延税金負債の再測定に関する一時的な現金を伴わない税金費用329百万ドルにより、2019年度と異なっている。

2019年度および2018年度の実効税率は、それぞれ19%および20%であった。2019年度の実効税率は、主に以下の理由により、2018年度と異なっている。

- ・ 上記の税法による、2018年度における24.5%の混合率から2019年度における21%への連邦税率の引き 下げ。
- ・ 2018年10月1日に当社に適用された国外源泉の無形資産所得(以下、「FDII」という。)の新たな所得控除および米国外課税無形資産所得(global intangible low-tax income 以下、「GILTI」という。)を含む、上記の税法の一部として適用された新たな規定、ならびに2018年度に計上された以下の項目がなかったこと
  - ・ 税法による、特定の非課税の外国収入に対する1回限りの移行税1.1十億ドル。
  - ・ 税法により適用された米国連邦税率の引き下げに起因する、繰延税金残高の再測定による一時 的な現金を伴わない便益1.1十億ドル。
  - ・ 様々な一時的な監査上の解決による還付161百万ドル。

2020年および2019年9月30日現在における当期未収還付税金は、それぞれ93百万ドルおよび130百万ドルであり、前払費用およびその他流動資産に含まれていた。2020年および2019年9月30日現在、それぞれ988百万ドルおよび771百万ドルの未収還付税金は、その他資産に含まれていた。2020年および2019年9月30日現在、未払法人税それぞれ134百万ドルおよび327百万ドルが、未払費用に含まれていた。また、2020年および2019年9月30日現在において、前期末に計上されていた未払法人税等それぞれ2.8十億ドルおよび2.5十億ドルが、その他負債に含まれていた。

アジア太平洋地域における当社の営業拠点はシンガポールにある。2008年10月1日から2023年9月30日まで、当拠点は、税優遇措置の対象であり、これはシンガポールにおける一定の事業基準および雇用基準を満たすことを条件とする。この税優遇措置により、2020年度、2019年度および2018年度において、シンガポールの税金は、それぞれ280百万ドル、324百万ドルおよび295百万ドル減少し、希薄化後一株当たり利益に係る税優遇措置による利益は、それぞれ0.13ドル、0.14ドルおよび0.13ドルであった。

当社は会計基準編纂書第740号「法人税等」に従って、税務申告書上、報告済みまたは報告予定の不確定な 税務ポジションをすべて一覧にした上で評価、測定することが要求される。また、関係税務当局の税務調査 により否認される、または一部しか認められない場合の税務ポジションに対する金額を負債に計上すること が要求される。

2020年、2019年および2018年9月30日現在、当社の未認識の税務上の便益(総額)は、以下に記載している支払利息および課徴金を除き、それぞれ2.6十億ドル、2.2十億ドルおよび1.7十億ドルであった。このうち認識された場合には将来の実効税率を下げる、未認識の税務上の便益がそれぞれ、1.6十億ドル、1.4十億ドルおよび1.2十億ドル含まれている。

事業年度別の期首および期末現在の未認識の税務上の便益の調整は以下のとおりである。

	2020年	2019年	2018年
		(百万ドル)	
期首残高	\$ 2,234	\$ 1,658	\$ 1,353
過年度に関連した未認識の税務上の便益の増 加	66	216	367
過年度に関連した未認識の税務上の便益の減 少	(83)	(13)	(233)
当事業年度に関連した未認識の税務上の便益 の増加	376	384	172
税務当局との和解による減少	(12)	(9)	-
時効により消滅したことによる減少	(2)	(2)	(1)
期末残高	\$ 2,579	\$ 2,234	\$ 1,658

2020年度、2019年度および2018年度に当社は、不確定な税務ポジションに関連した支払利息それぞれ68百万ドル、66百万ドルおよび15百万ドルを認識した。当社は、不確定な税務ポジションに関連した課徴金を2020年度および2019年度にそれぞれ4百万ドルおよび5百万ドル未払計上しているが、2018年度に未払計上額はなかった。2020年および2019年9月30日現在、当社は不確定な税務ポジションに関連した未払利息、それぞれ233百万ドルおよび165百万ドル、ならびに未払課徴金それぞれ31百万ドルおよび26百万ドルを連結貸借対照表のその他長期負債に計上した。

当社の2012年度から2015年度の連邦およびカリフォルニア州における法人税申告は、現在、調査中である。当社は、2008年度から2011年度について、連邦税の還付申請を提出し、2006年度から2011年度についてカリフォルニア州税の還付申請を提出しており、これらについても、現在、調査中である。これらの還付申請を除き、2012年度より前の事業年度に関する連邦税およびカリフォルニア州税については時効が成立している。

2013年度において、カナダ歳入庁(以下、「CRA」という。)は、当社の2003年度から2009年度のカナダにおける納税申告の調査を完了し、いくつかの税務更正を提示した。CRAはその調査結果に基づき、2010年度から2017年度のカナダにおける納税申告に関しても、いくつかの税務更正を提示した。当社はこれらの税務更正に対する異議申し立てを申請したが、CRAとの和解に至らず2015年度に控訴手続きが完了した。2016年4月に当社は、CRAの税務更正を覆すためにカナダの税務裁判所に上訴した。2020年9月に、当社は、CRAから提示された和解案を受け入れることを決定した。和解契約はカナダの税務裁判所の承認を条件としている。当社の税務引当金は、これに応じて調整されている。

インドの税務当局は、2010年度から2016年度の期間に該当する課税年度について、当社の法人税申告の第一次調査を終了し、一定の評価を提案した。当社はこれらの提案された評価に対して異議を唱え、上訴裁判所に上訴した。これらの上訴の最終的な和解のタイミングおよび結果は不明であるが、当社は自社の所得税引当金がインドにおける所得税義務を適切に反映していると確信している。

当社はまた、様々な州および外国税務当局による調査の対象となっている。2006年度までのすべての重要な州税および外国税の問題は解決している。連邦税、州税および外国税の税務調査および還付申請の最終的な解決の時期および結果は不確定である。そのため、当社の未認識の税務上の便益に関して今後12ヶ月間に起こり得る最終的な影響について合理的に見積ることは不可能である。



#### 注記20 法的事項

当社は、様々な法的手続および行政手続の当事者となっている。いくつかの手続においては、結果が予測できず、予測不可能な損害が生じうるような複雑な請求・主張がなされている。現時点において損害に関連しない事項および/または損害の額もしくは範囲を合理的に予見し得ないことから、開示済みのものを除き、当社はこれらの手続により生じうる損失について引当てを行っておらず、予測損害額の範囲も設定していない。当社は、後述する訴訟および行政手続において強固な抗弁を有すると考えているが、将来、当社の財務状態、業績もしくはキャッシュ・フローに重大な悪影響を及ぼす判決や罰金を受けるか、または和解に至る可能性もある。当社の1件または複数件の係属中の訴訟事項に関する和解交渉または調停に、当社が自社を代表して、または他の当事者と集団で関わることもある。

訴訟費用の計上額は予測であり、経営幹部の訴訟の性質の理解、各案件の詳細、弁護士の助言(適切な範囲に限る。)および貸借対照表の日付現在における損失額についての経営幹部の最良の予測に基づいている。

下記の表は、年度ごとの未払訴訟債務に関する動きをまとめたものである。

	2020年度	2019年度	
	 (単位:百万ドル)		
期首残高	\$ 1,203	\$ 1,434	
対象外の法的事項に係る引当金	10	37	
対象となる法的事項に係る引当金	26	535	
インターチェンジ広域係属訴訟に係る過去の見越額の再設定			
	467	-	
法的事項への支払	(792)	(803)	
期末残高	\$ 914	\$ 1,203	

#### 見越額の概要 - 米国の対象訴訟

ビザ・インク、ビザUSAおよびビザ・インターナショナルは、当社が「米国の対象訴訟」と称する、米国の 遡及的責任計画の対象となる一定の訴訟手続の当事者である。損失発生の可能性が高く、かつ合理的な予想 が可能であると見なされる場合には、米国の対象訴訟費用の見越額および訴訟引当金が計上される。かかる 決定にあたり、当社は、入手可能な情報(訴訟委員会により提起された訴訟を含むがこれに限定されない。)を検討する。米国の対象訴訟に関連する見越額の合計は、エスクロー口座の残高を上回るかまたは下回る可能性がある。詳細は、下記「インターチェンジ広域係属訴訟(MDL) - 個々の加盟店の訴訟」ならびに注記5-米国およびヨーロッパの遡及的責任計画を参照のこと。

下記の表は、年度ごとの米国の対象訴訟債務に関する見越額の動きをまとめたものである。

	2020年度	2019年度
	 (単位:百万ドル)	
期首残高	\$ 1,198	\$ 1,428
インターチェンジ広域係属訴訟に係る引当金	-	370
インターチェンジ広域係属訴訟に係る過去の見越額の再設定	467	-
米国の対象訴訟への支払	(777)	(600)
期末残高	\$ 888	\$ 1,198

## 見越額の概要 - ビザ・ヨーロッパ域内の対象訴訟

ビザ・インク、ビザ・インターナショナルおよびビザ・ヨーロッパは、ヨーロッパの遡及的責任計画の対象となる一定の訴訟手続の当事者である。ヨーロッパの遡及的責任計画は、米国の遡及的責任計画と異なり、和解または判決に伴う支払に用いるためのエスクロー口座を設定していない。当社は、U.K.&I優先株式およびヨーロッパ優先株式に適用される転換比率の定期的な調整を通じて、ビザ・ヨーロッパ域内の対象損失を埋め合わせる権利を有する。当該損失が予想され、またその金額を合理的に見積もることができる場合、ビザ・ヨーロッパ域内の対象損失の見越額および株主持分の減少が計上される。詳細は、下記「ビザ・ヨーロッパ域内の対象訴訟」ならびに注記5・米国およびヨーロッパの遡及的責任計画を参照のこと。

有価証券報告書

下記の表は、年度ごとのビザ・ヨーロッパ域内の対象訴訟債務に関する見越額の動きをまとめたものである。

	2020年度	2019年	度
	 (単位:百万ドル)		
期首残高	\$	5 \$	-
ビザ・ヨーロッパ域内の対象訴訟の見越額	2	<del>ĵ</del>	165
ビザ・ヨーロッパ域内の対象訴訟の支払	(1	0)	(160)
期末残高	\$ 2	1 \$	5

## 米国の対象訴訟

インターチェンジ広域係属訴訟(MDL)-暫定的集団訴訟

2005年5月より、加盟店によりビザUSA、ビザ・インターナショナルおよび/またはマスターカードに対して、また一部の事案では一部の米国の金融機関に対して、一連の提訴が米連邦地方裁判所になされた(その大部分が集団訴訟に分類された。)。広域係属訴訟司法委員会は、MDL1720における公判前手続の調整のため、かかる事案をニューヨーク州東部地区米連邦地方裁判所に移管する命令を発した。その後、原告集団は、補正訴状および追加訴状を提出した。個人訴訟および集団訴訟の訴状では、連邦反トラスト法および(ある場合には)特定の州の不正競争法に基づき、とりわけ、ビザおよびマスターカードのインターチェンジ払戻手数料、「割増料金禁止」および「全カード使用可能」の規則、抱き合わせ/一括販売取引手数料の設定ならびにビザの組織再編およびIPOに対して、通常異議が申し立てられた。これらの訴状では、損害賠償、確認判決および差止めによる救済、弁護士費用ならびにIPOの解消を求める命令などが求められた。

ビザ・インク、ビザUSA、ビザ・インターナショナル、マスターカード・インコーポレーテッド (Mastercard Incorporated)、マスターカード・インターナショナル・インコーポレーテッド (Mastercard International Incorporated)、様々な米国の金融機関である被告および集団訴訟原告は、集団訴訟原告の申立てを解決するための和解契約(以下「2012年和解契約」という。)に署名した。2012年和解契約に基づき、当社は、米国の訴訟エスクロー口座から約4.0十億ドルを、また8ヶ月間にわたるインターチェンジの引下げに起因する約500百万ドルを、裁判所が承認した決済口座に預託した。ビザは、その後、約1.1十億ドルの「分割金」を裁判所から受領し、当社の米国の訴訟エスクロー口座に預託した。2016年6月30日、第2巡回区控訴連邦裁判所は、下級裁判所による加盟店集団訴訟の認定を無効とし、和解の承認を取り消し、さらに審理するよう、当該事案を下級裁判所に差し戻した。

差戻しを受けて、地方裁判所は「損害賠償を求める集団」および「差止めによる救済を求める集団」の2つの暫定的集団について、暫定の弁護士を指名する命令を発した。損害賠償を求める暫定的集団を代表して行為すると主張する原告は、その後、救済の中でも特に損害賠償および弁護士費用を求めて、集団訴訟の第3回統合補正訴状を提出した。差止めによる救済を求める暫定的集団を代表して行為すると主張する新たな原告集団は、特にデフォルト・インターチェンジ・レートの設定、「全カード使用可能」方針を含む加盟店に関する一定のビザ運営規則ならびに加盟店獲得会社ネットワーク固定手数料を含む様々な取引手数料に対する差止命令、ならびに弁護士費用を求める、ビザ、マスターカードおよび特定の銀行の被告に対する集団訴訟の訴状を提出した。

2018年9月17日、ビザ、マスターカードおよび特定の米国の金融機関と、損害賠償を求める暫定的集団を代表して行為すると主張する原告との間で、裁判所による承認を条件としてすべての損害賠償を求める訴訟を解決する契約(以下「修正和解契約」という。)が成立した。修正和解契約は、2012年和解契約を置き換え、とりわけ、当該訴訟において損害賠償を求める集団により申し立てられた行為に起因する、参加する集団訴訟構成員からの責任を免除することを含み、かかる免除は、修正和解契約の確定後5年以内に発生する申立てを含む。参加する集団訴訟構成員は、差止めによる救済を求める集団の指名された代表者としてまたは代表者でない集団訴訟構成員として差止めによる救済の申立てを放棄しない。修正和解契約ではまた、全被告による合計900百万ドルの追加の和解金の支払が必要となった。そのうち当社の負担は600百万ドルであり、当社の遡及的責任計画に基づき開設された当社の訴訟エスクロー口座から支払われた。注記5・米国およびヨーロッパの遡及的責任計画を参照のこと。かかる追加の和解金は、2012年和解契約に基づき、以前、被告により決済口座に預託された約5.3十億ドルに追加された。

損害賠償を求める集団の原告が修正和解契約の最終承認の申立てを行ったことを受けて、和解案を求める 集団のうちの特定の加盟店は、和解に反対し、かつ/または和解を求める集団からの離脱の申立てを提出し た。2019年12月13日、地方裁判所は、損害賠償を求める集団による請求に関連して修正和解契約の最終承認 を行ったが、その後これについて控訴が提起された。集団から離脱した集団訴訟構成員の(支払額での)割 合に基づいて、700百万ドルが被告に返還された。分割金のビザ分は、約467百万ドルと算定され、受領次 第、離脱請求に対処するため未払訴訟債務の増加相当額を米国の訴訟エスクロー口座に預託した。

差止めによる救済を求める暫定的集団を代表して行為すると主張する原告との和解協議は、継続中である。2019年1月16日、銀行被告は、原告は当事者適格を欠いており、銀行被告に対して申立てを行えなかったとの理由で、差止めによる救済を求める集団がかかる被告に対して行った請求を却下する申立てを行っ

た。2019年11月20日、地方裁判所は、差止めによる救済を求める暫定的集団が銀行被告に対して行った請求の却下を求める当該被告の申立てを却下した。

2020年5月29日、オールド・ジェリコ・エンタープライズ・インク(Old Jericho Enterprise, Inc.) は、24の州およびコロンビア地区で営業しているガソリン小売店の集団を代表して、ビザおよびマスターカードに対する訴状を提出した。訴状は、それらの法域の反トラスト法違反を主張し、間接購入者としての原告の権利回復を求めるものであった。ビザは、原告の請求が修正和解契約により放棄されない限りにおいて、米国の遡及的責任計画の対象となると考えている。

2020年6月1日、ビザは、他の被告とともに、差止めによる救済を求める集団の訴状にある請求に関して、サマリージャッジメントを求める申立てを送達した。差止めによる救済を求める暫定的集団の原告は、部分的なサマリージャッジメントを求める申立てを送達した。

### インターチェンジ広域係属訴訟 (MDL) - 個々の加盟店の訴訟

2013年5月より、数百の加盟店により50件を超える訴訟が各地の連邦地方裁判所に提訴または移管され、主にMDL1720において提起された主張と同様の主張に基づく損害賠償請求がなされている。これらの事案は、ビザ・インク、ビザUSA、ビザ・インターナショナル、マスターカード・インコーポレーテッドおよびマスターカード・インターナショナル・インコーポレーテッドを被告としているが、一部の事案では特定の米国の金融機関も被告に含めている。多くの事案は、ビザがデビットカード関連の市場セグメントを独占し、独占を試み、かつ/または独占を共謀したとの主張を含む。うち数件の事案は、デフォルト・インターチェンジ・レートの設定、「全カード使用可能」方針を含む、加盟店に関する一定のビザ運営規則および加盟店獲得会社ネットワーク固定手数料を含む、様々な取引手数料に対する差止命令を求めている。また、数件の事案による申立てでは、ビザ、マスターカードおよび/またはそれらの加盟銀行が、米国におけるチップ・アンド・ピン認証の適用を妨げるか、またはその他デビット市場における競争を回避するために共謀したと主張されている。一部の加盟店が、とりわけ、差止め請求を追加し、損害賠償請求を増額する補正訴状を提出している。

個々の加盟店が提起した訴訟の他に、MDL1720における被告であるビザ、マスターカードおよび/または一部の米国の金融機関は、ニューヨーク州東部地区米連邦地方裁判所に、ビザの行為は連邦および州の反トラスト法に違反しないとの宣言の求めを含む、一部の加盟店に対する申立てを行った。

本項に記載された個々の加盟店の訴訟は、いずれもMDL1720を担当する裁判官に割り当てられたかまたは 広域係属訴訟司法委員会によりMDL1720へ含めるために移管されたかもしくは移管を検討されている。これら の個々の加盟店の訴訟は、米国の遡及的責任計画に基づく米国の対象訴訟となる。注記 5 - 米国およびヨー ロッパの遡及的責任計画を参照のこと。

ビザは、損害賠償を求める集団訴訟原告との修正和解契約から離脱した加盟店のうち、ビザブランドの決済カード売上高の約40%に相当する数の加盟店と和解した。

2020年6月1日、ビザは、他の被告とともに、個々の加盟店の訴訟における請求ならびにビザ、マスターカードおよび一部の米国金融機関が提起した確認判決訴訟に関して、サマリージャッジメントを求める申立てを送達した。個々の加盟店の訴訟における原告は、部分的なサマリージャッジメントを求める申立てを送達した。

当社は、これらの暫定的集団訴訟および個々の加盟店の訴訟に対して強固な抗弁を有すると考えているが、個々の法的請求に関する最終的な結果は、実質的に予想不可能である。当社は、加盟店の請求に関して判決を受けるか、和解に至るかまたは予想を修正する可能性があり、影響が蓋然性を持ちかつ合理的に予見しうるようになる期間における当社の財務成績に対し、かかる展開が重大な悪影響を及ぼす可能性がある。米国の遡及的責任計画は、これらの事案での損害賠償に対処するために策定されている(注記5・米国およびヨーロッパの遡及的責任計画を参照のこと。)が、当社が事業慣行、規則または契約上のコミットメントを変更する必要が生じる判決または和解によって、当社の財務業績が悪影響を受ける可能性がある。

#### ビザ・ヨーロッパ域内の対象訴訟

## 欧州加盟店訴訟

2013年7月より、550を超える本件加盟店(本項において、「本件加盟店」とは、一部同一の請求の対象となっている子会社/関連会社と併せた加盟店を意味する。)がビザ・ヨーロッパ、ビザ・インクならびに英国、ドイツ、ベルギーおよびポーランドにおけるビザのその他子会社を相手方として、主にヨーロッパにおけるインターチェンジ・レートに関する、また一部の事案ではビザが課す手数料および特定のビザ規則に関する訴訟手続を開始した。本件加盟店は、1または複数の以下の種類のクレジットカードおよびデビットカードの取引のインターチェンジ手数料に関連する反競争的とされる行為に対して損害賠償を求めている。すなわち、英国国内、アイルランド国内、その他ヨーロッパ国内、欧州経済領域間および/またはその他の地域間である。本書の日付現在、ビザ・ヨーロッパ、ビザ・インクおよびビザのその他子会社は、100超の本件加盟店からの申立てについて和解しているが、400を上回る本件加盟店についてはまだ訴訟が係属中である。また、30超の別の本件加盟店が、同様の訴訟を提起する恐れがあった。本件加盟店による訴訟となる恐れのあるいくつかの申立てに関する据置協定が締結されているが、そのいくつかの申立ては和解している。

問題とされているインターチェンジ手数料が高額となる可能性がある一方で、訴状はいまだ提出されておらず、全容は明らかではない。当社は、さらにいくつかのヨーロッパの事業体が、同様の申立てを行う可能性があると示唆しているとの情報を得ており、将来、さらなる申立てが行われると予想している。

2016年11月から2017年3月までの間、1つの本件加盟店のみにより提起された申立てに関する審理が行われた。2017年11月および2018年2月に下された判決で、裁判所は、当該本件加盟店に対してビザの英国国内のインターチェンジは競争を制限していなかったが、もしも制限的であると判断された場合は、適用ある法律により免除されなかったであろうと判断した。2018年4月、控訴裁判所は、インターチェンジに関して申し立てた同時期の別の2件のマスターカードの事案の判決に対する当該本件加盟店の申立てを受け入れた。2018年7月4日、控訴裁判所は、下級裁判所の判決を覆し、ビザの英国国内のインターチェンジが競争を制限したと判断し、ビザの英国国内のインターチェンジは適用ある法律による制限の認定が免除されるか否が間違って決定されたと判断した。控訴裁判所は、かかる免除の問題および損害の査定を再検討するよう、当該申立てを下級裁判所に差し戻した。2018年11月29日、ビザは、控訴裁判所の判決の一部について英国最高裁判所に申立て(ビザの英国のインターチェンジが競争を制限したか否かを含む。)の許可を取得した。2020年6月17日、英国最高裁判所は、ビザの英国国内のインターチェンジが適用ある競争法の下で競争を制限しているとの判決を下した。当該事案は、英国の競争控訴審判所において審理が継続され、インターチェンジの適法性の度合いおよび原告が回復することができる金額(もしあれば)について決定される。

本件加盟店の全請求は送達されていないため発生する可能性のある損害賠償の全容は明らかではないが、 ビザは強力な反論をしている。しかしながら、発表され、送達され、また/または保全された請求は、数十 億ドルの損害賠償を求めている。

#### その他の訴訟

#### 欧州委員会DCC調査

2013年、欧州委員会(以下「EC」という。)は、ビザ・ヨーロッパの通貨変換(DCC)取引に関する価格決定および規則がEUの競争規則に違反しているとの主張に基づき、ビザ・ヨーロッパに対する調査を開始した。2020年10月16日、ECは、ビザに対し、当該調査を終了した旨を通知した。

## カナダ加盟店訴訟

2010年12月より、数々の集団訴訟が、ビザおよび / またはマスターカードのクレジットカードによる支払を受け入れた加盟店を代表し、ビザ・カナダ、マスターカードおよび10社の金融機関を相手方として、ケベック州、ブリティッシュ・コロンビア州、オンタリオ州、サスカチュワン州およびアルバータ州で提起された。かかる訴訟では、デフォルト・インターチェンジおよび一定のネットワーク規則に関して、ビザとマスターカードが別個に共謀し、カナダの価格操作法および様々なコモンローに違反したと申し立てられている。これまでに、金融機関のうち5社が原告と和解した。2017年6月、ビザおよびマスターカードも原告との和解に至った。5つの州のそれぞれの裁判所が和解を承認し、ウォルマート・カナダ(Wal-Mart Canada)および / またはホーム・デポ・オブ・カナダ・インク(Home Depot of Canada Inc.)は、かかる和解承認の決定に対して、上訴通知を提出した。ブリティッシュ・コロンビア州、ケベック州、オンタリオ州およびサスカチュワン州の控訴裁判所は、ウォルマート・カナダおよびホーム・デポ・オブ・カナダ・インクが提起した控訴を退けた。ウォルマート・カナダおよびホーム・デポ・オブ・カナダ・インクは、これらの決定に対して控訴する許可を求めたが、カナダの最高裁判所は、2020年3月26日(ブリティッシュ・コロンビア州、ケベック州およびオンタリオ州)および2020年10月29日(サスカチュワン州)に、これらを退けた。アルバータ州の裁判所への控訴は係属中である。

#### 米国ATM使用料訴訟

全米ATM協議会(National ATM Council)集団訴訟 2011年10月、全米ATM協議会と13の非銀行系ATM運営会社は、ビザ(ビザ・インク、ビザ・インターナショナル、ビザUSAおよびプラス・システム・インク(Plus System, Inc.))およびマスターカードに対してコロンビア地区米連邦地方裁判所に集団訴訟を提起した。かかる訴状は、ATM運営会社がビザまたはプラスでの取引につき消費者に対して使用料を請求することを選択した場合、かかる使用料はその他のネットワーク上の取引において請求される使用料を超過しないというビザの規則(および類似のマスターカードの規則)に対して異議を申し立てるものである。原告は、当該規則がシャーマン法第1条に違反すると主張し、3倍額損害賠償、差止めによる救済および弁護士費用を要求している。2019年9月20日、原告は集団認定の申立てを行った。

消費者集団訴訟 2011年10月、同一のATM使用料規則につきビザおよびマスターカードに対して異議を申し立てる消費者集団訴訟が同連邦裁判所に提起された。規則につき異議を申し立て、後に結合された他2件の消費者集団訴訟もまた、2011年10月に同連邦裁判所に提起され、ビザ、マスターカードおよび3社の金融機関が被告として名を挙げられている。原告は、連邦法および州法(シャーマン法第1条および消費者保護法を含む。)に基づく有効な3倍額賠償、賠償、差止めによる救済および弁護士費用を要求している。2019年

9月20日、原告は両訴訟において集団認定の申立てを行った。2020年10月5日、3社の金融機関を被告とする当該事案の原告は、被告である当該金融機関と和解した集団訴訟について仮承認の申立てを行った。

#### 米国司法省による民事調査請求

2012年3月13日、米国司法省反トラスト局(以下「トラスト局」という。)は、ビザ・インクに対して民事調査請求(以下「CID」という。)を出し、シャーマン法第1条または第2条(合衆国法律集第15巻第1、2条)違反の可能性に関する書類および情報を求めた。CIDは、ビザの加盟店獲得会社ネットワーク固定手数料を含む、PIN認証ビザデビットおよびビザによるドッド・フランク法への競争力のある対応に焦点を当てている。ビザは、CIDに関してトラスト局に協力している。

### パルス・ネットワーク (Pulse Network)

2014年11月25日、パルス・ネットワーク・エルエルシー(Pulse Network LLC)は、ビザ・インクに対する訴訟をテキサス州の連邦地方裁判所に提起した。パルスは、ビザがとりわけ、デビットカード・ネットワーク・サービス市場を独占しており、独占しようとしたと主張している。パルスは、未確定の3倍額賠償、弁護士費用および差止めによる救済(加盟店獲得会社ネットワーク固定手数料構造、PIN認証ビザデビットに関するビザの行動、ならびにデビット引受けに関する加盟店および加盟店獲得会社とのビザの契約を禁止することを含む。)を求めている。2018年8月31日、裁判所は、ビザによるサマリージャッジメントの申立てを受け入れ、パルスにはその主張についての当事者適格がないと認定した。パルスは、かかる地方裁判所のサマリージャッジメントの判決について第5巡回区控訴連邦裁判所に上訴し、2019年10月9日に口頭弁論が行われた。2020年6月5日、第5巡回区控訴連邦裁判所は、当該事案について再弁論を決定した。

### EMVチップのライアビリティ・シフト

ミラムズ・マーケット(Milam's Market)の名称で事業運営をしているB&Rスーパーマーケット・インク(B&R Supermarket, Inc.)およびグローブ・リカーズ・エルエルシー(Grove Liquors LLC)は、2016年3月8日に最初の訴状を提出した後、2016年7月15日に、ビザ・インク、ビザUSA、マスターカード、ディスカバー、アメリカン・エキスプレス、EMVCoおよび特定の金融機関に対する集団訴訟補正訴状を、カリフォルニア州北部地区米連邦地方裁判所に提出した。当該補正訴状では、被告側は、EMVCoを通じて、不正な、欠陥のあるまたはその他拒否された決済カード取引の債務責任を、被告側から原告の主張する加盟店らに共謀して移行したと主張されている。原告の主張する加盟店らとは、2015年10月から「ライアビリティ・シフト」に従った米国中の加盟店として定義される。原告は、いわゆる「ライアビリティ・シフト」は、シャーマン法第1条および第3条ならびに一部の州法に違反していると主張し、3倍額賠償、差止めによる救済および弁護士費用を求めている。

EMVCoおよび被告である金融機関は免訴され、その後、当該事案はニューヨーク州東部地区の米国地方裁判所へ移管されたが、これにより当該事案がMDL1720の一部でないことが明らかになった。

2020年8月28日、地方裁判所は、原告による集団認定の申立てを認めたが、2020年9月11日に、被告は、この決定に対して控訴する許可を第2巡回区控訴連邦裁判所に求めた。

#### オーストラリア競争・消費者委員会

2019年7月12日、オーストラリア競争・消費者委員会(以下「ACCC」という。)は、ACCCがビザデビットに関する特定の契約およびインターチェンジ手数料に対する調査を開始したとビザに通知した。ビザは、ACCCに協力している。

### 連邦取引委員会による民事調査請求(従前は任意立入通知)

2019年11月4日、米国連邦取引委員会競争局(以下「競争局」という。)は、ビザの訴訟がデビット決済ネットワークの選定における加盟店の選択を妨げたか否か(ドッド・フランク・ウォール・ストリート改革・消費者保護法のダービン修正条項に違反した可能性がある。)という調査のため、ビザが任意に書類および情報を提出するよう要求した。2020年6月9日、連邦取引委員会は、ビザに対して民事調査請求を行い、追加書類および情報を要求し、ビザは、競争局に協力している。

#### ユーロネット訴訟

2019年12月13日、ユーロネット360・ファイナンス・リミテッド(Euronet 360 Finance Limited)、ユーロネット・ポルスカ・スポルカ・ゼット・オー・オー(Euronet Polska Spolka z.o.o.) およびユーロネット・サービシズ・エスピーオーエル・エス・アール・オー(Euronet Services spol. s.r.o.) (以下「ユーロネット」という。)は、ビザ・インク、マスターカード・インコーポレーテッドおよびその子会社の一部によるポーランド、チェコ共和国およびギリシャでのATMアクセス料金に影響を与える特定の規則が、様々な

EDINET提出書類 ビザ・インク ( V i s a I n c . ) (E15692)

有価証券報告書

競争法に違反すると主張し、英国で訴訟を提起した。ユーロネットは、被告が上記の規則を強制することを 防ぐため、損害賠償、費用および差止めによる救済を求めている。

欧州委員会による段階的デジタル・ウォレットに関する調査

2020年6月26日、ECは、ビザに対し、ビザの段階的デジタル・ウォレットに関する規則について予備調査を開始した旨を通知し、当該規則に関する情報を求める要請を行った。ビザは、ECに協力している。

プレイド・インク (Plaid Inc.) の取得

2020年11月5日、米国司法省は、カリフォルニア州北部地区米連邦地方裁判所に対し、ビザによるプレイド・インクの取得について、予定されている取得がクレイトン法第7条に違反して競争を大幅に縮小させ、シャーマン法第2条に定められた独占を構成すると主張し、これを阻止するために恒久的差止命令を求めて訴状を提出した。ビザは、当該訴訟に対して積極的に抗弁する予定である。

次へ

## 要約四半期財務データ(未監査)

以下の表は、当社の2020年度および2019年度の各四半期および事業年度の営業成績の要約を示している。

			Į.	四半期(オ	(査결				事業	羊年度
	2020 9 月30		2020 6 月3		2020 3 月3	-	2019 12月3		202	20年
			(一株当7	 たり利益に	関するラ	 ータを除 [・]				
純収益	\$	5,101	\$	4,837	\$	5,854	\$	6,054	\$	21,846
営業利益	\$	3,142	\$	2,999	\$	3,924	\$	4,016	\$	14,081
当期純利益	\$	2,137	\$	2,373	\$	3,084	\$	3,272	\$	10,866
基本的一株当たり利益										
クラスA普通株式	\$	0.97	\$	1.07	\$	1.39	\$	1.46	\$	4.90
クラスB普通株式	\$	1.57	\$	1.74	\$	2.25	\$	2.37	\$	7.94
クラスC普通株式	\$	3.88	\$	4.29	\$	5.54	\$	5.85	\$	19.58
希薄化後一株当たり利益										
クラスA普通株式	\$	0.97	\$	1.07	\$	1.38	\$	1.46	\$	4.89
クラスB普通株式	\$	1.57	\$	1.74	\$	2.25	\$	2.37	\$	7.93
クラスC普通株式	\$	3.87	\$	4.29	\$	5.54	\$	5.84	\$	19.56
			Ţ.	四半期(非	(査결)				事業	年度
	2019		2019		2019	-	2018	3年	20.	19年
	9月30	日 ⁽¹⁾	6月3 · ———		3月3		12月3			
純収益	\$	C 127				データを除 5 404			¢	22 077
営業利益	·	6,137		5,840		5,494		5,506	\$	22,977
当期純利益	\$	3,735	\$	3,908	\$	3,641	\$	3,717	\$	15,001
	\$	3,025	\$	3,101	\$	2,977	\$	2,977	\$	12,080
基本的一株当たり利益										
クラスA普通株式	\$	1.34	\$	1.37	\$	1.31	\$	1.30	\$	5.32
クラスB普通株式	\$	2.19	\$	2.23	\$	2.13	\$	2.12	\$	8.68
クラスC普通株式	\$	5.38	\$	5.48	\$	5.23	\$	5.20	\$	21.30
希薄化後一株当たり利益										
クラスA普通株式	\$	1.34	\$	1.37	\$	1.31	\$	1.30	\$	5.32
クラスB普通株式	\$	2.19	\$	2.23	\$	2.13	\$	2.12	\$	8.66
クラスC普通株式	\$	5.37	\$	5.48	\$	5.23	\$	5.20	\$	21.26

⁽¹⁾ 当社の未監査連結損益計算書には、重要な1回限りの項目の影響がいくつか含まれている。本報告書のOverview within Item 7 -Management's Discussion and Analysis of Financial Condition and Results of Operations (訳注: 当社の2020年度10-K原文の項 目名である。)を参照のこと。



# VISA INC. CONSOLIDATED BALANCE SHEETS

		Septen	nber 30	
	©	2020		2019
	(in n	nillions, exce	pt par	value data)
Assets		46 200	s	7.838
Cash and cash equivalents	\$	16,289 901	a	1,205
Restricted cash equivalents—U.S. litigation escrow				1,534,775,771
Investment securities		3,752		4,236
Settlement receivable		1,264		3,048
Accounts receivable		1,618		1,542
Customer collateral		1,850		1,648
Current portion of client incentives		1,214		741
Prepaid expenses and other current assets		757		712
Total current assets		27,645		20,970
Investment securities		231		2,157
Client incentives		3,175		2,084
Property, equipment and technology, net		2,737		2,695
Goodwill		15,910		15,656
Intangible assets, net		27,808		26,780
Other assets		3,413		2,232
Total assets	S	80,919	S	72,574
Liabilities				
Accounts payable	S	174	S	156
Settlement payable		1.736	*	3.990
Customer collateral		1,850		1,648
		821		796
Accrued compensation and benefits  Client incentives		4,176		3.997
Onorie modellar as		1,840		1,625
Accrued liabilities		2,999		1,023
Current maturities of debt		100		4 000
Accrued litigation		914		1,203
Total current liabilities		14,510		13,415
Long-term debt		21,071		16,729
Deferred tax liabilities		5,237		4,807
Other liabilities	-	3,891	VII.	2,939
Total liabilities		44,709		37,890
Commitments and contingencies (Note 18)				
Equity				
Preferred stock, \$0.0001 par value, 25 shares authorized and 5 shares issued and outstanding as follows:				
Series A convertible participating preferred stock, less than one and no shares issued and outstanding at September 30, 2020 and 2019 (the "series A preferred stock"), respectively		2,437		_
Series B convertible participating preferred stock, 2 shares issued and outstanding at September 30, 2020 and 2019 (the "UK&I preferred stock")		1,106		2,285
Series C convertible participating preferred stock, 3 shares issued and outstanding at September 30, 2020 and 2019 (the "Europe preferred stock")		1,543		3,177
Class A common stock, \$0.0001 par value, 2,001,622 shares authorized, 1,683 and 1,718 shares issued and outstanding at September 30, 2020 and 2019, respectively.		-		_
Class B common stock, \$0.0001 par value, 622 shares authorized, 245 shares issued and outstanding at September 30, 2020 and 2019	1	_		_
Class C common stock, \$0.0001 par value, 1,097 shares authorized, 11 shares issued and outstanding at September 30, 2020 and 2019.				
Right to recover for covered losses		(39)		(171
Additional paid-in capital		16,721		16,541
Accumulated income		14,088		13,502
Accumulated other comprehensive income (loss), net:		323		
Investment securities		3		6
Defined benefit pension and other postretirement plans		(196)		(192
Derivative instruments		(291)		199
Foreign currency translation adjustments	120	838	_	(663
Total accumulated other comprehensive income (loss), net	132	354		(650
Total equity		36,210		34,684
Total liabilities and equity		80,919	· 5	72,574

# VISA INC. CONSOLIDATED STATEMENTS OF OPERATIONS

	>==	Fo		Years Entember 30,		
		2020	wy i	2019	97 S	2018
	_	(in million	s, ex	cept per s	hare	data)
Net revenues	\$	21,846	\$	22,977	\$	20,609
Operating Expenses						
Personnel		3,785		3,444		3,170
Marketing		971		1,105		988
Network and processing		727		721		686
Professional fees		408		454		446
Depreciation and amortization		767		656		613
General and administrative		1,096		1,196		1,145
Litigation provision		11		400	_	607
Total operating expenses		7,765		7,976		7,655
Operating income		14,081	_	15,001	-	12,954
Non-operating Income (Expense)						
Interest expense, net		(516)		(533)		(612)
Investment income and other		225		416		464
Total non-operating income (expense)		(291)		(117)		(148)
Income before income taxes		13,790		14,884	97	12,806
Income tax provision		2,924		2,804	_	2,505
Net income	<u>\$</u>	10,866	\$	12,080	\$	10,301
Basic Earnings Per Share						
Class A common stock	<u>\$</u>	4.90	\$	5.32	\$	4.43
Class B common stock	\$	7.94	\$	8.68	\$	7.28
Class C common stock	8	19.58	\$	21.30	\$	17.72
Basic Weighted-average Shares Outstanding						
Class A common stock		1,697		1,742		1,792
Class B common stock		245	-	245	_	245
Class C common stock		11		12		12
Diluted Earnings Per Share						
Class A common stock	S	4.89	S	5.32	S	4.42
Class B common stock	\$	7.93	\$	8.66	\$	7.27
Class C common stock	\$	19.56	\$	21.26	\$	17.69
Diluted Weighted-average Shares Outstanding						
Class A common stock		2,223		2,272		2,329
Class B common stock		245	-	245	_	245
Class C common stock		11	=	12	=	12
Geiss C common stock		- 11	_	12	_	12

# VISA INC. CONSOLIDATED STATEMENTS OF COMPREHENSIVE INCOME

For the Years Ended September 30, 2020 2019 2018 (in millions) 12,080 \$ 10,301 Net income 10,866 \$ Other comprehensive income (loss), net of tax: Investment securities: Net unrealized gain (loss). 1 20 94 (19)Income tax effect (5) Reclassification adjustments (3) (215)1 Income tax effect 1 50 Defined benefit pension and other postretirement plans: Net unrealized actuarial gain (loss) and prior service credit (cost). (7) (174)16 Income tax effect. 1 36 (5)Reclassification adjustments 18 9 5 Income tax effect (3) (2) (1) Derivative instruments: 233 Net unrealized gain (loss) (547)90 Income tax effect 119 (25)(24)Reclassification adjustments (81)(85)32 Income tax effect 19 (2) 16 Foreign currency translation adjustments 1,511 (1,228)(352)1,029 (1,204)(331)Other comprehensive income (loss), net of tax 9,970 11,895 10,876 Comprehensive income.

## VISA INC. CONSOLIDATED STATEMENTS OF CHANGES IN EQUITY

	Preferre	ed Stock	Con	nmon Stoo	:k				ght to		dditional		328H	Other mprehensive		
	Series B	Series C	Class	Class B	Class		eferred Stock	Co	vered osses	- 1	Paid-In Capital	ncome	Income (Loss),		Total Equity	
						(in r	nillions,	except	per share	d	ata)					
Balance as of September 30, 2017	2	3	1,818	245	13	\$	5,526	S	(52)	5	16,900	\$ 9,508	\$	878	\$ 32,760	
Not income										_		10,301			10,301	
Other comprehensive income (loss), net of tax														(331)	(331)	
Comprehensive income															9,970	
VE territory covered losses incurred.									(11)						(11)	
Recovery through conversion rate adjustment							(56)		56						_	
Conversion of class C common stock upon sales into public market.			4		(1)	)									-	
Vesting of restricted stock and performance- based shares			2												-	
Share-based compensation, net of forfeitures			- (4)								327				327	
Restricted stock and performance-based shares settled in cash for taxes			(1)								(94)				(94)	
Cash proceeds from issuance of common stock under employee equity plans			3								164				164	
Cash dividends declared and paid, at a quarterly amount of \$0.195 per class A common stock in the first quarter and \$0.210 per class A common stock for the rest of the fiscal year.												(1,918)			(1,918)	
Repurchase of class A common stock			(58)								(619)	(6,573)			(7,192)	
Balance as of September 30, 2018	2	3	1,768	245	12	s	5,470	s	(7)	s	16,678	\$ 11.318	\$	547	\$ 34,006	

Decrease in Class A common stock related to forfeitures of restricted stock awards is less than one million shares.

## VISA INC. CONSOLIDATED STATEMENTS OF CHANGES IN EQUITY—(Continued)

	Preferre	ed Stock	Co	mmon Sto	ock				ight to	Additio	nat		25	Other nprehensive	
	Series B	Series C	Class	Class	Class	Pref St	erred ock	C	overed .osses	Paid-li Capita	п	umulated ncome	Income (Loss), Net		Total Equity
						(in n	nillions,	ехсе	ept per shar	e data)					
Balance as of September 30, 2018	2	3	1,768	245	12	\$	5,470	\$	(7)	\$ 16,6	78	\$ 11,318	\$	547	\$ 34,006
Not income					-		**********	9.11				 12,080		9.895	12,080
Other comprehensive income (loss), net of tax														(1,204)	(1,204)
Comprehensive income															10,876
Adoption of new accounting standards												385		7	392
VE territory covered losses incurred									(172)						(172)
Recovery through conversion rate adjustment							(8)		8						- 1
Conversion of class C common stock upon sales into public market			2		(1)										-
Vesting of restricted stock and performance- based shares			3												-
Share-based compensation, net of forfeitures										- 4	07				407
Restricted stock and performance-based shares settled in cash for taxes.			(1)							(1	11)				(111)
Cash proceeds from issuance of common stock under employee equity plans			2							-	62				162
Cash dividends declared and paid, at a quarterly amount of \$0.25 per class A common stock												(2,269)			(2,269)
Repurchase of class A common stock			(56)							(6	95)	(8,012)			(8,607)
Balance as of September 30, 2019	2	3	1,718	245	- 11	\$	5,462	\$	(171)	\$ 16,5	41	\$ 13,502	\$	(650)	\$ 34,684

## VISA INC. CONSOLIDATED STATEMENTS OF CHANGES IN EQUITY—(Continued)

	Pro	aferred Sta	ock	Co	mmon St	tock		Right to Recover for	,	Additional			 Other oprehensive	
	Series A	Series B	Series C	Class	Class B	Class	Preferred Stock	Covered Losses		Paid-In Capital		umulated income	ome (Loss), Net	Total Equity
							(in millio	ns, except per	sha	re data)				
Balance as of September 30, 2019		2	3	1,718	245	11	\$ 5,462	\$ (171	) \$	16,541	5	13,502	\$ (650)	\$ 34,684
Not income												10,866	 	10,866
Other comprehensive income (loss), net of tax													1,029	1,029
Comprehensive income														11,895
Adoption of new accounting standards												25	(25)	-
VE territory covered losses incurred								(37	)					(37)
Recovery through conversion rate adjustment							(164)	169						5
Issuance of series A preferred stock	- 1	(1)					(5)							(5)
Conversion of series A preferred stock upon sales into public market		m.		3			(207)			207				=
Conversion of class C common stock upon sales into public market				3		- "	9							-
Vesting of restricted stock and performance-based shares				3										=
Share-based compensation, net of forfeitures										416				416
Restricted stock and performance- based shares settled in cash for taxes				(1)						(160)				(160)
Cash proceeds from issuance of common stock under employee equity plans				1						190				190
Cash dividends declared and paid, at a quarterly amount of \$0.30 per class A common stock												(2,664)		(2,664)
Repurchase of class A common stock	80			(44)						(473)		(7,641)		(8,114)
Balance as of September 30, 2020		(1) 2	3	1,683	245	11	\$ 5,086	\$ (39	) 5	16,721	\$	14,088	\$ 354	\$ 36,210

[&]quot; Increase, decrease or balance is less than one million shares.

## VISA INC. CONSOLIDATED STATEMENTS OF CASH FLOWS

				Years Er		d
	-	2020		2019		2018
			(in	millions)		
Operating Activities						
Net income	. \$	10,866	\$	12,080	\$	10,301
Adjustments to reconcile net income to net cash provided by (used in) operating activities:						
Client incentives		6,664		6,173		5,491
Share-based compensation		416		407		327
Depreciation and amortization of property, equipment, technology and intangible assets		767		656		613
Deferred income taxes		307		214		(1,277
VE territory covered losses incurred		(37)		(172)		(11
Other		(145)		(271)		(64
Change in operating assets and liabilities:						
Settlement receivable		1.858		(1,533)		(223)
Accounts receivable		(43)		(333)		(70
Client incentives		(8,081)		(6,430)		(4,682
Other assets		(402)		(310)		59
Accounts payable		21		(24)		3
Settlement payable		(2,384)		1,931		262
Accrued and other liabilities		923		627		1,760
		(290)		(231)		452
Accrued litigation	-	10,440	-	12.784	_	12,941
Net cash provided by (used in) operating activities		10,440	_	12,704	_	12,341
Investing Activities		/7201		rze ev		/740
Purchases of property, equipment and technology		(736)		(756)		(718)
Investment securities:		(0.075)		10.050		W 770
Purchases		(2,075)		(2,653)		(5,772)
Proceeds from maturities and sales		4,510		3,996		3,636
Acquisitions, net of cash and restricted cash acquired		(77)		(699)		(196)
Purchases of / contributions to other investments		(267)		(501)		(50
Other investing activities		72	_	22	_	16
Net cash provided by (used in) investing activities		1,427	_	(591)	_	(3,084)
Financing Activities						
Repurchase of class A common stock		(8,114)		(8,607)		(7,192)
Proceeds from Issuance of senior notes		7,212		-		-
Repayments of debt		_		_		(1,750)
Dividends paid		(2,664)		(2,269)		(1,918)
Payment of deferred purchase consideration related to the Visa Europe acquisition		-		(1,236)		_
Cash proceeds from issuance of common stock under employee equity plans		190		162		164
Restricted stock and performance-based shares settled in cash for taxes		(160)		(111)		(94)
Payments to settle derivative instruments		(333)		_		-
Other financing activities		(99)				-
Net cash provided by (used in) financing activities		(3,968)		(12,061)		(10,790)
Effect of exchange rate changes on cash, cash equivalents, restricted cash and restricted cash equivalents		440		(277)	Ξ	(101
Increase (decrease) in cash, cash equivalents, restricted cash and restricted cash equivalents		8,339		(145)		(1,034)
Cash, cash equivalents, restricted cash and restricted cash equivalents at beginning of year		10,832		10,977		12,011
Cash, cash equivalents, restricted cash and restricted cash equivalents at end of year	\$	19,171	\$	10,832	\$	10,977
Supplemental Disclosure	-		_		_	
Cash paid for income taxes, net	\$	2,671	\$	2,648	\$	2,285
Interest payments on debt	\$	537	5	537	s	545
Charitable contribution of investment securities to Visa Foundation	\$	_	\$	_	\$	195
Accruals related to purchases of property, equipment and technology	S	38	\$	95	S	77

## NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS September 30, 2020

## Note 1—Summary of Significant Accounting Policies

Organization. Visa Inc. ("Visa" or the "Company") is a global payments technology company that enables innovative, secure and reliable electronic payments across more than 200 countries and territories. Visa and its wholly-owned consolidated subsidiaries, including Visa U.S.A. Inc. ("Visa U.S.A."), Visa International Service Association ("Visa International"), Visa Worldwide Pte. Limited, Visa Europe Limited ("Visa Europe"), Visa Canada Corporation ("Visa Canada"), Visa Technology & Operations LLC and CyberSource Corporation, operate one of the world's largest electronic payments network — VisaNet — which facilitates authorization, clearing and settlement of payment transactions and enables the Company to provide its financial institution and seller clients a wide range of products, platforms and value added services. Visa is not a financial institution and does not issue cards, extend credit or set rates and fees for account holders of Visa products. In most cases, account holder and merchant relationships belong to, and are managed by, Visa's financial institution clients.

Consolidation and basis of presentation. The consolidated financial statements include the accounts of Visa and its consolidated entities and are presented in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America ("U.S. GAAP"). The Company consolidates its majority-owned and controlled entities, including variable interest entities ("VIEs") for which the Company is the primary beneficiary. The Company's investments in VIEs have not been material to its consolidated financial statements as of and for the periods presented. All significant intercompany accounts and transactions are eliminated in consolidation.

The Company's activities are interrelated, and each activity is dependent upon and supportive of the other. All significant operating decisions are based on analysis of Visa as a single global business. Accordingly, the Company has one reportable segment, Payment Services.

Use of estimates. The preparation of consolidated financial statements in conformity with U.S. GAAP requires management to make estimates and assumptions about future events. These estimates and assumptions affect the reported amounts of assets and liabilities and disclosure of contingent assets and liabilities at the date of the consolidated financial statements and reported amounts of revenues and expenses during the reporting period. Future actual results could differ materially from these estimates. The worldwide spread of coronavirus ("COVID-19") has created significant uncertainty in the global economy. There have been no comparable recent events that provide guidance as to the effect COVID-19 as a global pandemic may have, and, as a result, the ultimate impact of COVID-19 and the extent to which COVID-19 continues to impact the Company's business, results of operations and financial condition will depend on future developments, which are highly uncertain and difficult to predict. The use of estimates in specific accounting policies is described further below as appropriate.

Cash, cash equivalents, restricted cash, and restricted cash equivalents. Cash and cash equivalents include cash and certain highly liquid investments with original maturities of 90 days or less from the date of purchase. Cash equivalents are primarily recorded at cost, which approximates fair value due to their generally short maturities. The Company defines restricted cash and restricted cash equivalents as cash and cash equivalents that cannot be withdrawn or used for general operating activities. See Note 4—Cash, Cash Equivalents, Restricted Cash and Restricted Cash Equivalents.

Restricted cash equivalents—U.S. litigation escrow. The Company maintains an escrow account from which monetary liabilities from settlements of, or judgments in, the U.S. covered litigation are paid. See Note 5—U.S. and Europe Retrospective Responsibility Plans and Note 20—Legal Matters for a discussion of the U.S. covered litigation. The escrow funds are held in money market investments, together with the interest earned, less applicable taxes payable, and classified as restricted cash equivalents on the consolidated balance sheets. Interest earned on escrow funds is included in non-operating income (expense) on the consolidated statements of operations.

Investments and fair value. The Company measures certain assets and liabilities at fair value. Fair value is the price that would be received to sell an asset or paid to transfer a liability in an orderly transaction between market participants at the measurement date. Fair value measurements are reported under a three-level valuation hierarchy. See Note 6—Fair Value Measurements and Investments.

Marketable equity securities. Marketable equity securities, which are reported in investment securities on the consolidated balance sheets, include mutual fund investments related to various employee compensation and benefit plans. Trading activity in these investments is at the direction of the Company's employees. These investments are held in a trust and are not available for the Company's operational or liquidity needs. Interest and

#### VISA INC.

## NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS—(Continued) September 30, 2020

dividend income as well as gains and losses, realized and unrealized, from changes in fair value are recorded in non-operating income (expense), and offset in personnel expense on the consolidated statements of operations.

Available-for-sale debt securities. The Company's investment in debt securities, which are classified as available-for-sale and reported in investment securities on the consolidated balance sheets, include U.S. government-sponsored debt securities and U.S. Treasury securities. These securities are recorded at cost at the time of purchase and are carried at fair value. The Company considers these securities to be available-for-sale to meet working capital and liquidity needs. Investments with original maturities of greater than 90 days and stated maturities of less than one year from the balance sheet date, or investments that the Company intends to sell within one year, are classified as current assets, while all other securities are classified as non-current assets. Unrealized gains and losses are reported in accumulated other comprehensive income (loss) on the consolidated balance sheets until realized. The specific identification method is used to calculate realized gain or loss on the sale of securities, which is recorded in non-operating income (expense) on the consolidated statements of operations. Interest income is recognized when earned and is included in non-operating income (expense) on the consolidated statements of operations.

The Company evaluates its debt securities for other-than-temporary impairment ("OTTI") on an ongoing basis. When there has been a decline in fair value of a debt security below the amortized cost basis, the Company recognizes OTTI if: (1) it has the intent to sell the security; (2) it is more likely than not that it will be required to sell the security before recovery of the amortized cost basis; or (3) it does not expect to recover the entire amortized cost basis of the security.

Non-marketable equity securities. The Company's non-marketable equity securities, which are reported in other assets on the consolidated balance sheets, include investments in privately held companies without readily determinable market values. The Company adjusts the carrying value of its non-marketable equity securities to fair value when transactions for identical or similar investments of the same issuer are observable. All gains and losses on non-marketable equity securities, realized and unrealized, are recognized in non-operating income (expense).

The Company applies the equity method of accounting for investments in other entities when it holds between 20% and 50% ownership in the entity or when it exercises significant influence. Under the equity method, the Company's share of each entity's profit or loss is reflected in non-operating income (expense) on the consolidated statements of operations. The equity method of accounting is also used for flow-through entities such as limited partnerships and limited liability companies when the investment ownership percentage is equal to or greater than 5% of outstanding ownership interests, regardless of whether the Company has significant influence over the investees.

The Company applies the fair value measurement alternative for investments in other entities when it holds less than 20% ownership in the entity and does not exercise significant influence, or for flow-through entities when the investment ownership is less than 5% and the Company does not exercise significant influence. These investments consist of equity holdings in non-public companies and are recorded in other assets on the consolidated balance sheets.

The Company regularly reviews investments accounted for under the equity method and the fair value measurement alternative for possible impairment, which generally involves an analysis of the facts and changes in circumstances influencing the investment, expectations of the entity's cash flows and capital needs, and the viability of its business model.

Financial instruments. The Company considers the following to be financial instruments: cash, cash equivalents, restricted cash, restricted cash equivalents, investment securities, settlement receivable and payable, accounts receivable, customer collateral, non-marketable equity investments and derivative instruments. See Note 6—Fair Value Measurements and Investments.

Settlement receivable and payable. The Company operates systems for authorizing, clearing and settling payment transactions worldwide. Most U.S. dollar settlements with the Company's financial institution clients are settled within the same day and do not result in a receivable or payable balance. Settlements in currencies other than the U.S. dollar generally remain outstanding for one to two business days, resulting in amounts due from and to clients. These amounts are presented as settlement receivable and settlement payable on the consolidated balance sheets.

#### VISA INC.

## NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS—(Continued) September 30, 2020

Customer collateral. The Company holds cash deposits and other non-cash assets from certain clients in order to ensure their performance of settlement obligations arising from Visa payment services are processed in accordance with the Company's operating rules. The cash collateral assets are restricted and fully offset by corresponding liabilities and both balances are presented on the consolidated balance sheets. Pledged securities are held by a custodian in an account under the Company's name and ownership; however, the Company does not have the right to repledge these securities, but may sell these securities in the event of default by the client on its settlement obligations. Letters of credit are provided primarily by client financial institutions to serve as irrevocable guarantees of payment. Guarantees are provided primarily by parent financial institutions to secure the obligations of their subsidiaries. The Company routinely evaluates the financial viability of institutions providing the letters of credit and guarantees. See Note 12—Settlement Guarantee Management.

Guarantees and indemnifications. The Company recognizes an obligation at inception for guarantees and indemnifications that qualify for recognition, regardless of the probability of occurrence. The Company indemnifies its financial institution clients for settlement losses suffered due to the failure of any other client to fund its settlement obligations in accordance with the Visa operating rules. The estimated fair value of the liability for settlement indemnification is included in accrued liabilities on the consolidated balance sheets.

Property, equipment and technology, net. Property, equipment and technology are recorded at historical cost less accumulated depreciation and amortization, which are computed on a straight-line basis over the asset's estimated useful life. Depreciation and amortization of technology, furniture, fixtures and equipment are computed over estimated useful lives ranging from 2 to 10 years. Leasehold improvements are amortized over the shorter of the useful life of the asset or lease term. Building improvements are depreciated between 3 and 40 years, and buildings are depreciated over 40 years. Improvements that increase functionality of the asset are capitalized and depreciated over the asset's remaining useful life. Land and construction-in-progress are not depreciated. Fully depreciated assets are retained in property, equipment and technology, net, until removed from service.

Technology includes purchased and internally developed software, including technology assets obtained through acquisitions. Internally developed software represents software primarily used by the VisaNet electronic payments network. Internal and external costs incurred during the preliminary project stage are expensed as incurred. Qualifying costs incurred during the application development stage are capitalized. Once the project is substantially complete and ready for its intended use these costs are amortized on a straight-line basis over the technology's estimated useful life. Acquired technology assets are initially recorded at fair value and amortized on a straight-line basis over the estimated useful life.

The Company evaluates the recoverability of long-lived assets for impairment annually or more frequently if events or changes in circumstances indicate that the carrying amount of an asset or asset group may not be recoverable. If the sum of expected undiscounted net future cash flows is less than the carrying amount of an asset or asset group, an impairment loss is recognized to the extent that the carrying amount of the asset or asset group exceeds its fair value. See *Note 7—Property, Equipment and Technology, Net*.

Leases. The Company determines if an arrangement is a lease at its inception. Right-of-use ("ROU") assets, and corresponding lease liabilities, are recognized at the commencement date based on the present value of remaining lease payments over the lease term. For this purpose, the Company considers only payments that are fixed and determinable at the time of commencement. As a majority of the Company's leases do not provide an implicit rate, the Company uses its incremental borrowing rate based on the information available at the commencement date in determining the present value of lease payments. The ROU asset also includes any lease payments made prior to commencement and is recorded net of any lease incentives received. The lease terms may include options to extend or terminate the lease when it is reasonably certain that the Company will exercise such options. The Company does not record a ROU asset and corresponding liability for leases with terms of 12 months or less.

The Company does not include renewals in the determination of the lease term unless the renewals are deemed to be reasonably assured at lease commencement. Lease agreements generally contain lease and non-lease components. Non-lease components primarily include payments for maintenance and utilities. The Company does not combine lease payments with non-lease components for any of its leases. Operating leases are recorded as ROU assets, which are included in other assets on the consolidated balance sheets. The current portion of lease liabilities are included in accrued liabilities and the long-term portion is included in other liabilities on the consolidated balance sheets. The Company's lease cost consists of amounts recognized under lease agreements in the results of operations adjusted for impairment and sublease income.

#### VISA INC.

## NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS—(Continued) September 30, 2020

Intangible assets, net. The Company records identifiable intangible assets at fair value on the date of acquisition and evaluates the useful life of each asset.

Finite-lived intangible assets primarily consist of customer relationships, reseller relationships and trade names obtained through acquisitions. Finite-lived intangible assets are amortized on a straight-line basis and are tested for recoverability if events or changes in circumstances indicate that their carrying amounts may not be recoverable. These intangibles have useful lives ranging from 3 to 15 years. No events or changes in circumstances indicate that impairment existed as of September 30, 2020. See *Note 8—Intangible Assets and Goodwill*.

Indefinite-lived intangible assets consist of trade name, customer relationships and reacquired rights. Intangible assets with indefinite useful lives are not amortized but are evaluated for impairment annually or more frequently if events or changes in circumstances indicate that impairment may exist. The Company first assesses qualitative factors to determine whether it is necessary to perform a quantitative impairment test for indefinite-lived intangible assets. The Company assesses each category of indefinite-lived intangible assets for impairment on an aggregate basis, which may require the allocation of cash flows and/or an estimate of fair value to the assets or asset group. Impairment exists if the fair value of the indefinite-lived intangible asset is less than the carrying value. The Company relies on a number of factors when completing impairment assessments, including a review of discounted net future cash flows, business plans and the use of present value techniques.

The Company completed its annual impairment review of indefinite-lived intangible assets as of February 1, 2020, and concluded there was no impairment as of that date. No recent events or changes in circumstances indicate that impairment of the Company's indefinite-lived intangible assets existed as of September 30, 2020.

Goodwill. Goodwill represents the excess of the purchase price over the fair value of the net assets acquired in a business combination. Goodwill is not amortized but is evaluated for impairment at the reporting unit level annually or more frequently if events or changes in circumstances indicate that impairment may exist.

The Company evaluated its goodwill for impairment as of February 1, 2020, and concluded there was no impairment as of that date. No recent events or changes in circumstances indicate that impairment existed as of September 30, 2020.

Accrued litigation. The Company evaluates the likelihood of an unfavorable outcome in legal or regulatory proceedings to which it is a party and records a loss contingency when it is probable that a liability has been incurred and the amount of the loss can be reasonably estimated. These judgments are subjective, based on the status of such legal or regulatory proceedings, the merits of the Company's defenses and consultation with corporate and external legal counsel. Actual outcomes of these legal and regulatory proceedings may differ materially from the Company's estimates. The Company expenses legal costs as incurred in professional fees in the consolidated statements of operations. See Note 20—Legal Matters.

Revenue recognition. The Company adopted Accounting Standards Update (ASU) 2014-09 effective October 1, 2018 using the modified retrospective transition method. Results for reporting periods beginning after October 1, 2018 are presented under the new revenue standard. The comparative prior period amounts appearing on the financial statements have not been restated and continue to be reported under the prior revenue standard.

The Company's net revenues are comprised principally of the following categories: service revenues, data processing revenues, international transaction revenues and other revenues, reduced by client incentives. As a payment network service provider, the Company's obligation to the customer is to stand ready to provide continuous access to our payment network over the contractual term. Consideration is variable based primarily upon the amount and type of transactions and payments volume on Visa's products. The Company recognizes revenue, net of sales and other similar taxes, as the payment network services are performed in an amount that reflects the consideration the Company expects to receive in exchange for those services. Fixed fees for payment network services are generally recognized ratably over the related service period. The Company has elected the optional exemption to not disclose the remaining performance obligations related to payment network services and other performance obligations which are constrained by and dependent upon the future performance of its clients, which are variable in nature. The Company also recognizes revenues, net of sales and other similar taxes, from other value added services, including issuer and consumer solutions, merchant and acquirer solutions, fraud

#### VISA INC.

## NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS—(Continued) September 30, 2020

management and security services, data products, and consulting and analytics, as these value added services are performed.

Service revenues consist mainly of revenues earned for services provided in support of client usage of Visa payment services. Current quarter service revenues are primarily assessed using a calculation of current quarter's pricing applied to the prior quarter's payments volume. The Company also earns revenues from assessments designed to support ongoing acceptance and volume growth initiatives, which are recognized in the same period the related volume is transacted.

Data processing revenues consist of revenues eamed for authorization, clearing, settlement, value added services, network access and other maintenance and support services that facilitate transaction and information processing among the Company's clients globally. Data processing revenues are recognized in the same period the related transactions occur or services are performed.

International transaction revenues are earned for cross-border transaction processing and currency conversion activities. Cross-border transactions arise when the country of origin of the issuer or financial institution originating the transaction is different from that of the beneficiary. International transaction revenues are recognized in the same period the cross-border transactions occur or services are performed.

Other revenues consist mainly of value added services, license fees for use of the Visa brand or technology, fees for account holder services, certification, licensing and product enhancements, such as extended account holder protection and concierge services. Other revenues are recognized in the same period the related transactions occur or services are performed.

Client incentives. The Company enters into long-term contracts with financial institution clients, merchants and strategic partners for various programs designed to increase revenue by growing payments volume, increasing Visa product acceptance, winning merchant routing transactions over to Visa's network and driving innovation. These incentives are primarily accounted for as reductions to revenues. Client incentives are accounted for as operating expenses if the payment is in exchange for a distinct good or service provided by the customer. The Company generally capitalizes upfront and fixed incentive payments under these agreements and amortizes the amounts as a reduction to revenues ratably over the contractual term. Incentives that are earned by the customer based on performance targets are recorded as reductions to revenues based on management's estimate of each client's future performance. These accruals are regularly reviewed and estimates of performance are adjusted, as appropriate, based on changes in performance expectations, actual client performance, amendments to existing contracts or the execution of new contracts.

Marketing. The Company expenses costs for the production of advertising as incurred. The cost of media advertising is expensed when the advertising takes place. Sponsorship costs are recognized over the period in which the Company benefits from the sponsorship rights. Promotional items are expensed as incurred, when the related services are received, or when the related event occurs.

Income taxes. The Company's income tax expense consists of two components: current and deferred. Current income tax expense represents taxes paid or payable for the current period. Deferred tax assets and liabilities are recognized to reflect the future tax consequences attributable to temporary differences between the financial statement carrying amounts and the respective tax basis of existing assets and liabilities, and operating loss and credit carryforwards. Deferred tax assets and liabilities are measured using enacted tax rates expected to apply to taxable income in the years in which those temporary differences are expected to be recovered or settled. In assessing whether deferred tax assets are realizable, management considers whether it is more likely than not that some portion or all of the deferred tax assets will not be realized. A valuation allowance is recorded for the portions that are not expected to be realized based on the level of historical taxable income, projections of future taxable income over the periods in which the temporary differences are deductible, and qualifying tax planning strategies.

Where interpretation of the tax law may be uncertain, the Company recognizes, measures and discloses income tax uncertainties. The Company accounts for interest expense and penalties related to uncertain tax positions in non-operating income (expense) in the consolidated statements of operations. The Company files a consolidated federal income tax return and, in certain states, combined state tax returns. The Company elects to claim foreign tax credits in any given year if such election is beneficial to the Company. See *Note 19—Income Taxes*.

#### VISA INC.

## NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS—(Continued) September 30, 2020

Pension and other postretirement benefit plans. The Company's defined benefit pension and other postretirement benefit plans are actuarially evaluated, incorporating various critical assumptions including the discount rate and the expected rate of return on plan assets (for qualified pension plans). The discount rate is based on a cash flow matching analysis, with the projected benefit payments matching spot rates from a yield curve developed from high-quality corporate bonds. The expected rate of return on pension plan assets is primarily based on the targeted allocation, and evaluated for reasonableness by considering such factors as: (i) actual return on plan assets; (ii) historical rates of return on various asset classes in the portfolio; (iii) projections of returns on various asset classes; and (iv) current and prospective capital market conditions and economic forecasts. Any difference between actual and expected plan experience, including asset return experience, in excess of a 10% corridor is recognized in net periodic pension cost over the expected average employee future service period, which ranges from approximately 6 to 10 years for the U.S. and non-U.S. pension plans. Other assumptions involve demographic factors such as retirement age, mortality, attrition and the rate of compensation increases. The Company evaluates assumptions annually and modifies them as appropriate.

The Company recognizes settlement losses when it settles pension benefit obligations, including making lumpsum cash payments to plan participants in exchange for their rights to receive specified pension benefits, when certain thresholds are met. See *Note 11—Pension and Other Postretirement Benefits*.

Foreign currency remeasurement and translation. The Company's functional currency is the U.S. dollar for the majority of its foreign operations except for Visa Europe whose functional currency is the euro. Transactions denominated in currencies other than the applicable functional currency are converted to the functional currency at the exchange rate on the transaction date. At period end, monetary assets and liabilities are remeasured to the functional currency using exchange rates in effect at the balance sheet dates. Non-monetary assets and liabilities are remeasured at historical exchange rates. Resulting foreign currency transaction gains and losses related to conversion and remeasurement are recorded in general and administrative expense in the consolidated statements of operations and were not material for fiscal 2020, 2019 and 2018.

Where a non-U.S. currency is the functional currency, translation from that functional currency to the U.S. dollar is performed for balance sheet accounts using exchange rates in effect at the balance sheet dates and for revenue and expense accounts using an average exchange rate for the period. Resulting translation adjustments are reported as a component of accumulated other comprehensive income (loss) on the consolidated balance sheets.

Derivative financial instruments. The Company uses foreign exchange forward derivative contracts to reduce its exposure to foreign currency rate changes on forecasted non-functional currency denominated operational cash flows. The terms of these derivative contracts designated as cash flow hedges are generally less than 12 months. To qualify for cash flow hedge accounting treatment, the Company formally documents, at inception of the hedge, all relationships between the hedging transactions and the hedged items, as well as the Company's risk management objective and strategy for undertaking various hedging transactions. The Company also formally assesses whether the derivatives that are used in hedging transactions are highly effective in offsetting changes in the cash flows of the hedged items and whether those derivatives may be expected to remain highly effective in future periods.

Derivatives are carried at fair value on a gross basis on the consolidated balance sheets. Gains and losses resulting from changes in fair value of derivative instruments designated as cash flow hedges are accounted for either in accumulated other comprehensive income (loss) on the consolidated balance sheets, or in the consolidated statements of operations in the corresponding account where revenue or expense is recorded. Gains and losses resulting from changes in fair value of derivative instruments not designated for hedge accounting are recorded in general and administrative expense for hedges of operating activity, or non-operating income (expense) for hedges of non-operating activity.

Gains and losses related to changes in fair value hedges are recognized in non-operating income (expense) along with a corresponding loss or gain related to the change in value of the underlying hedged item in the same line item in the consolidated statement of operations. The change in value of net investment hedges are recorded in other comprehensive income (loss). Amounts excluded from the effectiveness testing of net investment hedges are recognized in non-operating income (expense). Cash flows associated with derivatives designated as a fair value hedge may be included in operating, investing or financing activities on the consolidated statement of cash flows, depending on the classification of the items being hedged. Cash flows associated with financial instruments designated as net investment hedges are classified as an investing activity. See *Note 13—Derivative Financial Instruments*.

## NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS—(Continued) September 30, 2020

Share-based compensation. The Company recognizes share-based compensation cost, net of estimated forfeitures, using the fair value method of accounting. The Company recognizes compensation cost for awards with only service conditions on a straight-line basis over the requisite service period, which is generally the vesting period. Compensation cost for performance-based awards is recognized on a graded-vesting basis. The amount is initially estimated based on target performance and is adjusted as appropriate based on management's best estimate throughout the performance period. See Note 17—Share-based Compensation.

Earnings per share. The Company calculates earnings per share using the two-class method to reflect the different rights of each class and series of outstanding common stock. The dilutive effect of incremental common stock equivalents is reflected in diluted earnings per share by application of the treasury stock method. See Note 16—Earnings Per Share.

## Recently Issued Accounting Pronouncements

In February 2016, the FASB issued ASU 2016-02, which requires the recognition of lease assets and lease liabilities arising from operating leases on the balance sheet. Subsequently, the FASB also issued a series of amendments to this new lease standard that address the transition methods available and clarify the guidance for lessor costs and other aspects of the new lease standard. The Company adopted the standard effective October 1, 2019 using the modified retrospective transition method with comparative periods continuing to be reported using the prior leases standard. The Company elected to apply the package of practical expedients permitted under the transition guidance, allowing the Company to carry forward the historical assessment of whether a contract was or contains a lease, lease classification and capitalization of initial direct costs. The adoption did not have a material impact on the consolidated financial statements.

In February 2018, the FASB issued ASU 2018-02, which allows a reclassification from accumulated other comprehensive income to retained earnings for adjustments to tax effects that were originally recorded in other comprehensive income due to changes in the U.S. federal corporate income tax rate resulting from the enactment of the U.S. tax reform legislation on December 22, 2017, commonly referred to as the Tax Cuts and Jobs Act (the "Tax Act"). The Company adopted the ASU effective October 1, 2019. The adoption did not have a material impact on the consolidated financial statements.

In June 2016, the FASB issued ASU 2016-13, and also issued subsequent amendments, which requires the measurement and recognition of expected credit losses for financial assets held at amortized cost. The amendments in the ASU are effective for the Company on October 1, 2020. The Company is evaluating the impact ASU 2016-13 will have on its consolidated financial statements.

In December 2019, the FASB issued ASU 2019-12, which simplifies the accounting for income taxes by removing certain exceptions to the general principles in the existing guidance for income taxes and making other minor improvements. The amendments in the ASU are effective for the Company on October 1, 2021. The Company does not plan to early adopt the ASU at this time. The adoption is not expected to have a material impact on the consolidated financial statements.

In January 2020, the FASB issued ASU 2020-01, which clarifies that an entity should consider observable transactions that require it to either apply or discontinue the equity method of accounting for the purposes of applying the fair value measurement alternative. The amendments in the ASU are effective for the Company on October 1, 2021. The adoption is not expected to have a material impact on the consolidated financial statements.

In March 2020, the FASB issued ASU 2020-04, which provides optional expedients and exceptions for applying U.S. GAAP to contracts, hedging relationships and other transactions that reference the London Interbank Offered Rate or another reference rate expected to be discontinued because of reference rate reform. The amendments in the ASU are effective for the Company upon issuance through December 31, 2022. The Company is evaluating the effect ASU 2020-04 will have on its consolidated financial statements.

## NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS—(Continued) September 30, 2020

#### Note 2-Acquisitions

Pending Acquisition. On January 13, 2020, the Company entered into a definitive agreement to acquire Plaid Inc. for \$5.3 billion. The Company will pay approximately \$4.9 billion of cash and \$0.4 billion of retention equity and deferred equity consideration. This acquisition is subject to customary closing conditions, including regulatory reviews and approvals. On November 5, 2020, the U.S. Department of Justice filed a complaint in the U.S. District Court for the Northern District of California seeking a permanent injunction to prevent Visa from acquiring Plaid. See Note 20—Legal Matters.

Fiscal 2019 Acquisitions. The Company acquired several businesses for a total purchase consideration of \$942 million, which consisted of \$888 million in cash and \$54 million of deferred cash consideration. The allocation of the purchase price to the tangible and intangible assets acquired and to liabilities have been completed as of September 30, 2020. There were no material adjustments to the preliminary purchase price allocation as of September 30, 2019. Goodwill was recorded to reflect the excess purchase consideration over net assets acquired, which represents the value that is expected from expanding the Company's product offerings and other synergies. Goodwill that is expected to be deductible for tax purposes amounts to approximately \$360 million.

The following table summarizes the purchase price allocation in aggregate for the businesses acquired:

 Purchase Price Allocation
(in millions)
\$ 23
319
647
\$ 989
\$

⁽¹⁾ Includes fair value of previously-held interest in the acquired entities of \$47 million.

The following table summarizes the identified intangible assets acquired based on the purchase price allocations:

	Acquisition Da Value (in million		Weighted-Average Useful Life
	(in	millions)	(in years)
Developed technologies	\$	70	4
Customer relationships.		249	12
Total	\$	319	10

Pro forma information related to the acquisitions has not been presented as the impact was not material to the Company's financial results. Transaction costs incurred were not material and were included in the Company's consolidated statements of operations.

## NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS—(Continued) September 30, 2020

#### Note 3-Revenues

The nature, amount, timing and uncertainty of the Company's revenues and cash flows and how they are affected by economic factors are most appropriately depicted through the Company's revenue categories and geographical markets. The following tables disaggregate the Company's net revenues by revenue category and by geography for the years ended September 30, 2020, 2019, and 2018:

				d	
	2020		2019		2018
70-0		(in	millions)	0	-
\$	9,804	\$	9,700	\$	8,918
	10,975		10,333		9,027
	6,299		7,804		7,211
	1,432		1,313		944
	(6,664)	127	(6,173)		(5,491)
\$	21,846	\$	22,977	\$	20,609
	\$	\$ 9,804 10,975 6,299 1,432 (6,664)	\$ 9,804 \$ 10,975 6,299 1,432 (6,664)	September 30,       2020     2019       (in millions)       \$ 9,804     \$ 9,700       10,975     10,333       6,299     7,804       1,432     1,313       (6,664)     (6,173)	\$ 9,804 \$ 9,700 \$ 10,975 10,333 6,299 7,804 1,432 1,313 (6,664) (6,173)

		2000	e Years Ende otember 30,	d	
	 2020		2019		2018
	 	(ir	millions)		
U.S.	\$ 10,125	\$	10,279	\$	9,332
International	11,721		12,698		11,277
Net revenues	\$ 21,846	\$	22,977	\$	20,609

Remaining performance obligations are comprised of deferred revenue and unbilled contract revenues that will be invoiced and recognized as revenues in future periods primarily related to value added services. As of September 30, 2020, the remaining performance obligations were \$1.4 billion. The Company expects approximately half to be recognized as revenue in the next two years and the remaining thereafter. However, the amount and timing of revenue recognition is affected by several factors, including contract modifications and terminations, which could impact the estimate of amounts allocated to remaining performance obligations and when such revenues could be recognized.

## Note 4—Cash, Cash Equivalents, Restricted Cash and Restricted Cash Equivalents

The Company reconciles cash, cash equivalents, restricted cash and restricted cash equivalents reported in the consolidated balance sheets that aggregate to the beginning and ending balances shown in the consolidated statements of cash flows as follows:

		Sep	tember 30,	
	2020		2019	 2018
	 	(in	millions)	
Cash and cash equivalents	\$ 16,289	\$	7,838	\$ 8,162
Restricted cash and restricted cash equivalents:				
U.S. litigation escrow	901		1,205	1,491
Customer collateral	1,850		1,648	1,324
Prepaid expenses and other current assets	131		141	_
Cash, cash equivalents, restricted cash and restricted cash equivalents	\$ 19,171	\$	10,832	\$ 10,977

## NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS—(Continued) September 30, 2020

#### Note 5-U.S. and Europe Retrospective Responsibility Plans

## U.S. Retrospective Responsibility Plan

The Company has established several related mechanisms designed to address potential liability under certain litigation referred to as the "U.S. covered litigation." These mechanisms are included in and referred to as the U.S. retrospective responsibility plan and consist of a U.S. litigation escrow agreement, the conversion feature of the Company's shares of class B common stock, the indemnification obligations of the Visa U.S.A. members, an interchange judgment sharing agreement, a loss sharing agreement and an omnibus agreement, as amended.

U.S. covered litigation consists of a number of matters that have been settled or otherwise fully or substantially resolved, as well as the following:

- the Interchange Multidistrict Litigation. In re Payment Card Interchange Fee and Merchant Discount
  Antitrust Litigation, 1:05-md-01720-JG-JO (E.D.N.Y.) or MDL 1720, including all cases currently included in
  MDL 1720, any other case that includes claims for damages relating to the period prior to the Company's
  IPO that has been or is transferred for coordinated or consolidated pre-trial proceedings at any time to MDL
  1720 by the Judicial Panel on Multidistrict Litigation or otherwise included at any time in MDL 1720 by order
  of any court of competent jurisdiction;
- any claim that challenges the reorganization or the consummation thereof; provided that such claim is transferred for coordinated or consolidated pre-trial proceedings at any time to MDL 1720 by the Judicial Panel on Multidistrict Litigation or otherwise included at any time in MDL 1720 by order of any court of competent jurisdiction; and
- any case brought after October 22, 2015 by a merchant that opted out of the Rule 23(b)(3) settlement class in MDL 1720 that arises out of facts or circumstances substantially similar to those alleged in MDL 1720 and that is not transferred to or otherwise included in MDL 1720. See Note 20—Legal Matters.

U.S. litigation escrow agreement. In accordance with the U.S. litigation escrow agreement, the Company maintains an escrow account, from which settlements of, or judgments in, the U.S. covered litigation are paid. The amount of the escrow is determined by the board of directors and the Company's litigation committee, all members of which are affiliated with, or act for, certain Visa U.S.A. members. The escrow funds are held in money market investments along with the interest earned, less applicable taxes and are classified as restricted cash equivalents on the consolidated balance sheets.

The following table sets forth the changes in the restricted cash equivalents—U.S. litigation escrow account by fiscal year:

	2020		2019
	(in mi	llions	+)
. \$	1,205	\$	1,491
	467		_
	_		300
8	· ·		(600)
	(771)		14
\$	901	\$	1,205
	\$ <u>\$</u>	(in mi \$ 1,205 467 ———————————————————————————————————	(in millions \$ 1,205 \$ 467 — — (771)

⁽¹⁾ These payments are associated with the interchange multidistrict litigation. See Note 20—Legal Matters.

The accrual related to the U.S. covered litigation could be either higher or lower than the U.S. litigation escrow account balance. A takedown payment of approximately \$467 million was received and deposited into the Company's litigation escrow account. The deposit into the litigation escrow account and reestablishment of a prior accrual to address opt-out claims was recorded during fiscal 2020. The Company recorded an accrual of \$370 million for the U.S. covered litigation during fiscal 2019. See *Note 20—Legal Matters*.

#### VISA INC.

## NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS—(Continued) September 30, 2020

Conversion feature. Under the terms of the plan, when the Company funds the U.S. litigation escrow account, the shares of class B common stock are subject to dilution through an adjustment to the conversion rate of the shares of class B common stock to shares of class A common stock. This has the same economic effect on diluted class A common stock earnings per share as repurchasing the Company's class A common stock, because it reduces the class B conversion rate and consequently the as-converted class A common stock share count. See Note 15—Stockholders' Equity.

Indemnification obligations. To the extent that amounts available under the U.S. litigation escrow arrangement and other agreements in the plan are insufficient to fully resolve the U.S. covered litigation, the Company will use commercially reasonable efforts to enforce the indemnification obligations of Visa U.S.A.'s members for such excess amounts, including but not limited to enforcing indemnification obligations pursuant to Visa U.S.A.'s certificate of incorporation and bylaws and in accordance with their membership agreements.

Interchange judgment sharing agreement. Visa U.S.A. and Visa International have entered into an interchange judgment sharing agreement with certain Visa U.S.A. members that have been named as defendants in the interchange multidistrict litigation, which is described in *Note 20—Legal Matters*. Under this judgment sharing agreement, Visa U.S.A. members that are signatories will pay their membership proportion of the amount of a final judgment not allocated to the conduct of Mastercard.

Loss sharing agreement. Visa has entered into a loss sharing agreement with Visa U.S.A., Visa International and certain Visa U.S.A. members. The loss sharing agreement provides for the indemnification of Visa U.S.A., Visa International and, in certain circumstances, Visa with respect to: (i) the amount of a final judgment paid by Visa U.S.A. or Visa International in the U.S. covered litigation after the operation of the interchange judgment sharing agreement signatories; or (ii) the damages portion of a settlement of a U.S. covered litigation that is approved as required under Visa U.S.A.'s certificate of incorporation by the vote of Visa U.S.A.'s specified voting members. The several obligation of each bank that is a party to the loss sharing agreement will equal the amount of any final judgment enforceable against Visa U.S.A., Visa International or any other signatory to the interchange judgment sharing agreement, or the amount of any approved settlement of a U.S. covered litigation, multiplied by such bank's then-current membership proportion as calculated in accordance with Visa U.S.A.'s certificate of incorporation.

On October 22, 2015, Visa entered into an amendment to the loss sharing agreement. The amendment includes within the scope of U.S. covered litigation any action brought after the amendment by an opt-out from the Rule 23(b)(3) Settlement Class in MDL 1720 that arises out of facts or circumstances substantially similar to those alleged in MDL 1720 and that is not transferred to or otherwise included in MDL 1720. On the same date, Visa entered into amendments to the interchange judgment sharing agreement and omnibus agreement that include any such action within the scope of those agreements as well.

Omnibus agreement. Visa entered into an omnibus agreement with Mastercard and certain Visa U.S.A. members that confirmed and memorialized the signatories' intentions with respect to the loss sharing agreement, the interchange judgment sharing agreement and other agreements relating to the interchange multidistrict litigation, see Note 20—Legal Matters. Under the omnibus agreement, the monetary portion of any settlement of the interchange multidistrict litigation covered by the omnibus agreement would be divided into a Mastercard portion at 33.3333% and a Visa portion at 66.6667%. In addition, the monetary portion of any judgment assigned to Visa-related claims in accordance with the omnibus agreement would be treated as a Visa portion. Visa would have no liability for the monetary portion of any judgment assigned to Mastercard-related claims in accordance with the omnibus agreement, and if a judgment is not assigned to Visa-related claims or Mastercard-related claims in accordance with the omnibus agreement, then any monetary liability would be divided into a Mastercard portion at 33.3333% and a Visa portion at 66.6667%. The Visa portion of a settlement or judgment covered by the omnibus agreement would be allocated in accordance with specified provisions of the Company's U.S. retrospective responsibility plan. The litigation provision on the consolidated statements of operations was not impacted by the execution of the omnibus agreement.

#### VISA INC.

## NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS—(Continued) September 30, 2020

On August 26, 2014, Visa entered into an amendment to the omnibus agreement. The omnibus amendment makes applicable to certain settlements in opt-out cases in the interchange multidistrict litigation the settlement-sharing provisions of the omnibus agreement, pursuant to which the monetary portion of any settlement of the interchange multidistrict litigation covered by the omnibus agreement would be divided into a Mastercard portion at 33.3333% and a Visa portion at 66.6667%. The omnibus amendment also provides that in the event of termination of the class settlement agreement, Visa and Mastercard would make mutually acceptable arrangements so that Visa shall have received two-thirds and Mastercard shall have received one-third of the total of (i) the sums paid to defendants as a result of the termination of the settlement agreement and (ii) the takedown payments previously made to defendants.

## Europe Retrospective Responsibility Plan

UK loss sharing agreement. The Company has entered into a loss sharing agreement with Visa Europe and certain of Visa Europe's member financial institutions located in the United Kingdom (the "UK LSA members"). Each of the UK LSA members has agreed, on a several and not joint basis, to compensate the Company for certain losses which may be incurred by the Company, Visa Europe or their affiliates as a result of certain existing and potential litigation relating to the setting and implementation of domestic multilateral interchange fee rates in the United Kingdom prior to the closing of the Visa Europe acquisition (the "Closing"), subject to the terms and conditions set forth therein and, with respect to each UK LSA member, up to a maximum amount of the up-front cash consideration received by such UK LSA member. The UK LSA members' obligations under the UK loss sharing agreement are conditional upon, among other things, either (a) losses valued in excess of the sterling equivalent on June 21, 2016 of €1.0 billion having arisen in UK covered claims (and such losses having reduced the conversion rate of the UK&I preferred stock accordingly), or (b) the conversion rate of the UK&I preferred stock having been reduced to zero pursuant to losses arising in claims relating to multilateral interchange fee rate setting in the Visa Europe territory.

Litigation management deed. The Company has entered into a litigation management deed with Visa Europe which sets forth the agreed upon procedures for the management of the VE territory covered litigation, the allocation of losses resulting from this litigation (the "VE territory covered losses") between the UK&I and Europe preferred stock, and any accelerated conversion or reduction in the conversion rate of the shares of UK&I and Europe preferred stock. The litigation management deed applies only to VE territory covered litigation (and resultant losses and liabilities). The litigation management deed provides that the Company will generally control the conduct of the VE territory covered litigation, subject to certain obligations to report and consult with the litigation management committees for VE territory covered litigation (the "VE territory litigation management committees"). The VE territory litigation management committees, which are composed of representatives of certain Visa Europe members, have also been granted consent rights to approve certain material decisions in relation to the VE territory covered litigation.

The Company obtained certain protections for VE territory covered losses through the UK&I and Europe preferred stock, the UK loss sharing agreement, and the litigation management deed, referred to as the "Europe retrospective responsibility plan." The plan covers VE territory covered litigation (and resultant liabilities and losses) relating to the covered period, which generally refers to the period before the Closing. Visa's protection from the plan is further limited to 70% of any liabilities where the claim relates to inter-regional multilateral interchange fee rates where the issuer is located outside the Visa Europe territory, and the merchant is located within the Visa Europe territory. The plan does not protect the Company in Europe against all types of litigation or remedies or fines imposed in competition law enforcement proceedings, only the interchange litigation specifically covered by the plan's terms.

Unlike the U.S. retrospective responsibility plan, the Europe retrospective responsibility plan does not have an escrow account that is used to fund settlements or judgments. The Company is entitled to recover VE territory covered losses through a periodic adjustment to the class A common stock conversion rates applicable to the UK&I and Europe preferred stock. The total amount of protection available through the preferred stock component of the Europe retrospective responsibility plan is equivalent to the as-converted value of the preferred stock, which can be calculated at any point in time as the product of: (a) the outstanding number of shares of preferred stock; (b) the current conversion rate applicable to each class of preferred stock; and (c) Visa's class A common stock price. This amount differs from the value of the preferred stock recorded within stockholders' equity on the Company's consolidated balance sheets. The book value of the preferred stock reflects its historical value recorded at the

## NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS—(Continued) September 30, 2020

Closing less VE territory covered losses recovered through a reduction of the applicable conversion rate. The book value does not reflect changes in the underlying class A common stock price subsequent to the Closing.

Visa Inc. net income will not be impacted by VE territory covered losses as long as the as-converted value of the preferred stock is greater than the covered loss. VE territory covered losses will be recorded when the loss is deemed to be probable and reasonably estimable, or in the case of attorney's fees, when incurred. Concurrently, the Company will record a reduction to stockholders' equity, which represents the Company's right to recover such losses through adjustments to the conversion rate applicable to the preferred stock. The reduction to stockholders' equity is recorded in a contra-equity account referred to as "right to recover for covered losses."

As required by the litigation management deed, at the fourth anniversary of the Visa Europe acquisition, Visa, in consultation with the VE territories litigation management committee, carried out a release assessment of the extent to which, if at all, it would be appropriate to effect a partial conversion of UK&I or Europe preferred stock into class A common stock or series A preferred stock. After the completion of this assessment, in September 2020, the Company released \$7.3 billion of the as-converted value from its UK&I and Europe preferred stock and issued 374,819 shares of series A preferred stock (the "Fourth anniversary release"). Each holder of a share of UK&I and Europe preferred stock received a number of series A preferred stock equal to the applicable conversion adjustment divided by 100. The Company paid \$5 million in cash in lieu of issuing fractional shares of series A preferred stock. The release resulted in a downward adjustment to the UK&I and Europe preferred stock conversion rates. See *Note 15—Stockholders' Equity*.

VE territory covered losses may be recorded before the corresponding adjustment to the applicable conversion rate is effected. Adjustments to the conversion rate may be executed once in any six-month period unless a single, individual loss greater than €20 million is incurred, in which case, the six-month limitation does not apply. When the adjustment to the conversion rate is made, the amount previously recorded in "right to recover for covered losses" as contra-equity will then be recorded against the book value of the preferred stock within stockholders' equity. During the year ended September 30, 2020, the Company recovered \$164 million of VE territory covered losses through adjustments to the class A common stock conversion rates applicable to the UK&I and Europe preferred stock.

The following table sets forth the activities related to VE territory covered losses in preferred stock and "right to recover for covered losses" within stockholders' equity during the year ended September 30, 2020:

	-	Preferre	d St	ock	
		UK&I		Europe	ght to Recover for Covered Losses
	2		900	(in millions)	
Balance as of September 30, 2019	\$	2,285	\$	3,177	\$ (171)
VE territory covered losses incurred ⁽¹⁾		_		_	(37)
Recovery through conversion rate adjustment(2)		(72)		(92)	169
Fourth anniversary release		(1,107)		(1,542)	_
Balance as of September 30, 2020	\$	1,106	\$	1,543	\$ (39)

⁽f) VE territory covered losses incurred reflect settlements with merchants and additional legal costs. See Note 20—Legal Matters.

Adjustment to right to recover for covered losses for the conversion rate adjustment differs from the actual recovered amount due to differences in foreign exchange rates between the time the losses were incurred and the subsequent recovery through the conversion rate adjustment.

#### VISA INC.

## NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS—(Continued) September 30, 2020

The following table sets forth the as-converted value of the preferred stock available to recover VE territory covered losses compared to the book value of preferred shares recorded in stockholders' equity within the Company's consolidated balance sheets as of September 30, 2020 and 2019:

		September 30,										
		20	20			20	19					
	V	As-converted Value of Preferred Stock ⁽¹⁾⁽²⁾		Book Value of Preferred Stock ⁽¹⁾		converted /alue of referred stock ^{(1),(3)}	Pr	k Value of referred Stock ⁽¹⁾				
		(2)		(in mi	llions	)						
UK&I preferred stock	\$	3,168	\$	1,106	\$	5,519	\$	2,285				
Europe preferred stock		4,331		1,543	377	7,539		3,177				
Total		7,499		2,649		13,058		5,462				
Less: right to recover for covered losses		(39)		(39)		(171)		(171)				
Total recovery for covered losses available	\$	7,460	\$	2,610	\$	12,887	\$	5,291				

Figures in the table may not recalculate exactly due to rounding. As-converted and book values are based on unrounded numbers.

The as-converted value of preferred stock is calculated as the product of: (a) 2 million and 3 million shares of the UK&I and Europe preferred stock outstanding, respectively, as of September 30, 2020; (b) 6.387 and 6.861, the class A common stock conversion rate applicable to the UK&I and Europe preferred stock outstanding, respectively, as of September 30, 2020; and (c) \$199.97, Visa's class A common stock closing stock price as of September 30, 2020.

⁽³⁾ The as-converted value of preferred stock is calculated as the product of: (a) 2 million and 3 million shares of the UK&I and Europe preferred stock outstanding, respectively, as of September 30, 2019; (b) 12.936 and 13.884, the class A common stock conversion rate applicable to the UK&I and Europe preferred stock outstanding, respectively, as of September 30, 2019; and (c) \$172.01, Visa's class A common stock closing stock price as of September 30, 2019.

## NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS—(Continued) September 30, 2020

## Note 6—Fair Value Measurements and Investments

The Company measures certain assets and liabilities at fair value. See Note 1—Summary of Significant Accounting Policies.

Assets and Liabilities Measured at Fair Value on a Recurring Basis

	Using Inputs Con:	
1		112

	-	auria milanta						
Le	vel 1	88	_	Level 2				
2020	ē.	2019		2020		2019		
	ė.	(in m	illions	•)				
\$ 12,522	\$	6,494	\$	_	\$	_		
_		_		1,469		150		
650		_		_		=		
148		126		_		-		
_		_		2,582		5,592		
1,253		675		_		-		
_				512		437		
\$ 14,573	\$	7,295	\$	4,563	\$	6,179		
			-					
\$ 135	\$	113	\$	_	\$			
_				181		52		
\$ 135	S	113	\$	181	S	52		
5	\$ 12,522 — 650 148 — 1,253 — \$ 14,573 \$ 135	\$ 12,522 \$	Level 1 2020 2019 (in m  \$ 12,522 \$ 6,494	Level 1 2020 2019 (in millions  \$ 12,522 \$ 6,494 \$  650 —  148 126 —  1,253 675	2020     2019     2020       (in millions)       \$ 12,522     \$ 6,494     \$ —       —     —     1,469       650     —     —       —     —     2,582       1,253     675     —       —     —     512       \$ 14,573     \$ 7,295     \$ 4,563       \$ 135     \$ 113     \$ —       —     —     181	Level 1     Level 2       2020     2019     2020       (in millions)     (in millions)         \$ 12,522     \$ 6,494     \$ - \$       -     -     1,469       650     -     -       148     126     -       -     -     2,582       1,253     675     -       -     -     512       \$ 14,573     \$ 7,295     \$ 4,563       \$     -     \$       -     -     181		

Level 1 assets and liabilities. Money market funds, marketable equity securities and U.S. Treasury securities are classified as Level 1 within the fair value hierarchy, as fair value is based on unadjusted quoted prices in active markets for identical assets and liabilities. The Company's deferred compensation liability is measured at fair value based on marketable equity securities held under the deferred compensation plan.

Level 2 assets and liabilities. The fair value of U.S. government-sponsored debt securities, as provided by third-party pricing vendors, is based on quoted prices in active markets for similar, not identical, assets. Derivative instruments are valued using inputs that are observable in the market or can be derived principally from or comborated by observable market data.

## NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS—(Continued) September 30, 2020

U.S. government-sponsored debt securities and U.S. Treasury securities. The amortized cost, unrealized gains and losses and fair value of debt securities were as follows:

	100						Septen	nber	30,						
				20	20			VS.			20	19			
	Δ,	mortized	Gre	oss U	nrea	lized	Fair	Δ.	mortized	Gr	oss U	Inrea	lized	0	Fair
		Cost	Ga	ins	Lo	sses	 Value		Cost	G	ins	Lo	sses		Value
							(in mi	llior	is)						
U.S. government-sponsored debt securities	\$	2,581	\$	1	\$	_	\$ 2,582	\$	5,590	\$	4	\$	(2)	\$	5,592
U.S. Treasury securities		1,251		2		_	1,253		672		3		_		675
Total	\$	3,832	\$	3	\$	_	\$ 3,835	\$	6,262	\$	7	\$	(2)	\$	6,267
Less: current portion	_	10.				7.5	\$ (3,604)							\$	(4,110)
Long-term debt securities							\$ 231							\$	2,157

Debt securities are presented below in accordance with their stated maturities. A portion of these investments are classified as non-current as they have stated maturities of more than one year from the balance sheet date. However, these investments are generally available to meet short-term liquidity needs.

	Sep	tember 30, 2020
	(in	millions)
Due within one year	\$	3,604
Due after 1 year through 5 years		231
Total	\$	3,835

Assets Measured at Fair Value on a Non-recurring Basis

Non-marketable equity securities. The Company's non-marketable equity securities are investments in privately held companies without readily determinable market values. These investments are classified as Level 3 due to the absence of quoted market prices, the inherent lack of liquidity and the fact that inputs used to measure fair value are unobservable and require management's judgment.

During fiscal 2020 and 2019, \$102 million and \$110 million of upward adjustments, and \$6 million and \$4 million of downward adjustments including impairment, respectively, were included in the carrying value of non-marketable equity securities accounted for under the fair value measurement alternative. The following table summarizes the total carrying value of the Company's non-marketable equity securities held as of September 30, 2020 including cumulative unrealized gains and losses:

	September 30, 2020
	 (in millions)
Initial cost basis	\$ 841
Adjustments:	
Upward adjustments	212
Downward adjustments (including impairment).	(11)
Carrying amount, end of period	\$ 1,042

Non-financial assets and liabilities. Long-lived assets such as goodwill, indefinite-lived intangible assets, finite-lived intangible assets and property, equipment and technology are considered non-financial assets. The Company does not have any non-financial liabilities measured at fair value on a non-recurring basis. Finite-lived intangible assets primarily consist of customer relationships, trade names and reseller relationships, all of which were obtained through acquisitions. See Note 8—Intangible Assets and Goodwill.

## NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS—(Continued) September 30, 2020

If the Company were required to perform a quantitative assessment for impairment testing of goodwill and indefinite-lived intangible assets, the fair values would generally be estimated using an income approach. As the assumptions employed to measure these assets on a non-recurring basis are based on management's judgment using internal and external data, these fair value determinations are classified as Level 3 in the fair value hierarchy. The Company completed its annual impairment review of its indefinite-lived intangible assets and goodwill as of February 1, 2020, and concluded that there was no impairment. No recent events or changes in circumstances indicate that impairment existed at September 30, 2020. See *Note 1—Summary of Significant Accounting Policies*.

#### Investment Income

Investment income is recorded as non-operating income (expense) in the Company's consolidated statements of operations and consisted of the following:

	For the Years Ended September 30,										
		2020		2019		2018					
	8		(in r	nillions)	2						
Interest and dividend income on cash and investments	\$	80	\$	247	\$	173					
Realized gains (losses), net on debt securities		4		1		_					
Equity securities:											
Unrealized gains (losses), net		115		117		2					
Realized gains (losses), net from donation		-				193					
Realized gains (losses), net		1	933	18	0.	102					
Investment income	\$	200	\$	383	\$	470					

#### Other Fair Value Disclosures

Debt. Debt instruments are measured at amortized cost on the Company's consolidated balance sheets. The fair value of the debt instruments, as provided by third-party pricing vendors, is based on quoted prices in active markets for similar, not identical, assets. If measured at fair value in the financial statements, these instruments would be classified as Level 2 in the fair value hierarchy. As of September 30, 2020, the carrying value and estimated fair value of debt was \$24.1 billion and \$26.6 billion, respectively. As of September 30, 2019, the carrying value and estimated fair value of debt was \$16.7 billion and \$18.4 billion, respectively.

Other Financial Instruments not Measured at Fair Value. The following financial instruments are not measured at fair value on the Company's consolidated balance sheet at September 30, 2020, but require disclosure of their fair values: settlement receivable and payable and customer collateral. The estimated fair value of such instruments at September 30, 2020 approximates their carrying value due to their generally short maturities. If measured at fair value in the financial statements, these financial instruments would be classified as Level 2 in the fair value hierarchy.

#### VISA INC.

## NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS—(Continued) September 30, 2020

## Note 7-Property, Equipment and Technology, Net

Property, equipment and technology, net, consisted of the following:

	_	Septen	nber 30,	è
		2020	cs	2019
		(in mi	llions)	
Land	\$	71	\$	71
Buildings and building improvements		1,007		965
Furniture, equipment and leasehold improvements		1,997		1,913
Construction-in-progress		163		180
Technology		3,923		3,441
Total property, equipment and technology		7,161	•	6,570
Accumulated depreciation and amortization		(4,424)		(3,875)
Property, equipment and technology, net	\$	2,737	\$	2,695

Technology consists of both purchased and internally developed software. Internally developed software primarily represents software utilized by the VisaNet electronic payments network. At September 30, 2020 and 2019, accumulated amortization for technology was \$2.7 billion and \$2.3 billion, respectively.

At September 30, 2020, estimated future amortization expense on technology is as follows:

			Fo	r the Yo	ars I	Ending	Septe	ember:	30,			
	2021	2022	g - 8	2023		2024	2	025	The	reafter		Total
	,		W.		(ii	n millio	ns)	- 0	6.E		0	
Estimated future amortization expense	\$ 419	\$ 313	\$	225	\$	142	\$	62	\$	24	\$	1,185

For fiscal 2020, 2019 and 2018, depreciation and amortization expense related to property, equipment and technology was \$687 million, \$596 million and \$558 million, respectively.

## NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS—(Continued) September 30, 2020

#### Note 8-Intangible Assets and Goodwill

Indefinite-lived and finite-lived intangible assets consisted of the following:

	September 30,													
	Ξ			2020			-	2019						
		Gross		Accumulated Gross Amortization			Net		Gross		Accumulated Amortization			Net
			180			(in mi	illio	ns)	0.	25	33			
Finite-lived intangible assets:														
Customer relationships	\$	709	\$	(376)	\$	333	\$	701	\$	(314)	\$	387		
Trade names		199		(134)		65		199		(120)		79		
Reseller relationships		95		(89)		6		95		(86)		9		
Other		17		(14)		3		17		(13)		4		
Total finite-lived intangible assets	_	1,020		(613)	_	407	_	1,012		(533)	_	479		
Indefinite-lived intangible assets:														
Customer relationships and reacquired rights		23,317		_		23,317		22,217		_		22,217		
Visa trade name		4,084		_		4,084		4,084				4,084		
Total indefinite-lived intangible assets	3: 10	27,401				27,401		26,301		_	ani-	26,301		
Total intangible assets	\$	28,421	\$	(613)	\$	27,808	\$	27,313	\$	(533)	\$	26,780		

For fiscal 2020, 2019 and 2018, amortization expense related to finite-lived intangible assets was \$80 million, \$60 million and \$55 million, respectively.

At September 30, 2020, estimated future amortization expense on finite-lived intangible assets is as follows:

	For the Years Ending September 30,													
	2021		2021 2022		_ 2	2023		2024		2025	Thereafter		100	Total
				- 0			(in	million	ns)					
Estimated future amortization expense	\$	81	\$	76	\$	52	\$	50	\$	40	\$	108	\$	407

The change in goodwill during the years ended September 30, 2020 and 2019 are as follows:

	2020		2019
	(in mill	ions)	
Goodwill, beginning of period	\$ 15,656	\$	15,194
Goodwill from acquisitions, net of adjustments	48		643
Foreign currency translation	206		(181)
Goodwill, end of period	\$ 15,910	\$	15,656

For additional information on acquisitions, see Note 2-Acquisitions.

There was no impairment related to the Company's finite-lived or indefinite-lived intangible assets (including goodwill) during fiscal 2020, 2019 or 2018.

## Note 9-Leases

The Company entered into various operating lease agreements primarily for real estate. The Company's leases have original lease periods expiring between fiscal 2021 and 2030. Many leases include one or more options to renew. The Company's lease agreements do not contain any material residual value guarantees or material restrictive covenants. Payments under the Company's lease arrangements are generally fixed. At September 30, 2020, the Company had no finance leases.

## VISA INC.

## NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS—(Continued) September 30, 2020

During fiscal 2020, total operating lease cost was \$114 million. At September 30, 2020, the weighted-average remaining lease term for operating leases was approximately 6 years and the weighted-average discount rate for operating leases was 2.29%.

At September 30, 2020, the present value of future minimum lease payments was as follows:

		ember 30, 2020
	(in	millions)
2021	\$	108
2022		103
2023		95
2024		82
2025		70
Thereafter		163
Total undiscounted lease payments		621
Less: imputed interest		(51)
Present value of lease liabilities	\$	570

At September 30, 2020, the Company had additional operating leases that had not yet commenced with lease obligations of \$466 million. These operating leases will commence between fiscal 2021 and 2023 with non-cancellable lease terms of 1 to 15 years.

## NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS—(Continued) September 30, 2020

#### Note 10-Debt

The Company had outstanding debt as follows:

		September 30,							
		2020		2019	Effective Interest Rate ⁽¹⁾				
		(in mill	ions, ex	cept percentag	es)				
2.20% Senior Notes due December 2020	\$	3,000	\$	3,000	2.30 %				
2.15% Senior Notes due September 2022		1,000		1,000	2.30 %				
2.80% Senior Notes due December 2022		2,250		2,250	2.89 %				
3.15% Senior Notes due December 2025		4,000		4,000	3.26 %				
1.90% Senior Notes due April 2027		1,500		-	2.02 %				
0.75% Senior Notes due August 2027		500		-	0.84 %				
2.75% Senior Notes due September 2027		750		750	2.91 %				
2.05% Senior Notes due April 2030		1,500		_	2.13 %				
1.10% Senior Notes due February 2031		1,000		-	1.20 %				
4.15% Senior Notes due December 2035		1,500		1,500	4.23 %				
2.70% Senior Notes due April 2040		1,000		_	2.80 %				
4.30% Senior Notes due December 2045	22000	3,500		3,500	4.37 %				
3.65% Senior Notes due September 2047		750		750	3.73 %				
2.00% Senior Notes due August 2050		1,750			2.09 %				
Total debt		24,000		16,750					
Unamortized discounts and debt issuance costs		(178)		(108)					
Hedge accounting fair value adjustments(2)		248		87					
Total carrying value of debt	\$	24,070	\$	16,729					
Reported as:									
Current maturities of debt	\$	2,999	\$						
Long-term debt	200000	21,071		16,729					
Total carrying value of debt	\$	24,070	\$	16,729					

Effective interest rates disclosed do not reflect hedge accounting adjustments.

## Senior Notes

The Company's outstanding senior notes, or collectively, the "Notes", are senior unsecured obligations of the Company, ranking equally and ratably among themselves and with the Company's existing and future unsecured and unsubordinated debt. The Notes are not secured by any assets of the Company and are not guaranteed by any of the Company's subsidiaries. The Company was in compliance with all related covenants as of September 30, 2020. Each series of Notes may be redeemed as a whole or in part at the Company's option at any time at specified redemption prices.

In August 2020, the Company issued fixed-rate senior notes in a public offering in an aggregate principal amount of \$3.3 billion with maturities of 7, 10 and a half and 30 years. The August 2027 Notes, 2031 Notes and 2050 Notes, or collectively, the "August 2020 Notes", have interest rates of 0.75%, 1.10% and 2.00%, respectively. Interest on the August 2020 Notes is payable semi-annually on February 15 and August 15 of each year, commencing on February 15, 2021. The net aggregate proceeds, after deducting discounts and debt issuance costs, were approximately \$3.2 billion. The net proceeds from the offering of the August 2027 Notes will be used to fund eligible green projects and the net proceeds from the offering of the 2031 Notes and 2050 Notes will be used for general corporate purposes.

Represents the change in fair value of interest rate swap agreements entered into on a portion of the outstanding senior notes. See Note 1— Summary of Significant Accounting Policies and Note 13—Derivative Financial Instruments.

## NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS—(Continued) September 30, 2020

In April 2020, the Company issued fixed-rate senior notes in a public offering in an aggregate principal amount of \$4.0 billion with maturities of 7, 10 and 20 years. The April 2027 Notes, 2030 Notes and 2040 Notes, or collectively, the "April 2020 Notes", have interest rates of 1.90%, 2.05% and 2.70%, respectively. Interest on the April 2020 Notes is payable semi-annually on April 15 and October 15 of each year, commencing October 15, 2020. The net aggregate proceeds, after deducting discounts and debt issuance costs, were approximately \$4.0 billion. The net proceeds from the offering of the April 2020 Notes will be used for general corporate purposes.

## Commercial Paper Program

Visa maintains a commercial paper program to support its working capital requirements and for other general corporate purposes. Under the program, the Company is authorized to issue up to \$3.0 billion in outstanding notes, with maturities up to 397 days from the date of issuance. The Company had no outstanding obligations under the program as of September 30, 2020 and 2019.

## Credit Facility

On July 25, 2019, the Company entered into an amended and restated credit agreement for a 5 year, unsecured \$5.0 billion revolving credit facility (the "Credit Facility"), which will expire on July 25, 2024. The Credit Facility is not governed by any financial covenants. This Credit Facility is maintained to ensure the integrity of the payment card settlement process and for general corporate purposes. Interest on borrowings under the Credit Facility will be charged at the London Interbank Offered Rate or an alternative base rate, in each case plus applicable margins that fluctuate based on the applicable credit rating of the Company's senior unsecured long-term debt. The Company has agreed to pay a commitment fee which will fluctuate based on such applicable rating of the Company. The Company had no amounts outstanding under the Credit Facility as of September 30, 2020 and 2019.

At September 30, 2020, future principal payments on the Company's outstanding debt were as follows:

	For the Years Ending September 30,													
	2021	2022	2023	202	4	2025	Thereafter	Total						
				(in mi	illions)		1.00							
Future principal payments	\$ 3,000	\$ 1,000	\$ 2,250	\$	- \$	_	\$ 17,750	\$ 24,000						

#### Note 11—Pension and Other Postretirement Benefits

The Company sponsors various qualified and non-qualified defined benefit pension and other postretirement benefit plans that provide for retirement and medical benefits for all eligible employees residing in the U.S. The Company also sponsors other pension benefit plans that provide benefits for internationally-based employees at certain non-U.S. locations.

Disclosures presented below include the U.S. pension plans and the non-U.S. plans, comprising only the Visa Europe plans. Disclosures relating to other U.S. postretirement benefit plans and other non-U.S. pension benefit plans are not included as they are immaterial, individually and in aggregate. The Company uses a September 30 measurement date for its pension and other postretirement benefit plans.

Defined benefit pension plans. The U.S. pension benefits under the defined benefit pension plan were earned based on a cash balance formula. An employee's cash balance account was credited with an amount equal to 6% of eligible compensation plus interest based on 30-year Treasury securities. In October 2015, the Company's board of directors approved an amendment of the U.S. qualified defined benefit pension plan such that the Company discontinued employer provided credits after December 31, 2015. Plan participants continue to earn interest credits on existing balances at the time of the freeze.

The funding policy for the U.S. pension benefits is to contribute annually no less than the minimum required contribution under ERISA.

Under the Visa Europe plans, retirement benefits are provided based on the participants' final pensionable pay and are currently closed to new entrants. However, future benefits continue to accrue for active participants. The funding policy is to contribute in accordance with the appropriate funding requirements agreed with the trustees of the UK pension plans. Additional funding amounts may be agreed to with the UK pension plan trustees.

## NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS—(Continued) September 30, 2020

Summary of Plan Activities

A reconciliation of pension benefit obligations, plan assets, funded status and amounts recognized in the Company's consolidated balance sheets were as follows:

		U.S.	Plans			Non-U.S. Plans					
		Septen	nber 3	0,		Septen	ber:	30,			
	8V	2020		2019		2020		2019			
				(in mi	llions)						
Change in pension benefit obligation:											
Benefit obligation at beginning of period	. \$	919	\$	844	\$	528	\$	452			
Service cost		1		-		4		4			
Interest cost		28		32		10		13			
Actuarial loss (gain)		37		95		11		109			
Benefit payments		(64)		(52)		(17)		(22)			
Plan amendment		_		-		_		1			
Foreign currency exchange rate changes		_		_		27		(29)			
Benefit obligation at end of period	\$	920	\$	919	\$	563	\$	528			
Accumulated benefit obligation	\$	920	\$	919	\$	563	\$	528			
Change in plan assets:				California							
Fair value of plan assets at beginning of period	. \$	1,090	\$	1,090	\$	490	\$	436			
Actual return on plan assets		114		52		5		93			
Company contribution		2		-		22		10			
Benefit payments		(64)		(52)		(17)		(22)			
Foreign currency exchange rate changes	e.	_		-		25		(27)			
Fair value of plan assets at end of period	\$	1,142	\$	1,090	\$	525	\$	490			
Funded status at end of period	\$	222	\$	171	\$	(38)	\$	(38)			
Recognized in consolidated balance sheets:						30		2,500.0			
Non-current asset	. \$	229	\$	178	\$	_	\$	_			
Current liability.		(1)		(1)		-		_			
Non-current liability	45.	(6)		(6)		(38)		(38)			
Funded status at end of period	\$	222	\$	171	\$	(38)	\$	(38)			

## NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS—(Continued) September 30, 2020

Amounts recognized in accumulated other comprehensive income (loss) before tax consist of the following:

	U.S.	Plan	s	24	Non-U.	S. Pla	ans			
	Septen	nber	30,	423	September 30,					
	2020		2019		2020	200	2019			
	 		(in mi	llion	5)					
Net actuarial loss	\$ 135	\$	154	\$	93	\$	70			

Benefit obligations in excess of plan assets were as follows:

		U.S.	Plar	15		Non-U.S	S. Plans nber 30,		
		Septen	ber	30,		Septem			
	2020			2019		2020		2019	
				(in mi	llion	s)			
Accumulated benefit obligation in excess of plan assets									
Accumulated benefit obligation at end of period	\$	(7)	\$	(7)	\$	(563)	\$	(528)	
Fair value of plan assets at end of period	\$	_	\$	_	\$	525	\$	490	
Projected benefit obligation in excess of plan assets									
Benefit obligation at end of period	\$	(7)	\$	(7)	\$	(563)	\$	(528)	
Fair value of plan assets at end of period	\$	_	S	_	\$	525	S	490	

Net periodic benefit cost consist of the following:

			U.S. Plans						s				
	For the Years Ended September 30,												
	$\equiv$	2020		2019	2018		2020		2019		- 17	2018	
			S	-		(in mil	lions	)	3.77			_	
Service cost	\$	-	\$	-	\$	_	\$	4	\$	4	\$	4	
Interest cost		28		32		32		10		13		12	
Expected return on assets		(72)		(71)		(70)		(15)		(18)		(20)	
Amortization of actuarial loss		6		-		1-		2		-		-	
Settlement loss		8		7		3		-				-	
Total net periodic benefit cost	\$	(30)	\$	(32)	\$	(35)	\$	1	\$	(1)	\$	(4)	

The service cost component of net periodic benefit cost is presented in personnel expenses while the other components are presented in other non-operating income (expense) on the Company's consolidated statement of operations.

Other changes in plan assets and benefit obligations recognized in other comprehensive income (loss) consist of the following:

			U.S	. Plans			Non-U.S. Plans							
				For t	eptembe	er 30,								
	::- ::-	2020		2020		2019		2018		020	2019		- 2	2018
			:53	- 8		(in mi	Ilions	)						
Current year actuarial loss (gain)	\$	(5)	\$	114	\$	(47)	\$	21	\$	27	\$	30		
Amortization of actuarial (loss) gain		(14)		(7)		(3)		(2)		_		_		
Current year prior service cost				_		_		_		1		-		
Total recognized in other comprehensive income (loss)	\$	(19)	\$	107	s	(50)	\$	19	s	28	s	30		
Total recognized in net periodic benefit cost and other comprehensive income (loss)	\$	(49)	\$	75	\$	(85)	\$	20	\$	27	\$	26		

## NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS—(Continued) September 30, 2020

Weighted-average actuarial assumptions used to estimate the benefit obligation and net periodic benefit cost were as follows:

· ·		U.S. Plans	201	Non-U.S. Plans						
		er 30,	- 63							
	2020	2019	2018	2020	2019	2018				
Discount rate for benefit obligation:										
Pension	2.88 %	3.26 %	4.23 %	1.60 %	1.80 %	2.90 %				
Discount rate for net periodic benefit cost:										
Pension	3.27 %	4.23 %	3.84 %	1.80 %	2.90 %	2.70 %				
Expected long-term rate of return on plan assets	7.00 %	7.00 %	7.00 %	3.00 %	3.00 %	4.25 %				
Rate of increase ⁽¹⁾ in compensation levels for:										
Benefit obligation	NA	NA	NA	2.50 %	2.50 %	3.20 %				
Net periodic benefit cost	NA	NA	NA	2.50 %	2.50 %	3.20 %				

⁽¹⁾ This assumption is not applicable for the U.S. plans due to the amendment of the U.S. qualified defined benefit pension plan in October 2015, which discontinued the employer provided credits effective after December 31, 2015.

#### Pension Plan Assets

Pension plan assets are managed with a long-term perspective to ensure that there is an adequate level of assets to support benefit payments to participants over the life of the pension plan. Pension plan assets are managed by external investment managers. Investment manager performance is measured against benchmarks for each asset class on a quarterly basis. An independent consultant assists management with investment manager selections and performance evaluations.

Pension plan assets are broadly diversified to maintain a prudent level of risk and to provide adequate liquidity for benefit payments. The Company generally evaluates and rebalances pension plan assets, as appropriate, to ensure that allocations are consistent with its investment strategy and within target allocation ranges. For U.S. pension plan assets, the Company's investment strategy is to invest in the following: equity securities of 35% to 65%, fixed income securities of 43% to 53% and other, primarily consisting of cash equivalents to meet near term expected benefit payments and expenses, of up to 4%. At September 30, 2020, U.S. pension plan asset allocations for these categories were 53%, 46% and 1%, respectively, which were within target allocation ranges.

For non-U.S. pension plan assets, the Company's investment strategy is to invest in the following: equity funds of 12%, interest and inflation hedging assets of 50% and other of 38%, consisting of cash and cash equivalents, corporate debt and asset-backed securities, multi-asset funds and property. At September 30, 2020, non-U.S. pension plan asset allocations for these categories were 13%, 50% and 37%, respectively, which generally aligned with the target allocations.

## NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS—(Continued) September 30, 2020

The following tables set forth by level, within the fair value hierarchy, the pension plans' investments at fair value as of September 30, 2020 and 2019, including the impact of transactions that were not settled at the end of September:

	100							U.S.	Plan	s					U.S. Plans Fair Value Measurements at September 30 Using Inputs Considered as													
	1	F	air V	alue M	easu	remen	ts at	Septer	nber	30 Usi	ing Ir	puts (	ons	idered	as													
		Lev	rel 1			Lev	el 2	V.	Level 3				_	Т	otal													
		2020	2	2019		2020	_ :	2019	_ 2	020	2	019	2	2020	े	2019												
								(in m	illion	s)																		
Cash equivalents	\$	17	\$	18	\$	_	\$	_	\$	_	\$		\$	17	\$	18												
Collective investment funds		_		_		509		580		_		2.2		509		580												
Corporate debt securities		_		-		373		188		-		-		373		188												
U.S. government-sponsored debt securities		_		_		30		35		_		_		30		35												
U.S. Treasury securities		84		99		-		-		_		-		84		99												
Asset-backed securities	ore:	_		_		_				37		37		37		37												
Equity securities		92		133		_		_		_		_		92		133												
Total	\$	193	\$	250	\$	912	S	803	\$	37	\$	37	\$1	,142	\$1	090,1												
	_						_	Non-U.																				
	_		_	alue M	easu		_	Septer	nber			puts (	cons		_													
	_		rel 1		_		vel 2		_		rel 3		_		otal													
	_	2020	_	2019	_	2020	_	2019 (in m	_	020		019	_	2020	· —	2019												
Cash and cash equivalents	S	6	\$	16	\$	-	S	(10) 111	\$	_	S		s	6	S	16												
Equity securities		_		66		_	_	-	•	_	~	_	-	_		66												
Corporate debt securities		222				48		44		3_3		525		48		44												
Asset-backed securities		_				70		-111		67		51		67		51												
		-				Messes		-		07		51		2000		51												
Equity funds		-		-		65		-		_		-		65		-												
Multi-asset securities(1)	***		_	-	_	339	_	313	_		_	-	_	339	_	313												
Total	\$	6	\$	82	\$	452	\$	357	\$	67	\$	51	\$	525	\$	490												

Multi-asset securities represent pension plan assets that are invested in funds comprised of broad ranges of assets.

Level 1 assets. Cash equivalents (money market funds and time deposits), U.S. Treasury securities and equity securities are classified as Level 1 within the fair value hierarchy, as fair value is based on unadjusted quoted prices in active markets for identical assets.

Level 2 assets. Collective investment funds are unregistered investment vehicles that generally commingle the assets of multiple fiduciary clients, such as pension and other employee benefit plans, to invest in a portfolio of stocks, bonds or other securities. Although the collective investment funds held by the plan are ultimately invested in publicly traded equity securities, their own unit values are not directly observable, and therefore they are classified as Level 2. Equity funds are investments in mutual funds that in-turn ultimately invest in equity securities of various jurisdictions. These are classified as level 2 as the equity funds held by the plan are not actively traded but the fair value of underlying securities are generally, although not always, determined with observable data and inputs. The fair values of corporate debt, multi-asset and U.S. government-sponsored securities are based on quoted prices in active markets for similar, not identical, assets.

Level 3 assets. Asset-backed securities are bonds that are backed by various types of assets and primarily consist of mortgage-backed securities. Asset-backed securities are classified as Level 3 due to a lack of observable inputs in measuring fair value.

## NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS—(Continued) September 30, 2020

#### Cash Flows

Expected future employer contributions and benefit payments are as follows:

	U.S. Plans		Non-U.S. Plans	
	(in millions)			
Expected employer contributions				
2021	\$	1	\$	10
Expected benefit payments				
2021		130		7
2022		93		7
2023		89		8
2024		80		8
2025		74		8
2026-2030		289		43

#### Other Benefits

The Company sponsors a defined contribution plan, or 401(k) plan, that covers substantially all of its employees residing in the U.S. In fiscal 2020, 2019 and 2018, personnel costs included \$140 million, \$121 million, and \$93 million, respectively, of expenses attributable to the Company's employees under the 401(k) plan. The Company's contributions to this 401(k) plan are funded on a current basis, and the related expenses are recognized in the period that the payroll expenses are incurred.

## Note 12-Settlement Guarantee Management

The Company indemnifies its clients for settlement losses suffered due to failure of any other client to fund its settlement obligations in accordance with the Visa operating rules. This indemnification creates settlement risk for the Company due to the difference in timing between the date of a payment transaction and the date of subsequent settlement.

Historically, the Company has experienced minimal losses as a result of its settlement risk guarantee. However, the Company's future obligations, which could be material under its guarantees, are not determinable as they are dependent upon future events.

The Company's settlement exposure is limited to the amount of unsettled Visa payment transactions at any point in time, which vary significantly day to day. During the year ended September 30, 2020, the Company's maximum settlement exposure was \$97.3 billion and the average daily settlement exposure was \$55.6 billion.

The Company maintains and regularly reviews global settlement risk policies and procedures to manage settlement exposure, which may require clients to post collateral if certain credit standards are not met. At September 30, 2020 and 2019, the Company held the following collateral to manage settlement exposure:

	September 30,			
68	2020	2019		
	(in mi	llions)	9	
. \$	1,850	\$	1,648	
	228		259	
	1,306		1,293	
	717		477	
. \$	4,101	\$	3,677	
	\$	\$ 1,850 228 1,306 717	2020 (in millions) \$ 1,850 \$ 228 1,306 717	

## NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS—(Continued) September 30, 2020

#### Note 13—Derivative Financial Instruments

Designated derivative financial instrument hedges. At September 30, 2020 and 2019, the aggregate notional amount of the Company's derivative contracts outstanding in its hedge program was \$10.7 billion and \$10.9 billion, respectively.

## Cash Flow Hedges

As of September 30, 2020 and 2019, the Company's cash flow hedges in an asset position totaled \$71 million and \$47 million, respectively, and were classified in prepaid expenses and other current assets on the consolidated balance sheets. As of September 30, 2020 and 2019 cash flow hedges in a liability position totaled \$39 million and \$31 million, respectively, and were classified in accrued liabilities on the consolidated balance sheets. These amounts are subject to master netting agreements, which provide the Company with a legal right to net settle multiple payable and receivable positions with the same counterparty, in a single currency through a single payment. However, the Company presents fair values on a gross basis on the consolidated balance sheets. See Note 1—Summary of Significant Accounting Policies.

The Company uses regression analysis to assess hedge effectiveness prospectively and retrospectively. The effectiveness tests are performed on foreign exchange forward contracts based on changes in the spot rate of the derivative instrument compared to changes in the spot rate of the forecasted hedged transaction. Forward points are excluded from effectiveness testing and measurement purposes. Excluded forward points are reported in earnings. For fiscal 2020, 2019 and 2018, the amounts by which earnings were reduced relating to excluded forward points from cash flow hedges were \$9 million, \$12 million and \$9 million, respectively.

The effective portion of changes in the fair value of derivative contracts designated as cash flow hedges is recorded as a component of accumulated other comprehensive income or loss on the consolidated balance sheets. When the forecasted transaction occurs and is recognized in earnings, the amount in accumulated other comprehensive income or loss related to that hedge is reclassified to operating revenue or expense. During fiscal 2021, the Company expects to reclassify \$40 million of pre-tax gains to earnings.

## Net Investment and Fair Value Hedges

In fiscal 2019, the Company entered into foreign exchange forward contracts which were designated as a net investment hedge against a portion of the Company's net investment in Visa Europe.

In fiscal 2019, the Company also entered into interest rate and cross-currency swap agreements on a portion of the Company's outstanding 3.15% Senior Notes due December 2025. The Company designated the interest rate swap as a fair value hedge and the cross-currency swap as a net investment hedge.

As of September 30, 2020 and 2019, the Company's net investment hedges in an asset position totaled \$186 million and \$298 million, respectively, and were classified in prepaid expenses and other current assets and other assets on the consolidated balance sheets. As of September 30, 2020, the Company's net investment hedges in a liability position was \$137 million, and classified in other liabilities on the consolidated balance sheets.

As of September 30, 2020 and 2019, the Company's fair value hedges in an asset position totaled \$248 million and \$89 million, respectively, and were classified in other assets on the consolidated balance sheets. As of September 30, 2019, the Company's fair value hedges in a liability position was \$2 million and was classified in other liabilities on the consolidated balance sheets.

For fiscal 2020 and 2019, the Company recorded an increase in earnings of \$150 million and \$95 million, respectively, related to forward points and interest differentials from forward contracts and swap agreements, respectively, which are excluded from effectiveness testing.

## Non-designated derivative financial instrument hedges

The Company utilizes foreign exchange derivative contracts to hedge against foreign currency exchange rate fluctuations related to certain monetary assets and liabilities denominated in foreign currency. As of September 30, 2020 and 2019, the aggregate notional amount of these balance sheet hedges was \$1.6 billion and \$0.8 billion, respectively. As of September 30, 2020 and 2019, the Company's balance sheet hedges in an asset position totaled \$7 million and \$3 million, respectively, and were classified in other assets on the consolidated balance sheets, while

# NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS—(Continued) September 30, 2020

balance sheet hedges in a liability position totaled \$5 million and \$19 million, respectively, and were classified in accrued liabilities on the consolidated balance sheets.

Credit and market risks. The Company's derivative financial instruments are subject to both credit and market risk. The Company monitors the credit-worthiness of the financial institutions that are counterparties to its derivative financial instruments and does not consider the risks of counterparty nonperformance to be significant. The Company mitigates this risk by entering into master netting agreements, and such agreements require each party to post collateral against its net liability position with the respective counterparty. As of September 30, 2020, the Company has received collateral of \$64 million, from counterparties, which is included in accrued liabilities in the consolidated balance sheets, and posted collateral of \$26 million, which is included in prepaid expenses and other current assets in the consolidated balance sheets. Notwithstanding the Company's efforts to manage foreign exchange risk, there can be no absolute assurance that its hedging activities will adequately protect against the risks associated with foreign currency fluctuations. Credit and market risks related to derivative instruments were not considered significant as of September 30, 2020.

#### Note 14—Enterprise-wide Disclosures and Concentration of Business

The Company's long-lived net property and equipment and ROU assets are classified by major geographic areas as follows:

		Septen	nber 30	),		
	277	2020		2019(1)		
		(in mi	llions)			
U.S.	\$	1,350	\$	1,186		
International	63	558		263		
Total	\$	1,908	\$	1,449		

⁽¹⁾ The fiscal 2019 amounts have been revised to conform to the fiscal 2020 presentation.

Revenues by geographic market is primarily based on the location of the issuing financial institution. Net revenues earned in the U.S. were approximately 46% of total net revenues in fiscal 2020 and 45% of total net revenues in each of fiscal 2019 and fiscal 2018. No individual country, other than the U.S., generated more than 10% of total net revenues in these years.

In fiscal 2020, the Company had two clients that accounted for 11% and 10% of its total net revenues, respectively. In fiscal 2019 and 2018, no clients generated greater than 10% of the Company's total net revenues.

#### Note 15—Stockholders' Equity

Series A preferred stock issuance. In September 2020, the Company issued 374,819 shares of series A preferred stock in connection with the Fourth anniversary release. See Note 5—U.S. and Europe Retrospective Responsibility Plans.

# NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS—(Continued) September 30, 2020

As-converted class A common stock. The number of shares of each series and class, and the number of shares of class A common stock on an as-converted basis at September 30, 2020 and 2019, were as follows:

			Septemb	per 30,		
		2020	100		2019	
	Shares Outstanding	Conversion Rate Into Class A Common Stock	As- converted Class A Common Stock ^[1]	Shares Outstanding	Conversion Rate Into Class A Common Stock	As- converted Class A Common Stock ^[1]
		(in	n millions, except	conversion rat	e)	
Series A preferred stock	_ (2)	100.0000	35	-		-
UK&I preferred stock	2	6.3870	16	2	12.9360	32
Europe preferred stock	3	6.8610	22	3	13.8840	44
Class A common stock(3)	1,683	_	1,683	1,718	_	1,718
Class B common stock	245	1.6228	(4) 398	245	1.6228 (4)	398
Class C common stock	11	4.0000	43	11	4.0000	45
Total			2,197			2,237

Figures in the table may not recalculate exactly due to rounding. As-converted class A common stock is calculated based on unrounded numbers.

(8) Class A common stock shares outstanding reflect repurchases settled on or before September 30, 2020 and 2019.

Reduction in as-converted shares. Under the terms of the Europe retrospective responsibility plan, the Company is entitled to recover VE territory covered losses through periodic adjustments to the class A common stock conversion rates applicable to the UK&I and Europe preferred stock. The recovery has the same economic effect on earnings per share as repurchasing the Company's class A common stock, because it reduces the UK&I and Europe preferred stock conversion rates and consequently, reduces the as-converted class A common stock share count. See Note 5—U.S. and Europe Retrospective Responsibility Plans.

The following table presents the reduction in as-converted UK&I and Europe preferred stock after the Company recovered VE territory covered losses recovered through conversion rate adjustments and the Fourth anniversary release:

					For	the Y	ears	End	ed Sep	otembe	er 30,	66				
		20	20	Ž.				2019	9				20	018	18	
		UK&I		Europe		UK	\$I		Euro	ope	3	UK	kl	1 (6)	Europ	oe e
	92		80.		(in	millio	ns, e	xcep	t per	share o	data)	()		- 53		
Reduction in equivalent number of as-converted shares of class A common stock		16		22	2			(1)		_ (	(1)		_ (	(1)		(1
Effective price per share(2)	\$	194.31	\$	194.33	3 5	141	.32		\$ 150	0.26	5	113	.05	9	112.	92
Recovery through conversion rate adjustment	\$	72	\$	92	2 9	;	6		\$	2	\$		35	9	5	21
Fourth anniversary release	\$	3,084	\$	4,216	5 5	;	_		\$		9		_	9	5	_

(1) The reduction in equivalent number of shares of class A common stock was less than one million shares.

The number of shares outstanding was less than one million.

⁽⁴⁾ The class B to class A common stock conversion rate is presented on a rounded basis. Conversion calculations for dividend payments are based on a conversion rate rounded to the tenth decimal.

Effective price per share for each adjustment made during the year is calculated using the volume-weighted average price of the Company's class A common stock over a pricing period in accordance with the Company's current certificates of designations for its series B and C convertible participating preferred stock. Effective price per share for each fiscal year is calculated using the weighted-average effective prices of the respective adjustments made during the year.

# NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS—(Continued) September 30, 2020

Under the terms of the U.S. retrospective responsibility plan, when the Company makes a deposit into the litigation escrow account, the shares of class B common stock are subject to dilution through a reduction to the conversion rate of the shares of class B common stock to shares of class A common stock. See *Note 5—U.S. and Europe Retrospective Responsibility Plans*.

The following table presents the reduction in as-converted class B common stock after deposits into the litigation escrow account for the following fiscal years:

		For the '	ears!	Ended Sept	embe	r 30,			
		2020		2019		2018			
	(in millions, except per share data)								
Reduction in equivalent number of as-converted shares of class A common stock		_		2		5			
Effective price per share ⁽¹⁾	\$	_	\$	174.73	\$	132.32			
Deposits under the U.S. retrospective responsibility plan.	\$	1	\$	300	\$	600			

⁽f) Effective price per share is calculated using the volume-weighted average price of the Company's class A common stock over a pricing period in accordance with the Company's current certificate of incorporation.

Common stock repurchases. The following table presents share repurchases in the open market for the following fiscal years:

	201	For the Y	ears	Ended Sept	For the Years Ended September 30,								
		2020	9-1	2019	in.	2018							
	(in millions, except per share data)												
Shares repurchased in the open market ⁽¹⁾		44		56		58							
Average repurchase price per share ⁽²⁾	\$	183.00	\$	154.01	\$	123.76							
Total cost	\$	8,114	\$	8,607	\$	7,192							

⁽¹⁾ Shares repurchased in the open market reflect repurchases that settled during fiscal 2020, 2019 and 2018. All shares repurchased in the open market have been retired and constitute authorized but unissued shares.

In January 2019, the Company's board of directors authorized an \$8.5 billion share repurchase program and in January 2020, authorized an additional \$9.5 billion share repurchase program (the "January 2020 Program"). This authorization has no expiration date. As of September 30, 2020, the Company's January 2020 program had remaining authorized funds of \$5.5 billion. All share repurchase programs authorized prior to January 2020 have been completed.

Dividends declared. In fiscal 2020, the Company declared and paid \$2.7 billion in dividends at a quarterly rate of \$0.30 per share. On October 23, 2020, the Company's board of directors declared a quarterly cash dividend of \$0.32 per share of class A common stock (determined in the case of class B and C common stock and series A, UK&I and Europe preferred stock on an as-converted basis), which will be paid on December 1, 2020, to all holders of record of the Company's common and preferred stock as of November 13, 2020.

Class B common stock. The class B common stock is not convertible or transferable until the date on which all of the U.S. covered litigation has been finally resolved. This transfer restriction is subject to limited exceptions, including transfers to other holders of class B common stock. After termination of the restrictions, the class B common stock will be convertible into class A common stock if transferred to a person that was not a Visa Member (as defined in the current certificate of incorporation) or similar person or an affiliate of a Visa Member or similar person. Upon such transfer, each share of class B common stock will automatically convert into a number of shares of class A common stock based upon the applicable conversion rate in effect at the time of such transfer.

Adjustment of the conversion rate occurs upon: (i) the completion of any follow-on offering of class A common stock completed to increase the size of the U.S. litigation escrow account (or any cash deposit by the Company in lieu thereof) resulting in a further corresponding decrease in the conversion rate; or (ii) the final resolution of the U.S. covered litigation and the release of funds remaining on deposit in the U.S. litigation escrow account to the Company resulting in a corresponding increase in the conversion rate. See *Note 5—U.S. and Europe Retrospective Responsibility Plans*.

Average repurchase price per share is calculated based on unrounded numbers.

Table of Contents

#### VISA INC.

# NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS—(Continued) September 30, 2020

Class C common stock. As of September 30, 2020, all of the shares of class C common stock have been released from transfer restrictions. A total of 140 million shares have been converted from class C to class A common stock upon their sale into the public market.

Preferred stock. In connection with the Visa Europe acquisition, three new series of preferred stock of the Company were created. Upon issuance, all of the preferred stock participate on an as-converted basis in regular quarterly cash dividends declared on the Company's class A common stock. Preferred stock may be issued as redeemable or non-redeemable, and has preference over any class of common stock with respect to the payment of dividends and distribution of the Company's assets in the event of a liquidation or dissolution.

The UK&I and Europe preferred stock is convertible upon certain conditions into shares of class A common stock or series A preferred stock. The shares of UK&I and Europe preferred stock are subject to restrictions on transfer and may become convertible in stages based on developments in the VE territory covered litigation. The shares of UK&I and Europe preferred stock will become fully convertible on the 12th anniversary of the closing of the Visa Europe acquisition, subject only to a holdback to cover any then-pending claims. Upon any such conversion of the UK&I or Europe preferred stock (whether by such 12th anniversary, or thereafter with respect to claims pending on such anniversary), the conversion rate would be adjusted downward and the holder would receive either class A common stock or series A preferred stock (for those who are not eligible to hold class A common stock pursuant to the Company's charter). The conversion rates may also be reduced from time to time to offset certain liabilities.

The series A preferred stock, generally designed to be economically equivalent to the Company's class A common stock, is freely transferable and each share of series A preferred stock will automatically convert into 100 shares of class A common stock upon a transfer to any holder that is eligible to hold class A common stock under the charter. See *Note 5—U.S.* and *Europe Retrospective Responsibility Plans*.

Voting rights. The holders of the UK&I and Europe preferred stock have no right to vote on any matters, except for certain defined matters, including, in specified circumstances, any consolidation, merger, combination or similar transaction of the Company in which the preferred stockholders would either (i) receive shares of common stock or other equity securities of the Company with preferences, rights and privileges that are not substantially identical to the preferences, rights and privileges of the applicable series of preferred stock or (ii) receive securities, cash or other property that is different from what the Company's class A common stockholders would receive. With respect to these limited matters on which the holders of preferred stock may vote, approval by the preferred stockholders requires the affirmative vote of the outstanding voting power of each such series of preferred stock, each such series voting as a single class. In either case, the UK&I and Europe preferred stockholders are entitled to cast a number of votes equal to the number of shares held by each such holder. Holders of the series A preferred stock, upon issuance at conversion, will have similar voting rights to the rights of the holders of the UK&I and Europe preferred stock.

Class A common stockholders have the right to vote on all matters on which stockholders generally are entitled to vote. Class B and C common stockholders have no right to vote on any matters, except for certain defined matters, including (i) any decision to exit the core payments business, in which case the class B and C common stockholders will vote together with the class A common stockholders in a single class, and (ii) in specified circumstances, any consolidation, merger, combination or similar transaction of the Company, in which case the class B and C common stockholders will vote together as a single class. In either case, the class B and C common stockholders are entitled to cast a number of votes equal to the number of shares of class B or C common stock held multiplied by the applicable conversion rate in effect on the record date. Holders of the Company's common stock have no right to vote on any amendment to the current certificate of incorporation that relates solely to any series of preferred stock.

# NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS—(Continued) September 30, 2020

#### Note 16-Earnings Per Share

Basic earnings per share is computed by dividing net income available to each class by the weighted-average number of shares of common stock outstanding and participating securities during the period. Net income is allocated to each class of common stock and participating securities based on its proportional ownership on an asconverted basis. The weighted-average number of shares of each class of common stock outstanding reflects changes in ownership over the periods presented. See *Note 15—Stockholders' Equity*.

Diluted earnings per share is computed by dividing net income available by the weighted-average number of shares of common stock outstanding, participating securities and, if dilutive, potential class A common stock equivalent shares outstanding during the period. Dilutive class A common stock equivalents may consist of: (1) shares of class A common stock issuable upon the conversion of series A, UK&I and Europe preferred stock and class B and C common stock based on the conversion rates in effect through the period, and (2) incremental shares of class A common stock calculated by applying the treasury stock method to the assumed exercise of employee stock options, the assumed purchase of stock under the Employee Stock Purchase Plan and the assumed vesting of unearned performance shares.

The following table presents earnings per share for fiscal 2020:

	7.0	Е	Basic Earnings Per S	Share	3			Diluted Earnings P	er S	hare	
		Income Ilocation (A) ⁽¹⁾	Weighted- Average Shares Outstanding (B)		mings per Share = (A)/(B) ⁽²⁾	_	Income Viocation (A) ⁽¹⁾	Weighted- Average Shares Outstanding (B)		8	nings per ihare = A)/(B) ⁽²⁾
				(in	millions, exc	ept	per share	data)			
Class A common stock	\$	8,310	1,697	\$	4.90	\$	10,866	2,223	(3)	S	4.89
Class B common stock		1,951	245	\$	7.94		1,948	245		\$	7.93
Class C common stock		214	11	\$	19.58		214	11		\$	19.56
Participating securities(4)		391	Not presented	Not	presented		391	Not presented		Not	presented
Net income	\$	10,866									

The following table presents earnings per share for fiscal 2019:

		E	Basic Earnings Per	Share	8			Diluted Earnings P	er S	hare	
		Income Ilocation (A) ⁽¹⁾	Weighted- Average Shares Outstanding (B)		rnings per Share = (A)/(B) ⁽²⁾		Income Illocation (A) ⁽¹⁾	Weighted- Average Shares Outstanding (B)			nings per hare = A)/(B) ⁽²⁾
				(in	millions, exc	ept	per share	data)			
Class A common stock	\$	9,273	1,742	\$	5.32	\$	12,080	2,272	(3)	\$	5.32
Class B common stock		2,130	245	\$	8.68		2,127	245		S	8.66
Class C common stock		247	12	\$	21.30		246	12		\$	21.26
Participating securities(4)	ĭ.,_	430	Not presented	No	t presented		429	Not presented		Not	presented
Net income	\$	12,080									

The following table presents earnings per share for fiscal 2018:

	 E	Basic Earnings Per	Share	0			Diluted Earnings P	er S	hare	
	Income Ilocation (A) ⁽¹⁾	Weighted- Average Shares Outstanding (B)		nings per Share = A)/(B) ⁽²⁾		Income Ilocation (A) ⁽¹⁾	Weighted- Average Shares Outstanding (B)		. 5	nings per ihare = A)/(B) ⁽²⁾
			(in	millions, exc	ept	per share	data)			
Class A common stock	\$ 7,937	1,792	\$	4.43	\$	10,301	2,329	(3)	\$	4.42
Class B common stock	1,787	245	\$	7.28		1,785	245		5	7.27
Class C common stock	218	12	\$	17.72		217	12		\$	17.69
Participating securities(4)	359	Not presented	Not	presented		358	Not presented		Not	presented
Net income	\$ 10,301									

# NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS—(Continued) September 30, 2020

Net income is allocated based on proportional ownership on an as-converted basis. The weighted-average number of shares of as-converted class B common stock used in the income allocation was 398 million, 400 million and 403 million for fiscal 2020, 2019 and 2018, respectively. The weighted-average number of shares of as-converted class C common stock used in the income allocation was 44 million, 46 million and 49 million for fiscal 2020, 2019 and 2018, respectively. The weighted-average number of shares of preferred stock included within participating securities was 1 million of as-converted series A preferred stock for fiscal 2020, 32 million of as-converted UK&I preferred stock for each of fiscal 2020, 2019 and 2018, and 43 million of as-converted Europe preferred stock for fiscal 2020 and 44 million of as-converted Europe preferred stock for each of fiscal 2019 and 2018.

Figures in the table may not recalculate exactly due to rounding. Earnings per share is calculated based on unrounded numbers.

(3) Weighted-average diluted shares outstanding are calculated on an as-converted basis, and include incremental common stock equivalents, as calculated under the treasury stock method. The computation includes 3 million common stock equivalents for each of fiscal 2020, 2019 and 2018 because their effect would have been dilutive. The computation excludes 1 million of common stock equivalents for each of fiscal 2020, 2019 and 2018, because their effect would have been anti-dilutive.

Participating securities include preferred stock outstanding and unvested share-based payment awards that contain non-forfeitable rights to dividends or dividend equivalents, such as the Company's series A preferred stock, UK&I and Europe preferred stock, restricted stock awards, restricted stock units and earned performance-based shares. Participating securities' income is allocated based on the weighted-average number of shares of as-converted stock. See Note 15—Stockholders' Equity.

#### Note 17-Share-based Compensation

#### 2007 Equity Incentive Compensation Plan

The Company's 2007 Equity Incentive Compensation Plan, or the EIP, authorizes the compensation committee of the board of directors to grant non-qualified stock options ("options"), restricted stock awards ("RSAs"), restricted stock units ("RSUs") and performance-based shares to its employees and non-employee directors, for up to 236 million shares of class A common stock. Shares available for award may be either authorized and unissued or previously issued shares subsequently acquired by the Company. The EIP will continue to be in effect until all of the common stock available under the EIP is delivered and all restrictions on those shares have lapsed, unless the EIP is terminated earlier by the Company's board of directors. Awards may be granted under the plan until January 31, 2022.

For fiscal 2020, 2019 and 2018, the Company recorded share-based compensation cost related to the EIP of \$393 million, \$388 million and \$312 million, respectively, in personnel expense on its consolidated statements of operations. The related tax benefits for fiscal 2020, 2019 and 2018 were \$63 million, \$59 million and \$53 million, respectively.

### Options

Options issued under the EIP expire 10 years from the date of grant and primarily vest ratably over 3 years from the date of grant, subject to earlier vesting in full under certain conditions.

During fiscal 2020, 2019 and 2018, the fair value of each stock option was estimated on the date of grant using a Black-Scholes option pricing model with the following weighted-average assumptions:

	For the Years Ended September 30,										
	2020	2019	2018								
Expected term (in years) ⁽¹⁾	4.03	3.98	4.00								
Risk-free rate of return ⁽²⁾	1.6 %	2.9 %	2.0 %								
Expected volatility ⁽³⁾	18.7 %	20.2 %	18.3 %								
Expected dividend yield ⁽⁴⁾	0.7 %	0.7 %	0.7 %								
Fair value per option granted \$	29.37 \$	25.89 \$	18.24								

⁽¹⁾ Until March 2018, this assumption was based on the Company's historical option exercises and those of a set of peer companies that management believed to be generally comparable to Visa. The Company's data was weighted based on the number of years between the measurement date and Visa's IPO date as a percentage of the options' contractual term. The relative weighting placed on Visa's data and peer data for stock options granted until March 2018 was approximately 97% and 3% in fiscal 2018, respectively. The assumptions for stock options granted after March 2018 was based on Visa's historical exercise experience as the passage of time since the Company's IPO has exceeded 10 years.

Based upon the zero coupon U.S. treasury bond rate over the expected term of the awards.

Based on the Company's implied and historical volatility

⁽⁴⁾ Based on the Company's annual dividend rate on the date of grant.

# NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS—(Continued) September 30, 2020

The following table summarizes the Company's option activity for fiscal 2020:

	Options	Exc	Veighted- Average ercise Price Per Share	Weighted- Average Remaining Contractual Term (in years)	In V	gregate trinsic alue ⁽¹⁾ nillions)
Outstanding at September 30, 2019	5,714,658	\$	90.18		A Company	
Granted	1,247,982	\$	182.50			
Forfeited	(67,193)	\$	140.17			
Expired	_	\$	-			
Exercised	(1,108,898)	\$	63.53			
Outstanding at September 30, 2020	5,786,549	\$	114.61	6.87	\$	494
Options exercisable at September 30, 2020	3,425,611	\$	87.28	5.79	\$	386
Options exercisable and expected to vest at September 30, 2020 ⁽²⁾	5,718,325	\$	113.96	6.84	\$	492

⁽¹⁾ Calculated using the closing stock price on the last trading day of fiscal 2020 of \$199.97, less the option exercise price, multiplied by the number of instruments.

For the options exercised during fiscal 2020, 2019 and 2018, the total intrinsic value was \$146 million, \$107 million and \$249 million, respectively, and the tax benefit realized was \$31 million, \$23 million and \$55 million, respectively. As of September 30, 2020, there was \$22 million of total unrecognized compensation cost related to unvested options, which is expected to be recognized over a weighted-average period of approximately 0.45 years.

Restricted Stock Awards and Restricted Stock Units

RSAs and RSUs issued under the EIP primarily vest ratably over 3 years from the date of grant, subject to earlier vesting in full under certain conditions.

Upon vesting, the RSAs are settled in class A common stock on a one-for-one basis. During the vesting period, RSA award recipients are eligible to receive dividends and participate in the same voting rights as those granted to the holders of the underlying class A common stock. Upon vesting, RSUs can be settled in class A common stock on a one-for-one basis or in cash, or a combination thereof, at the Company's option. The Company does not currently intend to settle any RSUs in cash. During the vesting period, RSU award recipients are eligible to receive dividend equivalents, but do not participate in the voting rights granted to the holders of the underlying class A common stock. The Company discontinued granting RSAs in fiscal 2016 but will continue to grant RSUs under the EIP. As of September 30, 2018, there were no RSAs outstanding.

The fair value and compensation cost before estimated forfeitures for RSAs and RSUs is calculated using the closing price of class A common stock on the date of grant. The weighted-average grant date fair value of RSUs granted during fiscal 2020, 2019 and 2018 was \$183.61, \$137.38 and \$111.11, respectively. The total grant date fair value of RSAs and RSUs vested during fiscal 2020, 2019 and 2018 was \$284 million, \$228 million and \$183 million, respectively.

Applied a forfeiture rate to unvested options outstanding at September 30, 2020 to estimate the options expected to vest in the future.

Whitehand

#### VISA INC.

# NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS—(Continued) September 30, 2020

The following table summarizes the Company's RSU activity for fiscal 2020:

	Restricted Stock Units	Weighted- Average Grant Date Fair Value	Average Remaining Contractual Term (in years)	- 1	ggregate Intrinsic Value ⁽¹⁾ I millions)
Outstanding at September 30, 2019	5,166,759	\$ 118.79			j
Granted	2,352,714	\$ 183.61			
Vested	(2,561,379)	\$ 110.73			
Forfeited	(267,594)	\$ 147.70			
Outstanding at September 30, 2020	4,690,500	\$ 154.06	0.83	\$	938

⁽¹⁾ Calculated by multiplying the closing stock price on the last trading day of fiscal 2020 of \$199.97 by the number of instruments.

At September 30, 2020, there was \$381 million of total unrecognized compensation cost related to unvested RSUs, which is expected to be recognized over a weighted-average period of approximately 0.83 years.

#### Performance-based Shares

For the Company's performance-based shares, in addition to service conditions, the ultimate number of shares to be earned depends on the achievement of both performance and market conditions. The performance condition is based on the Company's earnings per share target. The market condition is based on the Company's total shareholder return ranked against that of other companies that are included in the Standard & Poor's 500 Index. The fair value of the performance-based shares for fiscal 2020, incorporating the market condition, is estimated on the grant date using a Monte Carlo simulation model with the following weighted-average assumptions: risk-free rate of return of 1.6%, expected term of 1.9 years, expected volatility of 20.9% and expected dividend yield of 0.7%. The grant-date fair value of performance-based shares granted in fiscal 2020, 2019 and 2018 was \$211.08, \$153.42 and \$120.11 per share, respectively. Performance-based shares vest over three years and are subject to earlier vesting in full under certain conditions. The total grant date fair value of performance-based shares vested and earned during fiscal 2020, 2019 and 2018 was \$65 million, \$41 million and \$31 million, respectively.

Compensation cost for performance-based shares is initially estimated based on target performance. It is recorded net of estimated forfeitures and adjusted as appropriate throughout the performance period.

The following table summarizes the maximum number of performance-based shares which could be earned and related activity for fiscal 2020:

	Shares	G	Veighted- Average Frant Date Fair Value	Weighted- Average Remaining Contractual Term (in years)	1	ggregate Intrinsic Value ⁽¹⁾ n millions)
Outstanding at September 30, 2019	1,070,690	\$	129.08		90	
Granted ⁽²⁾	470,128	\$	211.08			
Vested and earned	(546,018)	\$	118.18			
Unearned	-	\$	-			
Forfeited		\$	-			
Outstanding at September 30, 2020	994,800	\$	171.33	0.73	\$	199

⁽¹⁾ Calculated by multiplying the closing stock price on the last trading day of fiscal 2020 of \$199.97 by the number of instruments.

At September 30, 2020, there was \$20 million of total unrecognized compensation cost related to unvested performance-based shares, which is expected to be recognized over a weighted-average period of approximately 0.73 years.

Represents the maximum number of performance-based shares which could be earned.

# NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS—(Continued) September 30, 2020

#### Employee Stock Purchase Plan

The Visa Inc. Employee Stock Purchase Plan (the "ESPP") permits eligible employees to purchase the Company's class A common stock at a 15% discount of the stock price on the purchase date, subject to certain restrictions. A total of 20 million shares of class A common stock have been reserved for issuance under the ESPP. In fiscal 2020, 2019 and 2018, the ESPP did not have a material impact on the consolidated financial statements.

### Note 18—Commitments and Contingencies

Commitments. The Company has software licenses throughout the world with varying expiration dates. At September 30, 2020, future minimum payments on software licenses are as follows:

		For the Years Ending September 30,												
	2	2021 202		2022 2023 2		20	)24	2025		The	reafter		Total	
							(in mi	illions)				,		
Software licenses	\$	61	\$	26	\$	5	\$	5	\$	5	\$	_	\$	102

## Note 19-Income Taxes

The Company's income before taxes by fiscal year consisted of the following:

For the Years Ended September 30,							
2020			2019		2018		
		(ir	millions)	•			
\$	9,178	\$	9,536	\$	8,088		
	4,612		5,348		4,718		
\$	13,790	\$	14,884	\$	12,806		
	\$	\$ 9,178 4,612	\$ 9,178 \$ 4,612	2020 2019 (in millions) \$ 9,178 \$ 9,536 4,612 5,348	2020 2019 (in millions) \$ 9,178 \$ 9,536 \$ 4,612 5,348		

For fiscal 2020 and 2019, U.S. income before taxes included \$3.0 billion, and for fiscal 2018 included \$2.7 billion, of the Company's U.S. entities' income from operations outside of the U.S.

Income tax provision by fiscal year consisted of the following:

	For the Years Ended September 30,					
	2020		2019			2018
			(in	millions)		
Current:						
U.S. federal	\$	1,662	\$	1,504	\$	2,819
State and local		212		243		219
Non-U.S.		743		843		754
Total current taxes		2,617	e e	2,590		3,792
Deferred:						
U.S. federal		42		184		(1,214)
State and local		9		28		(96)
Non-U.S.	-	256		2		23
Total deferred taxes	.00	307	077	214	0	(1,287)
Total income tax provision	\$	2,924	\$	2,804	\$	2,505
					_	

## NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS—(Continued) September 30, 2020

The tax effect of temporary differences that give rise to significant portions of deferred tax assets and liabilities at September 30, 2020 and 2019, are presented below:

	September 30,				
		2020		2019	
		(in mi	llions	)	
Deferred Tax Assets:					
Accrued compensation and benefits	\$	114	5	117	
Accrued litigation obligation		204		273	
Client incentives		121		125	
Net operating loss carryforwards		80		65	
Comprehensive loss		148		33	
Federal benefit of state taxes		203		148	
Other		12		6	
Valuation allowance		(84)		(69)	
Deferred tax assets		798		698	
Deferred Tax Liabilities:					
Property, equipment and technology, net		(343)		(314)	
Intangible assets		(5,492)		(4,983)	
Foreign taxes		(137)		(184)	
Deferred tax liabilities		(5,972)		(5,481)	
Net deferred tax liabilities.	\$	(5,174)	\$	(4,783)	

On July 22, 2020, UK enacted legislation that repealed the previous tax rate reduction from 19% to 17% that was effective on April 1, 2020. As a result, the Company recorded a \$329 million non-recurring, non-cash tax expense related to the remeasurement of its net UK deferred tax liabilities, primarily related to intangibles recorded upon the acquisition of Visa Europe in fiscal 2016. The increase in deferred tax liabilities reflects the remeasurement of UK deferred tax liabilities.

The Coronavirus Aid, Relief, and Economic Security Act (the "CARES Act") was enacted in the U.S. on March 27, 2020. The CARES Act includes several U.S. income tax provisions related to, among other things, net operating loss carrybacks, alternative minimum tax credits, modifications to the net interest deduction limitations, and technical amendments regarding the income tax depreciation of qualified improvement property placed in service after December 31, 2017. The CARES Act does not have a material impact on the Company's financial results.

At September 30, 2020 and 2019, net deferred tax assets of \$63 million and \$24 million, respectively, are reflected in other assets on the consolidated balance sheets.

In assessing the realizability of deferred tax assets, management considers whether it is more likely than not that all or some portion of the deferred tax assets will not be realized. The ultimate realization of the deferred tax assets is dependent upon the generation of future taxable income during the periods in which those temporary differences are deductible. The fiscal 2020 and 2019 valuation allowances relate primarily to foreign net operating losses from subsidiaries acquired in recent years.

As of September 30, 2020, the Company had \$13 million federal, \$16 million state and \$367 million foreign net operating loss carryforwards from acquired subsidiaries. Federal and state net operating loss carryforwards generated in years prior to fiscal 2018 will expire in fiscal 2028 through 2037. Federal net operating losses generated after fiscal 2017 may be carried forward indefinitely. Foreign net operating losses may be carried forward indefinitely, except for certain foreign losses that expire in fiscal 2025 through 2027. The Company expects to fully utilize the state net operating loss carryforwards in future years.

# NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS—(Continued) September 30, 2020

The income tax provision differs from the amount of income tax determined by applying the applicable U.S. federal statutory rate to pretax income, as a result of the following:

For the Years Ended September 30,									
_	2020		02	2019	)	2018			
	3,36,633	(in	mill	ions, excep	t percentaç	ges)			
\$	2,896	21 %	\$	3,126	21 %	\$ 3,141	25 %		
0)	199	2 %		223	2 %	201	2 %		
	(483)	(4)%		(527)	(4)%	(465)	(4)%		
	_	%		-	%	1,147	9 %		
	329	2 %			%	(1,133)	(9)%		
	(17)	- %		(18)	%	(386)	(3)%		
\$	2,924	21 %	\$	2,804	19 %	\$ 2,505	20 %		
		\$ 2,896 199 (483) — 329 (17)	2020 (in \$ 2,896 21 % 199 2 % (483) (4)% — % 329 2 % (17) — %	\$ 2,896 21 % \$ 199 2 % (483) (4)% — — % 329 2 % (17) — %	2020   2019	2020   2019	2020         2019         2018           (in millions, except percentages)           \$ 2,896         21 % \$ 3,126         21 % \$ 3,141           199         2 % 223         2 % 201           (483)         (4)% (527)         (4)% (465)           — — % — — % 1,147         329         2 % — — % (1,133)           (17)         — % (18)         — % (386)		

In fiscal 2020 and fiscal 2019, the effective income tax rate was 21% and 19%, respectively. The effective tax rate in fiscal 2020 differs from the effective tax rate in fiscal 2019 mainly due to a \$329 million non-recurring, non-cash tax expense related to the remeasurement of UK deferred tax liabilities, as discussed above.

In fiscal 2019 and fiscal 2018, the effective income tax rate was 19% and 20%, respectively. The effective tax rate in fiscal 2019 differs from the effective tax rate in fiscal 2018 primarily due to:

- a decrease in federal statutory rate, from a blended rate of 24.5% in fiscal 2018 to a rate of 21% in fiscal 2019, resulting from the Tax Act,
- new provisions enacted as part of the Tax Act, including the deduction for foreign-derived intangible income ("FDII") and tax on global intangible low-tax income ("GILTI"), effective for the Company on October 1, 2018; and the absence of the following items recorded in fiscal 2018:
- a \$1.1 billion one-time transition tax expense on certain untaxed foreign earnings in accordance with the Tax Act;
- a \$1.1 billion non-recurring, non-cash benefit from the remeasurement of deferred tax balances due to the reduction in U.S. federal tax rate enacted by the Tax Act; and
- \$161 million of tax benefits due to various non-recurring audit settlements.

Current income taxes receivable at September 30, 2020 and 2019 of \$93 million and \$130 million, respectively, were included in prepaid expenses and other current assets. Non-current income taxes receivable at September 30, 2020 and 2019 of \$988 million and \$771 million, respectively, were included in other assets. Income taxes payable at September 30, 2020 and 2019 of \$134 million and \$327 million, respectively, were included in accrued liabilities. Accrued income taxes at September 30, 2020 and 2019 of \$2.8 billion and \$2.5 billion, respectively, were included in other liabilities.

The Company's operating hub in the Asia Pacific region is located in Singapore. Effective October 1, 2008 through September 30, 2023, it is subject to a tax incentive which is conditional upon meeting certain business operations and employment thresholds in Singapore. The tax incentive decreased Singapore tax by \$280 million, \$324 million and \$295 million, and the benefit of the tax incentive on diluted earnings per share was \$0.13, \$0.14 and \$0.13 in fiscal 2020, 2019 and 2018, respectively.

In accordance with Accounting Standards Codification 740—Income Taxes, the Company is required to inventory, evaluate and measure all uncertain tax positions taken or to be taken on tax returns, and to record liabilities for the amount of such positions that may not be sustained, or may only partially be sustained, upon examination by the relevant taxing authorities.

At September 30, 2020, 2019, and 2018, the Company's total gross unrecognized tax benefits were \$2.6 billion, \$2.2 billion and \$1.7 billion, respectively, exclusive of interest and penalties described below. Included in the \$2.6 billion, \$2.2 billion and \$1.7 billion are \$1.6 billion, \$1.4 billion and \$1.2 billion of unrecognized tax benefits, respectively, that if recognized, would reduce the effective tax rate in a future period.

# NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS—(Continued) September 30, 2020

A reconciliation of beginning and ending unrecognized tax benefits by fiscal year is as follows:

	2020		2019		2018	
			(in	millions)		
Balance at beginning of period		2,234	\$	1,658	\$	1,353
Increases of unrecognized tax benefits related to prior years		66		216		367
Decreases of unrecognized tax benefits related to prior years		(83)		(13)		(233)
Increases of unrecognized tax benefits related to current year		376		384		172
Decreases related to settlements with taxing authorities		(12)		(9)		_
Reductions related to lapsing statute of limitations		(2)		(2)		(1)
Balance at end of period	\$	2,579	\$	2,234	\$	1,658

In fiscal 2020, 2019 and 2018, the Company recognized \$68 million, \$66 million and \$15 million of interest expense, respectively, related to uncertain tax positions. In fiscal 2020, 2019 and 2018, the Company accrued penalties related to uncertain tax positions of \$4 million, \$5 million and none, respectively. At September 30, 2020 and 2019, the Company had accrued interest of \$233 million and \$165 million, respectively, and accrued penalties of \$31 million and \$26 million, respectively, related to uncertain tax positions included in other long-term liabilities in its consolidated balance sheets.

The Company's fiscal 2012 through 2015 U.S. federal and California income tax returns are currently under examination. The Company has filed federal refund claims for fiscal 2008 through 2011, and California refund claims for fiscal 2006 through 2011, which are also currently under examination. Except for the refund claims, the federal and California statutes of limitations have expired for fiscal years prior to 2012.

During fiscal 2013, the Canada Revenue Agency (CRA) completed its examination of the Company's fiscal 2003 through 2009 Canadian tax returns and proposed certain assessments. Based on the findings of its examination, the CRA also proposed certain assessments to the Company's fiscal 2010 through 2017 Canadian tax returns. The Company filed notices of objection against these assessments and, in fiscal 2015, completed the appeals process without reaching a settlement with the CRA. In April 2016, the Company petitioned the Tax Court of Canada to overturn the CRA's assessments. In September 2020, the Company decided to accept a settlement offer provided by the CRA. The settlement agreement is subject to approval by the Tax Court of Canada. The Company's income tax provision has been adjusted accordingly.

The India tax authorities completed the first level examination of the Company's income tax returns for the taxable years falling within the period from fiscal 2010 to 2016, and proposed certain assessments. The Company objected to these proposed assessments and filed appeals to the appellate authorities. While the timing and outcome of the final resolution of these appeals are uncertain, the Company believes that its income tax provision adequately reflects its income tax obligations in India.

The Company is also subject to examinations by various state and foreign tax authorities. All material state and foreign tax matters have been concluded for years through fiscal 2006. The timing and outcome of the final resolutions of the federal, state and foreign tax examinations and refund claims are uncertain. As such, it is not reasonably possible to estimate the impact that the final outcomes could have on the Company's unrecognized tax benefits in the next 12 months.

# Note 20-Legal Matters

The Company is party to various legal and regulatory proceedings. Some of these proceedings involve complex claims that are subject to substantial uncertainties and unascertainable damages. Accordingly, except as disclosed, the Company has not established reserves or ranges of possible loss related to these proceedings, as at this time in the proceedings, the matters do not relate to a probable loss and/or the amount or range of losses are not reasonably estimable. Although the Company believes that it has strong defenses for the litigation and regulatory proceedings described below, it could, in the future, incur judgments or fines or enter into settlements of claims that could have a material adverse effect on the Company's financial position, results of operations or cash flows. From time to time, the Company may engage in settlement discussions or mediations with respect to one or more of its outstanding litigation matters, either on its own behalf or collectively with other parties.

# NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS—(Continued) September 30, 2020

The litigation accrual is an estimate and is based on management's understanding of its litigation profile, the specifics of each case, advice of counsel to the extent appropriate and management's best estimate of incurred loss as of the balance sheet date.

The following table summarizes the activity related to accrued litigation by fiscal year:

	 2020		2019
	(in mi	llions)	
Balance at beginning of period	\$ 1,203	\$	1,434
Provision for uncovered legal matters	10		37
Provision for covered legal matters	26		535
Reestablishment of prior accrual related to interchange multidistrict litigation	467		-
Payments for legal matters	(792)		(803)
Balance at end of period	\$ 914	\$	1,203

## Accrual Summary-U.S. Covered Litigation

Visa Inc., Visa U.S.A. and Visa International are parties to certain legal proceedings that are covered by the U.S. retrospective responsibility plan, which the Company refers to as the U.S. covered litigation. An accrual for the U.S. covered litigation and a charge to the litigation provision are recorded when a loss is deemed to be probable and reasonably estimable. In making this determination, the Company evaluates available information, including but not limited to actions taken by the litigation committee. The total accrual related to the U.S. covered litigation could be either higher or lower than the escrow account balance. See further discussion below under Interchange Multidistrict Litigation (MDL) — Individual Merchant Actions and Note 5—U.S. and Europe Retrospective Responsibility Plans.

The following table summarizes the accrual activity related to U.S. covered litigation by fiscal year:

	 2020		2019
	(in mi	llions)	
Balance at beginning of period	\$ 1,198	\$	1,428
Provision for interchange multidistrict litigation	_		370
Reestablishment of prior accrual related to interchange multidistrict litigation	467		_
Payments for U.S. covered litigation	(777)		(600)
Balance at end of period	\$ 888	\$	1,198

### Accrual Summary-VE Territory Covered Litigation

Visa Inc., Visa International and Visa Europe are parties to certain legal proceedings that are covered by the Europe retrospective responsibility plan. Unlike the U.S. retrospective responsibility plan, the Europe retrospective responsibility plan does not have an escrow account that is used to fund settlements or judgments. The Company is entitled to recover VE territory covered losses through periodic adjustments to the conversion rates applicable to the UK&I preferred stock and Europe preferred stock. An accrual for the VE territory covered losses and a reduction to stockholders' equity will be recorded when the loss is deemed to be probable and reasonably estimable. See further discussion below under VE Territory Covered Litigation and Note 5—U.S. and Europe Retrospective Responsibility Plans.

The following table summarizes the accrual activity related to VE territory covered litigation by fiscal year:

	2	2020	2019	
		(in mi	llions)	
Balance at beginning of period		5	\$	_
Accrual for VE territory covered litigation		26		165
Payments for VE territory covered litigation	10	(10)		(160)
Balance at end of period	\$	21	\$	5

Table of Contents

#### VISA INC.

# NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS—(Continued) September 30, 2020

#### U.S. Covered Litigation

Interchange Multidistrict Litigation (MDL) - Putative Class Actions

Beginning in May 2005, a series of complaints (the majority of which were styled as class actions) were filed in U.S. federal district courts by merchants against Visa U.S.A., Visa International and/or Mastercard, and in some cases, certain U.S. financial institutions. The Judicial Panel on Multidistrict Litigation issued an order transferring the cases to the U.S. District Court for the Eastern District of New York for coordination of pre-trial proceedings in MDL 1720. A group of purported class plaintiffs subsequently filed amended and supplemental class complaints. The individual and class complaints generally challenged, among other things, Visa's and Mastercard's purported setting of interchange reimbursement fees, their "no surcharge" and honor-all-cards rules, alleged tying and bundling of transaction fees, and Visa's reorganization and IPO, under the federal antitrust laws and, in some cases, certain state unfair competition laws. The complaints sought money damages, declaratory and injunctive relief, attorneys' fees and, in one instance, an order that the IPO be unwound.

Visa Inc., Visa U.S.A., Visa International, Mastercard Incorporated, Mastercard International Incorporated, various U.S. financial institution defendants, and the class plaintiffs signed a settlement agreement (the "2012 Settlement Agreement") to resolve the class plaintiffs' claims. Pursuant to the 2012 Settlement Agreement, the Company deposited approximately \$4.0 billion from the U.S. litigation escrow account and approximately \$500 million attributable to interchange reductions for an eight-month period into court-authorized settlement accounts. Visa subsequently received from the Court and deposited into the Company's U.S. litigation escrow account "takedown payments" of approximately \$1.1 billion. On June 30, 2016, the U.S. Court of Appeals for the Second Circuit vacated the lower court's certification of the merchant class, reversed the approval of the settlement, and remanded the case to the lower court for further proceedings.

On remand, the district court entered an order appointing interim counsel for two putative classes of plaintiffs, a "Damages Class" and an "Injunctive Relief Class." The plaintiffs purporting to act on behalf of the putative Damages Class subsequently filed a Third Consolidated Amended Class Action Complaint, seeking money damages and attorneys' fees, among other relief. A new group of purported class plaintiffs, acting on behalf of the putative Injunctive Relief Class, filed a class action complaint against Visa, Mastercard, and certain bank defendants seeking, among other things, an injunction against the setting of default interchange rates; against certain Visa operating rules relating to merchants, including the honor-all-cards rule; and against various transaction fees, including the fixed acquirer network fee, as well as attorneys' fees.

On September 17, 2018, Visa, Mastercard, and certain U.S. financial institutions reached an agreement with plaintiffs purporting to act on behalf of the putative Damages Class to resolve all Damages Class claims (the "Amended Settlement Agreement"), subject to court approval. The Amended Settlement Agreement supersedes the 2012 Settlement Agreement and includes, among other terms, a release from participating class members for liability arising out of conduct alleged by the Damages Class in the litigation, including claims that accrue no later than five years after the Amended Settlement Agreement becomes final. Participating class members will not release injunctive relief claims as a named representative or non-representative class member in the putative Injunctive Relief Class. The Amended Settlement Agreement also required an additional settlement payment from all defendants totaling \$900 million, with the Company's share of \$600 million paid from the Company's litigation escrow account established pursuant to the Company's retrospective responsibility plan. See Note 5—U.S. and Europe Retrospective Responsibility Plans. The additional settlement payment was added to the approximately \$5.3 billion previously deposited into settlement accounts by the defendants pursuant to the 2012 Settlement Agreement.

Following a motion by the Damages Class plaintiffs for final approval of the Amended Settlement Agreement, certain merchants in the proposed settlement class objected to the settlement and/or submitted requests to opt out of the settlement class. On December 13, 2019, the district court granted final approval of the Amended Settlement Agreement relating to claims by the Damages Class, which was subsequently appealed. Based on the percentage of class members (by payment volume) that opted out of the class, \$700 million was returned to defendants. Visa's portion of the takedown payment was calculated to be approximately \$467 million, and upon receipt, was deposited into the U.S. litigation escrow account with a corresponding increase in accrued litigation to address opt-out claims.

# NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS—(Continued) September 30, 2020

Settlement discussions with plaintiffs purporting to act on behalf of the putative Injunctive Relief Class are ongoing. On January 16, 2019, the bank defendants moved to dismiss the claims brought against them by the Injunctive Relief Class on the grounds that plaintiffs lack standing and failed to state a claim against the bank defendants. On November 20, 2019, the district court denied the bank defendants' motion to dismiss the claims brought against them by the putative Injunctive Relief Class.

On May 29, 2020, a complaint was filed by Old Jericho Enterprise, Inc. against Visa and Mastercard on behalf of a purported class of gasoline retailers operating in 24 states and the District of Columbia. The complaint alleges violations of the antitrust laws of those jurisdictions and seeks recovery for plaintiffs as indirect purchasers. To the extent that Plaintiffs' claims are not released by the Amended Settlement Agreement, Visa believes they are covered by the U.S. Retrospective Responsibility Plan.

On June 1, 2020, Visa, jointly with other defendants, served a motion for summary judgment regarding the claims in the Injunctive Relief Class complaint. The putative Injunctive Relief Class plaintiffs served a motion for partial summary judgment.

Interchange Multidistrict Litigation (MDL) - Individual Merchant Actions

Since May 2013, more than 50 cases have been filed in or removed to various federal district courts by hundreds of merchants generally pursuing damages claims on allegations similar to those raised in MDL 1720. The cases name as defendants Visa Inc., Visa U.S.A., Visa International, Mastercard Incorporated and Mastercard International Incorporated, although some also include certain U.S. financial institutions as defendants. A number of the cases include allegations that Visa has monopolized, attempted to monopolize, and/or conspired to monopolize debit card-related market segments. Some of the cases seek an injunction against the setting of default interchange rates; certain Visa operating rules relating to merchants, including the honor-all-cards rule; and various transaction fees, including the fixed acquirer network fee. In addition, some cases assert that Visa, Mastercard and/or their member banks conspired to prevent the adoption of chip-and-PIN authentication in the U.S. or otherwise circumvent competition in the debit market. Certain individual merchants have filed amended complaints to, among other things, add claims for injunctive relief and update claims for damages.

In addition to the cases filed by individual merchants, Visa, Mastercard, and/or certain U.S. financial institution defendants in MDL 1720 filed complaints against certain merchants in the Eastern District of New York seeking, in part, a declaration that Visa's conduct did not violate federal or state antitrust laws.

The individual merchant actions described in this section have been either assigned to the judge presiding over MDL 1720, or have been transferred or are being considered for transfer by the Judicial Panel on Multidistrict Litigation for inclusion in MDL 1720. These individual merchant actions are U.S. covered litigation for purposes of the U.S. retrospective responsibility plan. See Note 5—U.S. and Europe Retrospective Responsibility Plans.

Visa has reached settlements with a number of merchants representing approximately 40% of the Visabranded payment card sales volume of merchants who opted out of the Amended Settlement Agreement with the Damages Class plaintiffs.

On June 1, 2020, Visa, jointly with other defendants, served motions for summary judgment regarding the claims in certain of the individual merchant actions, as well as certain declaratory judgment claims brought by Visa, Mastercard, and some U.S. financial institutions. Plaintiffs in certain of the individual merchant actions served motions for partial summary judgment.

The Company believes it has substantial defenses to the claims asserted in the putative class actions and individual merchant actions, but the final outcome of individual legal claims is inherently unpredictable. The Company could incur judgments, enter into settlements or revise its expectations regarding the outcome of merchants' claims, and such developments could have a material adverse effect on the Company's financial results in the period in which the effect becomes probable and reasonably estimable. While the U.S. retrospective responsibility plan is designed to address monetary liability in these matters, see *Note 5—U.S. and Europe Retrospective Responsibility Plans*, judgments or settlements that require the Company to change its business practices, rules, or contractual commitments could adversely affect the Company's financial results.

# NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS—(Continued) September 30, 2020

#### VE Territory Covered Litigation

Europe Merchant Litigation

Since July 2013, in excess of 550 Merchants (the capitalized term "Merchant," when used in this section, means a merchant together with subsidiary/affiliate companies that are party to the same claim) have commenced proceedings against Visa Europe, Visa Inc. and other Visa subsidiaries in the UK, Germany, Belgium and Poland primarily relating to interchange rates in Europe and in some cases relating to fees charged by Visa and certain Visa rules. They seek damages for alleged anti-competitive conduct in relation to one or more of the following types of interchange fees for credit and debit card transactions: UK domestic, Irish domestic, other European domestic, intra-European Economic Area and/or other inter-regional. As of the filing date, Visa Europe, Visa Inc. and other Visa subsidiaries have settled the claims asserted by over 100 Merchants, leaving more than 400 Merchants with outstanding claims. In addition, over 30 additional Merchants have threatened to commence similar proceedings. Standstill agreements have been entered into with respect to some of those threatened Merchant claims, several of which have been settled. While the amount of interchange being challenged could be substantial, these claims have not yet been filed and their full scope is not yet known. The Company has learned that several additional European entities have indicated that they may also bring similar claims and the Company anticipates additional claims in the future.

A trial took place from November 2016 to March 2017, relating to claims asserted by only one Merchant. In judgments published in November 2017 and February 2018, the court found as to that Merchant that Visa's UK domestic interchange did not restrict competition, but that if it had been found to be restrictive it would not be exemptible under applicable law. In April 2018, the Court of Appeal heard the Merchant's appeal of the decision alongside two separate Mastercard cases also involving interchange claims. On July 4, 2018, the Court of Appeal overturned the lower court's rulings, finding that Visa's UK domestic interchange restricted competition and the question of whether Visa's UK domestic interchange was exempt from the finding of restriction under applicable law had been incorrectly decided. The Court of Appeal remitted the claim to the lower court to reconsider the exemption issue and the assessment of damages. On November 29, 2018, Visa was granted permission to appeal aspects of the Court of Appeal's judgment to the Supreme Court of the United Kingdom, including the question of whether Visa's UK interchange restricted competition. On June 17, 2020, the Supreme Court of the United Kingdom found that Visa's UK domestic interchange restricted competition under applicable competition law. The case will now continue before the UK Competition Appeals Tribunal to determine the lawful level of interchange and the amount, if any, the plaintiff may be entitled to recover.

The full scope of potential damages is not yet known because not all Merchant claims have been served and Visa has substantial defenses. However, the claims that have been issued, served and/or preserved seek several billion dollars in damages.

# Other Litigation

European Commission DCC Investigation

In 2013, the European Commission (EC) opened an investigation against Visa Europe, based on a complaint alleging that Visa Europe's pricing of and rules relating to Dynamic Currency Conversion (DCC) transactions infringe EU competition rules. On October 16, 2020, the EC informed Visa that it has closed the investigation.

Canadian Merchant Litigation

Beginning in December 2010, a number of class action lawsuits were filed in Quebec, British Columbia, Ontario, Saskatchewan and Alberta against Visa Canada, Mastercard and ten financial institutions on behalf of merchants that accept payment by Visa and/or Mastercard credit cards. The actions allege a violation of Canada's price-fixing law and various common law claims based on separate Visa and Mastercard conspiracies in respect of default interchange and certain of the networks' rules. To date, five financial institutions have settled with the plaintiffs. In June 2017, Visa and Mastercard also reached settlements with the plaintiffs. Courts in each of the five provinces approved the settlements and Wal-Mart Canada and/or Home Depot of Canada Inc. filed notices of appeal of the decisions approving the settlements. The Courts of Appeal in British Columbia, Quebec, Ontario and Saskatchewan rejected the appeals filed by Wal-Mart Canada and Home Depot of Canada Inc. Wal-Mart Canada and Home Depot of Canada Inc. Sought leave to appeal those decisions and the Supreme Court of Canada denied

Table of Contents

#### VISA INC.

## NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS—(Continued) September 30, 2020

those applications on March 26, 2020 (British Columbia, Quebec and Ontario) and October 29, 2020 (Saskatchewan). An appeal to the Alberta Court of Appeal remains pending.

#### U.S. ATM Access Fee Litigation

National ATM Council Class Action. In October 2011, the National ATM Council and thirteen non-bank ATM operators filed a purported class action lawsuit against Visa (Visa Inc., Visa International, Visa U.S.A. and Plus System, Inc.) and Mastercard in the U.S. District Court for the District of Columbia. The complaint challenges Visa's rule (and a similar Mastercard rule) that if an ATM operator chooses to charge consumers an access fee for a Visa or Plus transaction, that fee cannot be greater than the access fee charged for transactions on other networks. Plaintiffs claim that the rule violates Section 1 of the Sherman Act, and seek treble damages, injunctive relief, and attorneys' fees. On September 20, 2019, plaintiffs filed a motion for class certification.

Consumer Class Actions. In October 2011, a purported consumer class action was filed against Visa and Mastercard in the same federal court challenging the same ATM access fee rules. Two other purported consumer class actions challenging the rules, later combined, were also filed in October 2011 in the same federal court naming Visa, Mastercard and three financial institutions as defendants. Plaintiffs seek treble damages, restitution, injunctive relief, and attorneys' fees where available under federal and state law, including under Section 1 of the Sherman Act and consumer protection statutes. On September 20, 2019, plaintiffs in both cases filed motions for class certification. On October 5, 2020, plaintiffs in the case naming three financial institutions as defendants filed a motion for preliminary approval of a class action settlement reached with those financial institution defendants.

#### U.S. Department of Justice Civil Investigative Demand

On March 13, 2012, the Antitrust Division of the United States Department of Justice (the "Division") issued a Civil Investigative Demand, or "CID," to Visa Inc. seeking documents and information regarding a potential violation of Section 1 or 2 of the Sherman Act, 15 U.S.C. §§ 1, 2. The CID focuses on PIN-Authenticated Visa Debit and Visa's competitive responses to the Dodd-Frank Act, including Visa's fixed acquirer network fee. Visa is cooperating with the Division in connection with the CID.

#### Pulse Network

On November 25, 2014, Pulse Network LLC filed suit against Visa Inc. in federal district court in Texas. Pulse alleges that Visa has, among other things, monopolized and attempted to monopolize debit card network services markets. Pulse seeks unspecified treble damages, attorneys' fees and injunctive relief, including to enjoin the fixed acquirer network fee structure, Visa's conduct regarding PIN-Authenticated Visa Debit and Visa agreements with merchants and acquirers relating to debit acceptance. On August 31, 2018, the court granted Visa's motion for summary judgment, finding that Pulse did not have standing to pursue its claims. Pulse appealed the district court's summary judgment decision to the U.S. Court of Appeals for the Fifth Circuit, which held oral argument on October 9, 2019. On June 5, 2020, the U.S. Court of Appeals for the Fifth Circuit set the case for re-argument.

#### EMV Chip Liability Shift

Following their initial complaint filed on March 8, 2016, B&R Supermarket, Inc., d/b/a Milam's Market, and Grove Liquors LLC filed an amended class action complaint on July 15, 2016, against Visa Inc., Visa U.S.A., Mastercard, Discover, American Express, EMVCo and certain financial institutions in the U.S. District Court for the Northern District of California. The amended complaint asserts that defendants, through EMVCo, conspired to shift liability for fraudulent, faulty or otherwise rejected payment card transactions from defendants to the purported class of merchants, defined as those merchants throughout the U.S. who have been subjected to the "Liability Shift" since October 2015. Plaintiffs claim that the so-called "Liability Shift" violates Sections 1 and 3 of the Sherman Act and certain state laws, and seek treble damages, injunctive relief and attorneys' fees.

EMVCo and the financial institution defendants were dismissed, and the matter was subsequently transferred to the U.S. District Court for the Eastern District of New York, which has clarified that this case is not part of MDL 1720.

On August 28, 2020, the district court granted plaintiffs' motion for class certification, and on September 11, 2020, defendants sought permission from the U.S. Court of Appeals for the Second Circuit to appeal the decision.

Table of Contents

#### VISA INC.

# NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS—(Continued) September 30, 2020

Australian Competition & Consumer Commission

On July 12, 2019, the Australian Competition & Consumer Commission (ACCC) informed Visa that the ACCC has commenced an investigation into certain agreements and interchange fees relating to Visa Debit. Visa is cooperating with the ACCC.

Federal Trade Commission Civil Investigative Demand (Formerly Voluntary Access Letter)

On November 4, 2019, the Bureau of Competition of the United States Federal Trade Commission (the "Bureau") requested that Visa provide, on a voluntary basis, documents and information for an investigation as to whether Visa's actions inhibited merchant choice in the selection of debit payments networks in potential violation of the Durbin Amendment to the Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act. On June 9, 2020, the Federal Trade Commission issued a Civil Investigative Demand to Visa requesting additional documents and information, and Visa is cooperating with the Bureau.

#### Euronet Litigation

On December 13, 2019, Euronet 360 Finance Limited, Euronet Polska Spolka z.o.o. and Euronet Services spol. s.r.o. ("Euronet") served a claim in the UK alleging that certain rules affecting ATM access fees in Poland, the Czech Republic and Greece by Visa Inc. and Mastercard Incorporated, and certain of their subsidiaries, breach various competition laws. Euronet seeks damages, costs, and injunctive relief to prevent the defendants from enforcing the aforementioned rules.

European Commission Staged Digital Wallets Investigation

On June 26, 2020, the European Commission ("EC") informed Visa that it has opened a preliminary investigation into Visa's rules regarding staged digital wallets and issued a request for information regarding such rules. Visa is cooperating with the EC.

Plaid Inc. Acquisition

On November 5, 2020, the U.S. Department of Justice filed a complaint in the U.S. District Court for the Northern District of California seeking a permanent injunction to prevent Visa from acquiring Plaid Inc., alleging that the proposed acquisition would substantially lessen competition in violation of Section 7 of the Clayton Act and would constitute monopolization under Section 2 of the Sherman Act. Visa intends to vigorously defend the lawsuit.

# Selected Quarterly Financial Data (Unaudited)

The following tables show selected quarterly operating results for each quarter and full year of fiscal 2020 and 2019 for the Company:

	Quarter Ended (unaudited)								Fi	Fiscal Year	
	Sep	September 30, 2020 ⁽¹⁾		June 30, 2020		March 31, 2020		December 31, 2019		2020	
				(in millio	ns, ex	cept per sh	are da	nta)			
Net revenues	\$	5,101	\$	4,837	\$	5,854	\$	6,054	\$	21,846	
Operating income	\$	3,142	S	2,999	\$	3,924	\$	4,016	\$	14,081	
Net income	\$	2,137	\$	2,373	\$	3,084	\$	3,272	\$	10,866	
Basic earnings per share											
Class A common stock	\$	0.97	\$	1.07	\$	1.39	\$	1.46	\$	4.90	
Class B common stock	\$	1.57	\$	1.74	\$	2.25	\$	2.37	\$	7.94	
Class C common stock	\$	3.88	\$	4.29	\$	5.54	\$	5.85	\$	19.58	
Diluted earnings per share											
Class A common stock	\$	0.97	\$	1.07	\$	1.38	\$	1.46	\$	4.89	
Class B common stock	\$	1.57	\$	1.74	\$	2.25	\$	2.37	\$	7.93	
Class C common stock	\$	3.87	\$	4.29	\$	5.54	\$	5.84	\$	19.56	

	Quarter Ended (unaudited)									iscal Year
	Sep	September 30, 2019 ⁽¹⁾		June 30, 2019	March 31, 2019		December 31, 2018			2019
	î.	(in millions, except per share data)							2	
Net revenues	\$	6,137	\$	5,840	\$	5,494	\$	5,506	\$	22,977
Operating income	\$	3,735	\$	3,908	\$	3,641	\$	3,717	\$	15,001
Net income	\$	3,025	\$	3,101	\$	2,977	\$	2,977	\$	12,080
Basic earnings per share										
Class A common stock	\$	1.34	\$	1.37	\$	1.31	\$	1.30	\$	5.32
Class B common stock	\$	2.19	\$	2.23	\$	2.13	\$	2.12	\$	8.68
Class C common stock	\$	5.38	\$	5.48	\$	5.23	\$	5.20	\$	21.30
Diluted earnings per share										
Class A common stock	\$	1.34	\$	1.37	\$	1.31	\$	1.30	\$	5.32
Class B common stock	S	2.19	s	2.23	\$	2.13	\$	2.12	\$	8.66
Class C common stock	\$	5.37	\$	5.48	\$	5.23	\$	5.20	\$	21.26

⁽¹⁾ The Company's unaudited consolidated statement of operations include the impact of several significant one-time items. See Overview within Item 7—Management's Discussion and Analysis of Financial Condition and Results of Operations of this report.

# 2【主な資産・負債及び収支の内容】

「1財務書類」を参照のこと。

# 3【その他】

### (1)決算日後の状況

該当なし。

### (2)法的手続き

法的手続きおよび行政手続きについては、「1財務書類-注記20法的事項」を参照のこと。

# 4【日本と米国における会計原則及び会計慣行の相違】

本有価証券報告書に含まれる財務書類は米国において一般に公正妥当と認められる会計原則(「USGAAP」)に準拠して作成されている。したがって、これらは日本において一般に公正妥当と認められる会計原則(「JGAAP」)に準拠して作成される財務書類とは異なる会計原則および表示形式が適用されている。ビザにおける特定のUSGAAPの適用については、「第一部第6 - 1財務書類の注記1 - 重要な会計方針の要約」でより詳しく説明されているが、主なUSGAAPおよびJGAAPの主な相違は以下のとおりである。

#### (1) 有給休暇に関する会計処理

USGAAPは、特定の条件を満たした従業員に与えられる有給休暇を取得する権利について負債を認識することを要求している。

JGAAPのもとでは、有給休暇についての特段の会計基準は存在しておらず、一般的な実務慣行として 関連する負債は認識されていない。

# (2) デリバティブの評価およびヘッジ会計

USGAAPのもとでは、ヘッジ手段はヘッジ関係の性質により会計処理が以下のように異なる。

- 1. 公正価値ヘッジの場合、デリバティブの公正価値の変動のうち有効部分は、損益計算書を通じて、ヘッジ対象の資産、負債、または確定契約の公正価値の変動と相殺される。
- 2. キャッシュ・フロー・ヘッジの場合、デリバティブの公正価値の変動は、資本の部の個別項目であるその他包括利益に税引後の金額で認識され、ヘッジ対象の取引が損益計算書に計上されるのと同じ期に損益計算書に組み替えられる。
- 3. 海外事業への純投資に関するヘッジの場合、ヘッジ手段に関する損益はその他包括利益に外貨換算調整勘定の一部として計上される。

また、デリバティブの公正価値の変動のうち非有効部分は、直ちに損益に認識される。

JGAAPのもとでは、デリバティブをヘッジ手段として利用するヘッジ取引は以下のように会計処理される。

- 1. 公正価値で評価されるヘッジ手段の公正価値の変動は、原則としてヘッジ対象に関する損益が認識されるまで資産または負債として繰り延べられる。
- 2. ヘッジ対象が売却可能有価証券の場合、当該有価証券の公正価値における変動は、損益計算書を通じてヘッジ手段の公正価値の変動と相殺することができる。
- 3. 資産または負債に関する利息の支払額または受取額を転換するために用いられる金利スワップについては、想定元本、金利指数、金利の支払日および計算期間、契約期間などの主要な条件がヘッジ対象の資産または負債のものとほぼ同一である場合、当該スワップを公正価値で評価

有価証券報告書

する代わりに、ヘッジ対象の資産または負債にかかる利息への調整として発生主義で計上する ことが認められる。

また、ヘッジ関係が高い有効性を有する場合には非有効部分を含めて、ヘッジ手段の公正価値の変動のすべてを繰延処理することができる。ただし、非有効部分については損益に計上することもできる。

#### (3) 収益認識

USGAAPのもとでは、企業は顧客に対して財またはサービスを移転したことにより企業が権利を得ると見込んでいる対価で収益金額を認識することが求められる。

顧客インセンティブ等の顧客に対する支払いを含む対価により企業が受領する対価が変動する場合、企業は、変動対価を見積り、変動対価に関連した不確実性が解消された時に収益に当該変動対価を含める。

JGAAPのもとでは、収益は実現主義の原則に従い、商品等の販売または役務の給付によって実現した ものに限り、収益として認識されるが、USGAAPのような包括的な規定はない。

セールス・インセンティブについての特段の会計基準は存在しておらず、一般的に販売管理費に分類されている。

なお、2018年3月30日に、収益に関する会計処理及び開示について定めることを目的とした企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」が企業会計審議会から公表された。新基準は、USGAAPのASC606「顧客との契約から生じる収益」と概ね同様のものとなっている。新基準は、2021年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用されるが、早期適用が認められている。

### (4) のれんおよびその他の無形資産

USGAAPのもとでは、のれんおよび耐用年数が確定できない無形資産は償却されず、代わりに年次で、または減損の兆候を示す事象や状況が存在する場合にはより頻繁に減損テストが実施されている。耐用年数が有限である無形資産は、耐用年数にわたって償却される。

JGAAPのもとでは、のれんは、20年以内の期間にわたって規則的に償却される。その他の無形資産は耐用年数または契約期間にわたって償却される。必要な場合、減損の認識も求められている。

# (5) 株式に基づく報酬

USGAAPのもとでは、公正価値法を用いて株式に基づく報酬費用が認識される。当社は役務条件付きの報酬についてのみ、必要不可欠な役務提供期間(通常、権利確定期間)にわたり定額法で報酬費用を認識している。業績連動型報酬費用および市場連動型報酬費用は段階法により認識される。これらの金額は当初、業績目標に基づいて見積られ、必要に応じて業績期間を通じて経営陣の最善の見積りに基づき調整される。

JGAAPのもとでは、各会計期間における費用計上額は、ストック・オプションの公正な評価額のうち 当期に発生したと認められる額を計上することとされている。当期に発生したと認められる額は、これと対価関係にあるサービスの提供期間である対象勤務期間を基礎とする方法、またはその他の合理 的な方法に基づいて行われる。株価条件が付されている等、権利確定日を合理的に予測することが困難なためにその予測を行わない場合、対象勤務期間はないものとみなされ、付与日に費用計上される。

#### (6) 変動持分事業体の連結

USGAAPのもとでは、次の(1)または(2)を満たす事業体を変動持分事業体(VIE)と呼ぶ。

- 有価証券報告書
- (1)リスクにさらされているエクイティが充分ではなく、追加の劣後的な財政支援なしには事業体が 活動を行うための資金を調達できない、または
- (2)持分投資家を1つのグループと見た場合に、次のいずれかを欠いているもの。
  - (a) 議決権または類似する権利を通じて、事業体の経済的パフォーマンスに最も重要な影響を与える、事業体の活動を指図するパワー
  - (b)事業体の期待損失を被る義務
  - (c)事業体の期待残余利益を受ける権利

VIEは、支配財務持分を有する主たる受益者により連結される。次の特徴を有する企業は主たる受益者とみなされる。

- (a) VIEの経済的パフォーマンスに最も重要な影響を与える、VIEの活動を指図するパワー
- (b) VIEにとって潜在的に重要となる可能性のある、VIEの損失を被る義務、またはVIEにとって潜在的に重要となる可能性のある、VIEからの便益を受ける権利を有している

JGAAPのもとでは、連結の範囲を決定するために、変動持分事業体の概念は使用されていない。

## (7) 公正価値オプション

US GAAPでは、持分投資の測定による変動は、公正価値が測定できるか否かにかかわらず、純損益に認識しなければならない。金融負債について公正価値オプションの適用を選択した企業は、金融商品固有の信用リスクに関連する公正価値変動をその他包括利益に認識しなければならない。

JGAAPのもとでは、公正価値オプションは認められていない。

## (8) 法人税等

USGAAPでは、評価において実現する可能性が実現しない可能性よりも高いタックス・ポジションは、そのテクニカル・メリットに基づいて認識される。認識された金額は、実現する可能性が50%超と判断される最大の額で測定される。認識された金額は、税務申告書で申告する、または申告する予定の金額とは異なる可能性がある。この差額は、負債または繰延税金資産の減少として計上される。これらの未認識のタックス・ポジションに係る支払利息および課徴金は、未払計上される。

JGAAPのもとでは、未認識のタックス・ポジションに関する特段の規定はない。

#### (9) リース(借手の会計)

USGAAPでは、短期リースを除き、リース取引はオペレーティング・リースとファイナンス・リースのいずれかに分類されるが、いずれについても、リース開始時にリース料総額の現在価値で使用権資産とリース負債が貸借対照表に計上される。その後、フィナンス・リースについては使用権資産に係る償却費と、リース負債に係る利息費用が計上される。オペレーティング・リースについては定額法でリース費用が計上される。

JGAAPのもとでは、US GAAPと同様にファイナンス・リースとオペレーティング・リースに分類されるが、オペレーティング・リース取引については賃貸借と同様の会計処理を行い、US GAAPのようにリース開始時に使用権資産とリース負債の計上はされない。

EDINET提出書類 ビザ・インク ( V i s a I n c . ) (E15692) 有価証券報告書

#### 第7【外国為替相場の推移】

当社の財務諸表の表示に用いられた通貨(米ドル)と本邦通貨との間の為替相場が、国内において時事に関する事項を掲載する2紙以上の日刊新聞に参考期間の事業年度おいて掲載されているので、本記載は省略する。

#### 第8【本邦における提出会社の株式事務等の概要】

#### 1【本邦における株式取扱事務の概要】

## (1)株式の名義書換取扱場所および名義書換代理人

日本においては、クラスA普通株式の名義書換取扱場所および名義書換代理人は存在しない。

クラスA普通株式の取得者(以下「実質株主」という。)は、クラスA普通株式の取得窓口となった金融商品取引業者(以下「窓口金融商品取引業者」という。)との間に外国証券取引口座約款(以下「約款」という。)を締結する必要があり、当該約款により、株主の名義で外国証券取引口座(以下「取引口座」という。)が開設される。売買取引の実行、売買代金の決済、証券の保管および株式に関するその他の取引に関する事項はすべてこの取引口座を通じて処理される。かかる場合、取引の実行、売買代金の決済および株式の取引に関するその他の支払についての各事項はすべて当該契約の各条項に従い処理される。

# (2) 実質株主に対する特典

なし。

# (3)株式の譲渡制限

クラスA普通株式に譲渡制限はない。

## (4)その他株式事務に関する事項

株券の保管

取引口座を通じて保有されるクラスA普通株式は、窓口金融商品取引業者を代理する米国における保管機関(以下「現地保管機関」という。)およびその名義人の名義で登録され、現地保管機関により保管される。

# 配当等基準日

当社から配当等を受取る権利を有する実質株主は、当社取締役会が配当支払等のために定めた基準日現在、クラスA普通株式を実質的に所有する者である。

#### 事業年度の終了

毎年9月30日

#### 実質株主に対する公告

日本においてはクラスA普通株式に関する公告を行わない。

#### 実質株主に対する株式事務に関する手数料

実質株主は、窓口金融商品取引業者の定めるところにより、約款に規定された手続を行うための手数料および費用として、取引口座を維持するための管理料を支払う。さらに、実質株主は、約款に規定されたその他の費用を支払う可能性もある。

# 2【日本における株主の権利行使方法】

### (1) 実質株主の議決権の行使に関する手続

議決権の行使は、実質株主が窓口金融商品取引業者を通じて行う指示に基づき、現地保管機関またはその名義人が行う。ただし、実質株主が指示をしない場合、現地保管機関およびその名義人は実質株主のために保有されているクラスA普通株式について議決権を行使しない。

### (2)配当請求に関する手続

現金配当の交付手続

約款に従い、現金配当は、窓口金融商品取引業者が現地保管機関およびその名義人から一括受領し、取引口座を通じて実質株主に交付する。

#### 株式配当等の交付手続

株式分割により割り当てられたクラスA普通株式は、現地保管機関およびその名義人の名義で登録され、窓口金融商品取引業者はかかるクラスA普通株式を取扱口座を通じて処理する。ただし、実質株主から別段の要請がない限り、売買数が端数のクラスA普通株式については、窓口金融商品取引業者を代理する現地保管機関により売却され、その純手取金は、窓口金融商品取引業者が現地保管機関およびその名義人から一括受領し、取引口座を通じて実質株主に支払う。株式配当により割り当てられたクラスA普通株式は、実質株主から別段の要請がない限り、窓口金融商品取引業者を代理する現地保管機関により米国で売却され、その純手取金は、窓口金融商品取引業者が現地保管機関およびその名義人から一括受領し、取引口座を通じて実質株主に支払う。

## (3)株式の譲渡に関する手続

実質株主がその持ち株の売却注文をなす際の実質株主と窓口金融商品取引業者との間の決済は円建ておよび窓口金融商品取引業者が取扱い可能な範囲内の外貨による。窓口金融商品取引業者は、国内店頭取引についてのクラスA普通株式の決済を送金によって行い、クラスA普通株式の取引の結果として現地保管機関が保有するクラスA普通株式数残高に増減が生じた場合には、クラスA普通株式の譲渡手続に従って登録機関において関係クラスA普通株式の譲渡手続がとられる。

## (4)本邦における配当等に関する課税上の取扱い

本邦における課税上の取扱いの概要は以下のとおりである。

#### 配当

日本において実質株主に対して支払われる配当金は日本の税法上の配当所得となる。クラスA普通 株式が「上場株式等」(租税特別措置法(昭和32年法律第26号、その後の改正を含む。)に定義され る。)である限り、クラスA普通株式について日本の居住者たる個人および日本の法人が日本におけ る支払の取扱者を通じて交付を受ける配当金については、外国において当該配当の支払の際に徴収さ れた源泉徴収税がある場合にはこの額を外国における当該配当の支払額から控除した後の金額に対し て、2037年12月31日までは20.315%(所得税は15.315%、地方住民税は5%)、2038年1月1日以降 は20%(所得税は15%、地方住民税は5%)の税率によりそれぞれ源泉徴収(地方住民税については 特別徴収)により課税され、法人の場合は2037年12月31日までは15.315%(所得税)、2038年1月1 日以降は15%(所得税)の税率によりそれぞれ源泉徴収により課税される。原則として、日本の居住 者たる個人である実質株主の場合には、クラスA普通株式が「上場株式等」である限り、支払を受け る当該配当については日本では確定申告をしないことを選択することができるので、その場合には上 記の源泉徴収および特別徴収のみで当該配当に係る日本における課税関係は終了する。ただし、確定 申告をしないことを選択する場合には、外国税額控除の目的上、当該配当の支払の際に徴収された外 国の源泉徴収税額は存在しないものとみなされる。個人が支払を受けるべき上場株式の配当について は、申告分離課税を選択することが可能である。申告分離課税の場合、2037年12月31日までに支払を 受けるべき上場株式の配当については、15.315%の所得税と5%の地方税が、2038年1月1日以降に 支払を受けるべき上場株式の配当については、15%の所得税と5%の地方税が課せられる。かかる配 当の額は、上場株式等の譲渡損のほか、一定の公社債の譲渡損等とも損益通算が可能である。日本の 法人である実質株主の場合には、クラスA普通株式について支払を受けた配当は法人税法上益金とし て課税されるが、上記に述べた日本における支払の取扱者から交付を受ける際に源泉徴収された税額 については適用ある法令に従って所得税額の控除を受けることができる。

#### 売買損益

日本の居住者たる個人または日本の法人によるクラスA普通株式の日本における売買に基づく損益 についての課税は、内国会社の上場株式等の売買損益課税と原則として同様である。

#### 相続税

クラスA普通株式を相続しおよび遺贈を受けた日本の実質株主には、日本の相続税法に基づき相続税が課せられるが、外国税額控除が認められる場合がある。

# (5)実質株主に対する諸通知

当社が登録株主に対して行う通知および通信は、現地保管機関およびその名義人に対してなされる。現地保管機関はこれを窓口金融商品取引業者に送付する義務があり、窓口金融商品取引業者はこれをさらに各実質株主に送付する義務がある。実費は実質株主に請求される。ただし、実質株主がその送付を希望しない場合および当該通知もしくは通信の性格上重要性が乏しい場合には、送付することなく窓口金融商品取引業者の店頭に備え付け、実質株主の閲覧に供される。

## 第9【提出会社の参考情報】

# 1【提出会社の親会社等の情報】

該当なし。

# 2【その他の参考情報】

当社は、当年度の開始日(2019年10月1日)から本書提出日までの間に、次の書類を提出している。

提出書類	提出年月日
1 . 有価証券届出書	2019年11月22日
2. 臨時報告書	2019年12月 2 日
(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項および第2項第1号)	2019年12月 2 日
3. 臨時報告書	2019年12月20日
(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項および第2項第1号)	2019年12月20日
4 . 有価証券届出書	2019年12月20日
5 . 有価証券報告書	2020年 3 月30日
6. 半期報告書	2020年 6 月26日
7. 臨時報告書	2020年 6 月26日
(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項および第2項第1号)	2020年 0 万20日
8 . 有価証券届出書	2020年 6 月26日
9 . 有価証券届出書	2020年11月25日
10. 臨時報告書	2020年12月3日
(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項および第2項第1号)	2020年12月 3 日
11. 臨時報告書	2020年12月21日
(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項および第2項第1号)	2020 <del>+</del> 12/721
12.有価証券届出書	2020年12月21日

# 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

# 第1【保証会社情報】

該当なし。

# 第2【保証会社以外の会社の情報】

該当なし。

# 第3【指数等の情報】

該当なし。

# 独立登録会計事務所の同意書

(翻訳)

ビザ・インク 取締役会御中

私たちは、ビザ・インクおよび子会社の2020年および2019年9月30日現在の連結貸借対照表、2020年9月30日に終了した3年の各年における事業年度の関連の連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書および連結キャッシュ・フロー計算書、ならびにビザ・インクの2020年9月30日現在の財務報告に係る内部統制の有効性についての私たちの2020年11月19日付の監査報告書が関東財務局に提出されるビザ・インクの有価証券報告書第8号様式に含まれることならびに、当該有価証券報告書、「第6 経理の状況」で当会計事務所が参照されることに同意します。

/s/ケーピーエムジー エルエルピー

カリフォルニア州サンタ・クララ市 2021年 3 月29日



# Consent of Independent Registered Public Accounting Firm

The Board of Directors Visa Inc.:

We consent to the inclusion in this Securities Report on Form 8 of Visa Inc. filed with the Kanto Local Finance Bureau of our report dated November 19, 2020with respect to the consolidated balance sheets of Visa Inc. and subsidiaries as of September 30, 2020 and 2019, and the related consolidated statements of operations, comprehensive income, changes in equity, and cash flows for each of the years in the three-year period ended September 30, 2020, and the effectiveness of internal control over financial reporting of Visa Inc. as of September 30, 2020, and to the reference to our firm under the caption "Section VI. - Financial Conditions" in this Securities Report.

/s/ KPMG LLP

Santa Clara, California

March 29, 2021

^( )上記は、独立登録会計事務所の同意書の原本に記載された事項を電子化したものです。その原本は本有価証券報告書提出会社が別途保管しております。



#### 独立登録会計事務所の監査報告書

ビザ・インク 取締役会および株主各位

# 連結財務諸表および財務報告に係る内部統制についての監査意見

私たちは、添付のビザ・インクおよび子会社(以下、「会社」という。)の2020年および2019年9月30日 現在の連結貸借対照表、2020年9月30日に終了した3年の各年における連結損益計算書、連結包括利益計算 書、連結持分変動計算書および連結キャッシュ・フロー計算書ならびに関連する注記(以下、総称して「連 結財務諸表」という。)について監査を行った。私たちはまた、トレッドウェイ委員会支援組織委員会が公 表した「内部統制 - 統合的枠組み」(2013年)おける基準に基づいて、2020年9月30日現在における会社の財 務報告に係る内部統制についても監査した。

私たちは、上記の連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して、会社の2020年および2019年9月30日現在の財政状態ならびに2020年9月30日に終了した3年の各年における経営成績およびキャッシュ・フローを、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。私たちはまた、会社が、すべての重要な点において、トレッドウェイ委員会支援組織委員会により発行された「内部統制-統合的枠組み」(2013年)における基準に基づいて、2020年9月30日現在で財務報告に係る有効な内部統制を維持していたものと認める。

### 会計方針の変更

連結財務諸表注記1に記載されているとおり、会社は、2019年9月30日に終了した事業年度において、米国財務会計審議会会計基準アップデート第2014-09号「顧客との契約から生じる収益」(Topic 606)を採用したことにより、顧客との契約から生じる収益に関する会計処理方法を変更している。

# 監査意見の基礎

会社の経営陣の責任は、これらの連結財務諸表ならびに添付の財務報告に係る内部統制に関する経営陣の報告書に含まれる、財務報告に係る有効な内部統制の維持および財務報告に係る内部統制の有効性を評価することにある。私たちの責任は監査に基づいて会社の連結財務諸表および財務報告に係る内部統制について意見を表明することにある。私たちは、公開会社会計監視審議会(米国)(以下、「PCAOB」という。)に登録されている会計事務所であり、米国の連邦証券法ならびに証券取引委員会およびPCAOBの適用法令に従って、会社から独立していることを義務付けられている。

私たちは、PCAOBの基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、すべての重要な点において、連結財務諸表に不正または誤謬による重要な虚偽表示がないかどうか、また財務報告に係る有効な内部統制が維持されているかどうかについて合理的な保証を得るための監査を私たちが計画し、実施することを要求している。

私たちの連結財務諸表の監査は、不正または誤謬による、連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクについての評価手続きの実施およびそれらのリスクへの対応手続きの実施を含んでいる。そうした手続きは、連結財務諸表の金額と開示に関する証拠の試査を検討することを含んでいる。また、私たちの監査は、経営陣が採用した会計原則および経営陣によって行われた重要な見積りの評価、ならびに全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。財務報告に係る内部統制の監査は、財務報告に係る内部統制につき理解を得ること、重大な欠陥が存在するリスクを評価すること、リスクの評価に基づき、内部統制の整備状況および運用状況を検証し評価することを含んでいる。私たちの監査はまた、私たちが状況により必要と認め

たその他の手続きを実施することを含んでいる。私たちは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

# 財務報告に係る内部統制の定義および制限

会社の財務報告に係る内部統制は、財務報告の信頼性および一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した外部報告用財務諸表の作成の信頼性に関して合理的な保証を与えるために整備されたプロセスである。会社の財務報告に係る内部統制には、(1)会社の取引および資産の処分を合理的な範囲で詳細に、正確かつ公正に反映する記録の維持に関連し、(2)一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務諸表を作成するために必要な取引が記録され、会社の収支が経営陣および取締役の承認に基づいてのみ行われていることについての合理的な保証を提供し、(3)財務諸表に重要な影響を与える可能性のある会社の資産の未承認の取得、使用または処分を防止し、または適時に発見することについての合理的な保証を提供する方針および手続きを含んでいる。

財務報告に係る内部統制は、その固有の限界により、虚偽表示を防止または発見できない可能性がある。 また、有効性評価を将来の期間にわたって想定することは、状況の変化に伴って統制が不十分になる可能性 があるというリスク、または方針あるいは手続きの遵守の程度が低下する可能性があるというリスクにさら される。

#### 監査上の重要な事項

以下に記載されている監査上の重要な事項は、当期の連結財務諸表監査によって生じた事項であり、監査委員会にコミュニケーションが行われた、または行うことが要求され、(1)連結財務諸表の重要な勘定または開示に関連し、かつ(2)特に困難、主観的、または私たちの複雑な判断を伴う事項である。監査上の重要な事項のコミュニケーションは、連結財務諸表全体に対する私たちの意見にいかなる影響も及ぼさない。また、私たちは、以下に記載する監査上の重要な事項のコミュニケーションによって、監査上の重要な事項や、監査上の重要な事項に関連する連結財務諸表の勘定または開示に対して個別の意見を表明するものではない。

インターチェンジ広域係属訴訟における損害賠償を求める集団和解から脱退する集団訴訟の原告に対する 未払訴訟債務の評価

連結財務諸表注記20に記載されているとおり、会社は、インターチェンジ広域係属訴訟(以下、「MDL」という。) - 個々の加盟店の訴訟を含む様々な法的事項に関与しており、2020年9月30日現在、914百万ドルの未払訴訟債務を計上している。連結財務諸表の作成にあたり、会社は、各法的事項に関連する損失の可能性を評価し、もしあれば、そうした損失の金額を算定するよう要求されている。会社が当事者となっている法的事項の結果は、会社が完全に管理できる範囲を超えており、結果が不明の期間が長期に及ぶ可能性もある。

私たちは、MDL - 個々の加盟店の訴訟としても知られる、損害賠償を求める集団和解から脱退する集団訴訟の原告に対する未払訴訟債務の評価を監査上の重要な事項として特定した。この手続きにおいては、結果が予測できず、予測不可能な損害が生じうるような複雑な請求・主張がなされている。MDL - 個々の加盟店の訴訟に関する未払訴訟債務の評価においては、起こり得る結果の検討および評価に関連する仮定および見積りにより、監査人の特に困難な判断が要求される。結果の変更は、当該債務の見積額に重要な影響を及ぼす可能性がある。

以下は、監査上の重要な事項に対処するために私たちが実施した主な手続きである。私たちは、MDL - 個々の加盟店の訴訟に関する会社の訴訟発生プロセスにおける内部統制を含む、会社の訴訟の実際のプロセスに

対して、特定の内部統制の整備状況を評価し、運用状況の有効性をテストした。私たちは、MDL - 個々の加盟 店の訴訟を含む会社の法的事項について協議している会社の外部および内部の弁護士から直接受け取った書 簡を読むことによって未払金額を評価した。私たちは、MDL - 個々の加盟店の訴訟を含む、会社および会社の 法的事項について、公表されたニュース記事等、関連性のある公的に入手可能な情報を検討した。私たち は、以前MDL集団和解から脱退した加盟店に関する法的事項の解決において発生した実際の金額と過去に計上 された債務を比較することによって、会社の金銭上のエクスポージャーを見積る能力を評価した。私たち は、会社の分析における金銭上のエクスポージャーを評価するに当たって、そうした金額と脱退した加盟店 に帰属する完全な加盟店数の金額を比較した。私たちはまた、金銭上のエクスポージャーに関して感応度分 析を行った。

/s/ ケーピーエムジー エルエルピー

私たちは、2007年より会社の監査人として監査を実施している。

カリフォルニア州、サンタクララ 2020年11月19日



#### Report of Independent Registered Public Accounting Firm

The Stockholders and Board of Directors Visa Inc.:

Opinions on the Consolidated Financial Statements and Internal Control Over Financial Reporting

We have audited the accompanying consolidated balance sheets of Visa Inc. and subsidiaries (the Company) as of September 30, 2020 and 2019, the related consolidated statements of operations, comprehensive income, changes in equity, and cash flows for each of the years in the three-year period ended September 30, 2020 and the related notes (collectively, the consolidated financial statements). We also have audited the Company's internal control over financial reporting as of September 30, 2020, based on criteria established in *Internal Control - Integrated Framework (2013)* issued by the Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission.

In our opinion, the consolidated financial statements referred to above present fairly, in all material respects, the financial position of the Company as of September 30, 2020 and 2019, and the results of its operations and its cash flows for each of the years in the three-year period ended September 30, 2020, in conformity with U.S. generally accepted accounting principles. Also in our opinion, the Company maintained, in all material respects, effective internal control over financial reporting as of September 30, 2020, based on criteria established in *Internal Control - Integrated Framework (2013)* issued by the Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission.

# Changes in Accounting Principle

As discussed in Note 1 to the consolidated financial statements, the Company has changed its method of accounting for revenue from contracts with customers in the year ended September 30, 2019 due to the adoption of Financial Accounting Standards Board (FASB) Accounting Standards Update 2014-09 "Revenue from Contracts with Customers (Topic 606)".

### Basis for Opinions

The Company's management is responsible for these consolidated financial statements, for maintaining effective internal control over financial reporting, and for its assessment of the effectiveness of internal control over financial reporting, included in the accompanying Management's Report on Internal Control over Financial Reporting. Our responsibility is to express an opinion on the Company's consolidated financial statements and an opinion on the Company's internal control over financial reporting based on our audits. We are a public accounting firm registered with the Public Company Accounting Oversight Board (United States) (PCAOB) and are required to be independent with respect to the Companyin accordance with the U.S.federal securities lawsand the applicable rules and regulations of the Securities and Exchange Commission and the PCAOB.

We conducted our audits in accordance with the standards of the PCAOB. Those standards require that we plan and perform the audits to obtain reasonable assurance about whether the consolidated financial statements are free of material misstatement, whether due to error or fraud, and whether effective internal control over financial reporting was maintained in all material respects.

Our audits of the consolidated financial statements included performing procedures to assess the risks of material misstatement of the consolidated financial statements, whether due to error or fraud, and performing procedures that respond to those risks. Such procedures included examining, on a test basis, evidence regarding the amounts and disclosures in the consolidated financial statements. Our audits also included evaluating the accounting principles used and significant estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the consolidated financial statements. Our audit of internal control over financial reporting included obtaining an understanding of internal control over financial reporting, assessing the risk that a material weakness exists, and testing and evaluating the design and operating effectiveness of internal control based on the assessed risk. Our audits also included performing such other procedures as we

considered necessary in the circumstances. We believe that our audits provide a reasonable basis for our opinions.

Definition and Limitations of Internal Control Over Financial Reporting

A company's internal control over financial reporting is a process designed to provide reasonable assurance regarding the reliability of financial reporting and the preparation of financial statements for external purposes in accordance with generally accepted accounting principles. A company's internal control over financial reporting includes those policies and procedures that (1) pertain to the maintenance of records that, in reasonable detail, accurately and fairly reflect the transactions and dispositions of the assets of the company; (2) provide reasonable assurance that transactions are recorded as necessary to permit preparation of financial statements in accordance with generally accepted accounting principles, and that receipts and expenditures of the company are being made only in accordance with authorizations of management and directors of the company; and (3) provide reasonable assurance regarding prevention or timely detection of unauthorized acquisition, use, or disposition of the company's assets that could have a material effect on the financial statements.

Because of its inherent limitations, internal control over financial reporting may not prevent or detect misstatements. Also, projections of any evaluation of effectiveness to future periods are subject to the risk that controls may become inadequate because of changes in conditions, or that the degree of compliance with the policies or procedures may deteriorate.

## Critical Audit Matters

The critical audit matters communicated below are matters arising from the current period audit of the consolidated financial statements that were communicated or required to be communicated to the audit committee and that: (1) relate to accounts or disclosures that are material to the consolidated financial statements and (2) involved our especially challenging, subjective, or complex judgments. The communication of critical audit matters does not alter in any way our opinion on the consolidated financial statements, taken as a whole, and we are not, by communicating the critical audit matters below, providing a separate opinion on the critical audit matters or on the accounts or disclosures to which it relate

Assessment of the accrued litigation liability for class members opting out of the Damages Class settlement in the Interchange Multidistrict Litigation (MDL)

As discussed in Note 20 to the consolidated financial statements, the Company is involved in various legal proceedings, including the Interchange Multidistrict Litigation (MDL) - Individual Merchant Actions, and has recorded an accrued litigation liability of \$914 million as of September 30, 2020. In preparing its consolidated financial statements, the Company is required to assess the probability of loss associated with each legal proceeding and the amount of such loss, if any. The outcome of the legal proceedings to which the Company is a party is not within the complete control of the Company or may not be known for prolonged periods of time.

We identified the assessment of the accrued litigation liability for class members opting out of the Damages Class settlement, also known as the MDL - Individual Merchant Actions, as a critical audit matter. This proceeding involves complex claims that are subject to substantial uncertainties and unascertainable damages. The assessment of the accrued litigation liability for the MDL - Individual Merchant Actions required especially challenging auditor judgment due to the assumptions and estimates associated with the consideration and evaluation of possible outcomes. Changes to the outcomes could have a significant effect on the estimated amount of the liability.

The following are the primary procedures we performed to address this critical audit matter. We evaluated the design and tested the operating effectiveness of certain internal controls over the Company's litigation assessment process, including internal controls over the Company's litigation accrual process for the MDL - Individual Merchant Actions. We assessed the amounts accrued by reading letters received directly from the Company's external legal counsel and in-house legal counsel that discussed the Company's legal matters, including the MDL - Individual Merchant Actions. We considered relevant publicly available information, such as published news articles, about the Company and its legal matters, including the MDL - Individual Merchant Actions. We evaluated the Company's ability to estimate its monetary exposure by comparing

EDINET提出書類 ビザ・インク ( V i s a I n c . ) (E15692) 有価証券報告書

historically recorded liabilities to actual monetary amounts incurred upon resolution of legal matters for merchants that opted out of the previous MDL class settlement. To assess the estimated monetary exposure in the Company's analysis, we compared such amounts to the complete population of amounts attributable to opt-out merchants. We also performed sensitivity analysis over the Company's monetary exposure calculations.

/s/ KPMG LLP

We have served as the Company's auditor since 2007.

Santa Clara, California November 19, 2020

^( )上記は、独立登録会計事務所の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。 その原本は本有価証券報告書提出会社が別途保管しております。